

柏屋町文化財調査報告書第 43 集

# 阿恵遺跡

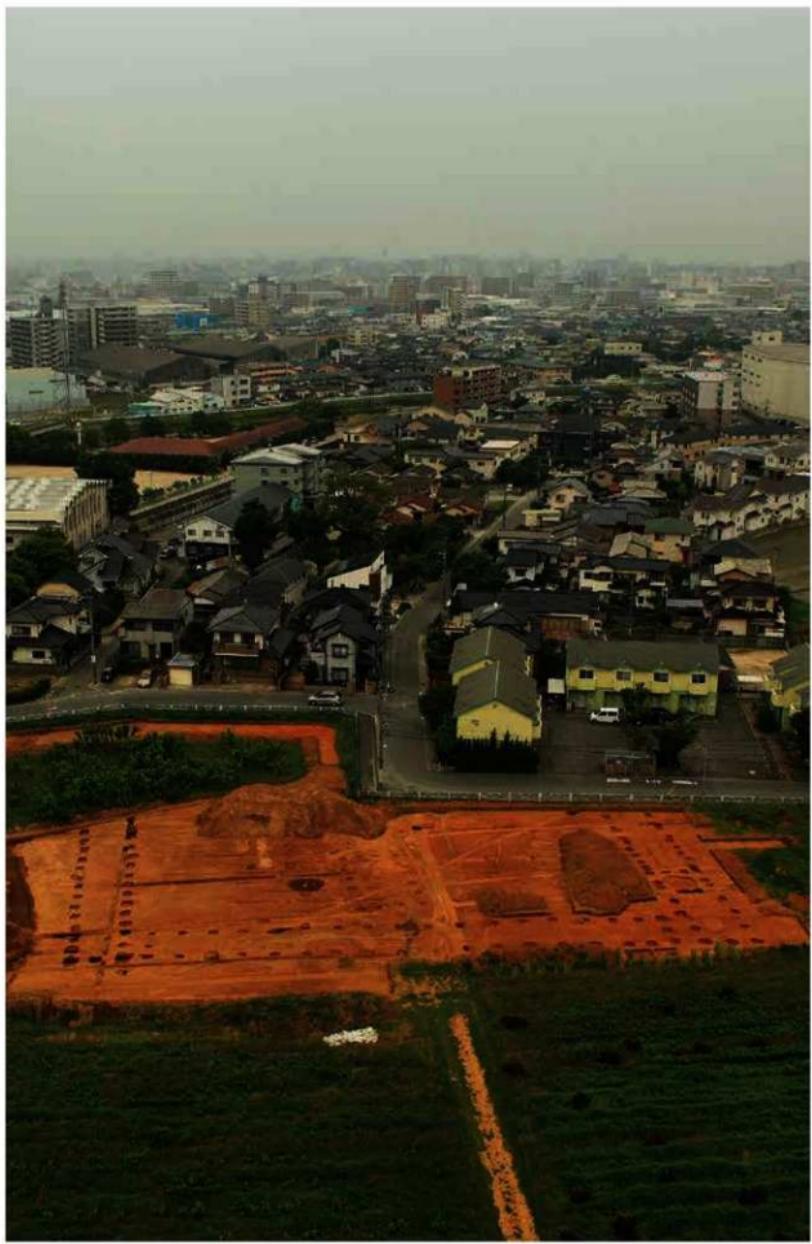
2018

柏屋町教育委員会





政府空撮（南上方から）



政府空撮（東上方から）



政ノ庄 SB-1 (南から)



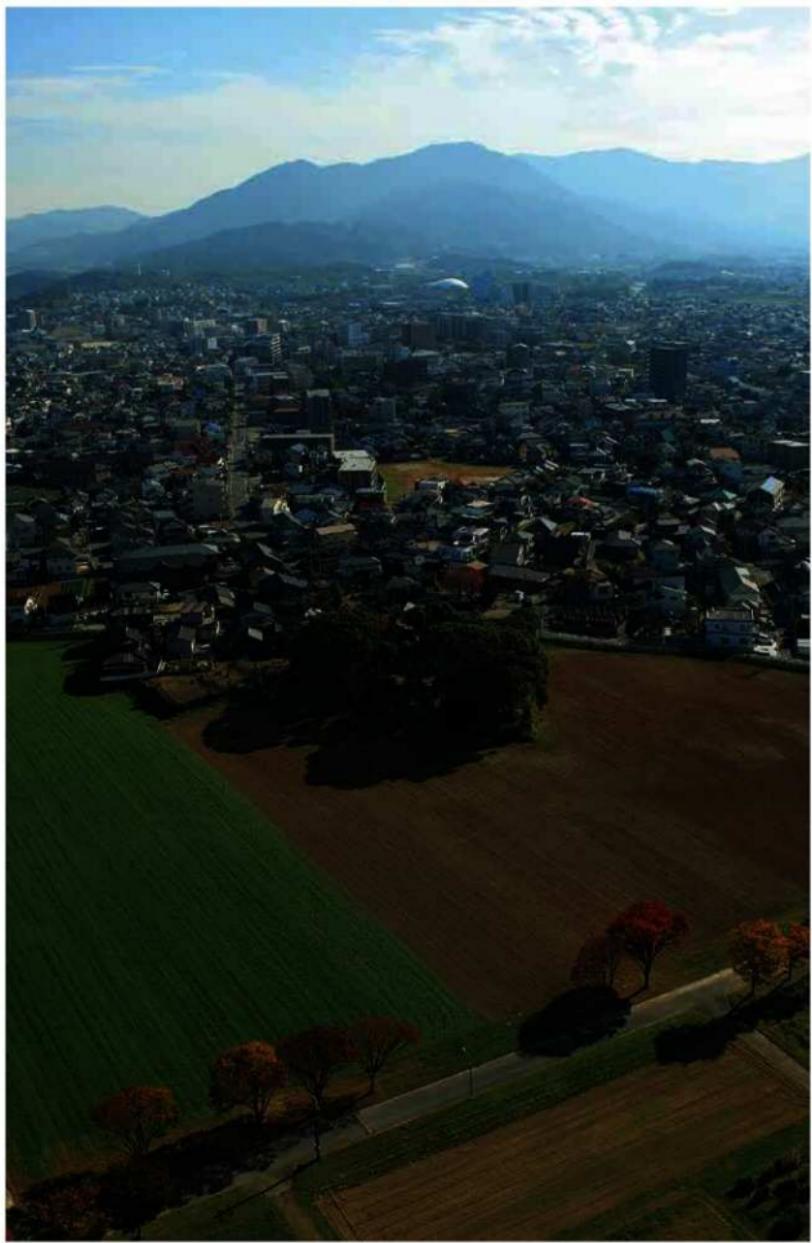
正倉空塚（西上方から）



正倉 SB-29 (西から)



古代道路側溝出土遺物



鶴見塚古墳空撮（西から）中央が前方部前面

## はじめに

本書は、国庫補助事業重要遺跡確認調査として、国庫補助金及び県費補助金を受けて、平成25年度から平成28年度に柏原町教育委員会が実施した阿恵遺跡の記録です。

阿恵遺跡は、飛鳥時代から奈良時代にかけて槽屋評（郡）を治めていた役所跡です。遺跡の大部分は、九州大学農学部付属原町農場の広大な敷地内に所在していることから、市街地化が進む周囲とは対照的に、古代の地形や景観を今に残す恵まれた環境の下で、遺跡の全体像を把握することが可能となりました。古代役所の中心施設である政庁と正倉を一体的に確認できることは、古代地方官衙の様相を解明するうえで極めて重要な発見であると考えます。さらに、698年の紀年銘をもつ京都妙心寺梵鐘の製作者として「槽屋評造春米連廣國」の名が知られており、槽屋評の長官であるこの人物が政務を執りおこなっていた場所こそまさに阿恵遺跡であることが判明しました。文字資料と考古学的調査による成果が合致したという点におきましても、歴史的価値の高い遺跡であるといえるでしょう。

また、調査地周辺は古代の遺跡が多く存在し、隣接する古墳時代後期の大型前方後円墳である鶴見塚古墳をはじめ、阿恵遺跡と同時代のものとしては、大型の掘立柱建物や大宰府式鬼瓦が出土した内橋坪見遺跡、多々良川の河口で物資集積施設として栄えた多々良込田遺跡などが周囲に位置しています。さらに都と大宰府を結ぶ駿路が阿恵遺跡の隣接地を通して、これに直交する新たな古代道路の痕跡も検出することができました。阿恵遺跡周辺は、海上・河川・陸上交通が交わる重要な地域であったことがうかがわれます。

槽屋評（郡）衙の所在地が阿恵遺跡であると判明したことは、地域の原点となる貴重な遺跡として私たち町民の誇りでもあります。本書が文化財に対する理解を深める上で広く活用されるとともに、古代地方官衙の研究資料としても貢献できれば幸いです。

最後になりましたが、調査にご協力いただきました関係者の方々をはじめ、地元住民の皆様に心から謝意を表します。

平成30年3月31日

柏原町教育委員会

教育長 西村 久朝

発行	柏原町教育委員会
調査起因	国庫補助事業重要遺跡範囲内確認調査
現地調査	【平成25年度】平成25年 7月 1日～平成25年10月 1日 平成26年 2月 17日～平成26年 3月 31日 【平成26年度】平成26年 4月 1日～平成27年 3月 31日 【平成27年度】平成27年 4月 13日～平成28年 3月 31日 【平成28年度】平成28年11月 15日～平成28年12月 28日 【平成28年度】平成28年 4月 1日～平成29年 3月 31日 【平成29年度】平成29年 4月 3日～平成30年 3月 31日
整理調査	【平成29年度】平成29年 4月 1日～平成29年 3月 31日
使用方位	国土座標第II系(世界測地系)
遺構実測	西垣彰博・高橋幸作・中尾祐太・齊藤大輔・福島日出海・児玉義介・池田拓・永島聰士・阿部悠理
遺構撮影	西垣彰博・高橋幸作・池田拓・永島聰士・阿部悠理
遺物実測	新宅信久・中尾祐太・齊藤大輔・福島日出海・永島聰士・阿部悠理・朝原泰介・常盤拓生
遺物撮影	西垣彰博・高橋幸作
製図	西垣彰博・高橋幸作・毛利須寿代・上田津由美
執筆	西垣彰博
編集	3. 阿恵遺跡の歴史的特質 阿恵遺跡と槽屋評 坂上康俊 西垣彰博

本書に関わる遺物・記録類は、柏原町立歴史資料館にて収蔵・管理し、公開する予定である。

# 目 次

01 1. 経過・位置と環境	85 官衙関連地区
02 経過・位置と環境	85 官衙関連地区の概要 85 挖立柱建物
02 調査に至る経緯	
03 調査経過	
03 調査体制	
05 地理的環境	
05 歴史的環境	
08 遺跡の概要	
09 2. 調査成果	88 鶴見塚古墳
09 政府城	88 鶴見塚古墳の概要 91 墓丘測量の調査成果 93 墓丘の断面測量 93 古墳周辺のトレンチ調査
10 政府城の概要	
10 挖立柱建物	
32 柵	
34 石敷遺構	
34 溝	
36 不定形遺構	
38 井戸	
39 政府南側地形落ち	
44 包含層	
45 ピット	
46 竪穴建物	
49 正倉城	109 3. 阿恵遺跡の歴史的特質
49 正倉城の概要	110 阿恵遺跡の歴史的特質
51 挖立柱建物	110 阿恵遺跡の変遷について 119 政府の移転先について 119 西海道の都路について
62 土坑	
64 竪穴建物	125 阿恵遺跡と糟屋評 129 阿恵遺跡の成立背景
65 柵	
65 溝	
65 その他出土遺物	
66 古代道路	135 4. 総括
66 古代道路の概要	136 総括
70 伝路	136 調査成果のまとめ 138 今後の課題と展望
82 駅路	
139 5. 図版	

# 1. 経過・位置と環境

## 同時代の周辺の調査道路

- 阿恵原口道路 「阿恵原口道路」柏原町教育委員会 2004  
「阿恵原口道路第2地点」柏原町教育委員会 2010
- 阿恵古屋敷道路 「阿恵古屋敷道路」柏原町教育委員会 1995
- 阿恵天神森道路 「阿恵天神森道路」柏原町教育委員会 1996
- 「阿恵天神森道路第2地点」柏原町教育委員会 2016
- 内橋坪見道路 1次調査 「内橋坪見道路概要報告書」柏原町教育委員会 2013
- 内橋坪見道路 2次調査 近年刊行予定
- 内橋坪見道路 3次調査 「内橋坪見道路3次」柏原町教育委員会 2015
- 内橋牛切道路 「内橋牛切道路」柏原町教育委員会 1994
- 内橋登り上り道路第1地点 「内橋登り上り道路」柏原町教育委員会 1997
- 内橋登り上り道路第2地点 「内橋登り上り道路第2地点」柏原町教育委員会 1997
- 内橋登り上り道路第3地点 「内橋登り上り道路第3地点」柏原町教育委員会 1997
- 内橋登り上り道路第4地点 「内橋登り上り道路第4地点」柏原町教育委員会 2001
- 内橋鏡道路 「内橋鏡道路」柏原町教育委員会 2015
- 内橋鏡道路 2次調査、内橋カラヤ道路、「内橋鏡道路2字調査・内橋カラヤ道路」柏原町教育委員会 2017
- 江止道路第6地点 「江止道路第6地点」柏原町教育委員会 2002
- 戸原御堂の原道路 「戸原御堂の原道路」柏原町教育委員会 2000
- 戸原寺田道路 「戸原寺田道路」柏原町教育委員会 2017
- 原町平原道路 近年刊行予定

# 経過・位置と環境

精星評（郡）衙であることが明らかとなった阿恵遺跡は、博多湾東岸に位置し、港湾、河川、官道が交差する地に遺地されている。このような官衙の立地に関わる環境は、博多湾を取り巻く福岡平野、早良平野、糸島平野に共通してみられる。对外交渉の拠点であった博多湾沿岸部の統治体制を考えるうえで重要な視点である。

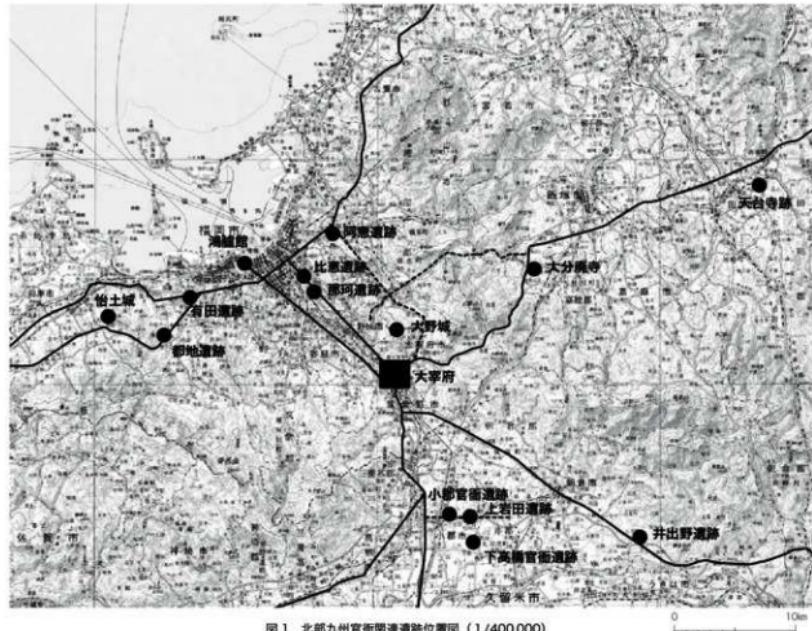


図1 北部九州官衙関連遺跡位図(1/400,000)

## 調査に至る経緯

阿恵遺跡は、福岡県糟屋郡柏原町大字原町111他において、国立大学法人九州大学農学部付属原町農場の移転に先立ち、敷地内の埋蔵文化財事前調査が計画されたことと、大字阿恵259-1他において主要地方道福岡東環状線建設工事が計画されたことに起因する。

平成25年6月10日に、国立大学法人九州大学より柏原町教育委員会へ埋蔵

文化財事前審査願書が提出された。申請地は、周知の埋蔵文化財包蔵地である九大農場遺跡（後に阿恵遺跡に改称）に含まれる旨を回答した。調査対象地が228,499m<sup>2</sup>と広大であり、また、農場移転時まで農地利用を継続することから、年間耕作計画と調整を図りつつ、平成25年度～27年度の3カ年で現地確認調査を実施し、平成28年度に発掘調査報告書を刊行する計画を立てた（後に平成29年度まで延長する経緯は次節で詳述する）。調査にあたっては、国庫及び

県費の補助金を活用して実施した。

これと併行して、農場敷地内の西端を通る主要地方道福岡東環状線建設予定地において、平成26年2月25日に、福岡県福岡県土整備事務所より柏原町教育委員会へ埋蔵文化財事前審査願書が提出された。これを受けて、平成28年2月28日に確認調査を実施したところ、複数個の長方形建物が方形に配置されている状況を検出した。規模と建物構成から、郡庁建物の可能性が考えられたため、詳細に遺構を把握すべく、申請地内の表土

を全面的に測いて遺構検出をおこなうこととした。福岡東環状線予定地の確認調査については、農場敷地内の確認調査と併行しながら、平成 28 年 3 月 31 日まで調査を実施した。

## 調査経過

### 平成 25 年度の調査

平成 25 年 7 月 1 日から 10 月 1 日と、平成 26 年 2 月 17 日から 3 月 31 日まで実施し、東西に伸びる細長い微高地上に、都御正倉とみられる総建物群と、複数棟の長倉建物が方形に配置される中軸施設の政庁を確認した。出土遺物が少なく詳細な時期比定はできない状況であったが、政庁と正倉をセドで検出することができ、それまで所在地が不明だった櫛屋評（郡）の発見に至った。

### 平成 26 年度の調査

前年度の調査成果を受け、官衙遺構の広がりを確認することを目的として、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで確認調査を実施した。政庁間連建物が当初の想定よりも広範囲に存在すること、新たに正倉を検出し、正倉群が鉄形に配置されて 2 時期に区分されること、官道の構造を検出したことにより、駆路と伝路の交差地に阿恵遺跡が立地することが明らかになった。

また、隣接する鶴見塚古墳（前方後円墳）の測量調査も実施した。

なお、平成 26 年 7 月 19 日に現地説明会を実施し、約 450 人の方々に見学いただいた。

### 平成 27 年度の調査

政庁建物の全体像を把握することと、農場敷地内の遺構分布の確認を目的として、平成 27 年 4 月 13 日から平成 28 年 3 月 31 日まで確認調査を実施した。当初に検出していた政庁とは別に、異なる時期の政庁の存在が明らかになり、7 世紀後半～8 世紀前半にかけて複数期の変遷を確認した。また、農場敷地内を縦断

するように古代道路側溝が直線的に伸びることや、政庁と別の微高地においても官衙間連建物を検出するなど、農場敷地内の広い範囲に遺跡が分布することが明らかとなった。

平成 27 年 6 月 1 日には調査指導委員会を組織し、それ以降、調査方法及び遺跡の歴史的評価について指導・助言をいただいている。

### 平成 28 年度の調査

前年までの調査成果をもとに政庁の変遷案を検討したが、柱間隔、建物の主軸方位などの分析から各建物相互の柱穴の組み合わせを考えると、現場で判断した柱穴の切り合いかんについて、さらに検討する必要が生じた。この切り合いかんは、政庁変遷案を左右する重要な問題であったため、本来であれば平成 27 年度まで確認調査を終了する計画であったが、調査指導委員会の指示を受けて、平成 28 年度に追加調査を実施することとなった。

平成 28 年 11 月 15 日から 12 月 28 日まで確認調査をおこない、調査の結果、切り合いかんの矛盾点を整理するに至り、政庁変遷案を検討する準備が整った。

### 出土遺物整理調査

発掘調査報告書作成に係る出土遺物整理調査は、平成 28 年 4 月 1 日から実施し、平成 30 年 3 月 31 日に完了した。出土遺物及び図面・写真等の記録類は柏屋町立歴史資料館にて保管している。

なお、調査期間中は、下記の方々より貴重なご意見・ご指導をいただいた。また、地域住民の方々には調査の趣旨にご理解を得るとともに、多くなご協力を賜りました。ここに記して感謝申し上げます。

赤川正秀（大刀洗町教委）、赤司善彦（福岡県教委）、入佐友一郎（福岡県教委）、岩永省三（九州大学）、海野聰（奈良文化財研究所）、江上智惠（久山町教委）、近江俊秀（文化庁）、大橋泰夫（島根大学）、岡田論（九州歴史資料館）、小田富士雄、小田裕樹（奈良文化財研究所）、甲斐孝司（古賀市教委）、梶原義美（名古屋大学）、亀田修一（岡山理科大学）、久住猛雄（福岡市経済観光文化局）、熊谷公明（東

北学院大学）、坂井秀秀（奈良大学）、酒井芳司（九州歴史資料館）、坂元雄紀（福岡県教委）、佐藤信（東京大学）、佐藤正知（文化庁）、佐藤竜馬（香川県埋蔵文化財センター）、田嶋庸（扶餘文化財研究所）、重藤輝行（佐賀大学）、柴田博子（宮崎産業経営大学）、神保公久（久留米市教委）、菅波正人（福岡市経済観光文化局）、杉原敏之（福岡県教委）、高倉洋彰（西南学院大学）、武末純一（福岡大学）、田尻義（九州大学）、長直信（大分市教委）、辻田淳一郎（九州大学）、徳永博文（志免町教委）、瀬田田正男（文化庁）、西谷正（海の道むなかた館）、西田大輔（新宮町教委）、西崎和久（奈良文化財研究所）、服部英美（九州大学）、馬場基（奈良文化財研究所）、原田論（福岡市博物館）、日野尚志、平ノ内武史（舞鶴町教委）、藤木海（南相馬市教委）、古尾谷知浩（名古屋大学）、西宮秀紀（愛知教育大学）、松尾尚哉（宇美町教委）、水ノ江和同（文化庁）、濱口トヨ（九州大学）、宮地聰一郎（福岡県教委）、桃崎祐輔（福岡大学）、森公章（東洋大学）、森貴教（九州大学）、森哲也（九州大学）、矢野和昭（上毛町教委）、山崎頼人（小郡市教委）、中山敏史（奈良文化財研究所）、柳沢一男、山下啓之（須恵町教委）、吉田東明（福岡県教委）、李恩碩（扶餘文化財研究所）

（敬称略・50 音順、所属は当時）

## 調査体制

### 平成 25 年度（確認調査）

調査主体：柏屋町教育委員会  
教育長 大塚豊  
教育委員会事務局次長 関博夫  
社会教育課長 中小原浩臣  
社会教育課社会教育係長 福地広行  
同係主任 中山庄宜  
同係主任 西垣彰博（調査担当）  
同係嘱託職員 斎藤大輔、中尾祐太、松永メイ子

### 平成 26 年度（確認調査）

調査主体：柏屋町教育委員会  
教育長 大塚豊  
教育委員会事務局次長 関博夫  
社会教育課長 中小原浩臣  
社会教育課文化財係主任 新宅信久

同文化財係長 西垣彰博（調査担当）

同係嘱託職員

福島日出海、高橋幸作、児玉駿介、水島

聰士、松永メイ子

平成 27 年度（確認調査）

調査主体 船屋町教育委員会

教育長 大塚豊

教育委員会事務局次長 関博夫（前任）、

石山裕（後任）

社会教育課長 新宅信久

同文化財係長 西垣彰博（調査担当）

同係嘱託職員

福島日出海、高橋幸作、児玉駿介、水島

聰士、松永メイ子

平成 28 年度（確認調査、出土遺物整理）

調査主体 船屋町教育委員会

教育長 西村久朝

教育委員会事務局次長 大石進

社会教育課長 新宅信久

同文化財係主任 西垣彰博（調査担当）

同係主事 高橋幸作

同係嘱託職員

福島日出海、朝原泰介、毛利須寿代

平成 29 年度（報告書作成）

調査主体 船屋町教育委員会

教育長 西村久朝

教育委員会事務局次長 大石進

社会教育課長 新宅信久

同文化財係主任 西垣彰博（報告書担当）

同係主事 高橋幸作

同係嘱託職員

福島日出海、朝原泰介、毛利須寿代



調査指導委員会風景



調査指導委員会風景



調査指導委員会風景



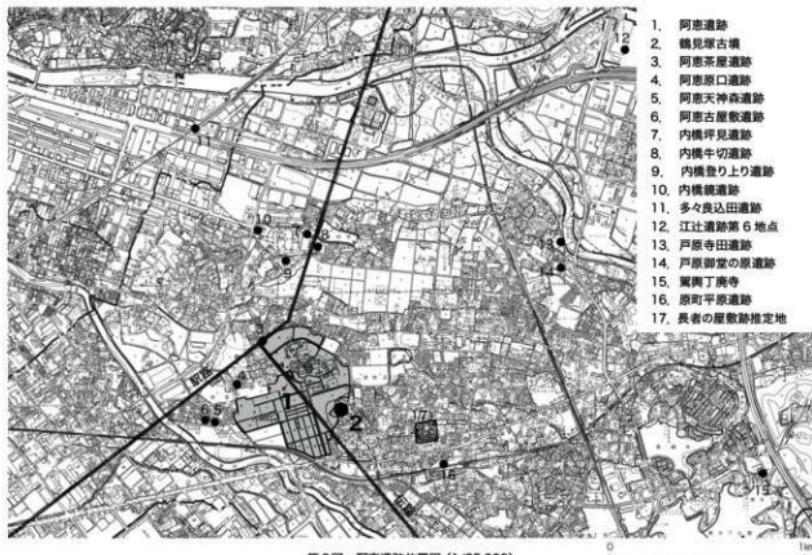
調査指導委員会風景



調査指導委員会現地観察風景



調査指導委員会現地観察風景



第2図 阿恵遺跡位置図(1/25,000)

## 調査指導委員会

委員長 宮本一夫（九州大学大学院人文学科研究院教授、考古学）  
平成27年6月1日～  
副委員長 板上康徳（九州大学大学院人文学科研究院教授、古代史）  
平成27年6月1日～  
委員 林部均（国立歴史民俗博物館教授、考古学）平成27年6月1日～  
委員 木本雅康（長崎外国语大学教授、歴史地理学）平成27年6月1日～平成30年1月24日 [退去]

## 地理的環境

福岡県糟屋郡柏原町は、福岡市の東に隣接し、柏原平野の中央に位置している。町域は14.13km<sup>2</sup>と狭く、平坦な地形である。

柏原平野の西は博多湾に面し、南側は太宰府市の四王寺山系から伸びる月隈丘

陵によって福岡平野と区分される。東側の三郡山系、大山系を源とする3本の河川が平野を貫流し、北から多々良川、須恵川、宇美川の順で博多湾へ注いでいるが、山地から舌状に派生する丘陵が多く伸びているため、沖積地は河川流域に限られている。また、平野の北側には立花山系があり、博多湾に面して周りを山地で囲まれた小さな平野である。

阿恵遺跡が位置する博多湾東岸は、多々良川、須恵川、宇美川が河口付近で合流し、古代においては入り江状の内海を形成していた。当時の推定海岸線から須恵川を約2km遡上した微高地に阿恵遺跡が立地する。この微高地は、乙犬丘陵から派生する舌状丘陵の最西端に位置するものであり、南北100m前後、東西約900mの細長い地形の上に、政府と正倉が展開している。8世紀の中頃以降に官営建物の方位が正方位に変化するまでは、条里の方位ではなく、微高地の地形に沿って官衙が造営されている。

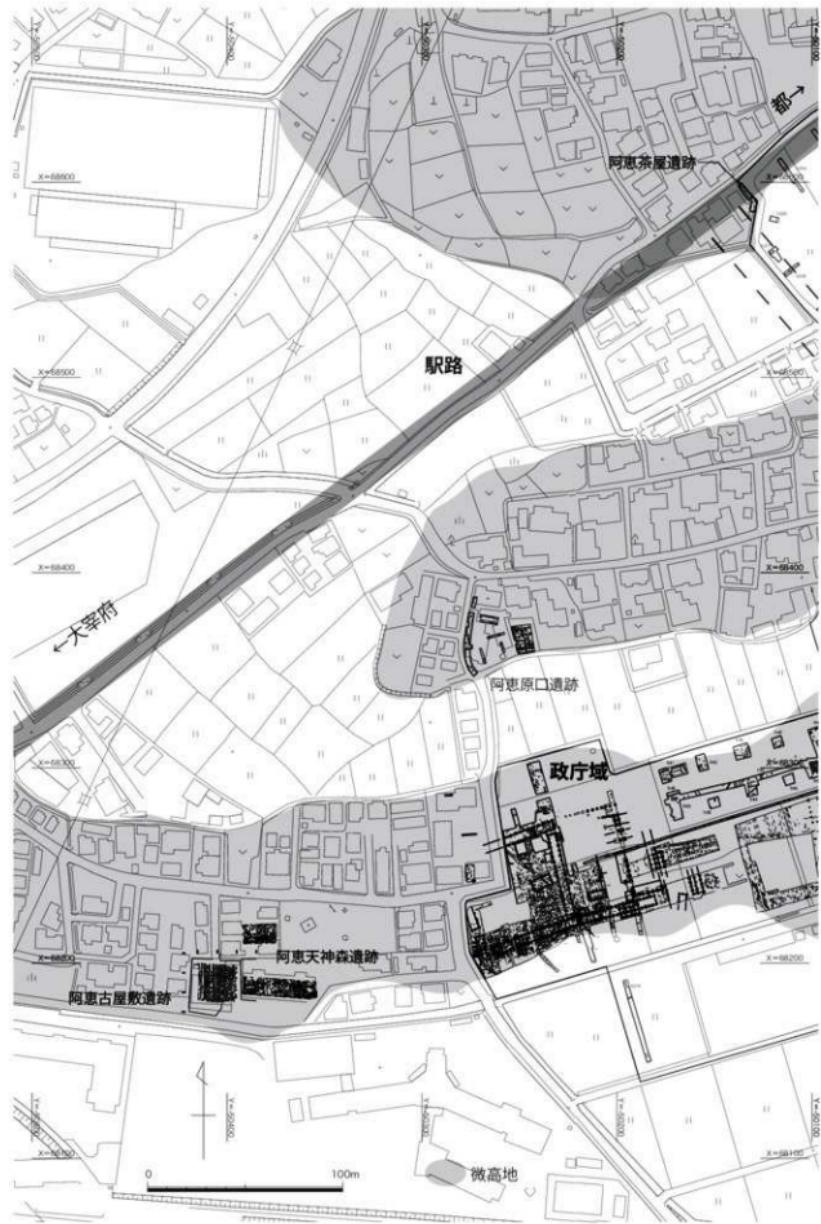
阿恵遺跡は須恵川から約300mの至近距離にあり、水運を利用した物資集積が可能な環境にある。また、都へ大宰府を開いたぶ駅と、今回の調査によって新たに発見された伝路が交差する箇所に阿

恵遺跡が位置することが明らかになった。博多湾の海上交通、須恵川の河川交通、官道の陸上交通が集中する場所に櫛屋評（郡）衙が造営されたことがわかる。

## 歴史的環境

柏原町は博多湾東岸に位置するという立地環境もあり、早くから大陸・朝鮮半島との交流が認められる地域である。多々良川流域に、松前里型住居で構成された渡来系船着集落がある江辻遺跡が弥生時代早期に登場する。弥生時代中期には青銅器生産が知られる地域であり、多々良川対岸の福岡市土井遺跡群、多々良大牟田遺跡群では青銅器鋳型が出土している。柏原町域でも、戸原鹿田遺跡で銅鑄、内橋登り上り遺跡第1地点と内橋坪見遺跡の2か所で青銅器製造先が出土しており、青銅器生産を基盤とした集落展開の様相が明らかになりつつある。

このような地域的まとまりを背景に、古墳時代になると、多々良川流域に前期前方後円墳である戸原王塚古墳、名島古



第3図 阿恵遺跡周辺図(1/2,500)



墳、内構カラヤ古墳が築造される。その後、中期には首長系譜が途切れるが、後期になると推定全長75mほどの前方後円墳である鶴見塚古墳が本道跡に隣接して築造される。現況は宅地化が進んで半壊状態であるが、近世地誌「筑前国続風土記拾遺」に、江戸時代当時の鶴見塚古墳の状況が詳細な計測値とともに記されており、周溝を含めた全長約86m、後円部南側に横式石室が開口して内部に石屋形が安置されていることをはじめ、埴丘形態・石室規模なども明らかに読み取れる。これは那津官家の管掌者の墓といわれる東光寺剣塚古墳と同規模・同主体部であり、「日本書紀」繼体22年の贈屋毛食との関連が示唆される。

北東約1.6kmに位置する戸原寺田遺跡では、6世紀後半から7世紀前半（小田編年Ⅲ A～IV B）の遺物が出土する幅5～6mの断面台形の溝があり、勢いだ素を巻き取る棒の腕木が出土している。その他にも手芸工場に関するものとして、鍛冶関連遺構も検出している。さらに、隣接する戸原御堂の原道跡では同時期の倉庫群も確認していることから、大規模な区画溝をもち、周囲に倉をともない、手工業を抱えていた居宅と考えられる。また、遺跡名の「寺田」にも関わる東円寺（現伊賀葉室堂）が隣接し、瓦敷は確認されていないものの、古い寺院が存在した可能性も考えられる。これらの居宅関連遺構は、阿恵遺跡成立前の豪族支配体制の一端を示すものとして注目される。

古代においては筑前国摺郡に属し、阿恵遺跡において摺郡守・郡都の政庁と正倉群の発見に至った。

8世紀前半に阿恵遺跡の政庁が移転した後、都衙の移転先はいくつか候補地がある。谷を隔てた北側の微高地にある阿恵原口遺跡は、阿恵遺跡の政庁と同じ方位の官術建物が直交に配置されている。周辺にも官術建物が展開している可能性がある。また、阿恵遺跡の東方約0.9kmの地点にI町四方の区画があり、「筑前国続風土記拾遺」では「長者の屋敷跡」と記されている。遺構は確認できていないが、区画の方位が阿恵遺跡の政庁と同じであり、有力な候補地の一つである。さらに、「長者の屋敷跡」の南約100mにある原町平原遺跡では、大規模な柱穴をもつ大型の建物跡が発見されている（第154図）。建物の主軸方位が正方位を向く、阿恵遺跡の正倉群と同じで

あることから、8世紀後半の都衙関連施設である可能性が高い。

官術と古代道路の関係をみると、阿恵遺跡は駅路と伝路の交差点に立地することが明らかになった。この駅路は大宰府と都を結ぶ大路であり、中央政権が最も重視した古代道路である。この駅路沿いの北方約1kmに位置する内橋坪見遺跡では、大宰府式鬼瓦、ベンガラが付着した割切りの軒瓦など多量の瓦が出土し、駅家（夷守駅）とみられる建物群を検出した。夷守駅は、駅使の送別のために、万葉集巻四566「草枕旅行く君を愛し夢ひてぞ来し志賀の涙波」が詠まれた場所であり、大宰府官人が幾別の飲食をおこなう特別な駅家であったと考えられる。

その夷守駅が置かれた駅路の近く、多々良川に隣接した低地に多々良込田遺跡がある。掘立柱建物群と多くの廻載品や、役人の存在を示す石帶などが出土している。以前は都衙や夷守駅とみる見解もあったが、本道跡や内橋坪見遺跡の発見により、そのいずれの可能性もなくなつたといえる。立地環境と多様な出土品を考えると港湾施設としての性格が想定できる。しかも都津レベルではなく、大宰府の影響が強い港と思われる。それには多々良込田遺跡で大宰府式鬼瓦が出土していることからも指摘できるであろう。

一方、多々良川中流域に目を転じると、8世紀後半の倉庫群を含む掘立柱建物群や、白磁大皿・褐彩釉水注などの官術級の輸入陶器や、「加麻又郡」のヘラ書き須恵器等が出土した江辻遺跡第6地点がある。何らかの公権力の統制下に置かれた官術関連遺跡であるが、建物群の規模からみて、都衙の末端施設と考えられる。

また、乙犬丘陵から派生した低丘陵上に、8世紀後半頃の創建とされる駿駄丁・魔寺がある。伽藍配置等の遺構は不明であるが、塔心礎が出土しているため寺院跡であることは間違いない。

柏屋町周辺は、轟屋毛倉、官道、夷守駅、港、都衙、寺院などがあり、古代史を考えるうえで鍵となる重要な要素をもつている地域である。

道路、④官術関連地区、⑤鶴見塚古墳、⑥その他の調査箇所に区分して報告する。

道路の地勢としては、敷地東側に隣接する鶴見塚古墳が、乙犬丘山系から伸びる舌状丘陵の先端に築造されていて、遺跡のなかでは古墳周辺が高所となる。そこから西に向けて細長い微高地が2つ派生し、緩やかに傾斜している。この微高地の1つに政庁と正倉が立地する。

遺跡が存在する九州大学農学部付属原町農場は、大正10年（1921）に整備され、以来農業実習教育および農学研究に利用されている。228,499㎡におよぶ広大な敷地は、町域の中心部からやや福岡市側に寄った市街地のなかに位置し、農場内だけが明瞭な波から離れた環境にある。つまり、農場内は古代の景観を今に残しており、その景観とともに、轟屋評（郡）衙の政庁と正倉の全体像が把握できる状態で発見されたことに阿恵遺跡の大大きな特徴がある。

官術が機能していた期間は、出土遺物により7世紀後半から8世紀代と考えられ、評制から郡制への移行期にあたる。轟屋評については、698年製作の京都妙心寺梵鐘の銘文より、春米連廣國という評造名が判明している。まさに、阿恵遺跡の政庁で春米連廣國が政務を執りおこなっていたのであり、文字資料による評造の人物名と考古学的調査による遺跡比定地が合致するという歴史的価値のある官術遺跡といえる。

政庁、正倉という官術の主要施設に加え、古代道路の痕跡も確認した。駅路と伝路が交差し、その交差点に轟屋評（郡）衙が立地していることが明らかになつた。官衙と古代交通の関係においても重要な発見である。

また、正倉の東約200mの地点に、6世紀後半とみられる推定全長75mほどの前方後円墳である鶴見塚古墳が存在する。古墳築造から轟屋評の造営までは100年ほどの開きがあるが、前時代の首長墓という認識を官人たちが持っていたことは想像に難くなく、さらに、鶴見塚古墳が那津官家の管掌者と目される東光寺剣塚古墳と同時期・同規模であることからも、ミヤケから評へと地方支配体制が変革を迎えた時代を考えるうえで貴重な事例となる。

## 遺跡の概要

確認調査対象地が広域に渡るため、本報告では、①政庁域、②正倉域、③古代

## 2. 調査成果

九州大学農学部付属原町農場の移転にともない、平成25年度から28年度にかけて実施した確認調査の成果である。農場の敷地面積は228,499m<sup>2</sup>で、そのうち確認調査を実施した面積は22,591m<sup>2</sup>、調査トレンチ数263カ所である。

阿恵遺跡は古代の筑前国精屋郡に属し、これまで不明だった精屋評面・都御の場所が明らかとなり、評から郡へ移行する段階の政庁、正倉、古代道路など、重要な遺構の発見に至った。

# 政庁域

阿恵遺跡は、精星評面から精屋都衙へ移り変わる過渡期に位置づけられる。評段階の評府と郡段階の郡庁の両方が存在すると考えられるが、確認調査であることから基本的には道構検出だけにとどめているため、出土遺物が限られている。わずかな遺物と道構の切り合いで間違から時期設定をおこなっており、評庁と郡庁を含めて、「政庁」の名称を使用する。

## 政庁域の概要

阿恵遺跡の西端において、複数の長舎建物を方形に配置する状況を確認した。その大きさは半町四方で、長舎建物で囲まれた内部には外と隔離された空閑地が確保されている。このように遮蔽施設によって内と外を区画し、独立した職務執行機関としての建物と、それとともにう前庭によって儀礼空間を創出する構造は、旧来の族制的支配機構から脱却して官僚制的支配機構が確立された状態を示すのであろう。古代において阿恵遺跡が位置するのは精屋都であり、この施設はその後精屋都衙の郡都として機能したとみられる。なお、阿恵遺跡は評制の時期も含むので、評庁と郡庁を統称して「政庁」の名称を用いることとする。

政庁は調査対象地の西端にあり、その一部は敷地外に広がっている。政庁が立地するのは、西に向かって傾斜する東西に細長い標高約6mの微高地である。微高地の北側には、幅50mの深い低地を挟んでさらに別の微高地があり、政庁と方角が同じ掘立柱建物を検出した阿恵原口遺跡が位置する。一方、政庁の南側は須恵川の後背湿地が広がっている。

政庁は長舎に囲まれた配置をなし、建物の重複関係から、複数の変遷が想定できる。出土遺物からみて、存続期間は7世紀後半から8世紀前半と判断でき、評の時期を含むことになる。これは道構の上でも律令制成立初期における地域動態を示すものとして重要である。古代において阿恵遺跡は精屋評（郡）に属し、精屋評は、京都妙心寺梵鐘の銘より「精屋評造春米度廣國」という評造名が判明している。発掘調査によって評面の場所が特

定でき、なおかつ評造名が明らかになっている事例は全国で唯一当遺跡だけであり、極めて重要な遺跡の発見に至った。



第4図 SB-1出土遺物実測図(1/4)

## 掘立柱建物

政庁域で検出した掘立柱建物は26棟である。重要遺跡確認調査であることから、柱穴の断面は最小限にとどめた。

### SB-1 (第7、8図)

南北棟の長舎建物で、主軸方位はN-13.2°-Wである。桁行17間(42.28m)、梁行2間(4.22m)で、建物面積は約178m<sup>2</sup>である。柱間の間隔は桁行で6尺～9尺と不揃いであり、対向側柱筋の通り具合や、柱筋の通りも悪い。柱掘方は長軸0.6～0.9mで、平面形状は不整形から隅丸方形まで幅が広く、全体的に均整のとれていまい形が多い。柱痕跡は径0.15～0.2mである。図示した柱痕跡の大部分は表面観察で判断したものであるが、掘方の土質と近似して区別が非常に困難なものもあった。

北側梁行付近が微高地の鞍部であり、建物は南傾斜面に建築されている。道構検出面における南北の高低差が約1mであることから、床構造によって建物内部の水平を確保したと考えられるが、東柱の痕跡は検出できなかった。

### SB-1 出土遺物 (第4図)

1は須恵器の高台付杯。やや細い高台で縁部が肥厚する。柱穴を切るSD-2の

埋土を除去したあと、柱穴の検出面で出土したものであり、下限を補強する資料である。

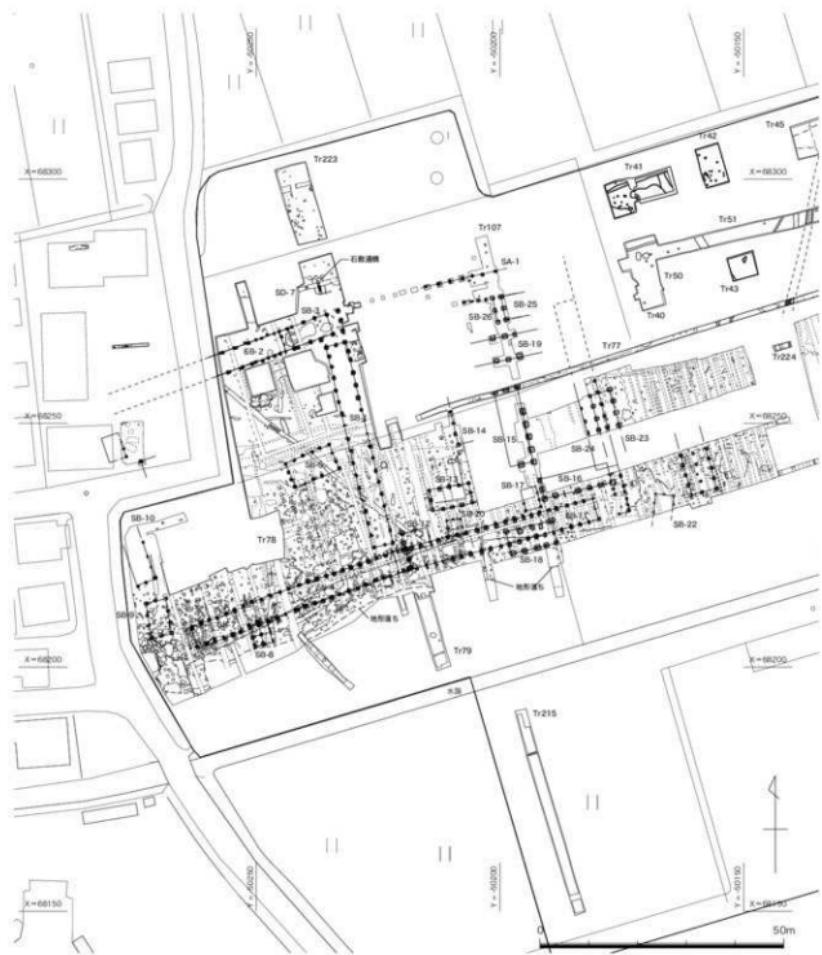
### SB-2 (第9、10図)

政庁の北辺に配置された東西棟建物で、西側は調査区外へ伸びる。微高地の最高所に位置する。確認できている桁行は5間分で、おそらく長舎建物になるとと思われる。桁行は2間と推定されるが、中央の柱は検出していない。SX-1によって消滅していることも考えられる一方、阿恵遺跡の政庁建物の特徴として、梁行に中央の柱が検出できない例（柱掘方が浅いため消滅したものか）がいくつか見受けられ（SB-2・3・4・7・17・18）、SB-2にもその可能性がある。

建物の主軸方位はN-69.7°-Eで、桁行5間以上(14.19m以上)、梁行2間(4.22m)で、建物面積は60m<sup>2</sup>以上である。桁行の柱間には9尺(2.72m)と10尺(3.02m)があり、政庁建物のなかで最も長い。柱掘方は長軸0.6～0.8mで、隅丸方形もみられるが円形が多い。柱掘方の深さが0.2～0.4m程度しか残っておらず、旧地形が削平されていると考えられる。柱痕跡の径は0.15～0.2mである。柱筋の通りは悪い。

出土遺物はない。

### SB-3 (第9、10図)



第5圖 政府平面圖(1/1,000)

SB-2を切り、SB-2を同一場所で建て替えたものである。政府建物のなかで同一場所の建替は、SB-3のみである。

SB-2と同様に、西側は調査区外へ伸びる。桁行9間以上(22.95m以上)、梁行2間(4.22m)で、建物面積は97m<sup>2</sup>以上である。柱間は桁行で8尺(2.42m)と9尺(2.72m)がある。内部に間仕切りが設けられていて(第10図のP10・P11)、その場所はSB-2の東

妻の位置に近い。

SB-3 の東に柱穴が 3 基あるが(第10図の P1 ~ P3)、これを建物に含めるかどうかで政府構造の解釈が大きく異なる。慎重な判断をするが、この柱穴 3 基の東側の遺構状況が不明なため、ここでは可能性のある 2 案を提示するにとどめる。まず、柱穴 3 基を SB-3 に含める案である。これは、一見して柱穴の組み合わせに不調和なくみこ

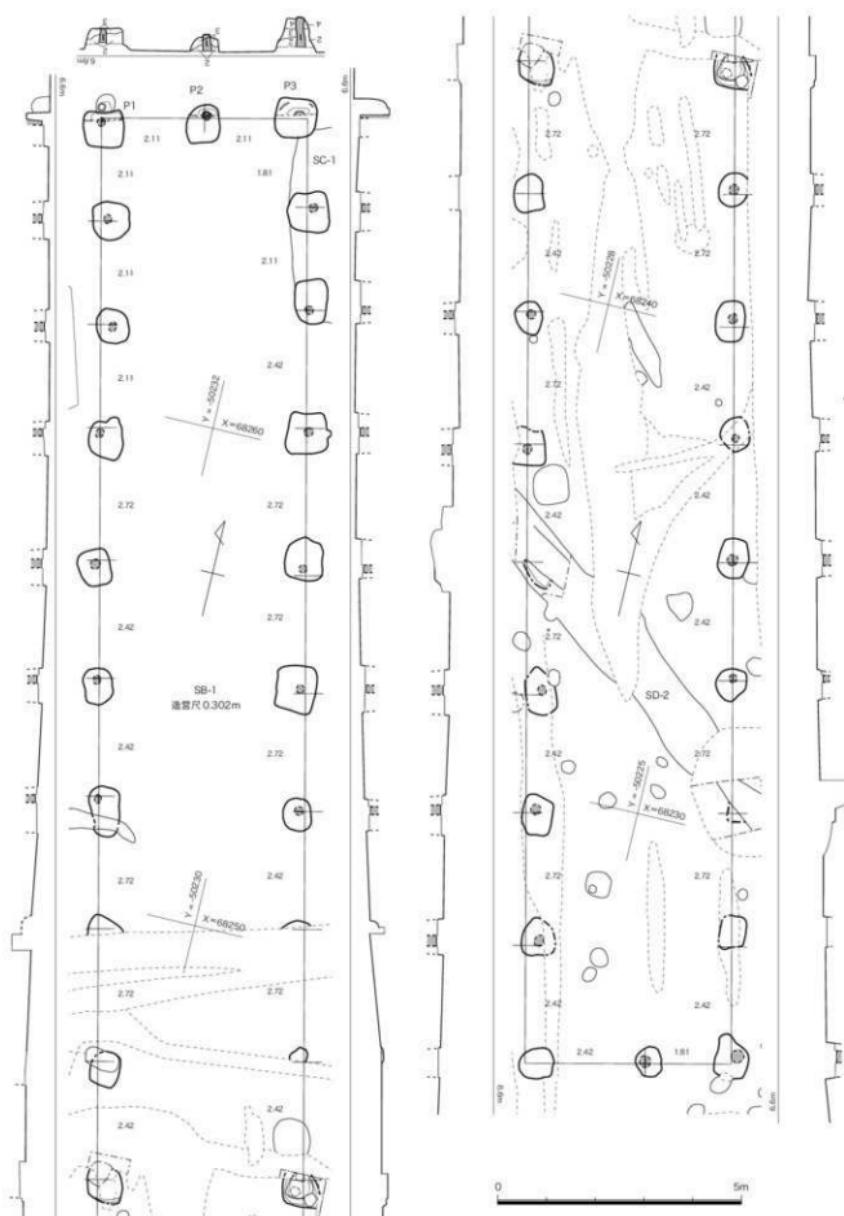
るが、南側の桁行が2尺(0.6m)分短くなるという問題が生じる(第10図のPI-P4間が9尺(2.72m)で、P3-P16間が7尺【2.11m】)。つまり、桁行と梁行が直角に設計されていないことになり、政府の建物構造としては疑問が生じる。また、柱穴3基を建物に含めた場合、東妻がSB-1の東側柱と柱筋が揃うことから、SB-3とSB-16は同時期の建物と考えるべきであろう。



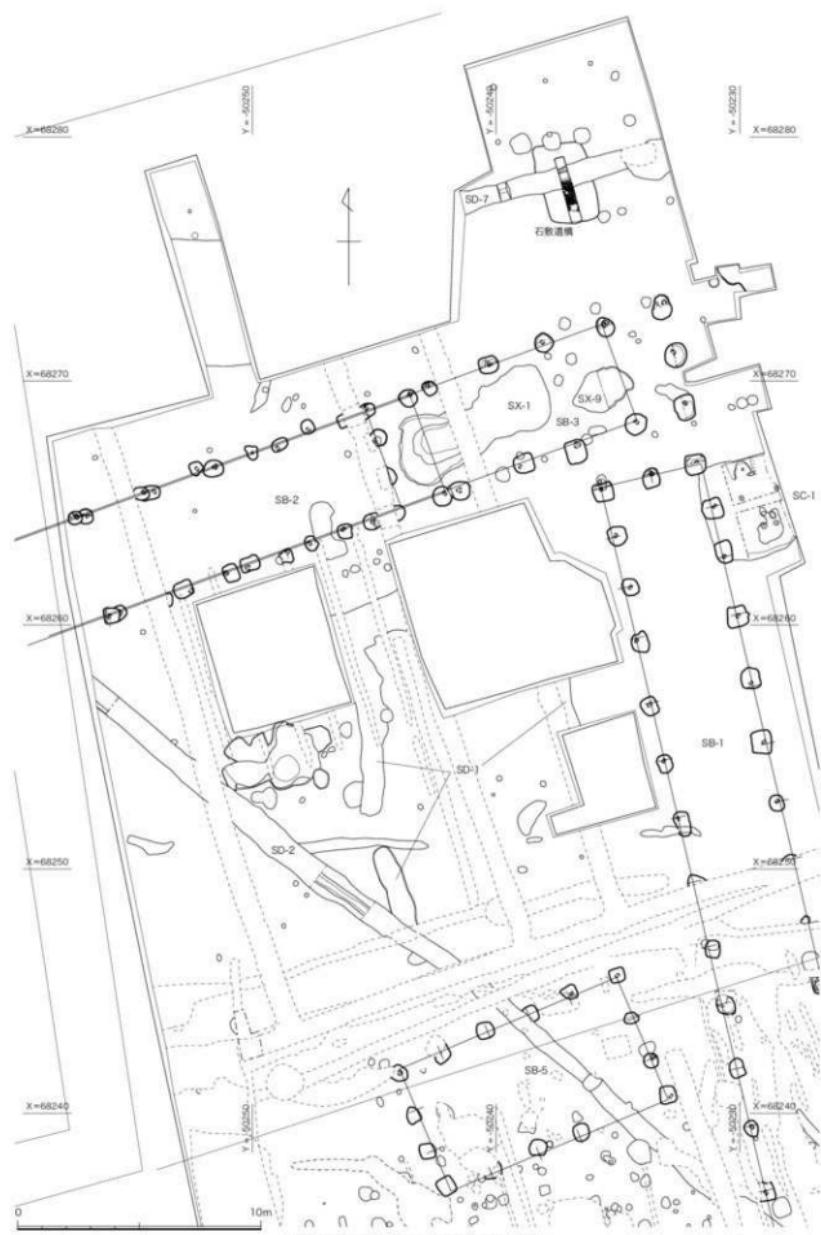


第6図 政府平面図(1/400)

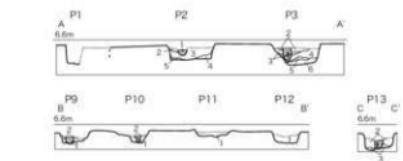
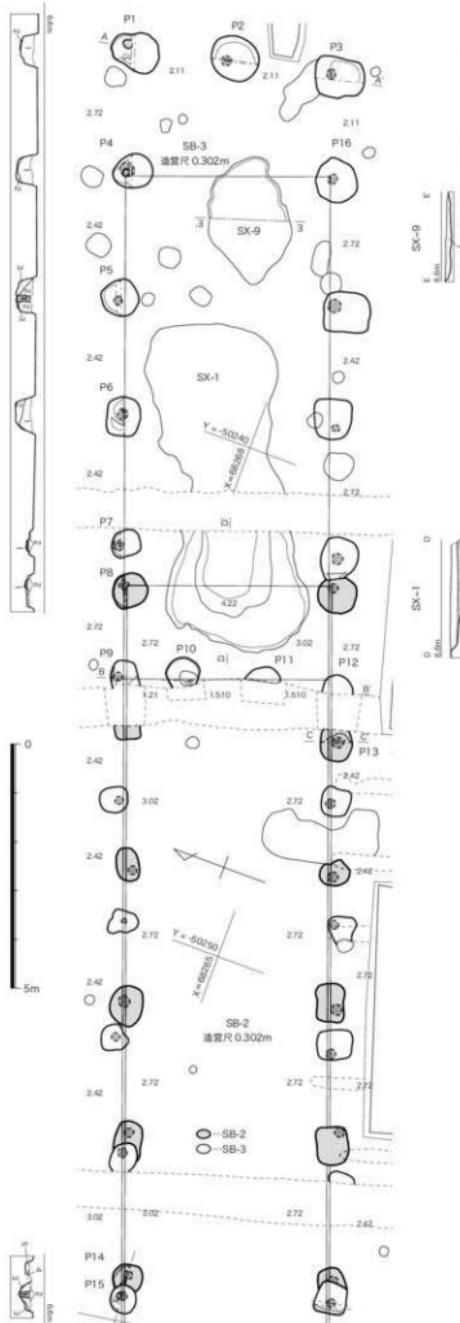




第8図 SB-1 平断面図 (1/100)



第9図 SB-2, 3, 5, SD-1, 2 平面図(1/200)



【第8図】(13 貝壳戻) SB-1 柱穴土層注記

SB-1

P1

1. 線赤褐色土

2. 赤褐色土に明黄褐色土ブロックが多く混ざる

3. 明赤褐色土に明黄褐色土ブロックが少量混ざる

P2

1. 線赤褐色土、2. に赤褐色土に明黄褐色土ブロックが少量化する

3. に赤褐色土

P3

1. 線赤褐色土、2. に赤褐色土

3. 赤褐色土に明黄褐色土ブロックが多く混ざる 4. 線褐色土

【第10図】SB-2, 3 柱穴土層注記

P1

1. 線色土に赤褐色土と緑褐色土がブロック状に混ざる

2. 赤褐色土に浅黄色土ブロックが混ざる

P2

1. 黄褐色土、2. 緑褐色土、3. 明褐色土 4. 赤褐色土 5. 黄褐色土

P3

1. 線褐色土

2. 塗色土に黄褐色土と緑褐色土がブロック状に混ざる。

3. 灰褐色土

4. 明褐色土土に明黄褐色土、に赤褐色土。灰褐色土がブロック状で混ざる。

5. 反褐色土、3層に類似。

6. 明褐色土土に赤褐色土。灰褐色土がブロック状に混ざる。

SB-2

1. 線赤褐色土 2. 線赤褐色土に明赤褐色土と黄褐色土が混ざる。

P13

1. 線褐色土、2. 黄褐色土に明褐色土がブロック状に混ざる。

3. 黄褐色土

P14 (SB-2), P15 (SB-3)

1. 線褐色土

2. 赤褐色土に褐色土がブロック状に混ざる

3. 黄褐色土

4. 線褐色土

5. 赤褐色土に褐色土がブロック状に混ざる

SB-3

P4

1. 黒褐色土に黄褐色土をブロック状に含む

2. 黄褐色土

P5

1. 黑褐色土

2. 線褐色土に黄褐色土と褐色土が混ざる

3. 黄褐色土に明褐色土がブロック状に混ざる

P6

1. 線褐色土に褐色土と褐色土が混ざる

2. 塗色土に褐色土がブロック状に混ざる

P7

1. 線赤褐色土

2. 赤褐色土に褐色土をブロック状に含む

P9

1. 線褐色土

2. 黄褐色土に赤褐色土が混ざる

P10

1. 黄褐色土

2. 塗色土に赤褐色土と反褐色土がブロック状に混ざる

P11

1. 黄褐色土に黒褐色土と明赤褐色土が混ざる

P12

1. 黄褐色土に黒褐色土と明赤褐色土が混ざる

SX-9

1. 棕色軟質土に赤褐色土が混ざる

第10図 SB-2, 3, SX-1, 9 平断面図 (1/100)

うが、政庁の南辺に位置する SB-4 と SB-1 が食い違うことになる。

もう一案は、図示しているように柱穴3基をSB-3とは別の建物の柱穴と考える案である。この場合、梁の中央の柱穴が存在しなくなるが、当遺跡においては類例があり、必ずしも不自然ではない。また、南北の桁行で柱間のいずれも発生しない。別建物とした柱穴3基がSB-1東側柱と柱筋が揃うことを重視すると、SB-1と組み合う可能性が高く、SB-3とSB-1は別時期の建物となる。ただしこの案は、柱穴3基の東側に建物が確認できていないという問題がある。

SB-3の解釈は政府の変遷に大きく関わるものであり、「3. 阿恵遺跡の歴史的特質」のなかで詳述する。

出土遺物はない。

SB-4 (第11、12回)

政府の南邊に配置された東西棟の長舎建物である。桁行 16 間 (39.86m)、梁

行2間(4.53m)で、建物面積は約181m<sup>2</sup>、主軸方位はN=70.5°-Eである。西側梁行の中央の柱は検出できなかった。柱掘方は長方柱0.7～1.3mで、平面形状は扇形や丸形が多いものの、形にはばらつきがある。柱掘方の深さは0.5～0.7mほど残っている。柱痕跡の径は0.15～0.2mである。検出した平面観察だけでは掘方と柱痕跡の区別が非常に困難なものもあった。柱筋の通りは無い。

SB-4に限らず、南辺に配置された建物（他にSB-7、SB-11がある）の特徴として、柱間間隔が6尺（1.81m）から7尺（2.11m）しかなく短いことと、梁行が他の建物よりも1尺長い15尺（4.53m）になることが挙げられる。特に柱間間隔は、北辺に配置されたSB-2、SB-3が8尺（2.42m）～10尺（3.02m）と政府城の建物の中で最も長いことに比べて対照的である。

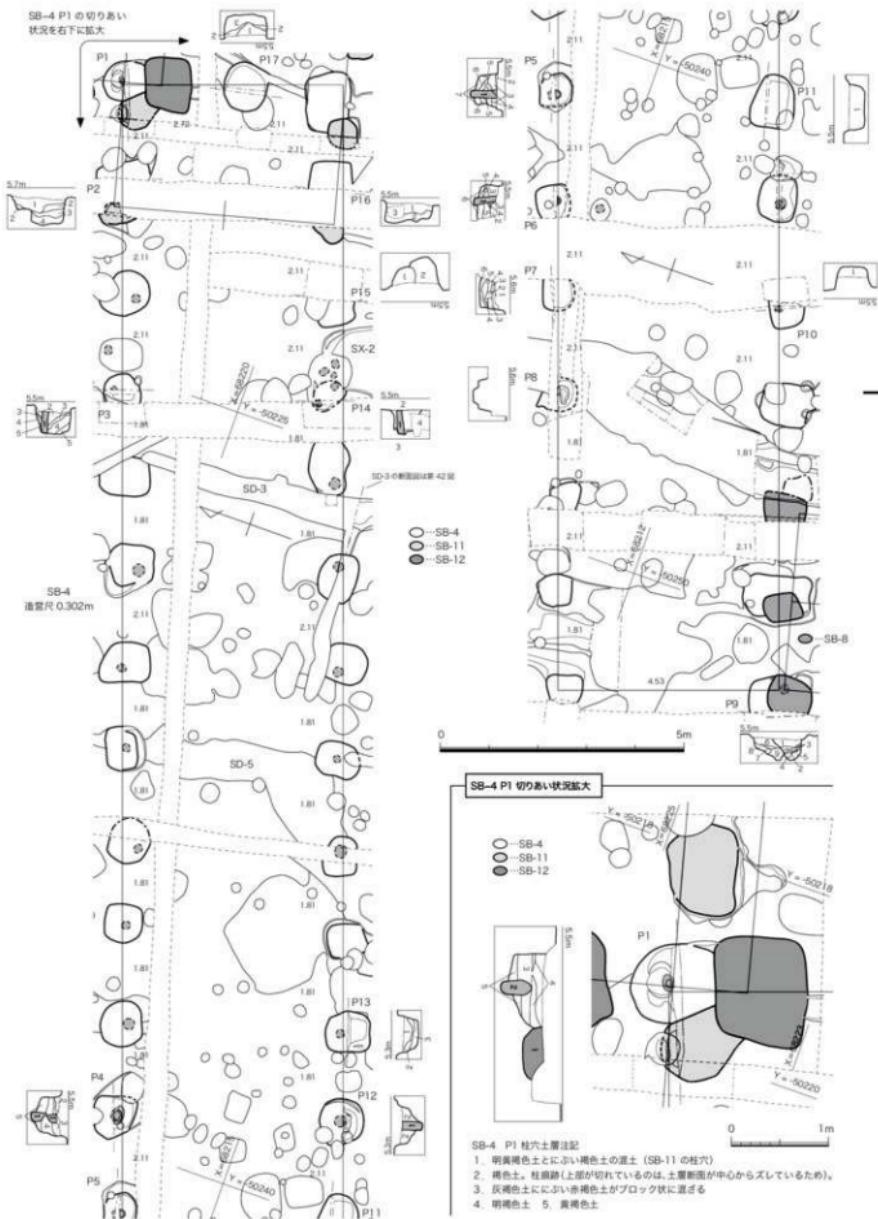
なお、政府の南辺に明確な門造構は検出していない。SB-4 の南側に地形変換点があるため、政府外側の南面平坦地が

幅3mしかなく、南辺からの出入りには不都合な配置である。

建物の北東隅柱である PI の場所で、SB-11、SB-12 の柱穴と重複し、この切り合いで関係が政府建物の時期変遷を決定付ける重要な遺構である。3 基の柱穴のうち、遺構検出状況の平面観察により SB-12 が最も新しいと確認できる。SB-4 と SB-11 の新旧は平面観察のみでは判断が難しく、断削による断面観察で SB-11 が SB-4 を切ることが判明した。東西に並んで検出した 2 つの政府のうち、西に位置する政府の南辺に配置されたのが SB-4 であり、東に位置する政府の南辺に配置されたのが SB-11 である。つまり、SB-4 の建て替えにより SB-11 が建築されたことから、SB-4 が属する西側の政府から SB-11 が属する東側の政府へと空間を移動して建て替えられたことを示している。そして、東側の政府廃施設後に SB-12 が配置されるのである。



第11圖 SB-1, B, SD-3, 5平面圖 (1/200)



## SB-4 桂穴土層注記

P2

- 褐色土に明黄褐色土がブロック状に混ざる
- 明褐色土に明黄褐色土・黒褐色土がブロック状に混ざる
- 赤褐色土に黒褐色土・明黄褐色土がブロック状に混ざる
- 黒褐色土に黒褐色土・明黄褐色土がブロック状に混ざる

P3

- 灰黒褐色土
- 褐灰色土に黒褐色土がブロック状に混ざる
- 明黄褐色土に褐灰色土質粘土に混ざる
- 褐灰色粘土質土と明黄褐色粘土質土の混土
- 黃褐色粘土質土

P4

- 褐褐色土
- 灰褐色土に明赤褐色土がブロック状に混ざる
- 灰褐色土に赤褐色土・明黄褐色土がブロック状に混ざる
- 橙色土に明赤褐色土・黒褐色土・黄褐色土がブロック状に混ざる
- 黒褐色土に灰褐色土・明赤褐色土・黄褐色土がブロック状に混ざる

P5

- 褐褐色土
- 灰褐色土
- 明赤褐色土に赤褐色土・黒褐色土・灰褐色土がブロック状に混ざる
- 明黄褐色土に赤褐色土・明黄褐色土がブロック状に混ざる
- 明褐色土に赤褐色土・黑褐色土・黄褐色土がブロック状に混ざる
- 黒褐色土に赤褐色土・赤褐色土がブロック状に混ざる
- 黒褐色土に赤褐色土・赤褐色土がブロック状に混ざる

P6

- 黒褐色土
- 灰褐色土
- 明赤褐色土に明黄褐色土がブロック状に混ざる。
- 明褐色土に赤褐色土・黑褐色土・灰褐色土がブロック状に混ざる
- 明褐色土に黒褐色土が混ざる
- 灰褐色土に赤褐色土・明黄褐色土がブロック状に混ざる
- 明褐色土に灰褐色土・明黄褐色土がブロック状に混ざる

P7

- 灰褐色土
- 黒褐色土

3. 明赤褐色土に灰褐色土・黒褐色土がブロック状に混ざる

4. 反褐色土に暗褐色土・明赤褐色土がブロック状に混ざる

5. 黒褐色土に灰褐色土・黒褐色土・明黄褐色土がブロック状に混ざる

6. 黒褐色土に反褐色土がブロック状に混ざる

P9 (1~5はSB-8, 6~9はSB-4)

- 橙色土に明黄褐色土・褐灰色土が混ざる
- 褐灰色土
- 橙色土に明黄褐色土の混土
- 灰褐色土
- 黄褐色土

P10

- 褐灰色土に明赤褐色土・黒褐色土がブロック状に混ざる

P11

- 反褐色土に赤褐色土がブロック状に混ざる

P12

- 褐色土
- 褐灰色土に明赤褐色土・黒褐色土がブロック状に混ざる

P13

- 灰白色土に褐色土がブロック状に混ざる
- 灰褐色土に褐色土・黒褐色土がブロック状に混ざる
- 橙色土に黄褐色土がブロック状に混ざる

P14

- 灰褐色土に黒褐色土がブロック状に混ざる
- 褐灰色土に黒褐色土がブロック状に混ざる
- 明黄褐色土
- 灰褐色土

P15

- オリーブ褐色土に纏褐色土がブロック状に混ざる(ビット)

- オリーブ褐色土に明黄褐色土がブロック状に混ざる(SB-4)

P16

- 灰褐色土
- 黄褐色土
- 搅乱

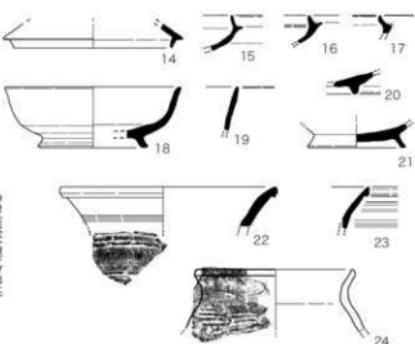
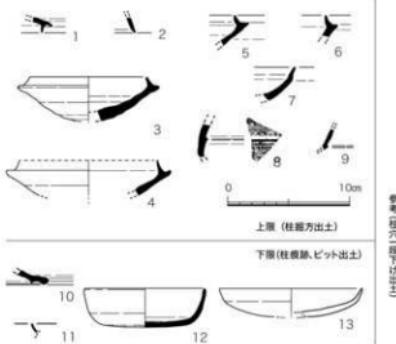
P17

- 明褐色土
- 明褐色土に明黄褐色細縫が多く混ざる

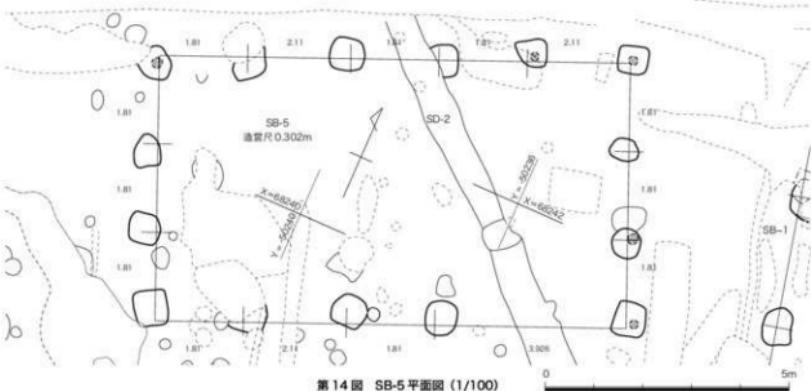
- 黄褐色土に明黄褐色細縫が多く混ざる

P7

- 灰褐色土
- 黒褐色土



第13図 SB-4 出土遺物実測図(1/4)



第14図 SB-5 平面図(1/100)



第15図 SB-7, 8, 9, 10, SD-4 平面図 (1/200)

## SB-4 出土遺物 (第13図)

出土遺物は、上限を示す柱掘方出土遺物、下限を示す柱痕跡出土遺物・柱穴を切る遺構出土遺物に分けて図示し、柱穴の一段下げで検出した遺物は、掘方と柱痕跡の区別がつけられないことと、混入の可能性も含まれるために、参考資料として厳密に区分した。

柱掘方出土遺物の1・2は須恵器杯蓋、3～7は須恵器杯身。3は復元口径10.0cm、底部は回転ヘラケズリ。4は復元口径11.4cm、8は須恵器壺の頸部。突帯の上下に柳描波状文を施す。9は腰部に段が付く須恵器高杯の杯身。

10、12、13は柱穴を切るピット出土。11は柱痕跡出土。10は須恵器杯蓋。11、12は須恵器杯身。12は復元口径9.8cm、器高3.2cm、底部は回転ヘラ切り後に手持ちヘラケズリを施す。13は土師器杯で、復元口径11.7cm。摩滅

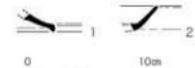
して不明瞭だが、底部は手持ちヘラケズリか。

14～24は柱穴の一段下げ出土遺物。14～21は須恵器壺。14は蓋で復元口径13.0cm、復元受部径14.8cm。18は復元口径14.3cm、器高5.0cm、復元高台径9.1cm。腰部は丸みをもって立ち上がり、高台端部はやや踏ん張る。腰部から底部は回転ヘラケズリ。21は復元高台径8.0cm。細く長い高台が付く。22、23は須恵器壺で、22は頸部に柳描波状文を施す。24は赤燒き土器の壺で、復元口径12.8cm、外面上にタクギが残る。

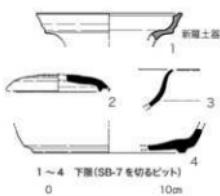
柱掘方出土の3、柱穴を切るピット出土の10、12、13、検出面出土の18、21、後述するSD-3 (SB-4の柱穴を切る) 出土遺物 (第43図)などから、建物の時期を7世紀後半期と推測する。

## SB-5 (第7、14図)

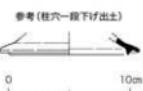
## 参考(柱穴一段下げ出土)



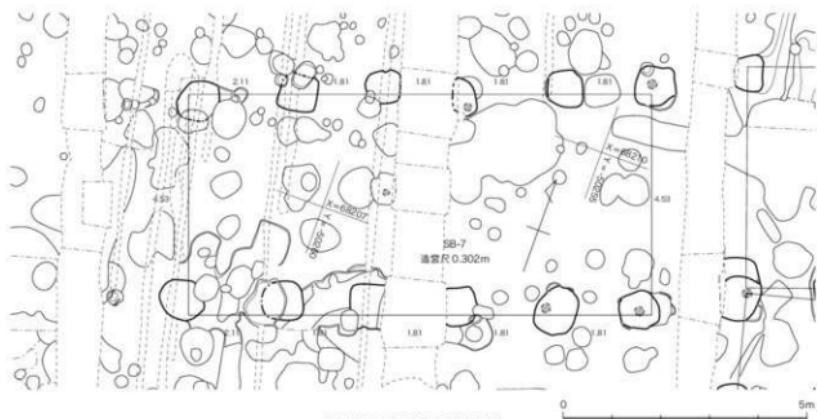
第16図 SB-5 出土遺物実測図(1/4)



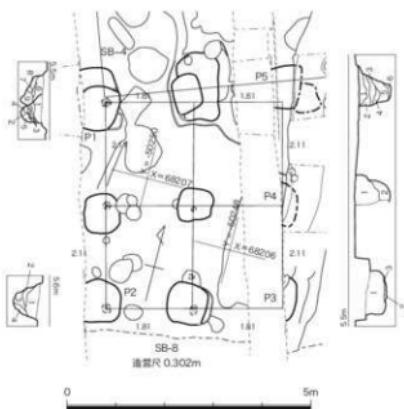
第17図 SB-7 間連出土遺物実測図(1/4)



第18図 SB-8 出土遺物実測図(1/4)



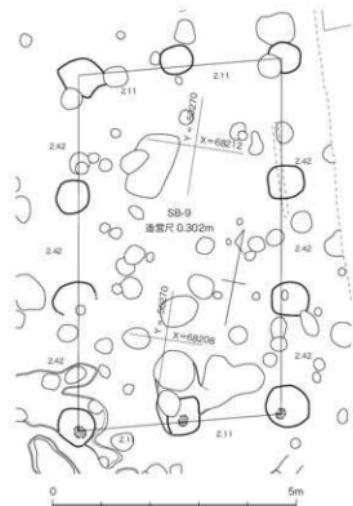
第19圖 SB-7 平面圖 (1/100)



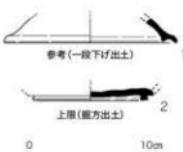
SB-8

## SB-8 植穴土層注記

- P1) (1) 5-SB-5, 6-G-9はSB-5)  
1. 棕褐色に明黃褐色土、赤灰色土が混ざる 2. 褐灰色土  
3. 棕褐色と明黃褐色土の混土 4. 反黃褐色土 5. 黄褐色土  
6. 深赤褐色土 7. 明褐褐色土 8. 棕色 9. 灰黃褐色土  
P2)  
1. 赤灰色土 2. にかい赤褐色土に褐灰色土が混ざる  
3. にかい赤褐色土 4. 棕褐色  
P3)  
1. 赤灰色土 2. 赤灰色土 (より明度が低い)  
3. 赤褐色土  
P4)  
1. 赤灰色土 2. 褐灰色土  
P5)  
1. にいの褐色土に褐灰色土と明黃褐色土がブロック状に混ざる  
2. 褐灰色土  
3. 黄褐色土ににいの赤褐色土、褐灰色土、明黃褐色土が混ざる  
4. 反褐土  
5. 棕褐色土 6. 褐灰色土



第21圖 SB-9 平面圖 (1/100)



第20図 SB-8 平面図 (1/100)

第22図 SB-9出土遺物実測図(1/4)

SB-1の西側に位置する東西棟建物で、東妻がSB-2の東妻と揃う。桁行5間(9.66m)、梁行3間(5.44m)で、建物面積は約53m<sup>2</sup>、主軸方位はN-66.2°-Eである。政府域で梁行が3間となるのはSB-5だけである。柱掘方の平面形状は方形から円形までばらつきがあり、長軸は0.6～0.7mと小規模である。柱痕跡も0.15～0.2mと細く、検出面のみの確認だけで柱穴を打ち削ってないのが、SB-5付近は以前に住宅が建築されていた時期があり、現代の削平による影響が甚だしく、柱穴の基底部付近しか残っていないものとみられる。

#### SB-5出土遺物(第16図)

出土した2点は8世紀前～中葉の所産であるが、いずれも柱穴の一段下げ時に検出面で出土したものであり、また、前述のように後世の削平による影響も大きいことから、建物の時期を決定する遺物としては取り扱えない。

1は須恵器蓋で嘴状の口縁部。2は須恵器皿で、器高2.0cm。

#### SB-6

調査当初に、建物として遺構番号を付したが、SB-4の一部と判明したため欠番としている。

#### SB-7(第15、19図)

SB-4の西側に主軸方位を揃えて並ぶ東西棟建物で、主軸方位はN-70.1°-Eである。SB-4と柱筋がわずかにずれるものの、2棟で政府の南北を構成しているとみられる。桁行5間(9.36m)で、梁行は2間(4.53m)と推測するが、梁行の中央の柱は検出できていない。柱間間隔は6尺(1.81m)と7尺(2.11m)がある。建物面積は約42m<sup>2</sup>を測る。柱掘方の平面形状は、形の崩れた隅丸形や円形で、長軸は0.7～0.9mである。柱痕跡の径は0.15～0.2mと細く、SB-4と同様に、平面観察のみでは柱痕跡の検出が困難なほど不明瞭である。

出土遺物はない。

#### SB-7関連遺物(第17図)

SB-7を切るビットから出土したもの

で、建物の下限を示す資料である。1は7世紀中頃の新羅土器の壺。口縁端部は外反し、内面に段状の沈線がめぐる。復元口径12.0cm、色調は赤紫色で、焼成は良好である。2～4は須恵器。2は杯蓋で、復元口径6.6cm。3は杯身で、腰部は回転ヘラケズリを施す。4は台付杯で、復元高台径12.4cm、断面四角形の低い高台が底部のやや内側に付く。2、3は7世紀後半。4は8世紀前半。

#### SB-8(第11、15、20図)

SB-4の南桁行の西端に位置する矩柱建物で、SB-4を切る。桁行2間(4.22m)、梁行2間(3.62m)、建物面積は約15m<sup>2</sup>を測り、建物の主軸方位はN-14.4°-Wである。

柱掘方の平面形状は隅丸方形で、長軸0.7～0.9m、柱痕跡の径は0.1～0.2mを測る。複数の法面で観察した断面をみると、柱掘方の深さは0.5～0.7mほど残っている。



第23図 SB-10平面図(1/100)

#### SB-8出土遺物(第18図)

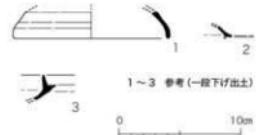
柱穴の一段下げ時に検出面で出土した。1は7世紀後半の須恵器の杯蓋で、復元口径9.6cm。SB-4の下限を補強する資料である。

#### SB-9(第15、21図)

SB-7の西に位置する南北棟建物で、主軸方位はN-8.7°-Wである。桁行3間(7.26m)、梁行2間(4.22m)で、建物面積は約31m<sup>2</sup>を測る。柱間は7尺(2.11m)と8尺(2.42m)である。桁行と梁行が直角にならない。柱掘方の平面形状は隅丸方形と円形で、長軸は0.7～0.8m、柱痕跡の径は0.2mを測る。

#### SB-9出土遺物(第22図)

1は柱穴の一段下げ時に出土。須恵器杯蓋で、復元口径13.9cm、復元えり径11.8cm。2は柱掘方出土で、建物の上限を示す。須恵器の高台付杯で、復元高台径9.4cm。低く四角い高台で、面取りが施されて丁寧なつくり。8世紀初頭か。



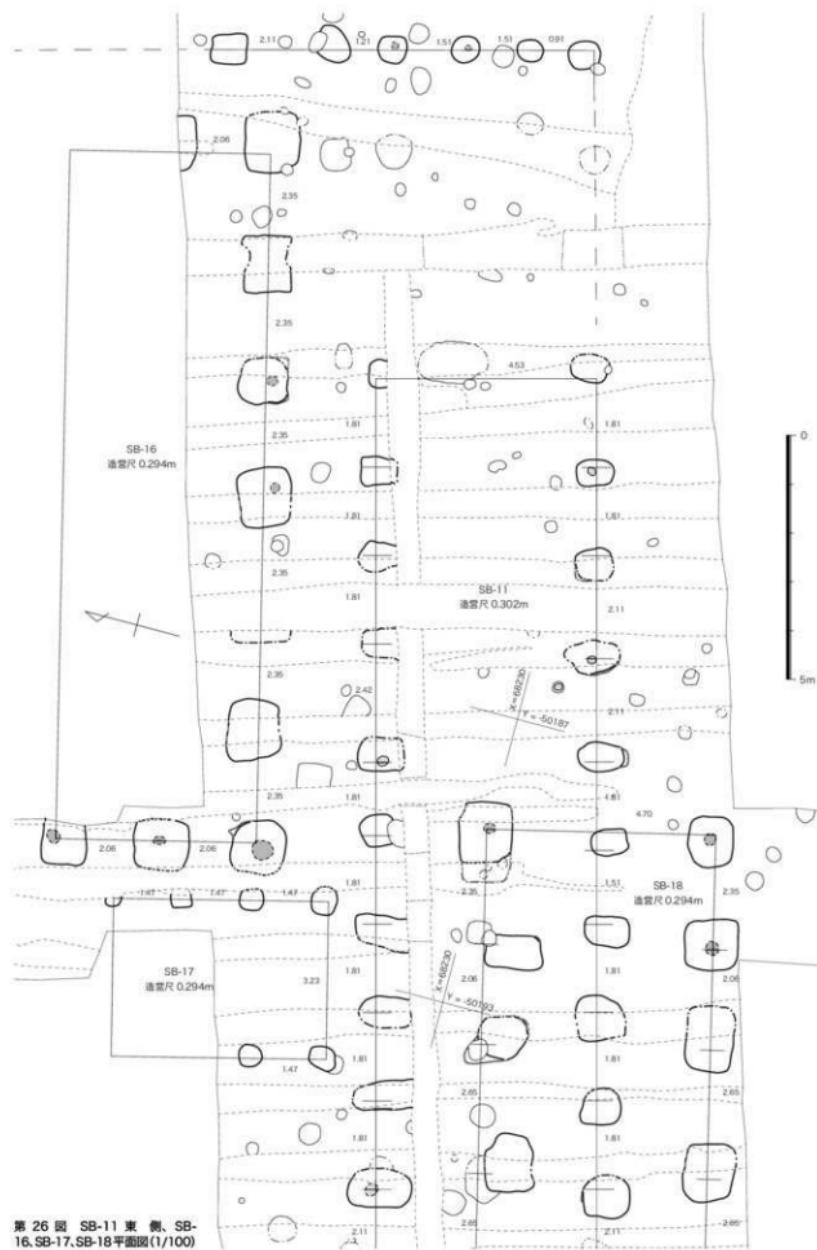
第24図 SB-11出土遺物実測図(1/4)

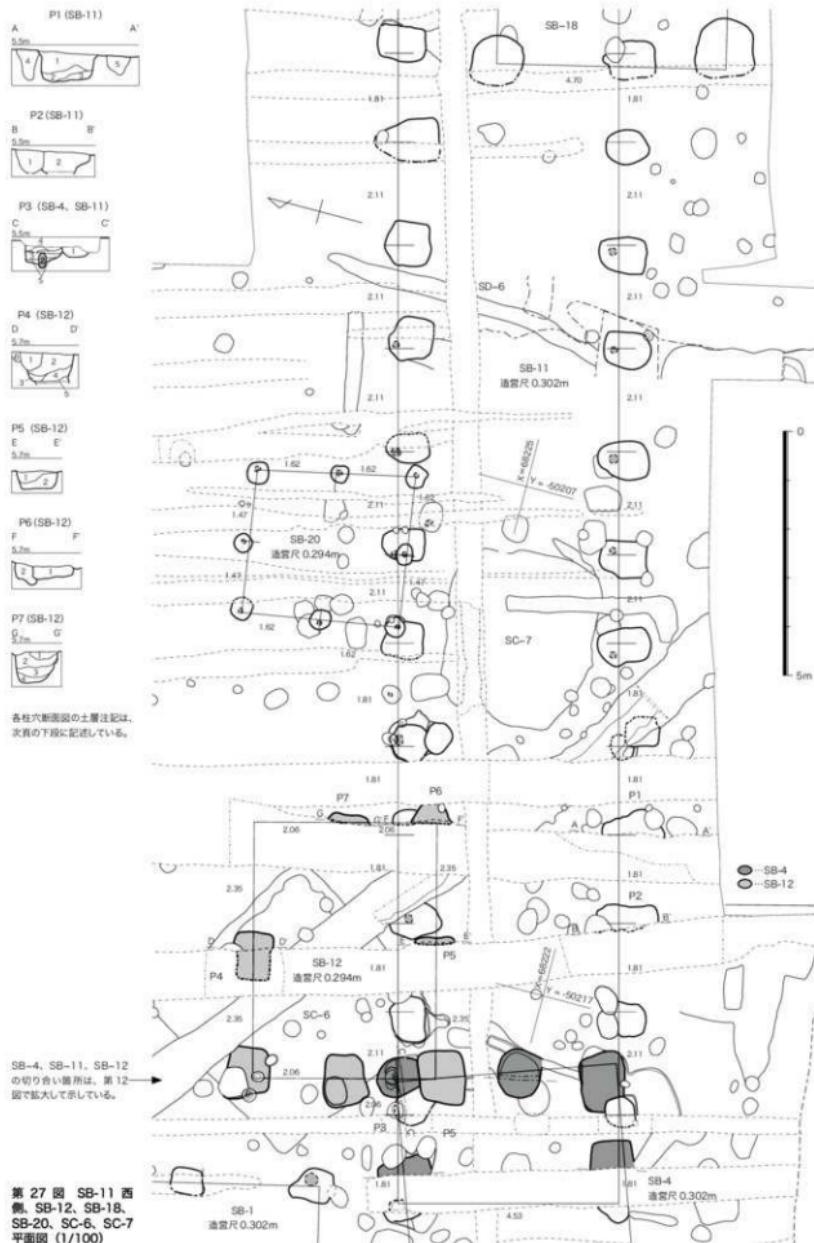


第25図 SB-12出土遺物実測図(1/4)

#### SB-10(第15、23図)

SB-9の北側に位置する南北棟建物で、主軸方位はN-20.7°-Wである。この付近は地山の削平が著しく、遺構の遺存状況が悪い。北側は、調査区外に伸びているのか、削平の影響で柱穴が消失しているのか定かではない。確認できる





第27図 SB-11西側、SB-12、SB-18、SB-20、SC-6、SC-7平面図(1/100)

範囲では、桁行3間以上(7.85m以上)、梁行2間(3.93m)、建物面積は31m<sup>2</sup>以上である。柱掘方の平面形状は円形で、長軸は0.4～0.6mと小規模である。

出土遺物はない。

#### SB-11 (第26、27図)

政府建物の配置については「3. 阿恵遺跡の歴史的特質」で後述するが、東西に並んで検出した長舎回いの政府のうち、東に位置する政府の南辺に配置された東西棟の長舎建物がSB-11である。SB-4、SB-12と重複関係にあり、建物の北西部分で3つの建物の柱穴が切り合う箇所がある。この切り合い関係の詳細については、「SB-4」の項目で述べた。

桁行22間(42.28m)、梁行2間(4.53m)だが、梁行中央の柱は検出できていない。建物の主軸方位はN=75.2°-Eで、隣接する南北棟の長舎建物であるSB-1とほぼ直交(88.4°)する。東西に並んだ政府のうち、西側の政府の南

辺に配置されたSB-4・SB-7とは約5°のずれがある。建物面積は約192m<sup>2</sup>である。

柱間間隔は6尺(1.81m)と7尺(2.11m)が多く、SB-4・SB-7と同じで、政府の南辺を構成する建物だけ柱間が短いという特徴がある。一方で、桁行の長さは140尺あり、SB-1と同じである。柱掘方の平面形状は、形の崩れた楕円長方形が目立つ。長軸は0.7～0.9mで、柱痕跡の径は0.15～0.2mと細い。

#### SB-11出土遺物 (第24図)

I～3はいずれも柱穴の一段下げる出土した須恵器。Iは杯蓋で復元口径12.5cm。天井部は回転ヘラケズリ。2は杯蓋の口縁部片。3は杯身の口縁部。

#### SB-12 (第27、29図)

SB-4、SB-11を切る東西棟の側柱建物で、桁行2間(4.70m)、梁行2間

(4.12m)である。主軸方位はN=75.8°-Eで、建物面積は約19m<sup>2</sup>を測る。柱掘方の平面形状は方形で、長軸は1.0mである。掘方の断面も箱型に掘られている。

#### SB-12出土遺物 (第25図)

Iは柱穴の一段下げで出土した須恵器杯身。復元口径15.0cm。腹部は丸みをもち、回転ヘラケズリが施される。

#### SB-13 (第28、29図)

SB-20の北側に位置する東西棟建物で、桁行4間(8.23m)、梁行2間(4.12m)、主軸方位はN=79.7°-E。建物面積は約34m<sup>2</sup>を測る。柱間間隔は、西妻の一カ所だけ8尺(2.35m)で、ほかはすべて7尺(2.06m)である。柱掘方の平面形状は、方形から円形までばらつきがある。長軸は0.7～0.9m、柱痕跡の径は0.15～0.2mを測る。

出土遺物はない。

#### SB-11柱穴土層注記

P1

- 褐色土、椎色縞を含む。しまりが良い
- 黄褐色粘質土に灰色粘質土ブロックが混ざる。椎色縞を含む
- 黄褐色粘質土。小塊が多く含む
- 灰黃褐色土。(ビット)
- 褐色土。(ビット)

P2

- 赤灰色土、真椎色縞少量含む。しまりが良い
- 赤灰色土にこぶい赤褐色土がまだら状に混ざる

P3 (2～5号SB-4)

- 明黄褐色土にこぶい褐色土の混ざる
- 褐色土、柱跡跡。(上部が切れているのは、土層断面が中心からずしているため。)
- 灰褐色土にこぶい赤褐色土がブロック状に混ざる
- 明褐色土
- 黄褐色土

#### SB-12柱穴土層注記

P4

- こぶい赤褐色土に明褐色土ブロックを含む(ビット)
- 黄褐色土と褐色土がブロック状に混ざる
- こぶい黄褐色土、軟質
- 明黄褐色土に褐色土と灰褐色土が縞状に混ざる
- 褐色土と明褐色土がまだら状に混ざる
- こぶい褐褐色土(SC-6)

P5

- こぶい赤褐色土、やや軟質
- 赤灰色土にブロック状の褐灰色土と黄褐色土が混ざる

P6

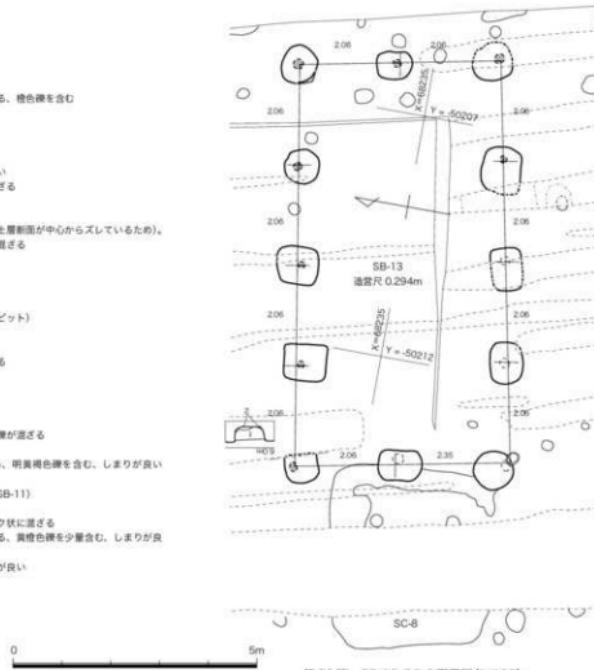
- 灰褐色土に黄褐色土がブロック状に混ざる。明黄褐色土を含む。しまりが良い(SB-12)
- 灰褐色土に黄褐色土がまだら状に混ざる(SB-11)

P7

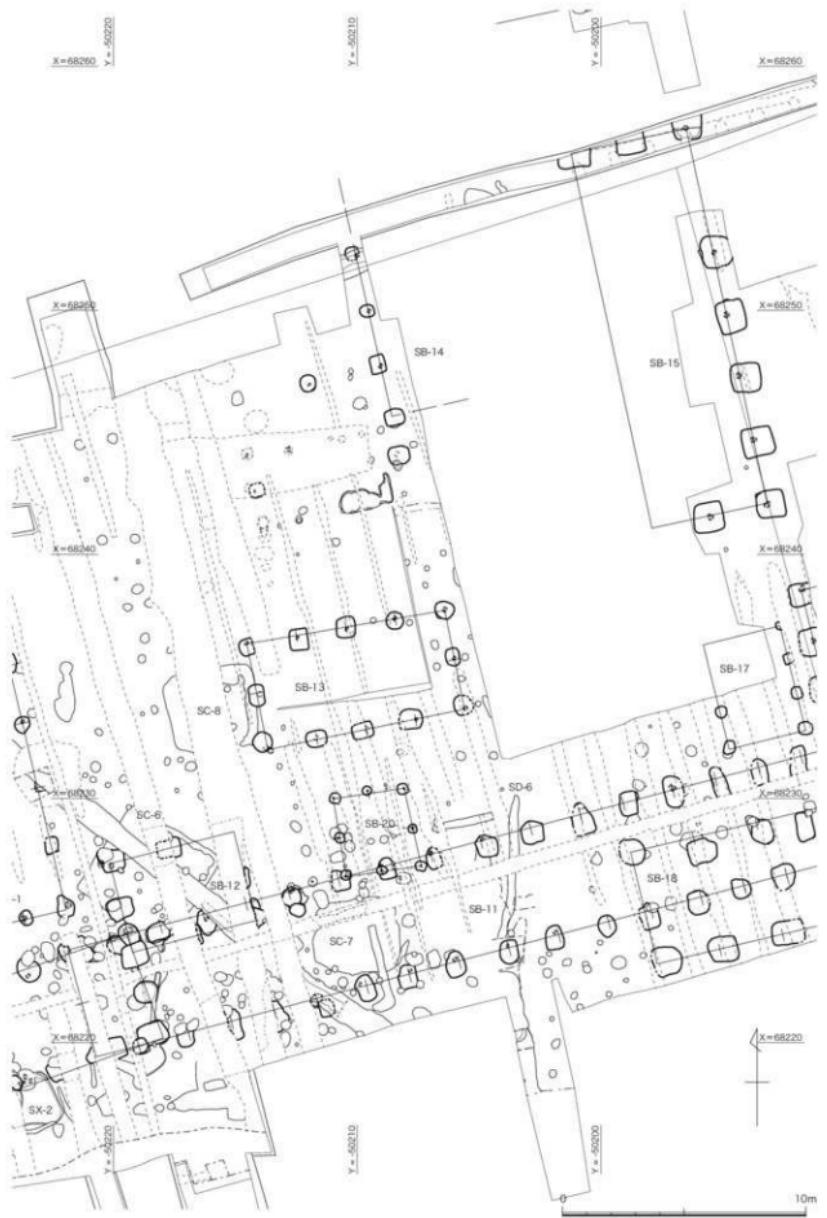
- 明赤褐色土に黄褐色土と黒褐色土がブロック状に混ざる
- 黒褐色土に明黄褐色土がブロック状に混ざる。黄褐色土を少量含む。しまりが良い
- 明黄褐色土、黄褐色土を多く含む。しまりが良い
- 黄褐色軟質土

#### SB-13柱穴土層注記

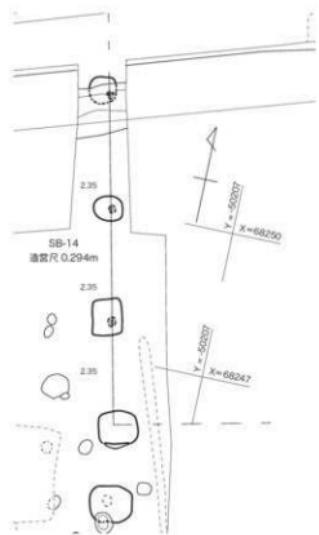
- こぶい赤褐色土
- 赤褐色土



第28図 SB-13,SC-8 平面図(1/100)



第29図 SB-12, 13, 14, 15, 17, 20, SD-6 平面図 (1/200)

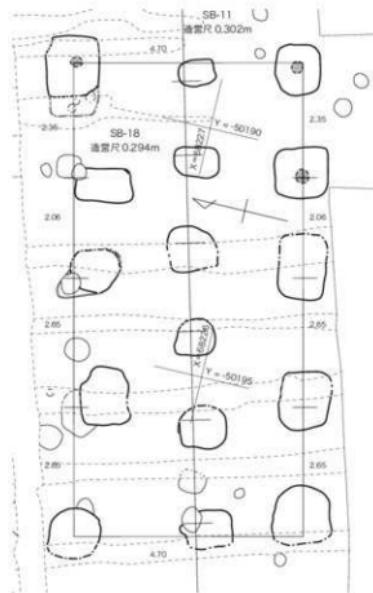


第30圖 SB-14平面圖(1/100)



SB-15 桂穴土層注記

第31図 SB-15平面図(1/100)



第32図 SB-18 平面図(1/100)

#### SB-14 (第 29、30 図)

SB-13 の北側に位置する南北棟建物で、主軸方位は N-12°-W である。調査区外に伸びているため、建物の全体像は不明だが、桁行は 3 間以上 (7.05m 以上) である。柱掘方の平面形状は方形と円形があり、長軸は 0.6 ~ 0.8m、柱痕跡の径は 0.15 ~ 0.2m と小規模である。周囲に柱穴とみられる遺構が数基あるものの、建物としてはまとまらない。あるいは、SB-14 の柱穴も含めて、解の可能性も考えられる。

出土遺物はない。

#### SB-15 (第 29、31 図)

SB-14 の東側に位置する南北棟建物で、桁行 6 間 (15.98m)、梁行 2 間 (4.7m)、主軸方位は N-12.2°-W、建物面積は約 75m<sup>2</sup> を測る。柱間間隔は、桁行が 9 片 (2.65m)、梁行が 8 尺 (2.35m) に抑えられている。柱掘方の平面形状は方形で、長軸は 1.2 ~ 1.3m、柱痕跡は明瞭に残っていて、径は 0.2 ~ 0.25m を測る。

政府域の建物のなかで柱穴規模が最も大きく、平面形状、柱の通り具合、柱間の等間具合についても均整がとれている建物である。また、長舎建物を除くと、

最も面積が大きい。SB-15 は政府移転後に造営された官衙関連施設の建物であり、そのなかでも中心的建物の一つとみられる。

出土遺物はない。

#### SB-16 (第 26 図)

SB-15 の南側に位置する東西棟建物で、桁行 6 間 (14.1m)、梁行 2 間 (4.12m)、主軸方位 N-76.4°-E、建物面積は約 58m<sup>2</sup> を測る。柱間間隔は、桁行が 8 尺 (2.35m)、梁行が 7 尺 (2.06m) である。柱掘方の平面形状は方形で、長軸は 1.1 ~ 1.2m、柱痕跡の径は 0.2 ~



第 33 図 SB-19, 25, 26, SA-1 平面図 (1/200)

0.25mを測る。SB-15に似るが、柱間が1尺ずつ短いため一回り小さくなっている。

出土遺物はない。

#### SB-17 (第 26、29 図)

SB-16の西側に近接する南北棟建物で、桁行3間(4.41m)、梁行2間(3.23m)、主軸方位はN=13.9°-W、建物面積は約14m<sup>2</sup>を測る。梁行中央の柱穴は検出できていない。柱間は、桁行が5尺(1.47m)で、梁行が11尺(3.23m)である。柱掘方の平面形状は、形の崩れた隅丸方形や円形で、長軸は0.4~0.6mと小規模である。

出土遺物はない。

#### SB-18 (第 32 図)

SB-17の南側にあり、柱穴は切り合っていないが、SB-11と重複する位置にある東西棟建物である。桁行4間(9.71m)、梁行2間(4.7m)、主軸方位はN=76.7°-E、建物面積は約46m<sup>2</sup>を測る。北の側柱は、柱穴3基が2尺分内側にずれていて、通常と異なる建物構造を想定すべきであろう。柱掘方の平面形状は、方形、隅丸方形で、長軸は1.0~1.3m、柱痕跡の径は0.25mを測る。

出土遺物はない。

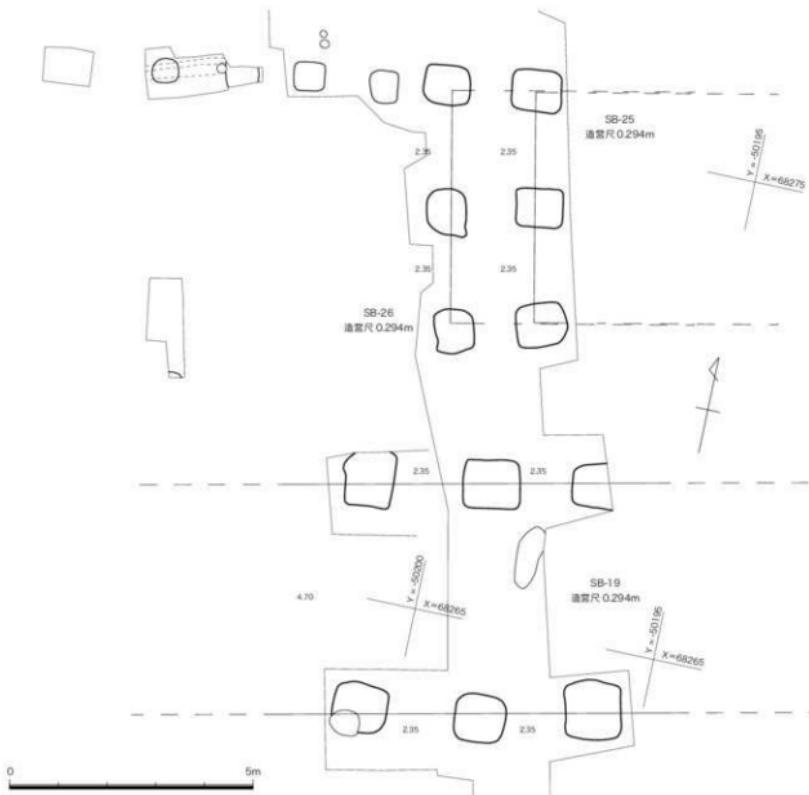
#### SB-19 (第 33、34 図)

SB-15の北側に位置する東西棟建物である。桁行の柱穴2間分だけを検出し、建物の主軸方位はN=78°-Eである。梁行は4.7mで、2間とみられる。桁行の柱間は8尺(2.35m)である。柱掘方の平面形状は方形で、長軸は1.0~1.2mを測る。

出土遺物はない。

#### SB-20 (第 27、29 図)

SB-13の南側に位置し、SB-11を切る側柱の南北棟建物である。桁行2間(3.24m)、梁行2間(2.94m)、主軸方



第 34 図 SB-19, 25, 26 平面図 (1/100)



第35図 SB-21, 22, 23, 24平面図(1/200)

位はN-10.9°-W。建物面積は約10m<sup>2</sup>を測る。桁行の柱間は5.5尺(1.62m)、梁行の柱間は5尺(1.47m)である。柱掘方の平面形状は円形で、長軸は0.4m、柱痕跡の径は0.1mと小規模である。

出土遺物はない。

長軸は0.6～0.9mである。

#### SB-21出土遺物(第37図)

1は、柱穴一段下げ時出土の須恵器杯身の口縁部。

#### SB-21(第35、36図)

最も東端に位置する南北棟建物で、桁行4間以上(8.46m以上)、梁行2間(5.44m)、主軸方位はN-14.5°-Wで、建物面積は46m<sup>2</sup>以上を測る。建物内部に床束をもつ。柱間は、梁行の1カ所だけ11尺(3.32m)で、他は7尺(2.11m)である。柱掘方の平面形状は圓丸方形で、

#### SB-22 開達出土遺物(第37図)

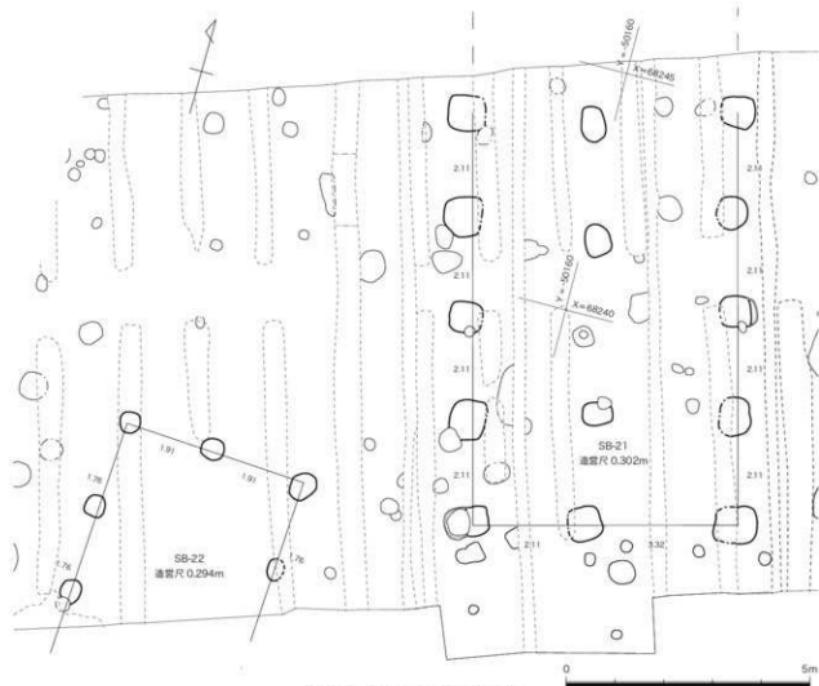
2、3はSB-22を切るピットから出土した8世紀前半の須恵器高台付杯。3は断面四角形の高台が底部のやや内側に付く。復元高台径は11.2cm。焼成不良。

#### SB-22(第35、36図)

SB-21の西側に位置する南北棟建物で、主軸方位はN-4°-Eをとり、政地域で唯一正方位に近い建物である。桁行2間以上(5.29m以上)、梁行2間(3.82m)、建物面積は20m<sup>2</sup>以上を測る。柱掘方の平面形状は円形で、長軸は0.4～0.5mと小規模である。

#### SB-23(第35、38図)

SB-15の東側に位置し、柱穴は切り合っていないが、SB-24と重複する位置にある南北棟建物である。桁行3間以上(7.35m以上)、梁行2間(4.12m)、主軸方位はN-14°-W、建物面積は30m<sup>2</sup>以上を測る。梁行中央の柱穴は検出できていない。柱掘方の平面形状は方形、



第36図 SB-21、22 平面図 (1/100)

隅丸方形、円形があり、長軸は0.8～1.1mである。柱間は、8尺と9尺がある。  
出土遺物はない。

#### SB-24 (第35、38図)

SB-23と重複関係にある南北棟建物で、主軸方位はN-14°-Wである。桁行3間以上(0.98m以上)、梁行2間(4.22m)とみられる。建物面積は42m<sup>2</sup>以上を測る。

東側柱行を南に延長すると、櫛または扉とみられる柱列につながる。この柱列の北端と、SB-24南端の柱穴間は、34尺(10.27m)の距離にある。未調査部分に隠れている桁行の柱間を4間と想定し、その4間の長さを8尺+8尺+9尺+9尺とすれば合計34尺となり、SB-24の桁行に8尺と9尺が使われていることに矛盾しない。桁行に柱列が接続することで、長谷建物と一体となって政

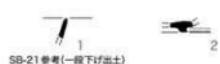
府を開闢する可能性も考えられる。柱掘方の平面形状は方形、隅丸方形があり、長軸は0.6～0.8m、柱痕跡の径は0.15mである。

#### SB-25、26 (第33、34図)

SB-25、SB-26とともに、SB-19の北側に位置する東西棟建物である。いずれも主軸方位はN-78.5°-E、梁行2間(4.7m)を測る。柱掘方の平面形状は方形で、長軸は0.9～1.0mである。

それぞれ別の建物として報告しているが、柱筋が通り、SB-25とSB-26の間隔が6尺(1.76m)の等間であることから、純柱建物や廻付建物の可能性もある。

また、SB-26の西側に、柱穴とみられるピットが東西方向に4基ならんでいる。平面系は方形～隅丸方形を呈し、柱間が5尺(1.51m)の等間であることから建物になる可能性もある。

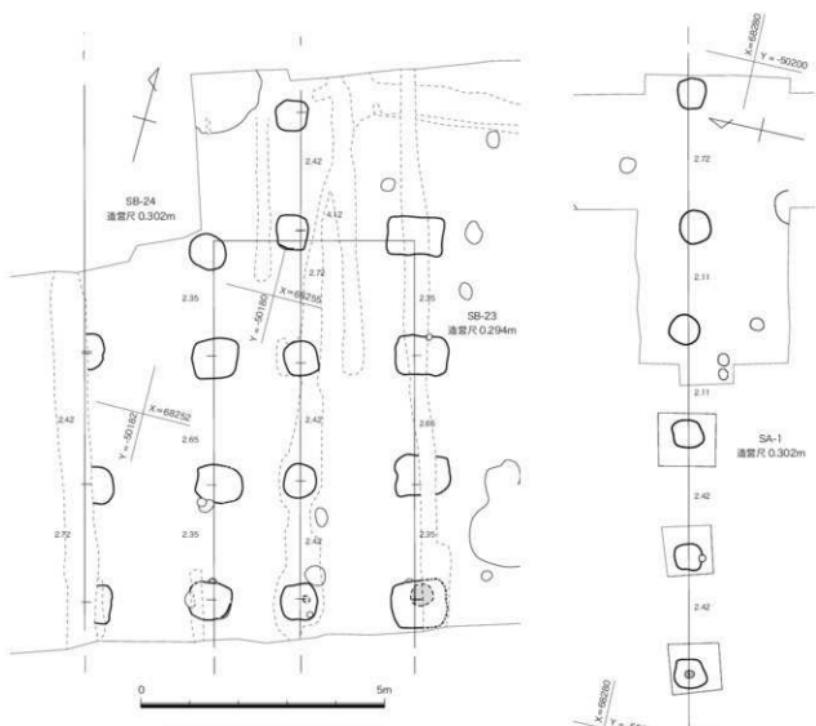


第37図 SB-21、22 関連出土遺物  
実測図 (1/4)

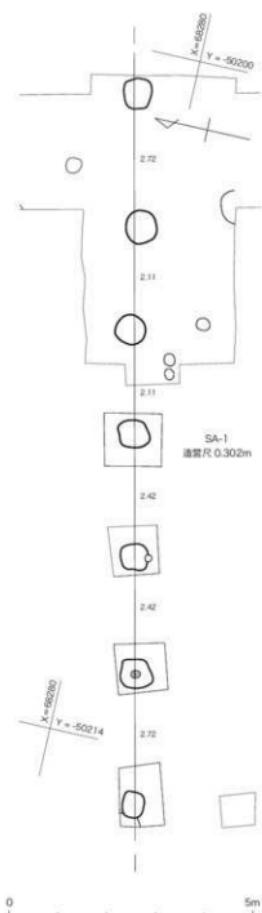


#### SA-1 (第33、39図)

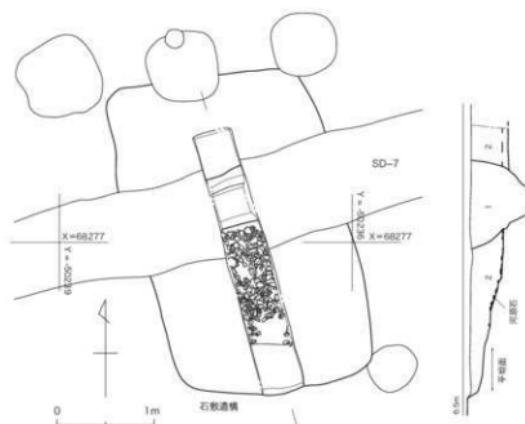
SB-25、26の北側に位置し、東西方に向かって伸びる。建物の可能性もあるが、1



第38図 SB-23、24平面図 (1/100)



第39図 SA-1平面図 (1/100)



第40図 石器遺構断面図 (1/50)

石器遺構土層注記  
1. 赤褐色土 (SD-7)  
2. にふい赤褐色土 (石器遺構)

列のみの検出であるため、欄として報告しておこく。今後、周辺調査を行ったときに再度検討したい。柱の通り具合が悪いので誤差を含むが、方位はN-77.3°-Eである。検出したのは約15m分の長さで、柱掘方の平面形状は隅丸方形と円形で、長軸は0.5~0.6mを測る。

東側に位置する政府の北辺を囲繞する施設と考えられる。SA-1を西に延長したとき、SB-1の北側にある柱穴3基とは少しずれるようであり、政府西辺への取り付き方についても、今後の調査によって判断したい。

## 溝

溝についても、遺構と重複する箇所を部分的に掘り下げた以外は、検出面の確認だけにとどめている。そのため帰属時期が不明確なものも多い。

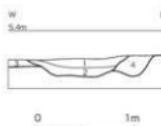
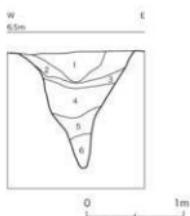
SD-1 (第6、8図)

SB-2、3の南側に位置するL字状の

溝である。南側と東側に同一とみられる溝があり、本来は方形の区画溝であった可能性も考えられる。ただし、溝の内側に主だった遺構は存在しない。出土遺物はなく、時期は不明である。溝の方位はおよそN-16°-W、幅0.7~1.5mを測る。

SD-2 (第6、7、41図)

北西-南東方向に、政府域のすべての遺構を切る直線の溝である。調査区内で確認できた長さは約60mである。断面はV字状で、幅0.8~1.2m、深さ約1.2m



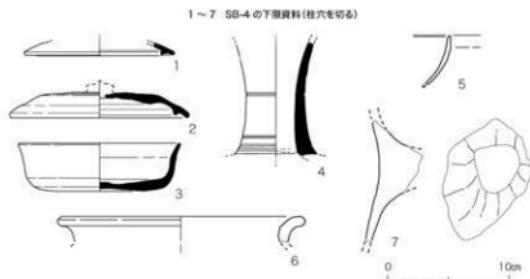
SD-2 土層注記

1. にふい黄褐色土と黄褐色土の混合土。しまり強い
2. にふい黄褐色土。やや赤味を帯びる
3. 黄褐色土
4. 黄褐色土に黄褐色土が少量混ざる
5. 明褐色土。壁が滑る
6. 明褐色軟質土

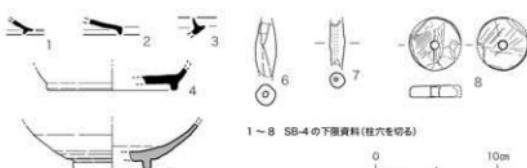
第41図 SD-2 断面図 (1/50)

- SD-3 土層注記 (1と2がSD-3)
1. 黄褐色土。淡褐色・土師器・土師器出土
  2. 黄褐色土に黒褐色土がブロック状に混ざる
  3. 黄褐色土に黒褐色土が混ざる
  4. にふい褐色土に黒褐色土が混ざる

第42図 SD-3 断面図 (1/50)



第43図 SD-3 出土遺物実測図 (1/4)



第44図 SD-4 出土遺物実測図 (1/4)

を測る。方位は N-52°-W で、周辺条里の N-40°-W や、後述する伝路の N-40.7°-W とは揃わない。

溝を調査区外の南側に延長すると、拡張したトレーナーの壁に交錯するはずであるが、土層断面では確認できていない。SD-2 の南端が地形の落ちで終わっているとみられる。政府城の建物群を切るために、SD-2 の開削時期は官衙関連施設が移転した後になる。後述する包含層の下層で検出していることを考えると、政府移転後の間もない時期に開削された可能性が高い。ただし、その用途については不明である。

出土遺物はない。

#### SD-3 (第 11、12、42 図)

SB-4 を切る南北方向の溝で、幅 0.5 ~ 0.6m、深さ 0.1m を測り、断面直状を呈する。

#### SD-3 出土遺物 (第 43 図)

1、2 は須恵器杯蓋で、1 は復元口径 10.3cm、2 は天井部に回転ヘラケズリを施し、中央にはつまみの剥離痕が残る。復元口径 12.4cm。3 は須恵器杯身で、底部は回転ヘラ切り後ナギ。復元口径 13.4cm、器高 3.9cm、復元底径 10.8cm。4 は須恵器長頸壺の頸部。中央と胴部間に沈線を施す。5 は土師器杯。6 は土師器甕で、復元口径 20.2cm。7 は土師器甕の把手。

7 世紀末から 8 世紀初頭の遺物を含み、SB-4 の下限を補強する資料である。

#### SD-4 (第 15 図)

SB-4 を切る南北方向の溝で、幅 0.9 ~ 1.3m、検出した長さは約 17m である。

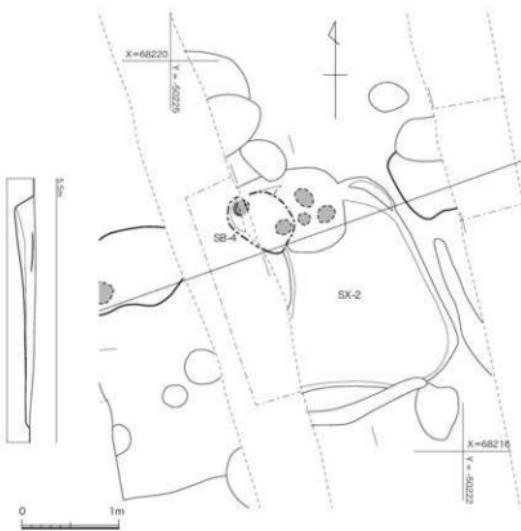
#### SD-4 出土遺物 (第 44 図)

1 ~ 4 は須恵器。1、2 は杯蓋で、3、4 は杯身。4 は断面方形の高台が付き、復元高台径 10.8cm。5 は白磁碗の V 頂で、高台径 5.4cm。細長い削り出し高台で、内面見込みに段が付く。胎土は灰白色で、乳灰色の釉が高台の付け根までかかる。6、7 は土鍬。8 は滑石製鋤車で、径 4.3 ~ 4.4cm、厚 0.9 ~ 1.0cm を測る。

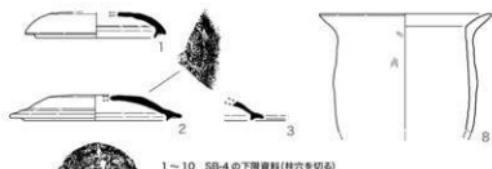


第 45 図 SD-7 出土遺物実測図(1/4)

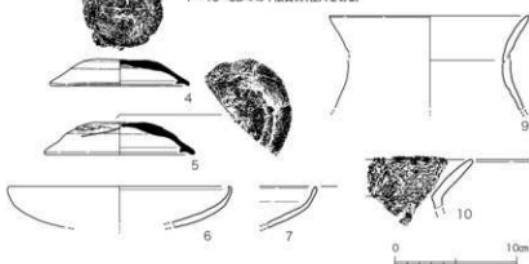
第 46 図 SX-1 出土遺物実測図(1/4)



第 47 図 SX-2 平断面図(1/50)



1 ~ 10 SB-4 の下限資料(柱穴を切る)



第 49 図 SX-2 出土遺物実測図(1/4)

SB-4 の下限資料ではあるが、7世紀末～12世紀まで時期幅が大きい。

#### SD-5 (第11、12図)

SB-4 に切られる南北方向の溝で、幅約0.8mである。出土遺物はない。

#### SD-6 (第27、29図)

SB-11 と重複関係にある南北方向の溝で、長さ5.8m、幅0.8mを測る。出土遺物はない。

#### SD-7 (第6、9、40図)

石敷造構を切る溝で、方位はN-75°-E、長さ6.8m、幅0.9m、深さ0.6mを測る。石敷造構を破壊していることを考えると、儀礼行為が必要としなくなった政府移転後の所産と推測する。

#### SD-7 出土遺物 (第45図)

I は須恵器の甕。外面条痕状タタキで、内面は同心円文相当具痕。復元口径11.7cm。

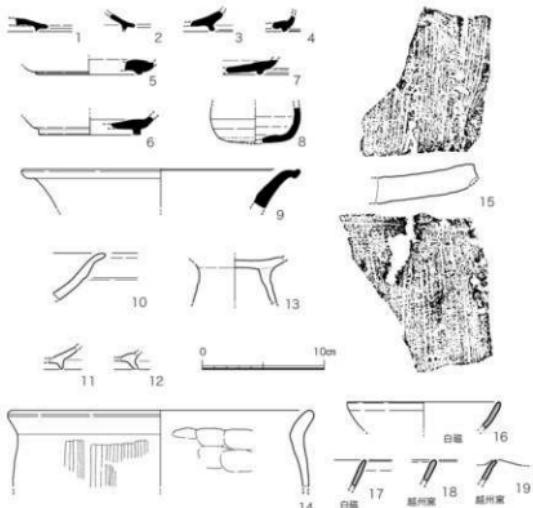
### 不定形遺構

遺構番号はSX-1～9まで付している。このうちSX-3は欠番である。

SX-4～6、8は政府南西隅に位置する(第51図)。これらは、断削による断面観察をおこなっておらず、検出面だけの判断である。遺構の輪郭は非常に不明瞭かつ不定形なプランであり、明確な掘り込みをもつつか判断できない。包含層の堆積である可能性も否定できないため、遺構についての報告は割愛し、SX-6、8については一段下げ時に出土した遺物のみを報告する。SX-7は、調査途中で井戸であることが判明したため、次節で述べる。

#### SX-1 (第9、10図)

SB-2、SB-3と重複関係にある。とにかく、SB-2の東側の柱穴がSX-2の検出面上では確認できなかったことから、



第49図 SX-6出土遺物実測図(1/4)

造構の下に柱穴が残っている可能性を考え、中央の掘乱以西を掘り下げた。SX-1の掘方の下にSB-2の柱穴は確認できず、SX-2の形成によって柱穴が消滅したか、その他の要因を想定せざるを得ない。

遺構の平面形は瓢箪型を呈し、長軸約6.6m、短軸約2.9m、深さ0.3mである。

#### SX-1出土遺物 (第46図)

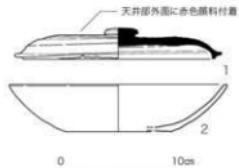
I は須恵器甕の口縁部。口縁部下に3本の沈線が入る。

#### SX-2 (第47図)

SB-4 を切る造構で、埋土を掘り下げた後にSB-4の柱穴を検出した。西側を掘乱で失っているが、南北長約2.1m、東西残存長1.6m、深さ0.2mを測る。遺物が比較的まとまって出土し、SB-4の下限を示す資料である。

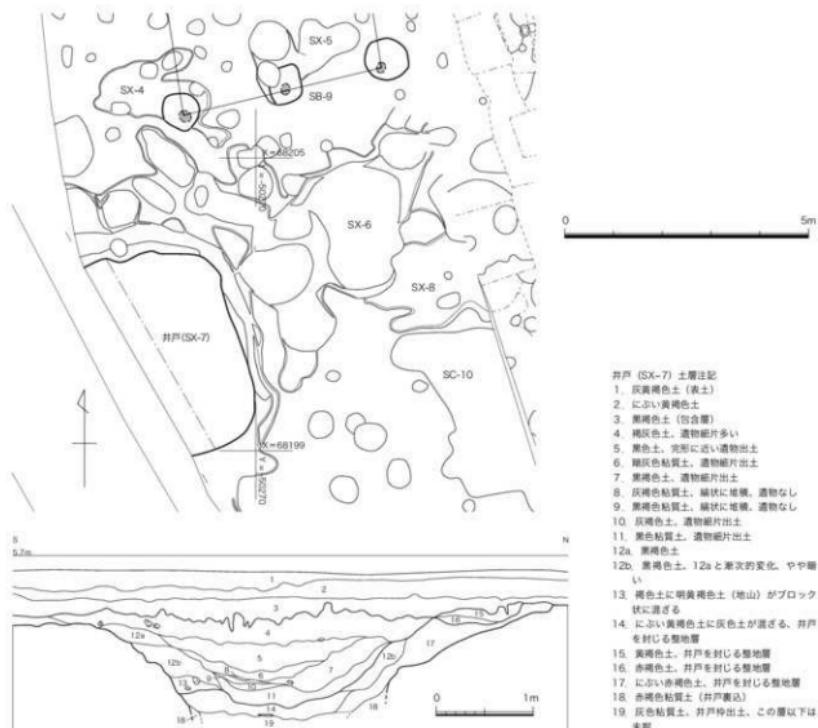
#### SX-2出土遺物 (第48図)

1～5は須恵器甕。I は復元口径9.8cm、器高2.1cm。天井部は回転ヘラ切り後ナデ、「×」のヘラ記号がある。

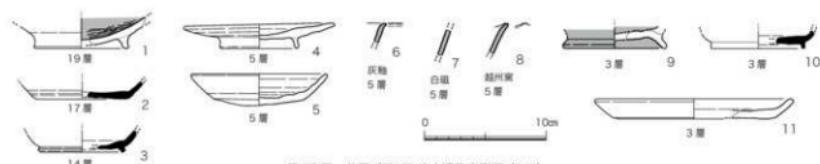


第50図 SX-8出土遺物実測図(1/4)

3は口縁部。4は口径9.1cm、蓋径11.5cm、器高2.2cm。天井部は回転ヘラ切り後ナデ、ヘラ記号がある。5は復元口径9.8cm、復元蓋径12.4cm、器高2.7cm。天井部は回転ヘラ切り後ナデ、ヘラ記号がある。6は土師器甕。いずれも摩滅しているが、内外面ともヘラミガキで仕上げているとみられる。6は口縁部が内湾する。復元口径18.0cm、7は口縁部下に屈曲部をもつ。8～10は土師器甕。8は復元口径14.2cm、口縁部は短く外反し、内面に横が付く。外面ハケメ、内面は摩滅で不



第51図 井戸 (SX-7) 平面図 (1/100)、断面図 (1/50)



第52図 井戸 (SX-7) 出土遺物実測図 (1/4)

明である。9は復元口径 16.4cm。外面ナデ、内面はラケケズリ。10は口縁部内面にヨコハケを施す。

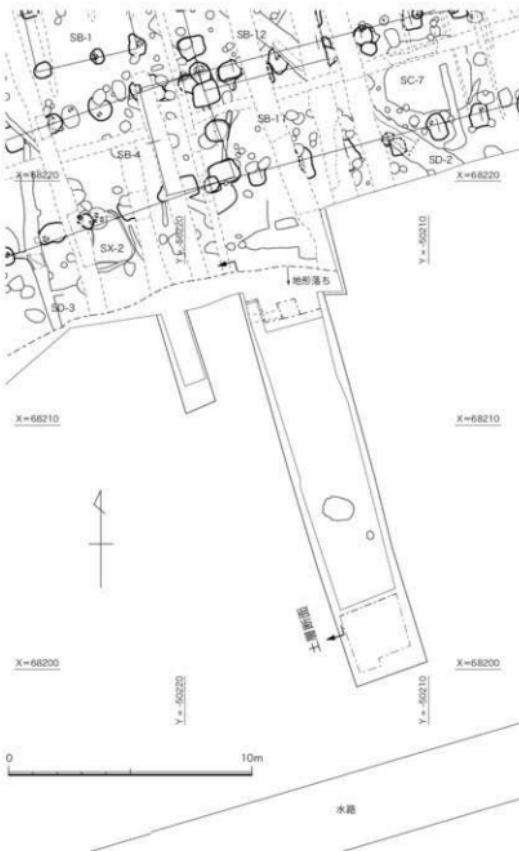
10のみ8世紀代で、その他は7世紀後半の遺物がまとまって出土している。SB-4の下限を示す資料である。

#### SX-6 出土遺物 (第 49 図)

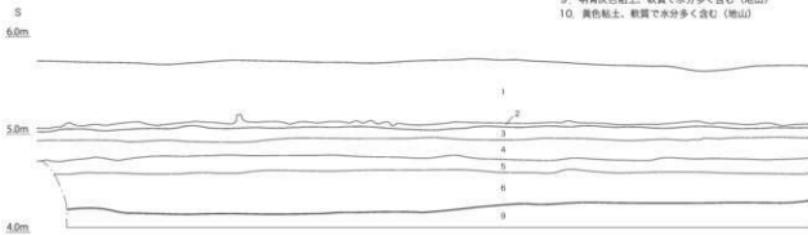
1、2は須恵器杯蓋。3～7は須恵器

高台付杯。いずれも底部からやや内側に高台が付き、3～5は、外に踏ん張る形の名残がわずかに残る。5は復元高台径 8.8cm。6は復元高台径 8.4cm。8は須恵器の甕。底部は回転ラケケズリ後ナデで、胴部径 7.4cm。9は須恵器甕の口縁部。強いヨコナデにより口縁部内面に段が付く。復元口径 23.0cm。10は土師器杯で、口縁端部が外反し、口縁部下には段が付く。11、12は土師器高台付杯。13は土師器高杯。14は土師器甕。外面タテハケ、内面ヘラケズリ。復元口径 25.2cm。15は須恵器甕の平瓦で、凸面は圓目タクキ。16、17は白磁碗で、口縁部は直口で、体部はわずかに内湾する。16は復元口径 12.6cm。18、19は越州窯系青磁碗で、19は輪花碗になる。

#### SX-8 出土遺物 (第 50 図)



第 53 図 政府南側地形落ち平面図(1/200)



1 は須恵器杯蓋。ほぼ完形の状態で出土した。天井部は水平で、回転ヘラケズリ後にナデを施し、扁平のつまみを貼り付ける。天井部外面には、部分的に赤色顔料が付着している。口径 15.5cm、蓋径 17.0cm、器高 2.6cm。焼成は硬質で須恵器質だが、色調は浅黄褐色で見た目は土師器に似る。2 は土師器杯身で、復元口径 17.8cm、器高 3.9cm、底径 8.8cm。摩滅のため調整不明である。

#### SX-9 (第 10 図)

SX-3 の東妻に位置する。SX-9 の検出面上には SB-3 の柱穴は確認できていないので、SX-9 が柱穴を切っている可能性を考慮して、埋土を半裁した。掘方は浅い皿状を呈し、0.1m 程度の深さしか残っていない。また、埋土除去後も SB-3 の柱穴は確認できない。長軸 2.6m、短軸 1.7m を測る。

出土遺物はない。

#### 井戸 (第 51 図)

前節で触れたように、調査当初は SX-7 として遺構番号を付していたが、道

##### 政府南側地落ち土層注記

1. 表土
2. 鮮青灰色シルク (旧水田層)、砂粒を多く含む
3. 灰オリーブ粘質土 (旧水田堆土か)、マンガン多く含む、遺物細片少観出
4. 灰白色粘質土、やや軟質で水分を含む、遺物少量出土
5. 灰色粘土、軟質で水分を多く含む、基下部で遺物の出土が多くなる
6. オリーブ灰白色粘土、軟質で水分を多く含む、遺物多く出土、木製品や枝状の木片も多く出土
7. 黒土 (旧水路跡)
8. 灰色粘質土 (旧水路跡)
9. 明青灰色粘土、軟質で水分多く含む (地山)
10. 黄色粘土、軟質で水分多く含む (地山)

構掘り下げ後に井戸と判明したものである。調査区の西端に位置し、遺構の西半分は調査区外へ伸びている。

長軸は約4.2mで、掘方平面は方形になるとみられる。調査区境の西壁に沿うように断層をおこない、土層断面を確認した。なお、安全面と確認調査の主旨を考慮し、約2m下の19層で井戸枠を確認した以降は、掘り下げていない。また、井戸枠の確認は一部だけで、詳細な構造の把握や図化はおこなっていない。

井戸枠が属する19層の直上に堆積する14～17層は、人為的に埋め戻した整地層であり、井戸封じを実施した痕跡と考えられる。15～17層は、掘方の北側のみに存在することから、井戸封じの作業は北からおこなったことが推測される。井戸を埋めた後は、崖地状に落ち込んだ状態になっており、廃棄土坑として利用された可能性もある。

官衙関連施設の井戸として9世紀までには使用されたとみられる。政府域で出土する輸入陶器もこの時期にともなう。

#### 井戸出土遺物（第52図）

1は19層出土の黒色土器A類。内面は不整方向のヘラミガキで、底部外面は回転ヘラケザリ。復元高台径7.8cm。2は17層出土の須恵器杯身。内面の一部に赤色顔料が付着している。底部は回転ヘラ切り後ナデ。復元底径8.8cm。3は14層出土の須恵器高台付杯。復元高台径7.2cm。4～8は5層出土。4は土師器皿で、底部はヘラ切り後ナデ。口径12.4cm、器高2.0cm、高台径6.5cm。5は土師器皿で、底部は回転ヘラ切り後ナデを施す。一部に板状压痕が残る。口径11.2cm、器高2.6cm、底径

7.4cm。6は灰釉陶器。胎土は明白灰色、施釉は透明で淡緑茶色を呈する。7は白磁。8は越州窑系青磁碗で、輪花模様。黄茶色がかった緑色を呈する。9～11は3層出土。9は黒色土器B類で、復元高台径8.6cm。10は須恵器高台付杯で、復元高台径7.8cm。11は土師器皿で、底部は回転ヘラ切り、内部外面はヨコナデ。復元口径16.4cm、器高1.7cm、復元底径12.4cm。

第53・54図で示した地形落ちが標高4.2m、Tr215の南端が標高3.3mであり、南を流れる須恵川へ向かって緩やかに傾斜している。

第54図の断面図で示したように、地形変換点には旧水路の痕跡（7・8層）があり、そこを境に南側は粘土層が堆積し、木製品を含む多くの遺物が出土した。

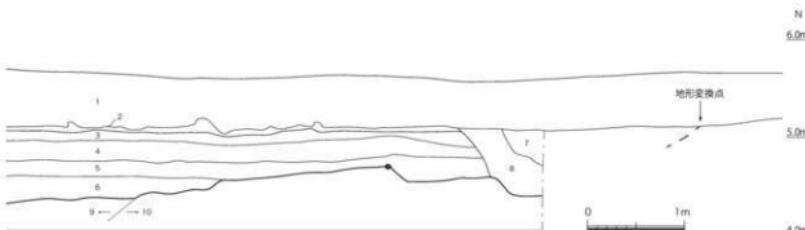
最下層の6層に遺物が集中しており、官衙の造営時期に堆積したものである。水分を非常に多く含み、調査中も湧水が絶えなかった。6層出土遺物は7世紀後半～8世紀前半が多く占めるが、8世紀後半～9世紀代の遺物も少量含まれる。特に軒平瓦（第55図72）は古代精屋部城の官衙遺跡に分布するものであり、政府移転後も官衙施設が引き続き機能していたことを示す。それらとは別に、中世の陶器や45の糸切り土師器皿など新しい遺物も含むが、上層の5層からの流れ込みと考える。

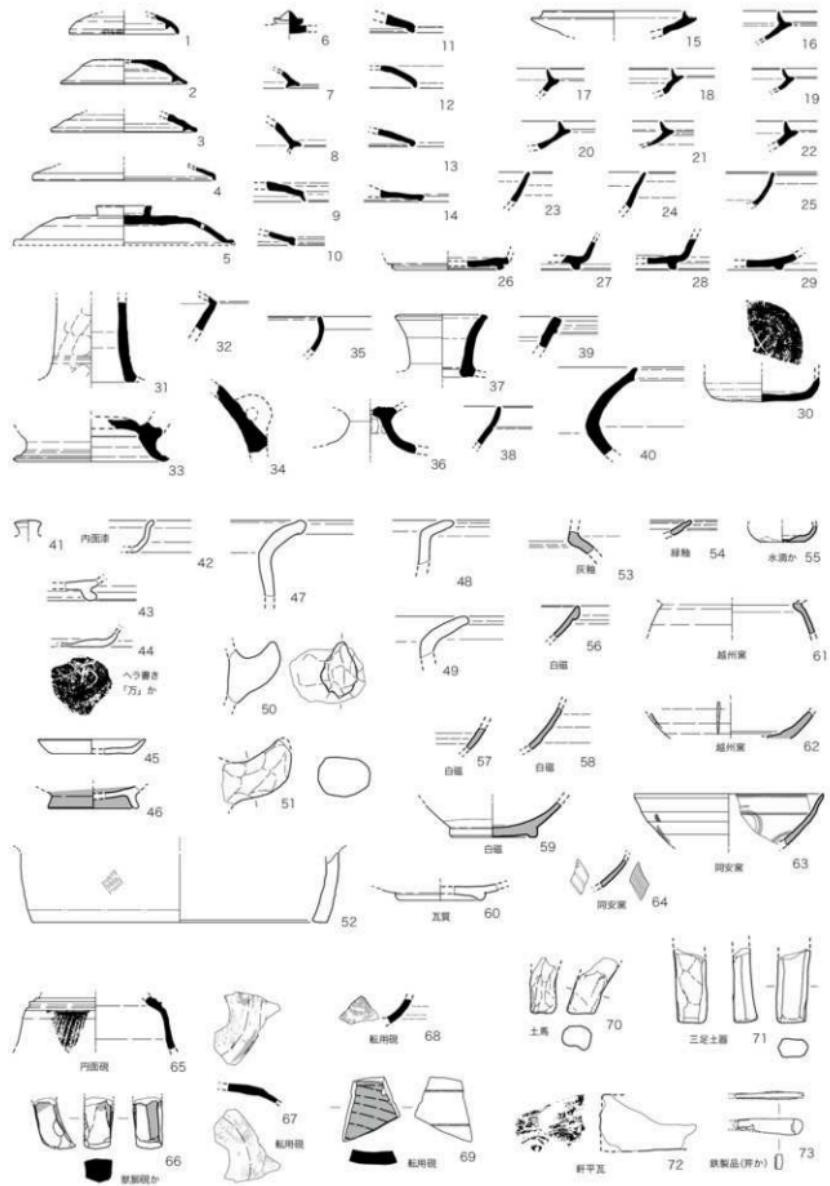
5層は、6層の上層に薄く堆積した粘土層で、遺物の多くは6層に近い最下部付近で出土した。6層に比べて遺物が極端に少なく、その内容も官衙とともに違うものから中世の陶器まで時期幅が広い。これは、何れも堆積した包層が流出して2次堆積したものと考えられ、すでに官衙が廃絶したあとの中世に降るものだろう。

4層は、5層の上層に堆積した粘土土で、わずかに遺物を含むが、これも2次的な堆積で、中世～近世を想定しておく。

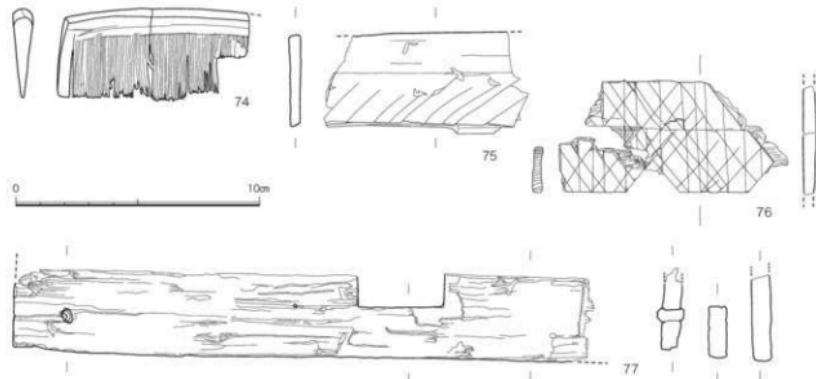
2層・3層は水田として利用されていた最後の段階であり、近世～現代に相当する。

第54図 政府南側地形落ち土層断面図(1/50)

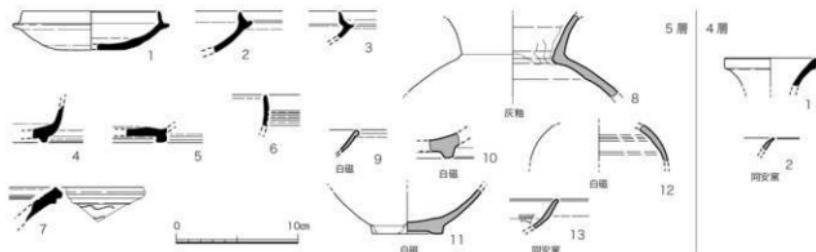




第 55 図 政府南側地形落ち 6 層出土遺物実測図 (1/4)



第56図 政府南側地形落ち6層出土遺物実測図(1/2)



第57図 政府南側地形落ち4層、5層出土遺物実測図(1/4)

#### 政府南側地形落ち6層出土遺物 (第55、56図)

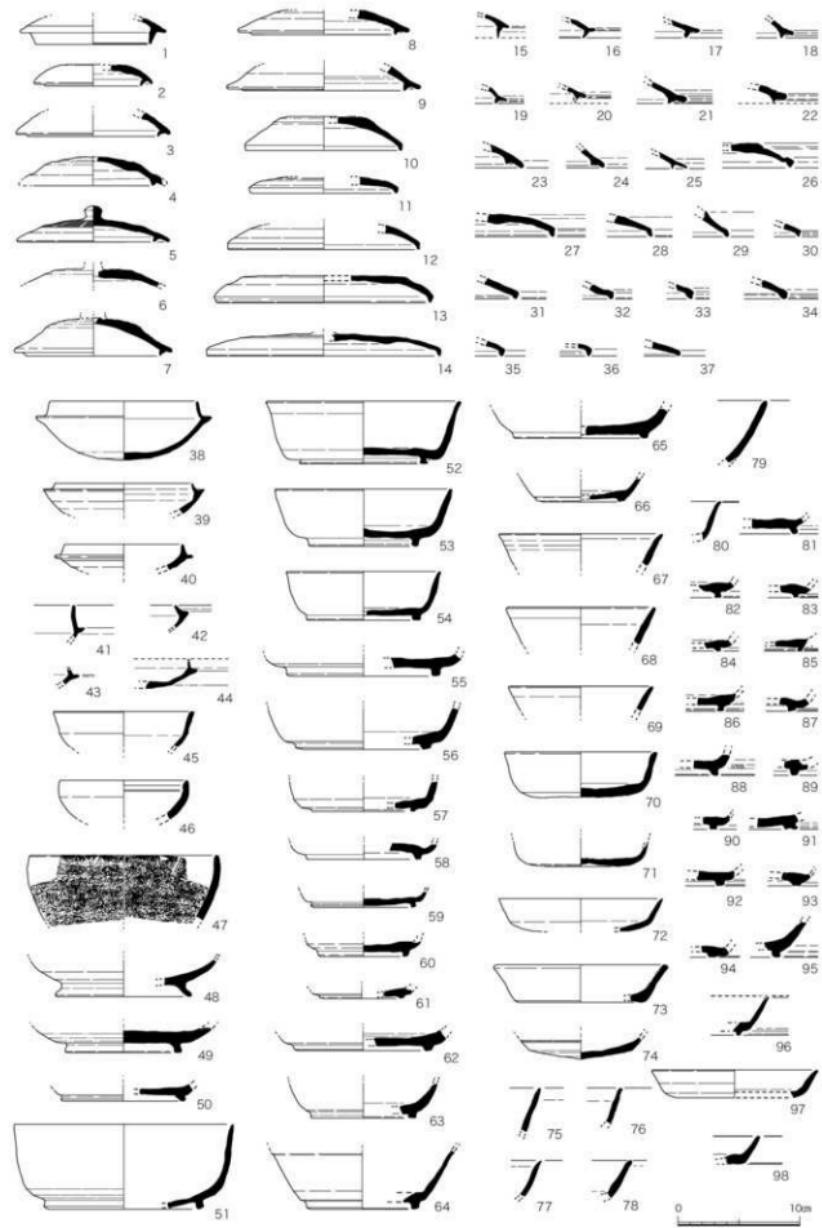
1～14は須恵器杯蓋。1は口縁部外面に墨が付着している。復元口径9.0cm、内外面とも丁寧なヨコナダ。2は天井部を回転ヘラケズリ後ナデを施す。復元口径10.2cm、器高2.0cm。3は天井部に回転ヘラケズリ。復元口径11.7cm。4は復元口径14.8cm。5は同一個体を図上復元した。輪状つまみで、口縁部は輪状に折り曲げる。天井部は回転ヘラケズリ。胎土は精緻で焼成も良好であり、良品といえる。復元口径18.0cm、器高3.3cm、復元つまみ径4.6cm、つまみ高0.8cm。6は擬宝珠つまみで、つまみ径2.4cm、つまみ高1.1cm。7、8は口縁部にかえりがつき、9～14は口縁部を喇叭状に折り曲げる。

15～30は須恵器杯身。15は復元口径11.5cm、26は高台端を外傾させて成形する。復元高台径8.7cm。30は底部内面にヘラ記号がある。底部外面は回転ヘラケズリ後ナデ。復元底径7.2cm。

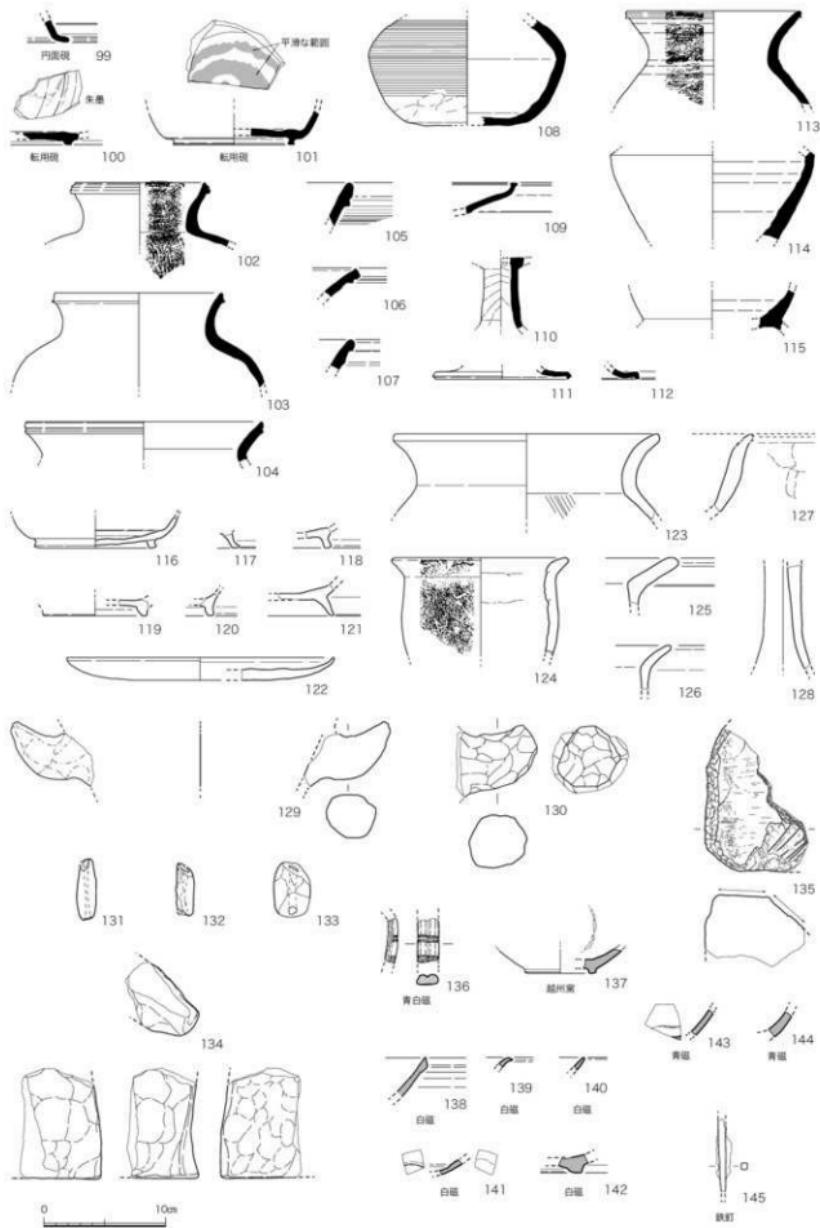
31～33は須恵器長頭瓶。31は外面に指オサエ痕が残る。頭部径5.8cm。32は肩部が組曲し、棱がつく。33は脚部で、復元脚部径12.8cm。34は須恵器双耳瓶の脚部。35は須恵器鉢で、外部外面に細かいカキメが入る。36は須恵器杯高の脚部。37、38は須恵器平瓶。37は口径6.4cm。39、40は須恵器壺。

41は土師器杯蓋のつまみ、つまみ径2.2cm、つまみ高1.2cm。42は小型の杯で、内面に厚く漆が付着する。漆専用の容器として使用されたとみられる。器高2.6cm。43は土師器高台付杯で、高台が外側に張り出す。44は土師器皿で、

底部外面にヘラ書きによる「万」とみられる文字がある。底部外面は回転ヘラ切り後ナデ。45は土師器小皿で、復元口径8.8cm、器高1.2cm、底径6.4cm、摩減しているが、底部は糸切りとみられる。46は黒色土器B類、復元高台径7.2cm、高台高1.1cm。47～49は土師器甕。50、51は土師器甕の把手。52は土師器の移動式電車。内外面はハケメで、底部外面は横方向のヘラケズリ、底部端面は細いハケメで仕上げる。破片の上部に孔の痕跡があり、把手の差し込み孔であろうか。53は灰釉陶器の頭部。釉薬は濃淡のある灰オリーブ色で、胎土は精良である。54は緑釉陶器の皿。釉薬は透明なオリーブ黄色。55は灰色の胎土で、灰赤色の釉が内外面にかかる。丸く内湾する小型の容器で、水滴か。56～59は白磁。57は内面の釉がない。



第58図 政府包含層出土遺物実測図(1/4)



第59図 政府包含層出土遺物実測図(1/4)

59は底径7.0cm、60は瓦器椀で、底平で厚い高台がつく。高台径6.9cm。61、62は越州窯系青磁。61は双耳壺か。釉薬は灰オリーブ色で、胎土は精良。頸部径11.4cm。62は輪花椀で、外面に縦方向の沈線があり、内面見込みには目跡が残る。釉薬はオリーブ黄色で、胎土は精良。63、64は同安窯系青磁碗。63は復元口径15.5cm。

65～73は特殊遺物。65は円面鏡で、外面にヘラ状工具による幅広の斜線文を施す。復元突帯部径10.6cm。胎土は精良。66は懸脚壺の脚部か。ヘラケズリによる面取りを行い、断面五角形に成形する。脚部には墨痕が付着する。残存高4.2cm、幅2.3cm、厚1.9cm。明青灰色を呈し、胎土は精良である。67～69は転用鏡。70は上質の土馬の脚部か。指オサとナデによる成形で、脚部裏面は凹凸をなす。浅褐色を呈する。残存長4.7cm、幅2.0cm、厚2.0cm。71は土師器の三足土器の脚部。断面が順長の六角形になるように成形し、表側をヘラケズリで、外観に出ない裏側は指オサで仕上げる。明赤褐色を呈する。残存長6.2cm、幅2.4cm、厚1.5cm。72は須恵器質の軒平瓦で、大字府分類642A。この型式は、近畿の内構坪見遺跡をはじめ、多々良辻田遺跡、海の中道遺跡など、古代槽屋都域の官衙遺跡に集中して出土する。73は笄形の鉄製品。基部は半円状の丸みをもち、先端部に向かって細くなる。漆が塗られている可能性もある。残存長5.7cm、幅1.3cm、厚0.5cm。

74～77は木製品。74は櫛で、歯厚が0.25mmほどしかなく、精巧につくられた優品である。基部の厚さは0.8cm、残存幅7.8cm、縦3.7cm。75、76は曲物の調板。板材の片面のみに斜位、横位の切り込みが入れられる。板材の強度を弱めて加工しやすくしたもの。板厚の1/3ほどまでの深さまで達しており、印目として表面にいれた昇書きの痕跡ではない。切り込みは乱雑ではなく、ある程度の規則性をもって入れられている。75は残存長8.4cm、残存幅4.2cm、厚0.5cm。片面の一辺に2mmほどの深さの切り込みが連続して斜方向に入れられる。76は片面に斜位、横位の切り込みが入れられる。77は残存長23.8cm、残存幅3.6cm、厚0.8cmで、中央に方形の孔が開けられる。孔の近くには径1mmの小孔が貫通し、板材の開

には木釘が残る。部材の一部であろうか。

#### 政府南側地形落ち5層出土遺物 (第57図)

I～7は須恵器。I～5は杯身で、Iは、底部外面を回転ヘラケズリ。復元口径11.2cm、器高3.2cm、受け部径12.8cm。6は椀で、外面に3条の凹線が入る。7は甕で、外面に波状文がある。8は灰釉陶器。外面と、内面の頸部まで釉がかかる。濃淡のある灰オリーブ色を呈する。復元頸部径8.6cm、9～12は白磁。12は、水注が瓶の頬か。頸部最大直径11.3cm。13は同安窯系青磁碗。

#### 政府南側地形落ち4層出土遺物 (第57図)

Iは須恵器提瓶の口縁部。復元口径7.4cm。2は同安窯系青磁碗。

### 包含層

政府が立地する微高地の南側。SB-4・SB-7・SB-11など政府の南辺に位置する建物群が隠れるくらいの範囲に包含層が堆積していた。包含層の上面に遺構はなく、本遺跡が廃絶された後に堆積したと考えられる。政府城の建物群を切るV字溝のSD-2も包含層の下層で検出している。

出土遺物の時期からみて、7世紀後半～8世紀前半を主として、8世紀後半～9世紀代のものを含むなど、前筋の政府南側地形落ち6層と同じ様相が認められる。9世紀代の青白磁の把手(136)といった特殊遺物もあり、政府移転後も何らかの官衙施設が機能していたことを示している。

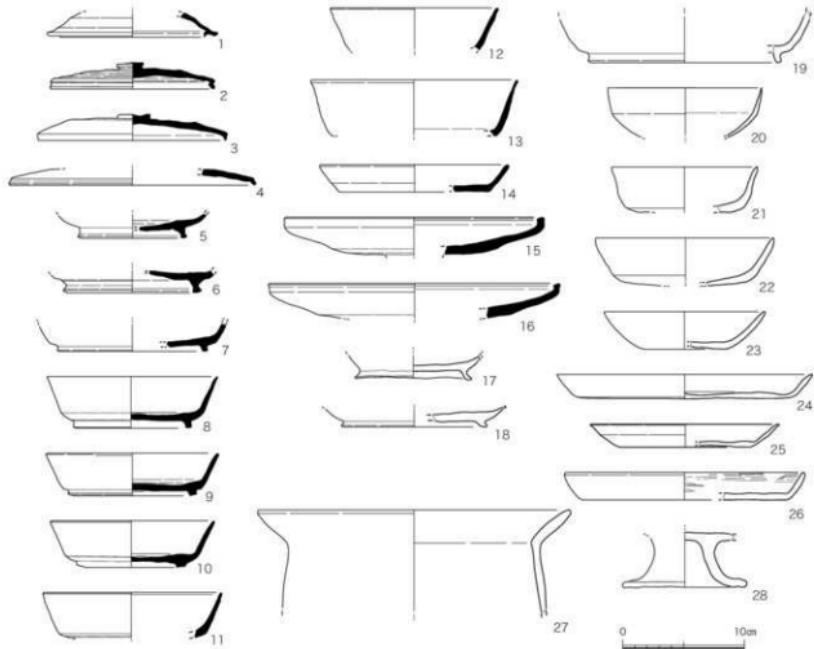
#### 包含層出土遺物(第58、59図)

I～115は須恵器。I～37は杯蓋で、Iはかえりが下方に大きく出る。復元口径9.4cm、受け部径12.0cm。2は天井部を回転ヘラ切り後ナデで仕上げる。径は小さく、復元口径7.8cm。3は内外面ヨコナデで、復元口径10.7cm。4は天井部に回転ヘラケズリ。色調は明褐色

で土師器に似る。復元口径9.8cm、5は天井部に回転カキメを施す。復元口径10.0cm。6、7はつまみが剥離したものの、天井部は回転ヘラケズリを施す。6は図示していないがヘラ記号がある。

7は復元口径11.0cm、8は復元口径11.8cm、9は復元口径13.2cm。10～14は嘴状口縁。10は天井部を回転ヘラケズリ。復元口径12.8cm、器高2.8cm。11は復元口径11.8cm。12は復元口径15.8cm。13は天井部を回転ヘラケズリ。復元口径17.5cm。14はつまみがつき、天井部は回転ヘラケズリ。復元口径19.1cm。15～37は口縁部片かえりがあるものと嘴状口縁と半々ほどで、37のように嘴状口縁が退化したものはほとんど出土しない。

38～96は杯身。38は底部を回転ヘラケズリ。復元口径12.0cm、39は復元口径11.2cm、40は復元口径9.6cm。45は復元口径11.4cm。46は器壁が厚く、丸く内湾する。復元口径10.4cm。47は体部下半を手持ちヘラケズリ。復元口径15.6cm。48は屈曲することなく底部から体部へ立ち上がり、細く長い高台が外方向に張り出す。復元高台径11.2cm。49は長頸壺の底部か。50は復元高台径10.2cm。51は高台が外方向に傾き、底部と体部の境は回転ヘラケズリを施して丸みをもつ。復元口径17.9cm、器高7.0cm。復元高台径13.2cm。52は底部外面を回転ヘラケズリ後ナデ。復元口径16.0cm、器高5.1cm。復元高台径10.5cm。53は復元口径14.8cm、器高9.0cm。復元高台径9.0cm。54、55は断面四角形の低い高台がつく。54は復元口径12.6cm、器高4.0cm。復元高台径9.3cm。55は復元高台径12.6cm。56は外方向に開く低い高台で、復元高台径11.2cm。57は体部と底部の境をヘラケズリで面取りをおこなう。高台は脆弱で内傾する。復元高台径8.4cm。58は復元高台径9.4cm。59は端部に後がつく細い高台。復元高台径8.5cm。60は底部外面をヘラ切り後ナデ。復元高台径7.4cm。61は低く小さな高台で、復元高台径6.3cm。62は復元高台径11.4cm。63は復元高台径8.1cm。64は体部が直線的に開く。復元高台径8.7cm。65は高台と体部の境が不明瞭。復元高台径11.0cm。66は高台が底部の端につく。復元高台径6.2cm。67～69は口縁部



第60図 ピット出土遺物実測図(1/4)

のみ。復元口径はそれぞれ13.2cm、12.0cm、11.8cm。70は底部外面へラ切り後指オサエ。復元口径12.6cm、器高3.7cm、復元底径9.8cm。71は底部外面へラ切り後ナデ。底径8.0cm。72は底部外面を回転ヘラケズり。復元口径12.4cm。73は復元口径14.4cm、器高3.1cm、復元底径13.0cm。74は突出気味の底部で回転ヘラケズりを施す。75～96は破片資料。97、98は皿。97は復元口径13.4cm、器高2.3cm、底径9.6cm。

99は円面観の脚部。100、101は転用観で、100は朱墨が付着する。101は内面を平滑にしており、転用観とみられる。復元高台径10.0cm。

102～107は須頭器。102は復元口径10.4cm、103は焼成不良の生焼け。復元口径13.6cm。104は復元口径19.2cm。

108は平瓶で、体部に回転カキメを施し、底部付近は手持ちヘラケズり後にナデ。最大径16.2cm。

109～112は高杯。111は端部が凹線状にくぼむ。復元底径10.7cm。

113～115は壺。113は肩部に回転カキメを施す。復元口径14.3cm。114は長頸壺の肩部。

116～134は土器類。116～121は杯身。116は底部と体部の境が不明瞭で、高台は外方向に開いて踏ん張る。復元高台径10.0cm。117、118も高台が外方向に踏ん張る。119は復元高台径8.4cm。121は細長い高台で9世紀代のもの。

122は大皿で口径21.9cm、器高1.9cm、底径12.1cm。口縁部はやや屈曲気味になる。内外面とも摩滅のため調整不明。

123～126は甕。123は肩部内面にハケメで、口縁部内外面はナデ。口径21.8cm。124は外側へハケメ、内面ナデ。復元口径14.5cm。127は鉢型の手捏ね土器で、外側に指オサエが残る。胎土に砂粒が多く含み、焼成も不良。128は高杯の脚部。129、130は甕の把手。131～133は土罐。134は移動式竈の裾部。

内外面とも指オサエ。

135は砂岩製の砥石。欠損しており、残存長11.6cm、残存幅8.4cm、厚5.7cm。

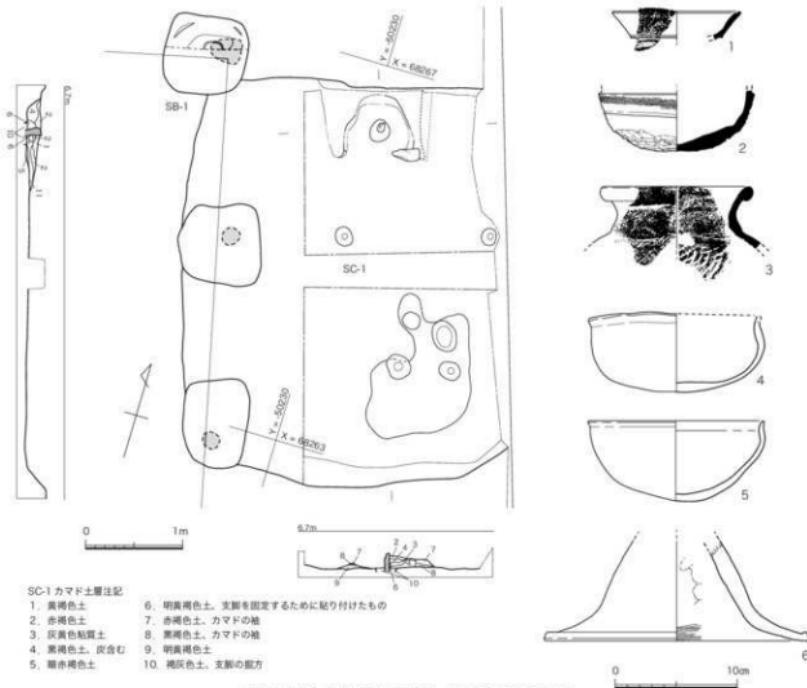
136～144は陶器器。136は青白磁の水注の把手。軸の色調は緑灰色からオリーブ灰色。137は越州窑系青磁碗で浅黄色の軸。内面に目跡が残る。復元高台径5.6cm。138～142は白磁。143、144は青磁。145は鐵釘で、両端を折損する。残長5.9cm、幅0.5cm。

## ピット

政府城のピットについて、遺構と重複関係のないものは出土遺物のみ報告する。

### ピット出土遺物(第60図)

1～16は須頭器。1～4は杯蓋で、1はかえりをもち、復元口径11.6cm、



第61図 SC-1 平断面図 (1/50)、出土遺物実測図 (1/4)

2は偏平な擬宝珠つまみをもち、天井部を回転ヘラケズリ。口縁部は四線状にくぼむ。口径13.4cm、器高2.2cm。  
3は天井部を回転ヘラケズリ。口径15.3cm、器高2.2cm。4は復元口径20.0cm。

5～13は杯身。5、6は端部が肥厚した細長い高台が外方向に開く。復元高台径は5が9.0cm、6は10.7cm。7～9は断面四角形の短い高台が外方向に踏ん張る。7は復元高台径12.2cm。8は復元口径13.7cm、器高4.3cm、復元高台径10.0cm。9は復元口径14.0cm、器高3.5cm、復元高台径9.4cm。10は偏平な高台がつき、端部には板状圧痕が残る。底部外面は回転ヘラ切り後ナデ。復元口径13.5cm、器高3.8cm、復元高台径8.9cm。11は底部を回転ヘラケズリ。復元口径14.6cm、12は復元口径13.8cm、13は復元口径16.8cm。

14は皿で、復元口径15.4cm、器高

2.2cm、復元底径12.4cm。15、16は高杯で、口縁部が内折する。復元口径は、15が21.4cmで、16が23.6cm。

17～28は上師器、17～23は杯身。17は細い高台が外方向に踏ん張る。底部外面は回転ヘラ切り後ナデ。高台径9.3cm、18は短い高台が外方向に踏ん張る。復元高台径12.0cm。19は復元高台径15.6cm、20は体部に屈曲部をもつ。摩減のため調整不明。復元口径12.7cm。21は口縁部が外反する。摩減のため調整不明。復元口径11.9cm、器高3.7cm。22は復元口径14.5cm、器高4.0cm。23は体部が直線的に開く。復元口径13.2cm、器高3.1cm、復元底径7.0cm。24～26は皿。24は復元口径21.0cm、器高2.0cm、復元底径18.0cm。25は復元口径15.5cm、器高1.9cm、復元底径10.7cm。26は内面を黒色処理し、横位のヘラミガキを施す。底部は系切り。復元口径19.5cm、器高

2.2cm、復元底径16.0cm。

27は甕で、調整は摩減のため不明。復元口径26.0cm。28は高杯の脚部。底径9.9cm。

## 豊穴建物

官衙に先行する遺構について、豊穴建物をここで報告する。検出したII軒のうち遺構を断ち割って調査したのはSC-1のみで、そのほかは検出面で確認しただけにとどめている。

### SC-1 (第7、9、61図)

SB-1の北東隅に位置し、柱穴に切られる。遺構の東側約1/3は調査区外に伸びている。掘方は、南北4.15m、東

西 $3.25 + \alpha$ m の方形で、深さは約 0.2m しか残っていない。北辺に両袖のカマドが設置され、中央には支脚の石が直立した状態で残っていた。また、右袖には袖石を検出している。カマドは東西 1.1m、南北 0.9m で、焚き口となる開口部を中心に、内部には炭と焼土が堆積している。

#### SC-1 出土遺物 (第 61 図)

1～3 は須恵器。1 はハソウの口縁部で、外面に櫛描波状文を施す。屈曲部は突帯状の段がつく。復元口径 10.6cm、胎土は精良である。2 はハソウの底部で、胴部中位の沈線による区画帶のなかに櫛描波状文を施す。底部外面は手持ちヘラケズリで仕上げる。胴部径 12.8cm。3 は甕の口縁部。外面タタキ、内面同心円文当て具痕。復元口径 12.0cm。4～6 は土師器。4、5 はいずれも口縁部が外反する丸底の杯である。底部はヘラ

ケズリを施す。4 は口径 14.1cm、器高 6.4cm、5 は口径 14.4cm、器高 6.5cm。6 は高杯の脚部で、底部付近の内面はヨコハケ後ナデ。復元口径 21.6cm。

遺構検出面における確認のみ。SC-2 に切られる方形の堅穴建物で、南北長 4.3m、東西長 4.5m。

#### SC-3 出土遺物 (第 62 図)

1 は須恵器杯蓋で、検出面の出土である。復元口径 13.0cm。

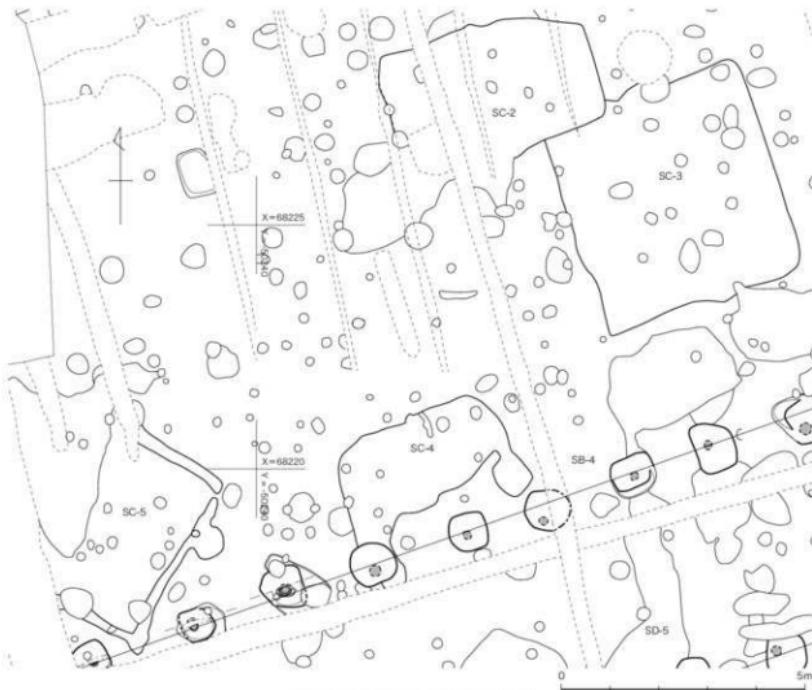
#### SC-4 (第 63 図)

遺構検出面における確認のみ。SB-4 に切られ、南側半分は削平で消失する。南北長 3.0m、東西長 3.5m。出土遺物はない。

#### SC-3 (第 63 図)



第 62 図 SC-3, 6, 9 出土遺物実測図 (1/4)



第 63 図 SC-2, 3, 4, 5 平面図 (1/100)

## SC-5 (第 63 図)

遺構検出面における確認のみ。SC-4 の西側に位置する方形の堅穴建物。掘方は残っておらず、壁溝のみを検出した。西端は他の遺構や複疊と重なって不明である。南北長 3.9m、出土遺物はない。

## SC-6 (第 27 図)

遺構検出面における確認のみ。SB-12、SD-2 などに切られる。SC-5 と同じ方位で、4.4m 四方の方形を呈する。

## SC-6 出土遺物 (第 62 図)

2 は須恵器杯身で、検出面の出土。

## SC-7 (第 27 図)

遺構検出面における確認のみ。SC-6 の南東に位置する。形は崩れているが方形になるとみられ、南北長 3.0m、東西長 3.5m である。出土遺物はない。

## SC-8 (第 28 図)

遺構検出面における確認のみ。SB-13 に切られ、中央を複疊によって消失する。南北長 3.3m、東西長 3.7m。出土遺物はない。

## SC-9 (第 64 図)

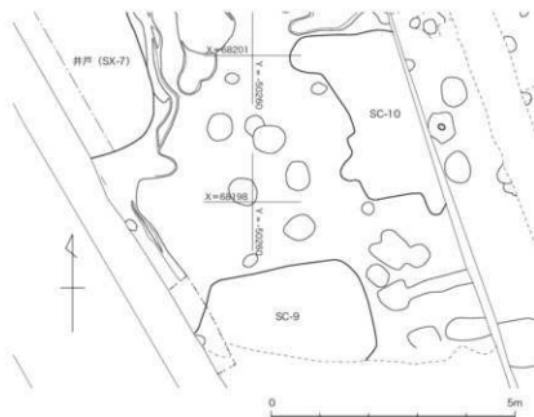
遺構検出における確認のみ。調査区の南西隅に位置する。南側は、地形変換点に設置された水路跡によって消失している。東西長 3.2m 前後。

## SC-9 出土遺物 (第 62 図)

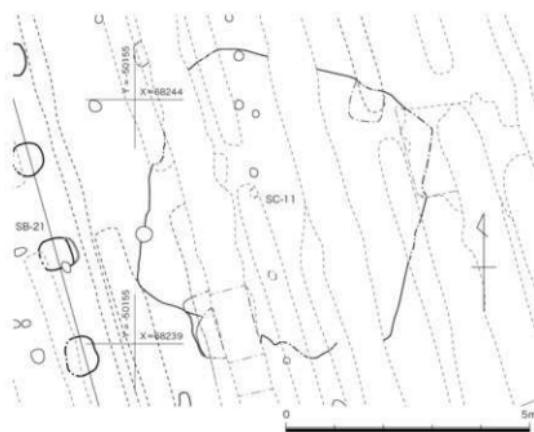
3 は須恵器の平瓶か提瓶の頸部。頸部にヘラ記号がある。

## SC-10 (第 64 図)

遺構検出確認のみ。SC-9 の北側に位置する。調査区の反転時に東側の覆土を消失してしまった。遺構に重複するピットなどを含めた輪郭線を図示しているが、本来は方形の堅穴建物と判断した。ただし不定形土坑の可能性もある。出土遺物はない。



第 64 図 SC-9, 10 平面図 (1/100)



第 65 図 SC-11 平面図 (1/100)

## SC-11 (第 65 図)

遺構検出面における確認のみ。調査区の東端に位置する 5.6m 四方の堅穴建物である。出土遺物はない。

# 正倉域

政府の東方約80mの地点に正倉群を検出した。調査で確認した正倉は15棟で、鉤形に配置される。建物の主軸方位が異なる東側の一組は、8世紀中頃以降に増築されたものとみられる。阿志遺跡は九州大学農学部付属原町農場の広い敷地内で発見できたため、古代の景観を今に残したまま政府と正倉を一体的に把握できる。そのような点からみても、歴史的に非常に価値の高い遺跡といえる。

## 正倉域の概要

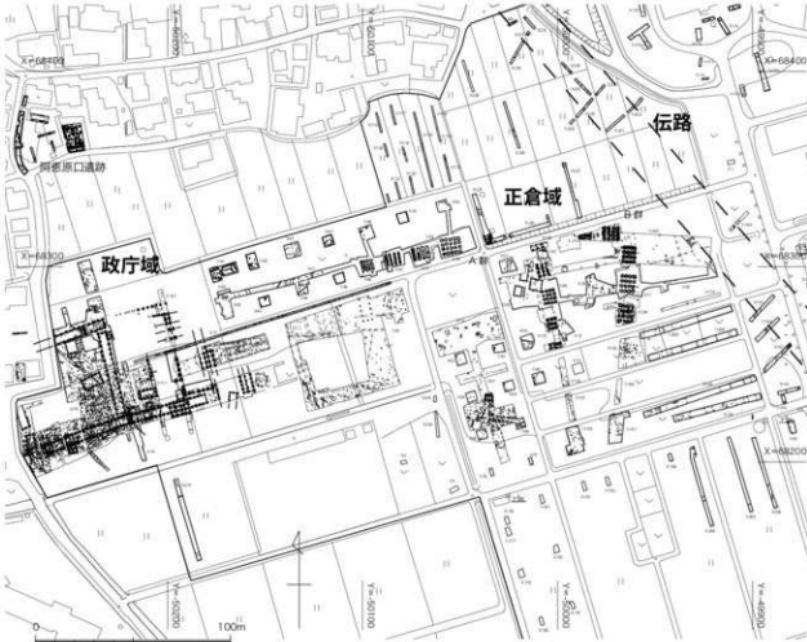
政府と同じ微高地の東方約80m地点で、15棟の縦柱建物群を検出した。この付近は政府よりも約2m高櫛の地となる。検出した縦柱建物は鉤形に整然と配置され、その前面には空闊地が確保されている。これらは官衙にともなう正倉で

あり、政府とともにその全体像を把握できる重要な発見となった。正倉群を検出した微高地付近を「正倉域」として区分し、調査状況を報告する。

正倉は、建物の主軸方位が政府と同じA群と、正方位を向くB群に分かれる。7世紀後半に政府が造営されるのと同時に、A群の正倉が順次建築されていく。8世紀中頃以降にB群が増築されたと想

定する。政府域の建物群のなかでB群と同じ方位は小規模なSB-22のみであることから、政府移転後も正倉の機能は維持されていたことが推測できる。

現在、政府と正倉が立地する微高地の南側に水路が通り、須恵川に向かって流れている。古代においても、物資集積の手段として須恵川の水運を利用したことも想定される。



第66図 政府、正倉群全体図（1/2,500）



第67図 正倉群平面図(1/1,000)

なお、正倉群の閉鎖施設については、その可能性がある構造を一部確認しているのみで全体像は不明である。また、正倉の東側で新たに発見した古代道路との関係も不明なところが多く、今後の調査における課題の一つである。

## 掘立柱建物

正倉域で検出した掘立柱建物は、総柱建物 15 棟、側柱建物 4 棟である。建物の主軸方位が  $9^{\circ} \sim 16.5^{\circ}$  西偏し、政府の建物 ( $10.3^{\circ} \sim 23.8^{\circ}$  西偏) と同じ方位の一群を A 群、 $3^{\circ} \sim 4^{\circ}$  東偏する建物の一群を B 群とする。A 群は SB-27 ~ SB-36、SB-42 で、B 群は SB-37 ~ 41 である。7世紀後半から A 群の正倉が順次建築されていき、8世紀中頃に主軸方位を正方位に向ける B 群が造営されたとみられる。

SB-27 (第 68 図)

A 群の西端に位置する東西棟の総柱建物で、桁行 3 間 (5.13m)、梁行 2 間 (3.92m)、主軸方位  $N-73.5^{\circ}-E$ 、建物

面積は約  $20\text{m}^2$  を測る。柱間間隔は 5 尺 (1.51m) ~ 7 尺 (2.11m) がある。柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は  $1.2 \sim 1.5\text{m}$ 、短軸は  $0.9 \sim 1.2\text{m}$ 、柱のアクリは径  $0.25\text{m}$  を測る。柱掘方の深さは  $0.2 \sim 0.3\text{m}$  ほどしか残っていない。断面形状は、基底部との境が直角ではなく、箱型にはならない。

正倉のなかで最も建物面積が小さく、柱掘方も均整が取れていない。主軸方位も  $16.5^{\circ}$  西偏し、最も西に振れる。

出土遺物はない。

SB-29 (第 70 図)

SB-28 の東隣に位置する東西棟の総柱建物で、桁行 3 間 (7.56m)、梁行 3 間 (5.13m)、主軸方位  $N-79^{\circ}-E$ 、建物面積は約  $39\text{m}^2$  を測る。柱間間隔は、桁行が 8 尺 (2.42m) と 9 尺 (2.72m) で、梁行が 5 尺 (1.51m) と 6 尺 (1.81m) である。柱掘方は、SB-28 と同様の布掘りであるが、幅広で大型である。布掘りの長さ  $6.2 \sim 6.5\text{m}$ 、幅  $1.1 \sim 1.3\text{m}$ 、壇掘りの長軸  $1.2 \sim 1.9\text{m}$ 、短軸  $0.8 \sim 0.9\text{m}$ 、柱痕跡の径は  $0.3\text{m}$  である。

出土遺物はない。

SB-28 (第 69 図)

SB-27 の東隣に位置する東西棟の総柱建物で、桁行 3 間 (6.64m)、梁行 2 間 (4.54m)、主軸方位  $N-78.6^{\circ}-E$ 、建物面積は約  $30\text{m}^2$  を測る。柱間間隔は、桁行が 7 尺 (2.11m) と 8 尺 (2.42m) で、梁行は 7.5 尺 (2.27m) である。柱掘方は、梁行に並行して溝状の布掘りをおこなった後、一旦埋め戻して再び柱の部分に壇掘りをおこなう。壇掘りのほうが幅広なため、廊玉状の平面形を呈する。布掘りの長さ  $6.0 \sim 6.3\text{m}$ 、幅  $0.4 \sim 0.8\text{m}$ 、壇掘りの長軸  $1.2 \sim 1.9\text{m}$ 、短軸  $0.8 \sim 0.9\text{m}$ 、柱痕跡の径は  $0.4\text{m}$  である。

出土遺物はない。

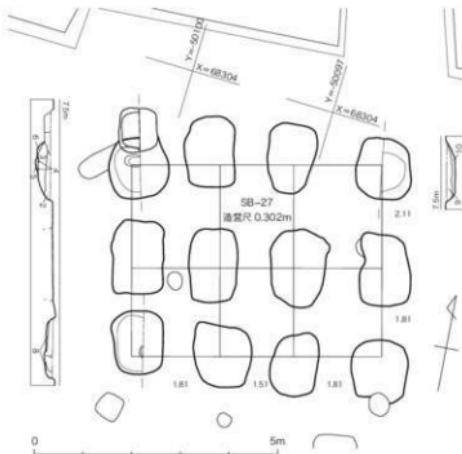
SB-30 (第 71 図)

SB-29 の東隣に位置する東西棟の総柱建物で、桁行 4 間 (8.44m)、梁行 3 間 (6.95m)、主軸方位  $N-79^{\circ}-E$ 、建物面積は約  $59\text{m}^2$  を測る。柱間間隔は、桁行が 7 尺 (2.11m) で、梁行が 7 尺 (2.11m) と 8 尺 (2.42m) である。一部、柱の抜き取り穴が確認できる。柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は  $1.0 \sim 1.4\text{m}$ 、短軸は  $1.0 \sim 1.3\text{m}$ 、柱のアクリは径  $0.3\text{m}$  である。東柱の柱掘方は一回り小さい傾向がある。

出土遺物はない。

SB-31 (第 72 図)

SB-30 の東隣に位置する東西棟の総柱建物である。調査トレーンチ内で確認できたのは、桁行 1 間 (2.7m) と梁行 2 間 (3.3m) のみであるが、SB-27 ~ SB-30 が南桁を横て配置されており、SB-31 も同様の配置が想定されることと、隣接する Tr54 には SB-31 の柱穴が存在しないことから、桁行 3 間 (7.5m)、梁行 3 間 (4.8m) を想定して



第 68 図 SB-27 平断面図 (1/100)

SB-27 柱穴上層記号

1. 淡黄褐色土に明黄褐色土がブロック状に混ざる
2. にかい赤褐色土と黒褐色土の混土
3. 黄褐色土とくびい黄褐色土の混土
4. 黑褐色土
5. にかい黄褐色土、柱のアクリであるか不明瞭
6. 黑灰褐色土
7. にかい黄褐色土
8. 明黄褐色土
9. にかい黄褐色土
10. 黄褐色土に淡黄褐色土が混ざる

おく。主軸方位 N-79°-E、建物面積は推定 36m<sup>2</sup>である。

正倉群のなかで SB-31 の場所だけが水田に利用されて周囲より土地が下がっている。本来は旧地形の微高地であった場所を、現況の水田を開拓するために地山を削って低くしたものである。その影響で、造構換出面の標高が隣の SB-30 よりも約 0.5m 低い。SB-31 の柱掘方には基底部付近の数 cm しか残っていないとみられる。

東妻だけ別建物と思われる柱穴が切り合っている。全体像が把握できないので、現段階では第 72 図掲載の想定図のように、別建物と重複する可能性を考えておく。ただし、同一場所で正倉を建て替えているものは他にないので、東妻だけを建て替えたものかもしれない。今後の調査によって全体像が把握できたときに検討する。

柱掘方の平面形状は崩れたものが多い。これは、検出している柱掘方が基底部付近であるため、本来の平面形状や規模を示していないと考えられる。

出土遺物はない。

#### SB-32 (第 73 図)

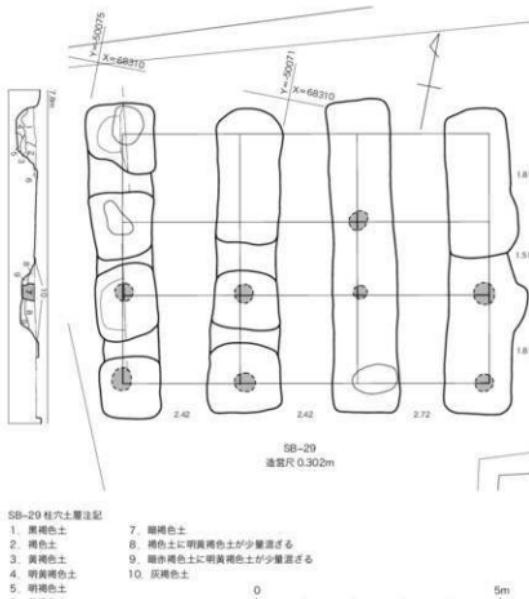
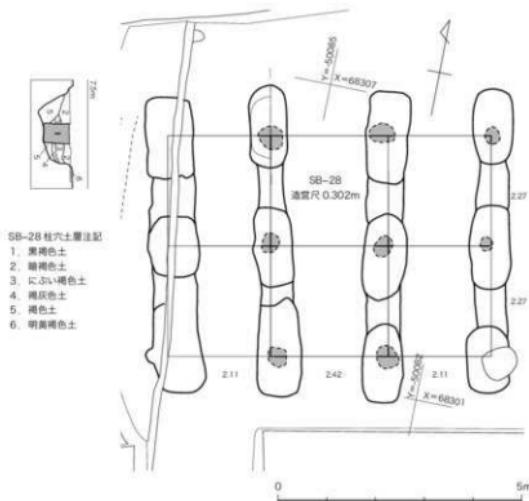
A 群のなかで南北に直列する正倉のうち、北端に位置する南北棟の純柱建物である。調査トレンチ内で確認できたのは、桁行 1 間 (2.4m) と梁行 2 間 (5.4m) のみであるが、北妻を SB-27 ~ SB-31 の南側柱に揃えると想定して、桁行は 3 間 (7.2m) と考えておく。柱間隔は 8 尺 (2.4m) と 9 尺 (2.7m) がある。建物面積は推定 39m<sup>2</sup>である。

出土遺物はない。

#### SB-33 (第 74 図)

SB-32 の南に位置する南北棟の純柱建物で、桁行 3 間 (5.7m)、梁行 2 間 (4.8m)、主軸方位 N-12.5°-W、建物面積は約 27 m<sup>2</sup>を測る。柱間隔は、桁行が 6 尺 (1.8m) と 6.5 尺 (1.95m) で、梁行が 8 尺 (2.4m) である。

南西隅の 1 間分のみ布振りである。すべての柱穴に柱の抜き取り穴がある。柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は 1.0 ~ 1.3m、短軸は 0.9 ~ 1.1m、柱跡痕は径 0.25m、深さは 0.6 ~ 0.9m ほど残っている。

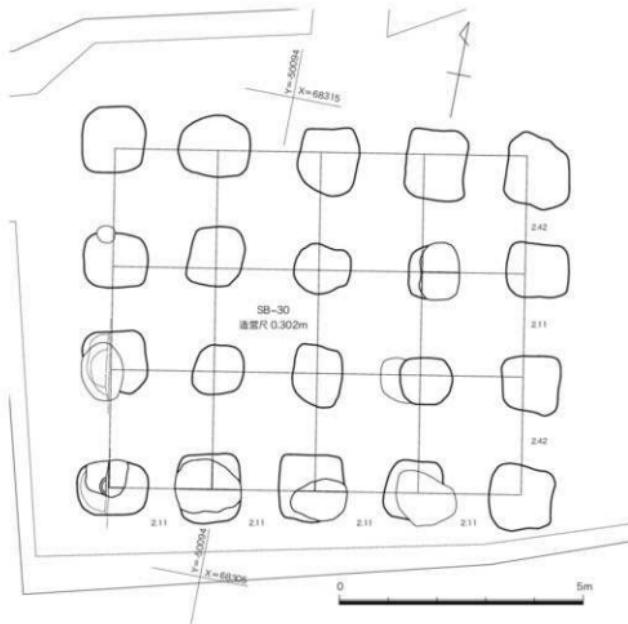


SB-30 杜穴土壌注記

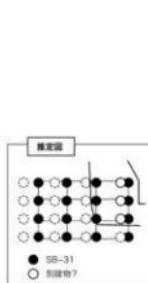
1. にぶい赤褐色土、抜き取り穴
2. 明黄褐色土、抜き取り穴
3. にぶい褐色土、抜き取り穴
4. 褐色土
5. 褐色土、抜き取り穴
6. 褐色土に明黄褐色土ブロックが混ざる、抜き取り穴
7. 褐色土に明黄褐色土が少  
量混ざる



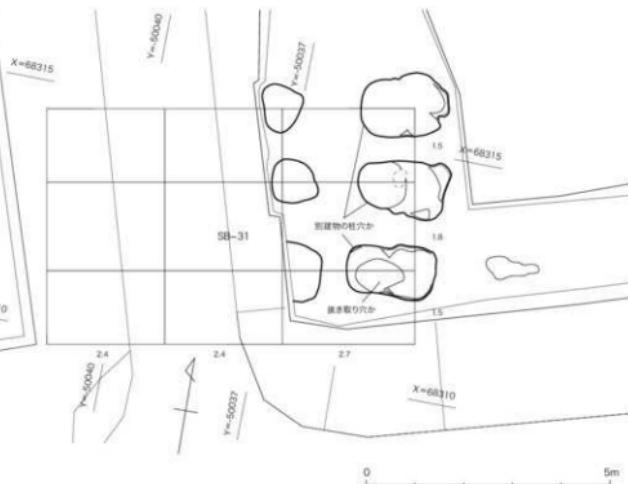
1m



第 71 図 SB-30 平断面図 (1/100)



X=68310



第 72 図 SB-31 平面図 (1/100)

出土遺物はない。

SB-34 (第 75 圖)

SB-33 の南に位置する南北棟の純柱建物で、桁行 3 間 (6.3m)、梁行 3 間 (5.7m)、主軸方位 N-11.7°-W、建物面積は約 36 m<sup>2</sup> を測る。柱間隔は、桁行が 7 尺 (2.1m) で、梁行が 6 尺 (1.8m) と 7 尺 (2.1m) である。

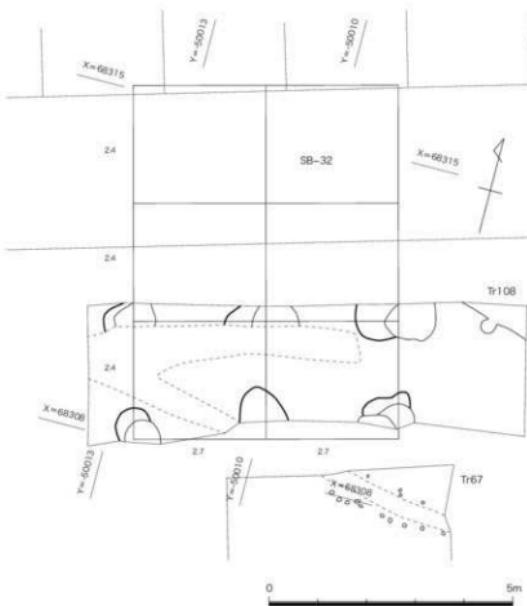
柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は0.9～1.3m、短軸は0.9～1.2m、深さは0.55mほど残っている。すべての柱穴に柱の抜き取り穴がある。

出土遺物はない。

SB-35 (第 76 図)

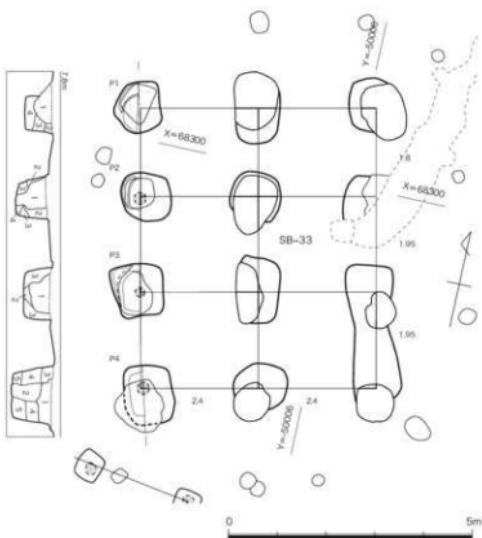
SB-34 の南に位置する南北棟の総柱建物で、桁行2間(4.8m)、梁行2間(4.2m)、主軸方位 N-9°-W、建物面積は約20m<sup>2</sup>を測る。柱間隔は、桁行が8尺(2.4m)、梁行が7尺(2.1m)である。

柱掘方の平面形状は方形で、長軸は1.1～1.4m、短軸は1.0～1.3m、深さは0.65mほど残っている。柱痕跡の径は0.3mである。南西隅の柱穴以外はすべて柱の抜き取り穴がある。

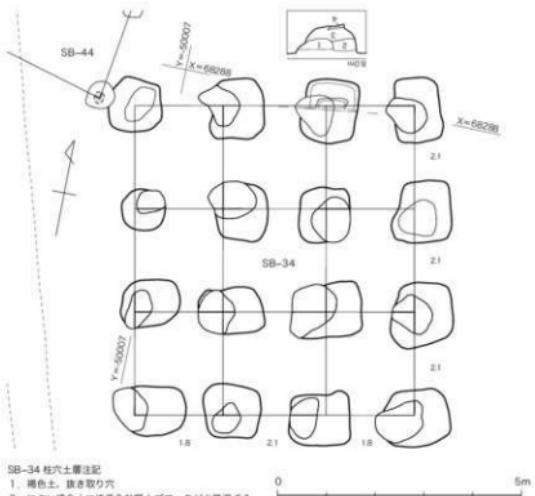


第73圖 SB-32平面圖(1/100)

SB-36 (第 77 図)

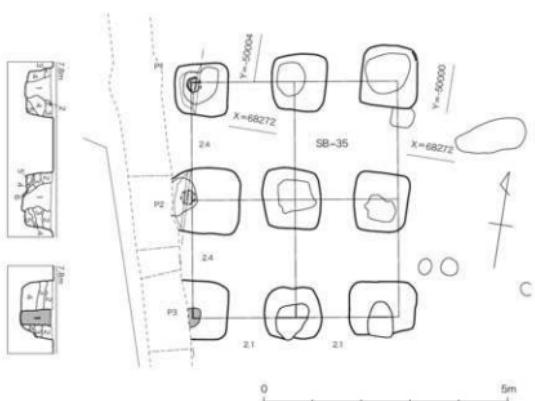


第74図 SB-33 平断面図 (1/100)



SB-34 柱穴土層注記  
 1. 赤褐色土、抜き取り穴  
 2. にぶい褐色土に淡黄色粘質土ブロックが少量混ざる  
 3. 2より淡黄色粘質土が多く混ざる  
 4. 灰褐色軟質土

第 75 図 SB-34 平断面図 (1/100)



SB-35 柱穴土層注記

- P1  
 1. 赤褐色土に黄褐色土ブロックが混ざる  
 2. 黄褐色土のブロック  
 3. 赤褐色土に黄褐色土ブロックが混ざる  
 4. 黄褐色土に赤褐色土ブロックが混ざる  
 5. 明黄色土

- P2  
 1. 赤褐色土に明黄色土と灰褐色土がブロック状に混ざる  
 2. 赤褐色土に明黄色土と灰褐色土がブロック状に混ざる

3. 明黄色土に赤褐色土と灰褐色土が小ブロック状に混ざる  
 4. 灰褐色土に明黄色土を少量含む  
 5. 明黄色土に赤褐色土を含む  
 6. 抜き取り時に抵抗壁が壊れた部分

- P3  
 1. 赤褐色土に明黄色土と灰褐色土と黄褐色土を含む  
 2. 赤褐色土に明黄色土がブロック状に混ざる  
 3. にぶい黄色土に赤褐色土が崩壊した状態に混ざる  
 4. にぶい黄色土に黄褐色土が混ざる

第 76 図 SB-35 平断面図 (1/100)

SB-35 の南に位置する南北棟の総柱建物で、建物の南側は調査区外に続く。検出した桁行は 1 間 (2.1m) だけであるが、隣接する Tr102 には柱穴が存在しないことから、桁行は 3 間 (6.3m) と推定する。梁行は 3 間 (5.4m)、主軸方位 N-9°-W、推定建物面積は 34m<sup>2</sup>である。柱間隔は、桁行が 7 尺 (2.1m)、梁行が 6 尺 (1.8m) である。

柱掘方の平面形状は方形で、長軸は 1.0 ~ 1.2m、短軸は 0.9 ~ 1.1m、深さは 0.36m ほどしか残っていない。柱痕跡は検出面の精査では確認できなかった。

SB-37 (第 78 図)

B 群の西端に位置する東西棟の総柱建物で、建物の北側は調査区外に続く。桁行 3 間 (5.28m) で、梁行は 2 間分しか確認できない。B 群のその他の正倉は、すべて桁行 3 間、梁行 3 間の規格であることから、SB-37 の梁行も 3 間 (5.28m) を想定する。柱間隔は 6 尺 (1.78m) で、主軸方位は N-3°-E である。

柱掘方の平面形状は方形で、長軸は 1.4m、短軸は 1.1 ~ 1.2m を測る。柱の抜き取り穴は、隣り合う 2 つの柱を同時に抜き取っていることがわかる。

SB-37 出土遺物 (第 79 図)

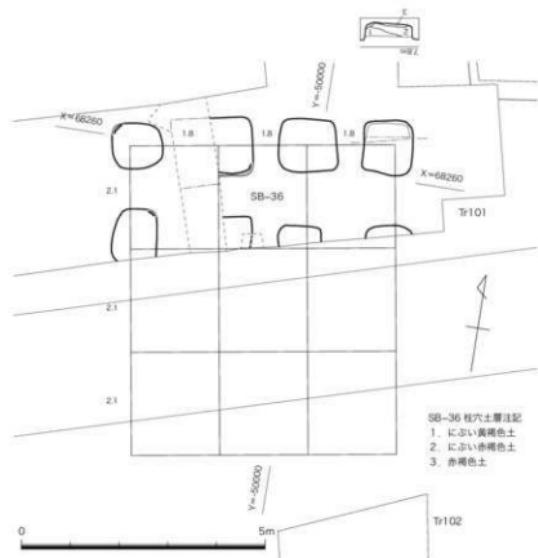
2 点とも柱穴一段下段時の検出面から出土。1 は須恵器の高台付杯で、断面四角形の低い高台が付く。焼成不良の生焼けで、調査不明。復元高台径は 9.8cm、2 は須恵器甕の口縁部。

SB-38 (第 80 図)

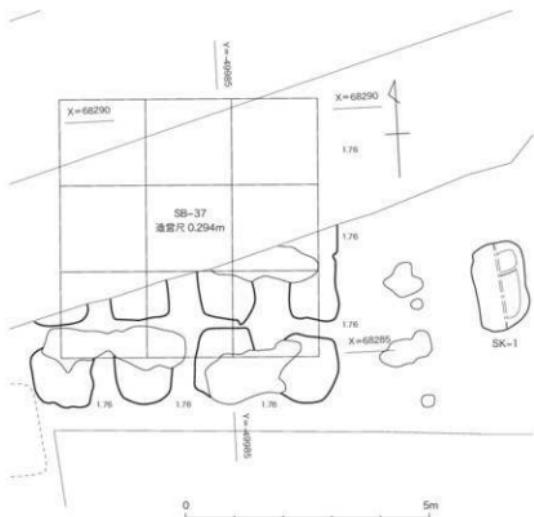
SB-37 の東に位置する東西棟の総柱建物で、桁行 3 間 (7.35m)、梁行 3 間 (5.28m)、主軸方位 N-3°-E、建物面積は約 39m<sup>2</sup> を測る。柱間隔は、桁行が 8 尺 (2.35m) と 9 尺 (2.65m) で、梁行が 6 尺 (1.76m) である。

柱掘方の平面形状は方形で、長軸は 1.3 ~ 1.6m、短軸は 1.0 ~ 1.4m、深さは 0.6 ~ 1.0m まで残っている。すべての柱が抜かれていて、SB-37 のように一度に 2 本の柱を抜いた箇所もある。

出土遺物はない。



第 77 図 SB-36 平断面図 (1/100)



第78図 SB-37平面図(1/100)

SB-39 (第 81 図)

B群のなかで南北に直列する正倉のうち、北端に位置する南北棟の絶柱建物である。桁行3間（7.35m）、梁行3間（5.56m）、主軸方位N-4°-E。建物面積は約41m<sup>2</sup>を測る。柱間隔は、桁行が8尺（2.35m）と9尺（2.65m）で、梁行が6尺（1.76m）と6.5尺（1.91m）である。

柱掘方の平面形状は方形で、長軸は1.2～1.5m、短軸は1.1～1.4m、深さは0.7mほど残っている。柱のアタリの径は0.25～0.3mである。すべての柱が抜かれている。

なお、「3. 阿恵遺跡の歴史的特質」で詳細に述べるが、北西隅の柱穴(P1)に残っていた柱のアトリと、南に位置するSB-40の北西隅の柱穴に残っていた柱のアトリの距離から、造営尺 0.294m を算出することができた。

出土遺物はない。

SB-40 (第 82 図)

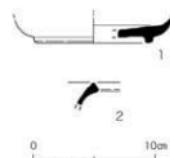
SB-39の南に位置する南北棟の純柱建物で、桁行3間(7.95m)、梁行3間(6.18m)、主軸方位N-4°E、建物面積は約49m<sup>2</sup>を測る。柱間隔は、桁行が9尺(2.65m)で、梁行が7尺(2.06m)である。

柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は1.2～1.7m、短軸は1.0～1.7m、深さは0.8mほど残っている。柱のアタリの径は0.25mである。すべての柱が抜き取られている。

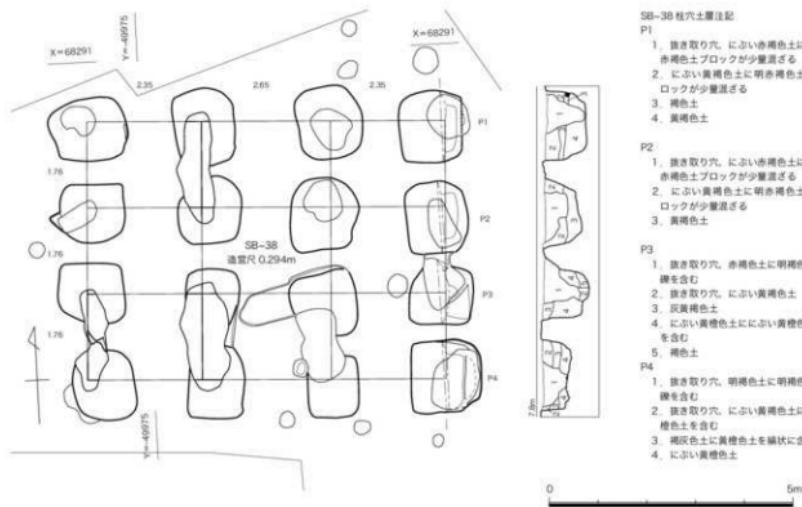
出土遺物はない。

SB-41 (第 83 圖)

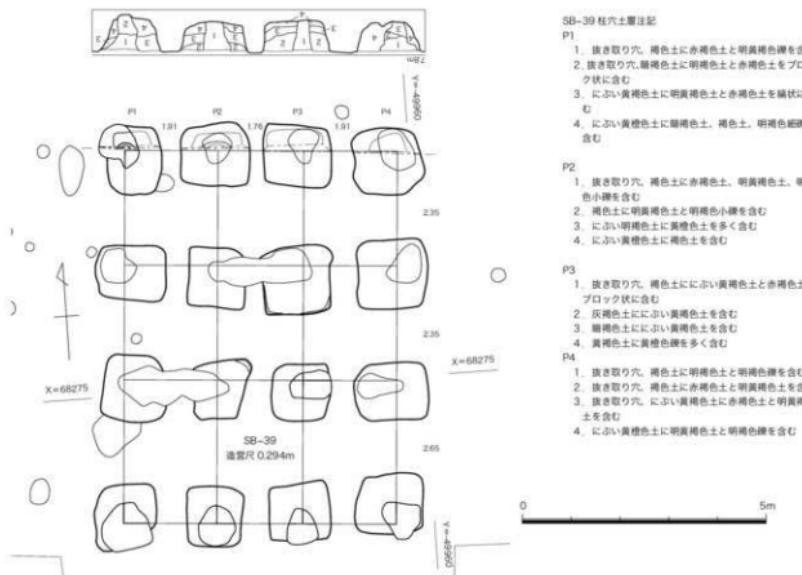
SB-40 の南に位置する南北棟の総柱建物で、桁行3間(8.82m)、梁行3間



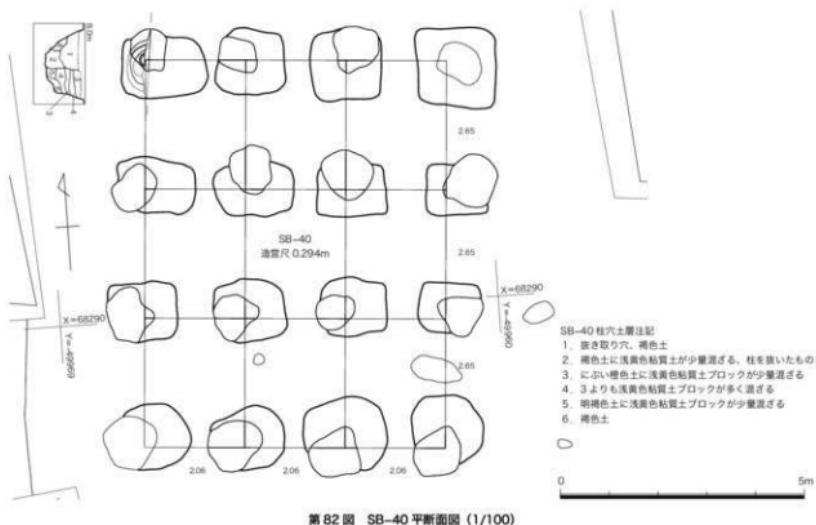
### 第79回 SB-37出土遺物実測図(1/4)



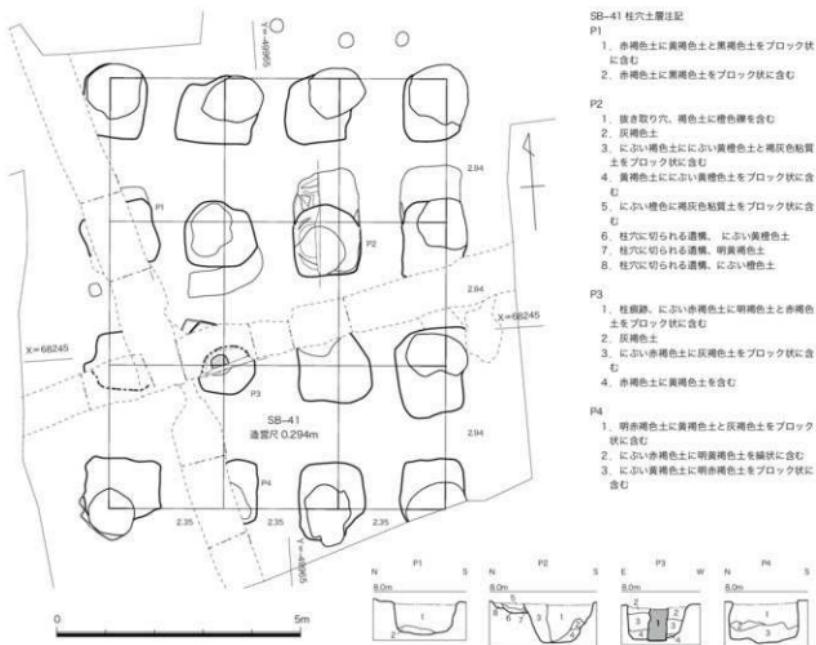
第80図 SB-38 平断面図 (1/100)



第81圖 SB-39 平斷面圖 (1/100)



第82図 SB-40 平断面図 (1/100)

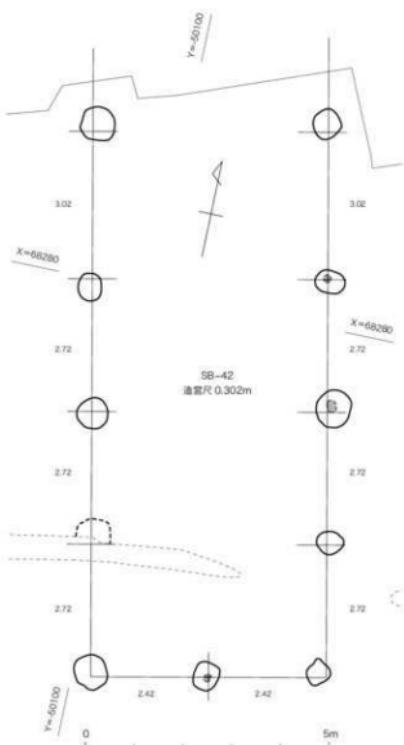


第83図 SB-41 平断面図 (1/100)

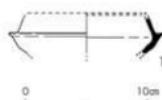
(7.05m)、主軸方位 N-4°-E、建物面積は約62m<sup>2</sup>を測る。柱間間隔は、桁行が10尺(2.94m)で、梁行が7尺(2.06m)である。

柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は1.4～1.8m、短軸は1.2～1.3m、深さは0.8mほど残っている。柱痕跡の径は0.38mである。ほとんどどの柱が抜き取られている。

出土遺物はない。



第84図 SB-42 平面図 (1/100)



第85図 SB-42 出土遺物実測図(1/4)

#### SB-42 (第84図)

A群の西端に位置する南北棟の側柱建物で、北側は調査区外に続く。桁行4間以上(11.18m以上)、梁行2間(4.84m)、主軸方位 N-12°-W、建物面積は54m<sup>2</sup>以上を測る。柱間間隔は、桁行が9尺(2.72m)と10尺(3.02m)で、梁行が8尺(2.42m)である。

柱掘方の平面形状は円形で、径は0.4

～0.7m、柱痕跡の径は0.15～0.2mである。

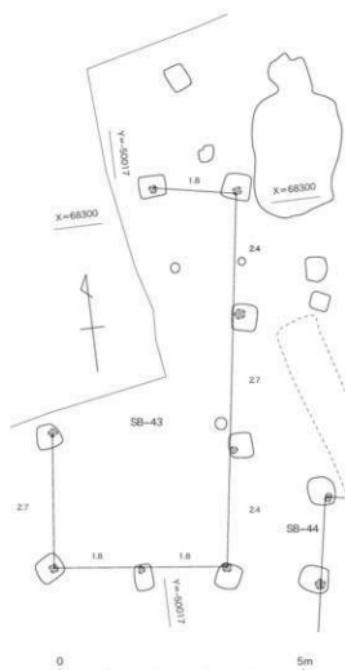
#### SB-42 出土遺物 (第85図)

掘方出土。1は須恵器の杯身で、復元受け部径12.7cm。6世紀前半の所産。正倉院に点在する竪穴建物にとまらうものか。

#### SB-43 (第86図)

SB-33の西に位置する南北棟の側柱建物である。桁行3間(7.5m)、梁行2間(3.6m)、主軸方位 N-7°-E、建物面積は27m<sup>2</sup>を測る。柱間間隔は、桁行が8尺(2.4m)と9尺(2.7m)で、梁行が6尺(1.8m)である。

柱掘方の平面形状は方形で、長軸は



第86図 SB-43 平面図 (1/100)

0.5m、短軸は0.4～0.5m、柱痕跡の径は0.15～0.2mである。隅の柱穴が斜めを向く。

出土遺物はない。

SB-43～SB-45は正倉群を切り、正倉よりも新しい時期の建物。

SB-44（第87図）

SB-43の南東に位置する側柱建物で、正倉のSB-34を切る。建物の平面形に

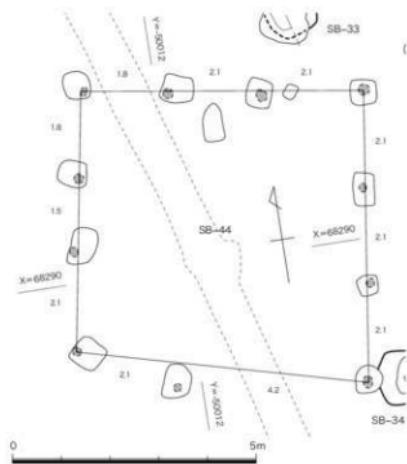
歪みが生じている。桁行3間（6.3m）、梁行3間（6.0m）、主軸方位N-9°-E、建物面積は約38m<sup>2</sup>を測る。柱間間隔は5尺（1.5m）～7尺（2.1m）でばらつきがある。

柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は0.7m、短軸は0.4～0.5m、柱痕跡の径は0.15～0.2mである。出土遺物はない。正倉群と異なる時期の建物。

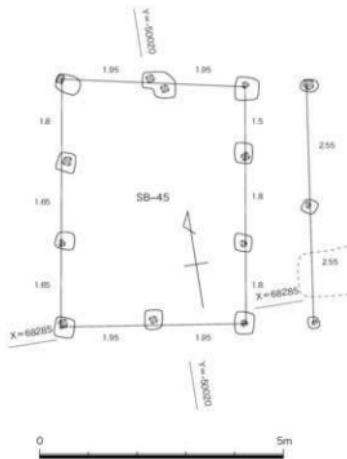
SB-45（第88図）

SB-44の西に位置する南北棟の側柱で、東に礎をもつ。桁行3間（5.1m）、梁行2間（3.9m）、主軸方位N-9°-E、建物面積は約20m<sup>2</sup>を測る。柱間間隔は、5尺（1.5m）、5.5尺（1.65m）、6尺（1.8m）、6.5尺（1.95m）でばらつきがある。

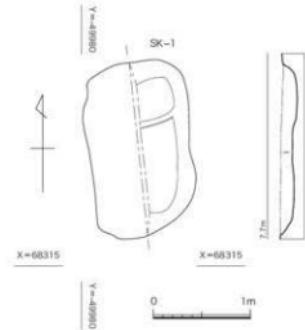
柱掘方の平面形は方形で、長軸は0.5m、短軸は0.4m、柱痕跡の径は0.15



第87図 SB-44 平面図 (1/100)

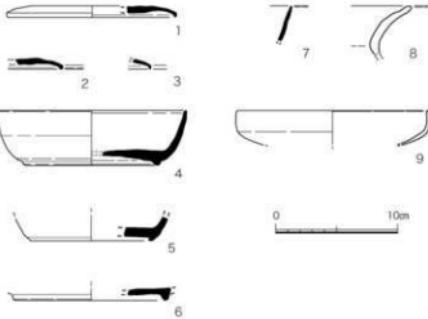


第88図 SB-45 平面図 (1/100)

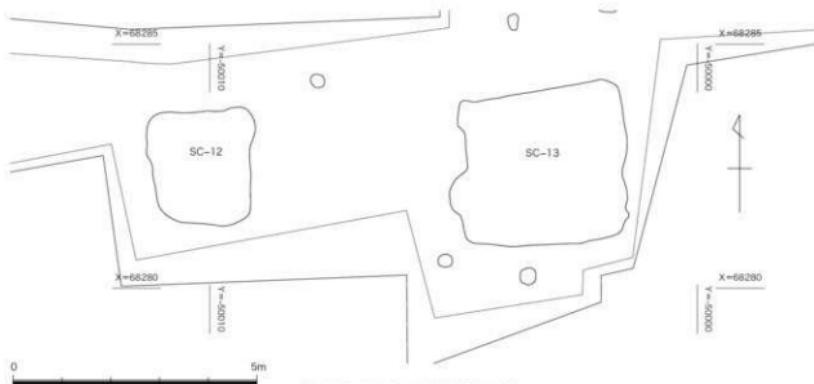


SK-1 土壙注記  
1.褐色土、炭化物を水平状に含む。須惠器・土師器片出土。

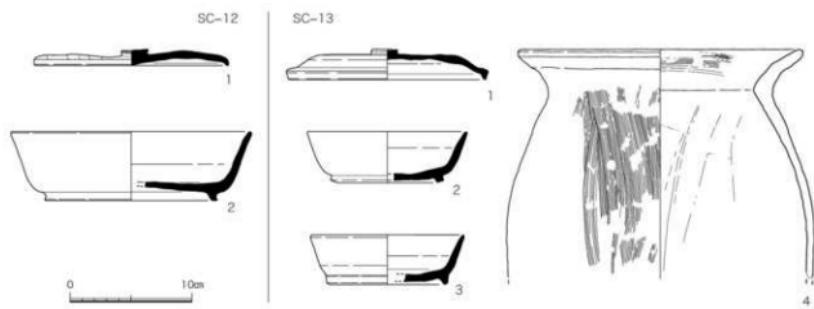
第89図 SK-1 平面図 (1/50)



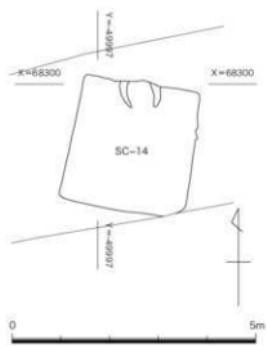
第90図 SK-1 出土遺物実測図 (1/4)



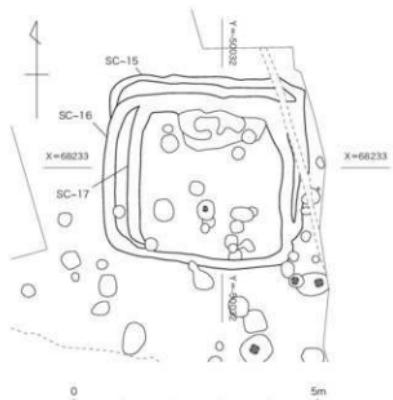
第91図 SC-12、13平面図 (1/100)



第92図 SC-12、13出土遺物実測図 (1/4)



第93図 SC-14平面図 (1/100)



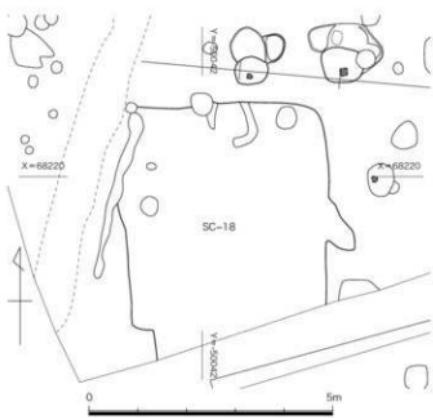
第94図 SC-15、16、17平面図 (1/100)

～0.2mである。出土遺物はない。正倉群と異なる時期の建物。

## 土坑

SK-1 (第 78、89 図)

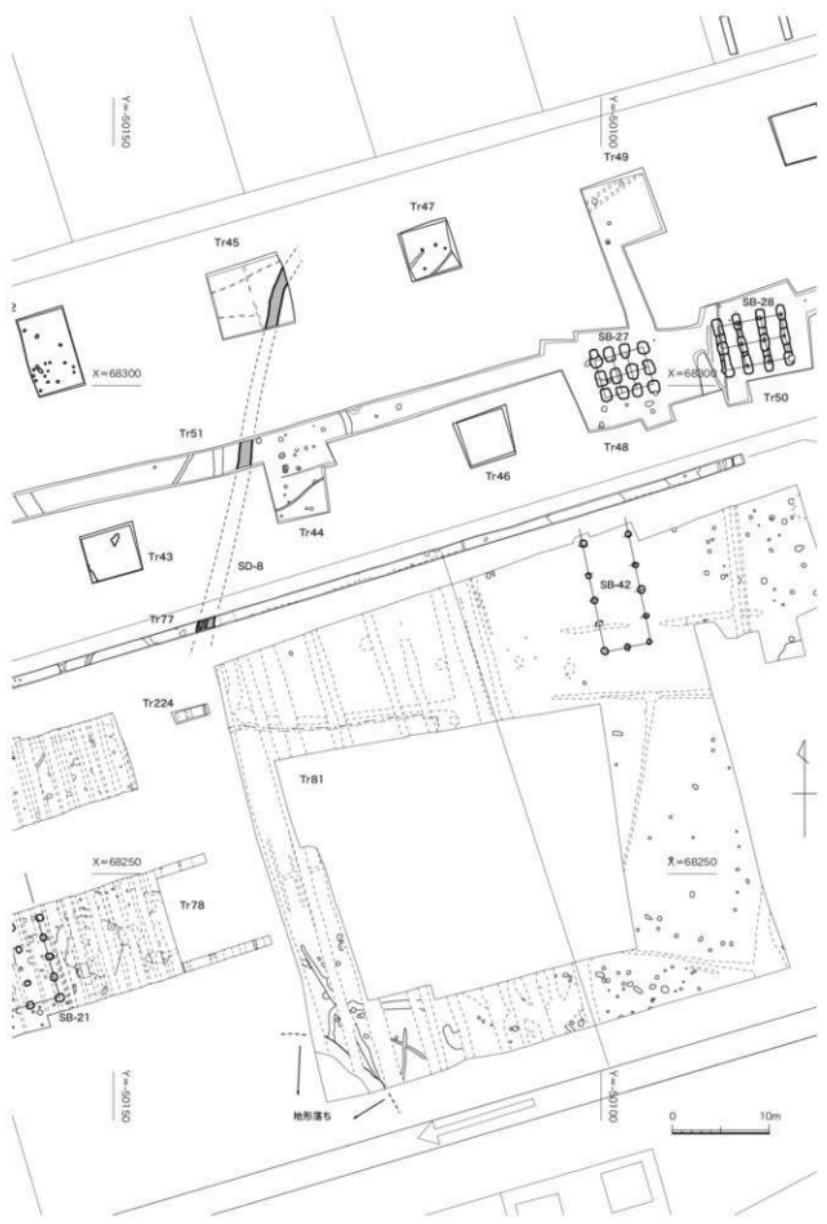
SB-37 と SB-38 の間に位置する。掘方は長軸 1.75m、短軸 1.0m の楕円形で、断面は深さ 0.13m の圓状を呈する。北側はさらに 5cm ほど一段下がる。長軸の方針は N-7°-W である。遺物の出土状況や埋土の炭化物などから判断して。



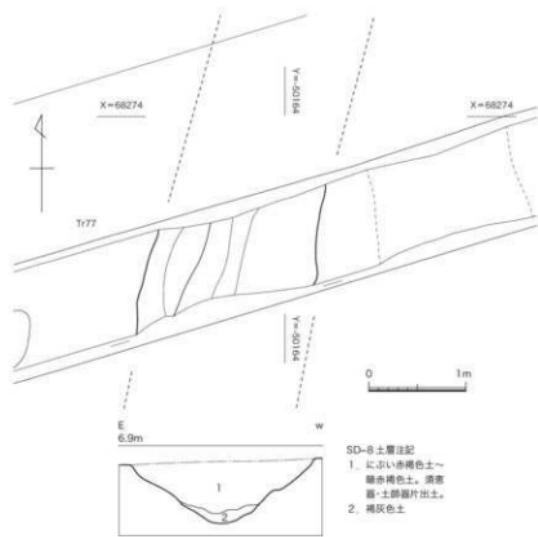
第 95 図 SC-18 平面図 (1/100)



第 96 図 SA-2 平面図 (1/200)



第97図 SD-8 平面図(1/500)



第98図 SD-8 平断面図(1/50)

廃棄土坑とみられる。

正倉の真横に廃棄物を遺棄するとは考えにくく、正倉の建築作業にともなうもののか。遺物からみて、時期は8世紀中頃である。

#### SK-1 出土遺物 (90図)

1~7は須恵器。1~3は杯蓋で、口縁部を嘴状に下方に折り曲げて、内面には綫がつく。1、2の天井部は回転ヘラケズリを施す。1は復元口径13.8cm。4~7は杯身。高台は低くて小さく、簡略化されたものである。4は内湾気味の体部で、底部との境に丸みをもつ。復元口径15.4cm、復元高台径11.2cm、器高4.5cmである。5は復元高台径10.2cm、6は復元高台径12.8cm、8は土師器裏の口縁部。外面ともナデ。9は土師器の柄。復元口径15.8cm。縮減のため調整不明。

#### 豊穴建物

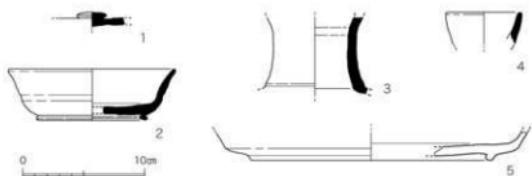
##### SC-12 (第91図)

SB-34の東方約10mの場所にあり、正倉のA群とB群の間に位置する。掘方は、南北2.3m、東西2.0mの方形を呈する。遺構検出面における確認のみであるが、炭、焼土、遺物を多く含んでいて、正倉の建築作業にともなう作業小屋、工房、または土坑の可能性がある。隣接するSC-13も同様の性格が考えられる。

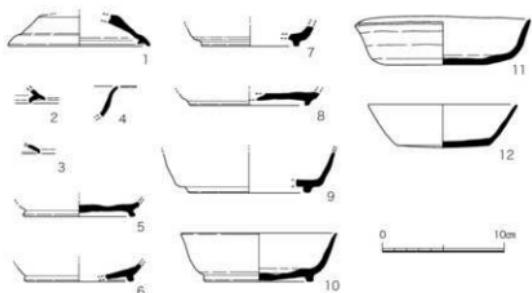
SC-12、SC-13が位置するのは、B群の正倉の前面に設けられた空闊地であり、正倉に納める物資の荷卸き、検査、正倉の開閉における儀礼行為がおこなわれる場所である。ただし、B群が成立する以前であれば、遺構はA群の背後に位置することになる。A群の建築にともなうと考える方が無理がないだろう。遺物からみて、時期は8世紀前半である。

##### SC-12 出土遺物 (第92図)

1は須恵器杯蓋。低平なつまみが付き、口縁部を嘴状に折り曲げる。天井部は回転ヘラケズリを施す。口径16.0cm、器



第99図 SD-8 出土遺物実測図(1/4)



第100図 正倉域その他遺構出土遺物実測図(1/4)

高1.4cm。2は須恵器の高台付杯で、高台は端部が外方向に広がる。底部は回転ヘラ切り未調整である。復元口径19.8cm、復元高台径14.2cm、器高5.7cm。

#### SC-13 (第91図)

SC-12の東に位置し、南北3.2m、東西3.5mの方形を呈する。遺構検出面における確認のみであるが、遺物を多く含んでいるのがわかった。遺構の性格は、SC-12と同様に、A群の正倉と関連すると考える。

遺物からみて、時期は8世紀前半であるが、SC-12よりや古い可能性もある。A群の造営時期を示すものと考える。

#### SC-13出土遺物（第92図）

1は須恵器蓋で、低平なつまみが付き、口縁部は輪状に折り曲げて内面に継がある。天井部は回転ヘラ切り後ナデである。復元口径16.2cm、器高2.5cm。2、3は須恵器の高台付杯で、端部が外傾する高台をもつ。底部と体部に境は丸味がある。底部は回転ヘラ切り後ナデである。2は復元口径13.2cm、復元高台径9.2cm、器高4.2cm。3は復元口径12.6cm、復元高台径10.0cm、器高4.1cm。4は土師器甕で、口縁部内面と体部外面はハケメ、体部内面はヘラケズリ。復元口径12.8cm。

#### SC-14 (第93図)

SB-33の東に位置し、南北2.7m、東西2.5mの方形を呈し、北辺に竈をもつ。出土遺物はなく時期は不明だが、官衛に先行するもの。

#### SC-15、16、17 (第94、96図)

SB-36の南西約40mに位置し、建て替えにより3軒が重複する。古いものから順に、SC-15、SC-16、SC-17である。いずれも、南北3.5m、東西3.8～4.0mの方形で、SC-17の北辺には竈が確認できる。出土遺物はなく時期は不明だが、官衛に先行するもの。

#### SC-18 (第95、96図)

SC-15・16・17の南に位置し、南北4.5m、東西4.1mの方形を呈する。北辺に竈をもつ。出土遺物はなく時期は不明だが、官衛に先行するもの。

ているが、その周間に溝はなく、微高地の端で東に曲がる可能性は低いと思われる。SD-8の南側は谷部へつながることが想定される。

以上のことから、SD-8は微高地の鞍部を南北に切る正倉の区画溝と考えられる。

#### SD-8出土遺物（第99図）

1～4は須恵器。1は杯蓋で扁平なつまみが付く。2は高台付杯で、端部を内外に拡張して丁寧に成形された高台が付く。底部と体部の境は丸味があり、口縁部は外反する。底部は回転ヘラ切り後に丁寧なナデを施す。復元口径13.8cm、復元高台径9.2cm、器高4.2cm。3は長頸壺の頸部。4は平瓶か提瓶の口縁部。復元口径6.3cm。5は土師器の盤。復元高台径19.8cm。磨減のため調整不明。

8世紀前半の遺物である。

#### その他出土遺物

正食城のビットや検出面などで出土した遺物を報告する。すべて須恵器である。

1～3は杯蓋。1の天井部は回転ヘラ切り未調整。復元口径11.6cm。4～10は高台付杯。5は外傾する細い高台。復元高台径9.2cm。6は外傾する高台。復元高台径9.0cm。7は底部の境に継が付く。復元高台径8.0cm。8は底部の境に継が付き、低く小さい高台をもつ。復元高台径10.0cm。9は復元高台径10.0cm。10は底部の境に丸味をもら。復元口径12.8cm。復元高台径9.0cm、器高4.0cm。11、12は杯。11は底部回転ヘラ切り後ナデ。口径14.4cm、底径8.7cm、器高3.7cm。12は底部ヘラ切り未調整。復元口径12.2cm、復元底径7.2cm、器高3.6cm。

7世紀後半から8世紀後半の遺物があり、正倉の存続時期を補強するものである。

#### 槽

#### SA-1 (第96図)

SC-18の北に位置する東西方向の槽である。方位はN-85°Wで、B群の正倉に直交する。また、B群が立地する微高地の北端からSA-1までの南北距離が約10mで1町に相当することなどから、正倉の開墾施設の一部と考える。ただし、検出できたのは長さ約17mであり、全体像は不明である。

柱掘方の形状は方形と隅丸方形で、長軸は0.5～1.0m、短軸は0.4～0.7m、柱痕跡は0.15～0.2mである。

出土遺物はない。

#### 溝

#### SD-8 (第97、98図)

SB-27の西方約35mに位置する南北方向の溝である。幅1.65m、深さ0.65mで、断面はV字となる。埋土の状況から、Tr45、Tr51、Tr77で検出した溝が同一のものと考えられる。検出した長さは約38mである。

Tr45の北側は微高地の北端であり、SD-8が微高地の縁に沿うように東へ曲がるか。微高地を南北に切るようにそのまま谷部へつながることが考えられる。

溝を南側へ延長すると、Tr224やTr78に続きが検出できるはずであるが、いずれも延長部分が複雑で消滅していて、状況が確認できていない。Tr81で微高地の南端である地形の落ちを検出し

# 古代道路

正倉城と鶴見塚古墳の間を通過して、駅路に直交する伝路の側溝を約400m検出した。約21mの幅で平行する2条の側溝が正倉城と鶴見塚古墳の間を通過する。駅路と伝路が交差する地点に官衙が立地することが判明した。

## 古代道路の概要

山陽道から大宰府へ接続する駅路が阿恵道路の北を通過することは以前から想定されていた。今回の調査により、駅路に直交する新たな古代道路の存在が明らかになった。

広範囲に設定した調査トレーニーにおい

て、地形の傾斜や官衙建物の方針に規制されることなく直線に伸びる溝を検出した。7世紀後半～8世紀後半の遺物が出土し、官衙と共に通する時期である。

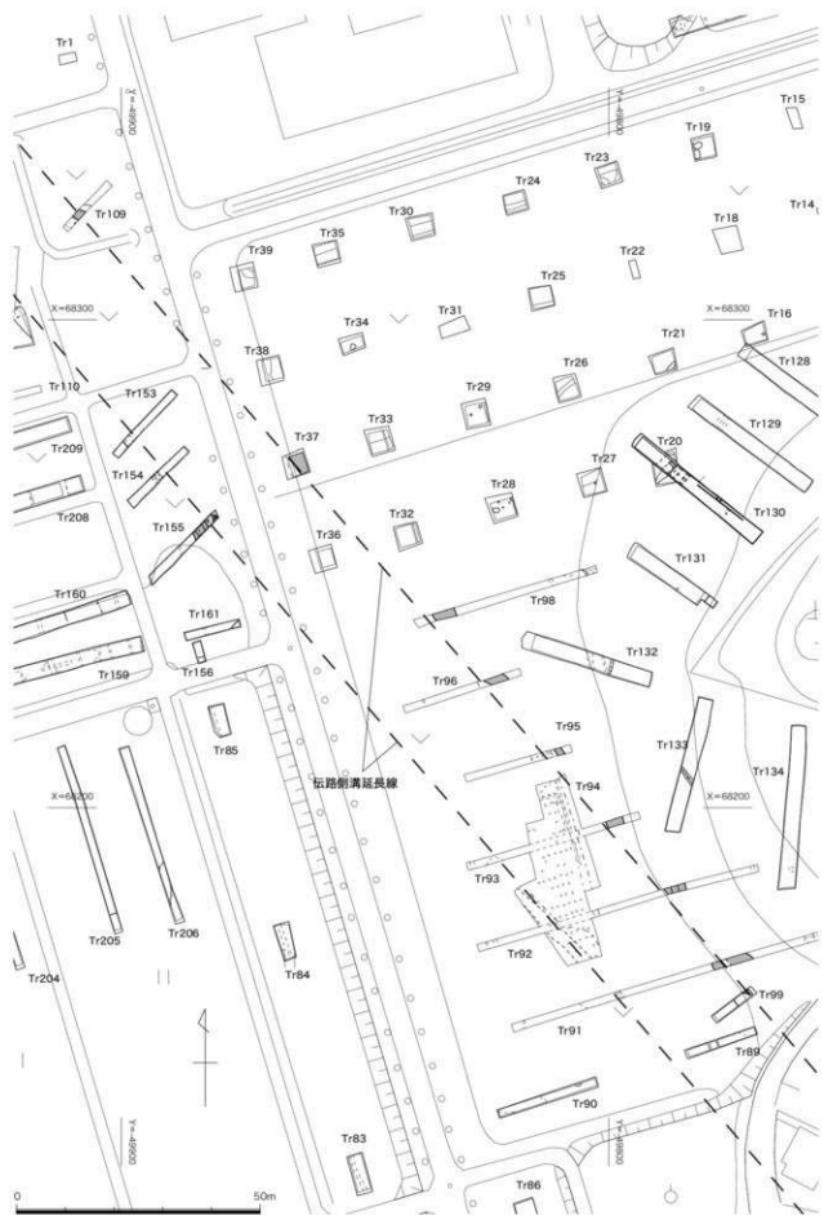
第101図は、明治に遡るとみられる地籍図と調査で検出した溝の平面図を重ねたものである。地籍図に記された「烟」を斜掛けで表示し、「田」は白地とした。これは旧地形の起伏を反映しており、

「烟」は周囲よりも高い微高地を示すものである。このうち、正倉城が立地する微高地と鶴見塚古墳が立地する微高地の間に、細長い帯状の微高地が存在する。そして、調査で検出した2条の溝がこの帯状の微高地の両端に沿っている。これは、微高地に挟まれた谷部を渡すためには人工的に積土を施した陸橋であり、2条の溝は古代道路の側溝と判断できる。

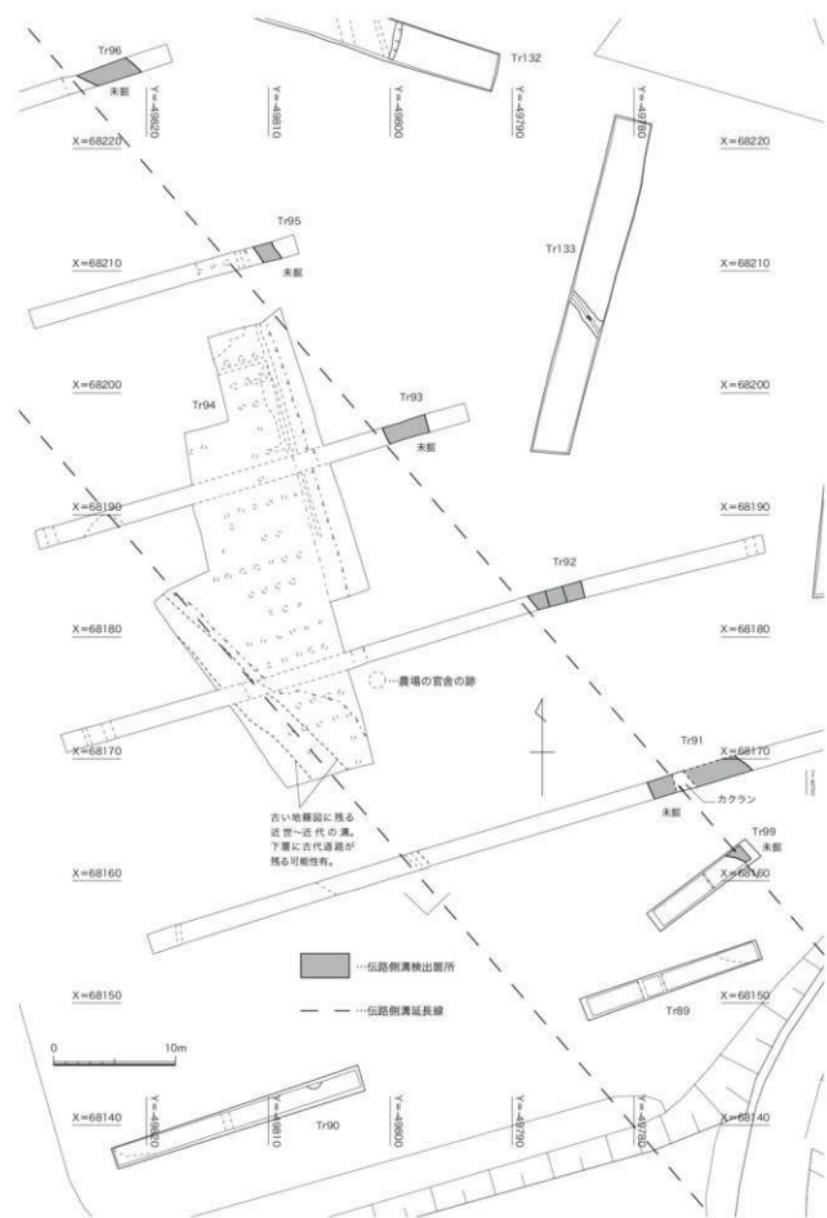




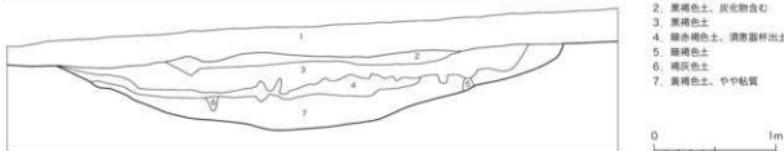
第102図 古代道路関連遺構平面図(1/2,500)



第103図 古代道路関連遺構平面図(1/1,000)



第104図 伝路側溝平面図 [Tr89 ~ 96, 99] (1/400)



第105図 Tr92 伝路側溝土層断面図 (1/40)

そして、この古代道路を南東に延長すると、大宰府や隣接する柏原郡に繋がることが想定でき、伝路と考えられる。

側溝に挟まれた道路面の幅（側溝の肩を測点とする）は、検出した範囲を総体的にみると、概ね21m前後とみられる。道路面に明確な硬化面や波板状凹凸面は検出していない。低地では積土が堆されるが、微高地は地山をそのまま道路に使用している。伝路の方位は、各トレーナーで検出した側溝の肩の、道路に接する側を結んで方位を求めた。第102図のように、東側溝では、南端部のTr99と北西端のTr230の間で検出した各トレーナーの側溝肩を、西側溝も同様に、南東端のTr91と北西端の専用住宅確認調査地（後述する）の間で検出した各トレーナーの側溝肩を結ぶラインを基準とした。伝路の側溝は、近世～近代の溝と重なるところもあり、今回のように遺構検出面の調査だけでは確認できていない箇所もあるが、その場合は道路面として残る地山の範囲を参考にした。このようにして求めた伝路の方位はN=40.7°-Wである。周辺の条里地割から推定される駅路の方位がN=52.6°-Eであることから、両者は厳密には直交しない（阿恵遺跡が位置する南側の角度が93.3°であり、やや南に開く）。おそらく伝路の方位が周辺の条里と少しずれている可能性がある。

伝路の発見により、駅路と伝路が交差する場所に官衙が位置することがあきらかになった。官衙と古代道路の関連を考えるうえでも重要な遺跡である。

## 伝路

検出した伝路のうち、主な調査箇所を



第106図 Tr92 伝路側溝出土遺物実測図 (1/4)

南側から順番に報告する。

### Tr92 (第103、104、105図)

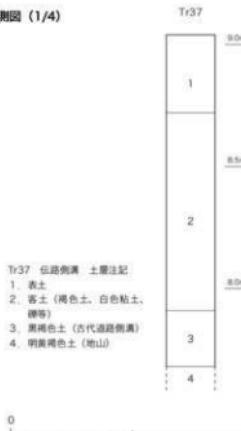
鶴見塚古墳南側の丘陵緩斜面に位置し、トレーナーの東から西へ傾斜する。検出したのは伝路の東側溝で、西側溝は近世～近代の溝と重なるため不明である。溝の幅は4.1mで、深さは0.7mを測る。道路面は地山を検出したのみで、道路状遺構は認められない。

Tr92周辺のその他のトレーナーで検出した側溝は、いずれも検出面のみの確認であるため個別の報告は控除するが、溝の幅は1.5～8.0mとばらつきがあり、削平による影響が考えられる。Tr89・91～96・99の道路面の状況は、複数の影響で判然としないものの、地山を検出するだけで道路に関連する遺構は認められない。また、道路面を水平に整備することはなく、地形に沿って東から西に傾斜しているとみられる。

### Tr92 側溝出土遺物 (第106図)

1は溝の第4層から出土した須恵器の高台付杯で、金属器を模倣した優品である。全体の2/3が残っている。

外方向に踏み張る細い高台で、端部は内外に拡張し、丁寧に成形される。底部は回転ヘラケズで梗は丸みをもつ。底部の上半に屈曲部があり、屈曲部より下位の外側に横方向のヘラミガキを施して贈文風の効果を意図している。その他の



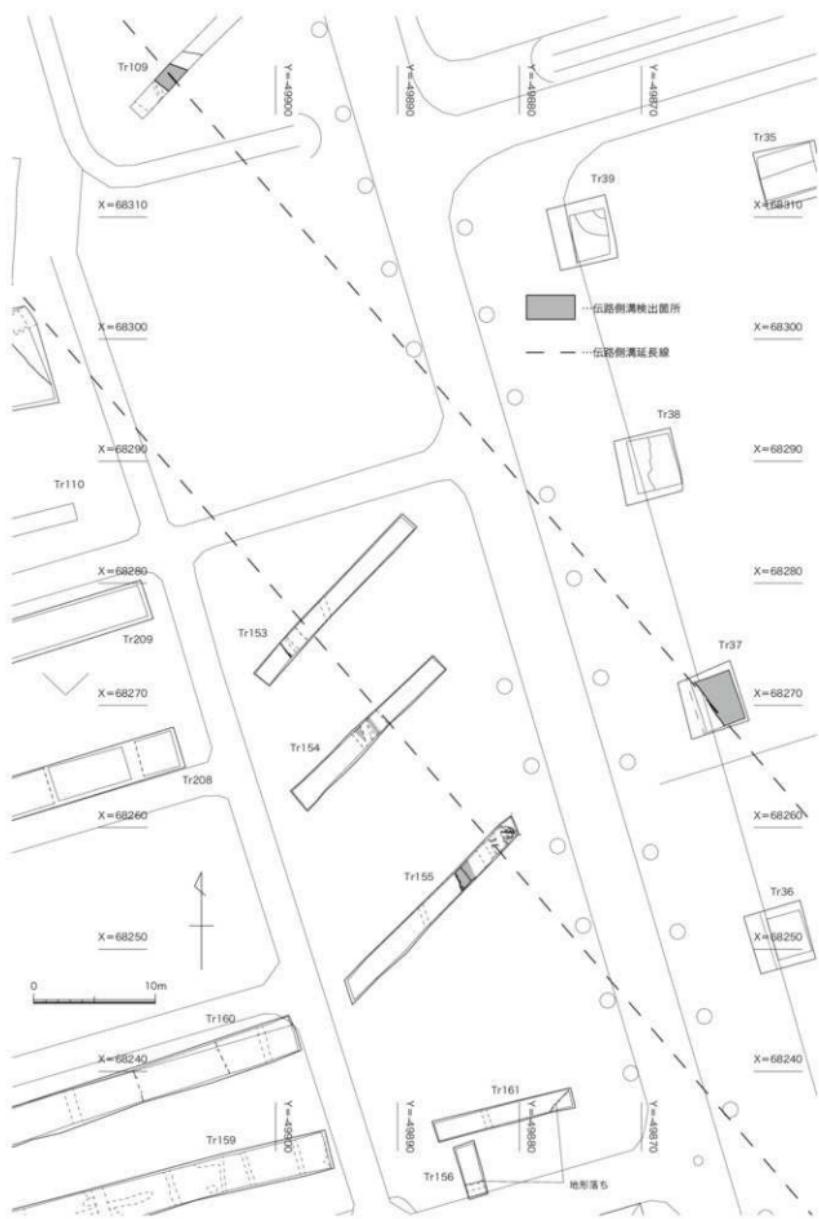
第107図 Tr37 土層断面模式図 (1/20)

部分は丁寧なヨコナデで仕上げる。口縁端部はヨコナデによりや平坦に成形され、外方向に縁をもってわずかに突出する。全体の器壁は内厚で重厚なつくりである。

口径19.7cm、高台径10.6cm、器高8.3cmである。

### Tr37 (第103、107、108図)

伝路の東側溝を検出し、西側溝のTr155と対に伝路の両端を抑えることができる。ただし、Tr37の調査時はまだ古代道路の存在を把握していなかった



第108図 伝路側溝平面図 [Tr37、109、153~155] (1/400)

ため、道路側溝を丘陵傾斜地の堆積土と誤認していた。遺構認識が不十分だった影響で見落としている事柄があるかもしれない。出土遺物は須恵器の細片がある。

#### Tr153 (第 108、109 図)

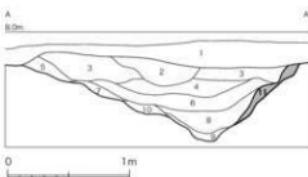
Tr37 の西側に位置し、伝路の西側溝を検出した。ただし、近世～近代の溝が重複して掘られているため、伝路の側溝はわずかに残るだけである。近世～近代の溝は、第 101 図の地籍図に記された水路跡と同一である。

検出した溝は、幅 1.9m、深さ 0.6m、断面 V 字状を呈する。伝路の側溝は、土層断面図（第 109 図）の 11 層のみである。溝の東側は道路面であるが、地山を検出しただけで道路開発遺構は確認できない。図示していないが、出土遺物は近世～近代磁器のほか、須恵器と土師器の細片がある。

#### Tr154 (第 108、110 図)

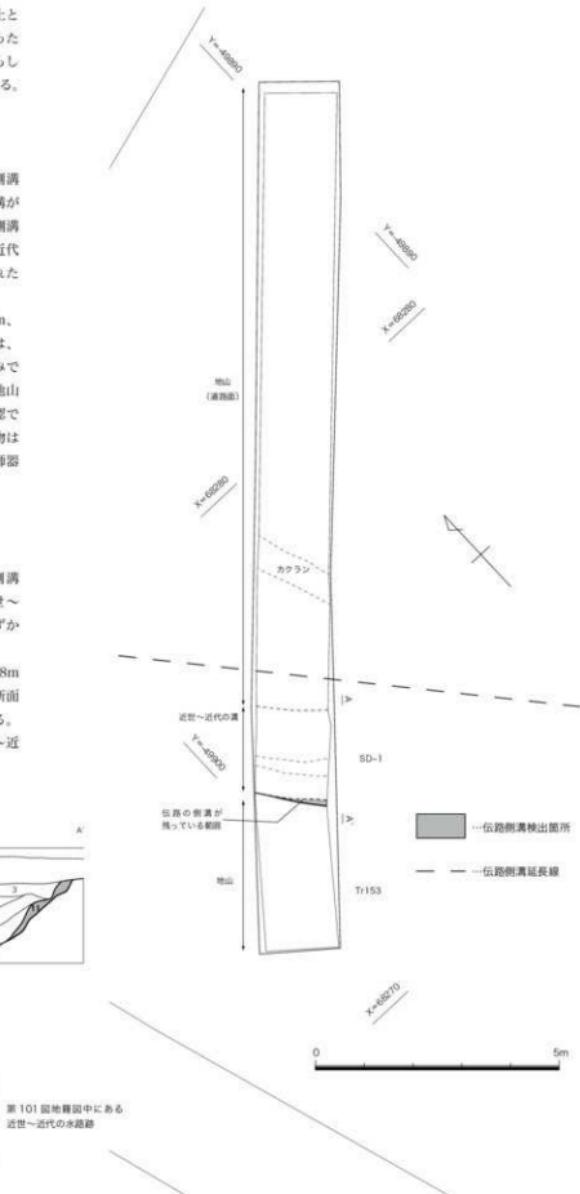
Tr153 の南に位置し、伝路の西側溝を検出した。Tr153 と同様に、近世～近代の溝が重複し、伝路の側溝はわずかしか残っていない。

検出した溝は、幅 3.0m、深さ 0.8m を掘る。このうち伝路の側溝は土層断面図（第 110 図）の 8 層と 9 層である。図示していないが、出土遺物は近世～近代の磁器がある。



Tr153 SD-1 土層注記

1. 錫色褐色土（耕作土）
2. 黒褐色土、砂利・ガラス粒等含む（近代）
3. にかい赤褐色土、近世磁器出土
4. 赤褐色土
5. 明赤褐色土
6. 灰褐色土
7. 褐褐色土
8. 褐褐色土
9. 褐褐色土
10. 明褐色土
11. 桃色土に灰褐色粘質土が混ざる、伝路側溝



第 109 図 Tr153 伝路側溝断面図 (1/100, 1/40)

### Tr155 (第108、111図)

Tr154の南に位置し、伝路の西側溝を検出した。検出した溝は、幅約5.5m、深さ0.85mを測る。

伝路の側溝は近世～近代の溝に破壊されて土層断面図(第111図)の21層と22層しか残っていない。伝路の側溝の土層は須恵器の細片が出土し、近世～近代の遺物は一切含まない。

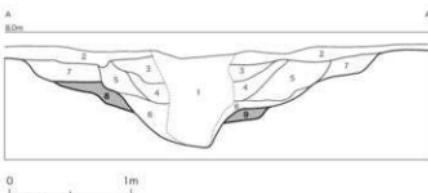
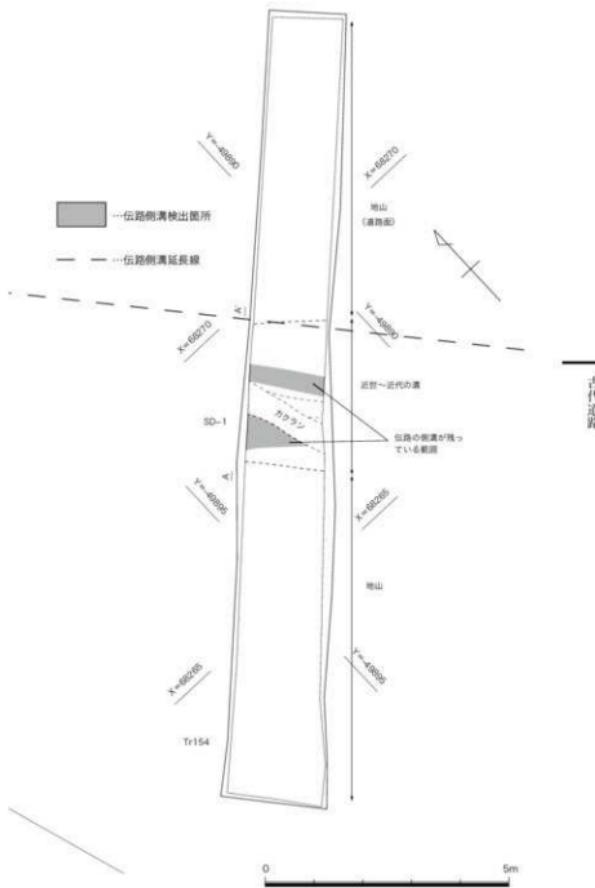
調査トレントの東端で、地山を掘り込む溝状遺構を検出した。幅0.4m、深さ0.2mほどで、不定形な輪郭をもつ。溝内から綠釉陶器が出土し、溝の上部は硬く締まった粘質土(第111図19層)が堆積する。第101図の地籍図の検討では、溝状遺構は伝路の横土が想定される場所に位置していることから、19層は道路整備にともなう横土の可能性が考えられる。ただし、溝状遺構のくぼみを平らにするための部分的な補修整備を示すものかもしれない。なお、溝状遺構の形状は、古代道路上にみられる波板状凹凸面に似るもの、一部の検出にとどまっているため、今後の周辺調査で全体像が明らかになってから判断したい。

### Tr155 出土遺物 (第112図)

1は22層出土の須恵器の皿。8世紀前半。2は溝状遺構出土の綠釉陶器の碗。9世紀か。3は近世溝出土の陶器の擂鉢。4は溝状遺構出土の円筒埴輪。隣接する鶴見塚古墳にともなう。最大径28.8cm、器厚2.5cm前後。橙色を呈し、焼成はやや甘く軟質。

### Tr100 (第113、114、115図)

正倉群の東約27mで伝路の西側溝を



- Tr154 SD-1 土層記  
 1. 塗瓦 (土管複設時の軽瓦)  
 2. 藤赤褐色土 (耕作土)  
 3. 灰褐色土  
 4. 淡灰褐色土  
 5. にじいろ褐色土  
 6. 灰褐色土  
 7. 赤褐色土  
 8. 橙色土。伝路側溝  
 9. 明赤褐色土。伝路側溝
- 第101図地籍図中  
にある近世の水路跡

第110図 Tr154 伝路側溝断面図 (1/100, 1/40)

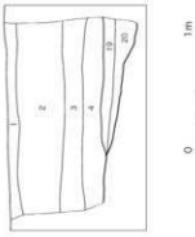
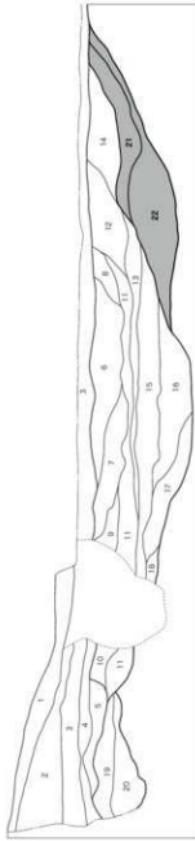
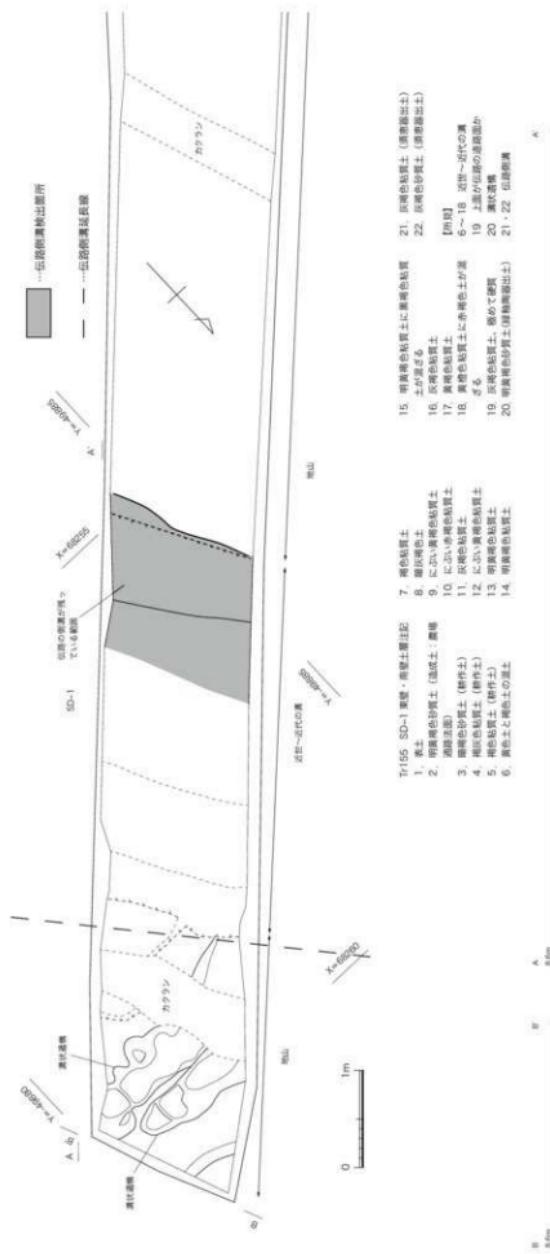
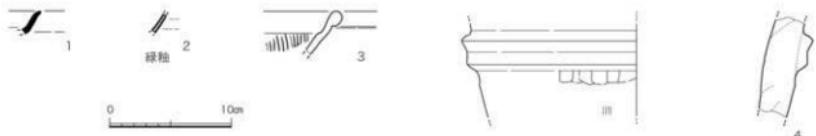


圖 11-1 Tr155 伝感器平面圖 (1/50, 1/40)



第112図 Tr155出土遺物実測図(1/4)

検出した。幅約3mの近世～近代溝に破壊されているため、伝路の側溝は幅約1mほどしか残っていない。深さは0.7mである。8世紀前半から後半の遺物が出土する。

#### Tr100 出土遺物 (第116図)

1～4は須恵器の高台付杯。1は底部との境に丸味をもち、断面四角形の高台を貼り付ける。底部外面はハラ切り未調整である。復元口径15.8cm、器高4.1cm、復元高台径11.4cmを測る。焼成はやや不良で、赤みがかった灰褐色を呈する。2の高台は端部を外傾させて成形する。復元口径13.6cm、器高4.3cm、復元高台径10.0cm。焼成はやや不良で、灰白色を呈する。3は断面方形の高台を貼り付ける。復元高台径9.3cm。焼成はやや不良で、灰白色を呈する。4は口縁部が外反する。5は須恵器の蓋で、退化した嘴状口縁をもち、器高は低い。6、7は須恵器皿または皿の底部。外面は倒転ハラケツリを施す。8は須恵器の甕。9は土師器の蓋のみ。中央はわずかに突出し、擬宝珠の名残りがある。つまみを貼り付け後、上面を押さえて成形したもの。10は土師器の杯。磨滅しているため調整は不明。復元口径15.8cm、器高10.4cm、復元底径10.4cmである。11は土師器の高台付杯。端部が外傾した高台である。12は17世紀後半の陶器。小型の鉢か。釉は浅黄色を呈する。13は19世紀後半以降の磁器。復元高台径3.9cm。12と13は近世～近代の溝出土で、その他の遺物は8層～10層の伝路側溝から出土した。

#### Tr109 (第113、114図)

Tr100の伝路側溝の東に位置する。遺構検出のみで掘り下げはおこなっていない。溝幅は約2mを測る。Tr100の伝路側溝との距離は、溝の中心間で約

24mに達する。出土遺物はない。

#### Tr232 (第117、118図)

Tr109の伝路側溝から北西に約80mの位置にあり、Tr109から続く伝路の東側溝(褐灰色砂質土)を検出した。検出した溝幅が広いので、近世～近代の溝と重複している可能性がある。遺構の漏削はおこなっておらず、出土遺物はない。

#### Tr231 (第117、118図)

Tr232の南西に位置し、伝路の道路面にあたる。表土直下に地山が露出し、硬化面や遺構は認められない。第102図に記した微高地(地籍図中の細)にあたるはずであるが、周辺トレンチのレベル値と違ひなく、現況では水平である。現在は水田に利用されていることから、農場の整備時に旧地形を削平した可能性が考えられる。出土遺物はない。

#### Tr229 (第117、118図)

Tr231の北西に位置し、伝路の西側溝(灰黄褐色土)を検出した。埋土に須恵器の片断が含まれている。溝の幅は5.6m以上であるが、掘り下げていないため、近世～近代の溝と重複している可能性がある。伝路の道路面は、Tr231と同様に表土直下に地山が露する。

#### Tr230 (第117、118図)

Tr229の北東に設定したトレンチで、伝路の東側溝(灰黄褐色土)を検出した。掘り下げていないため、近世～近代の溝と重複している可能性がある。道路面は表土直下に地山が露する。出土遺物はない。

#### Tr235 (第117、118図)

Tr230の西に位置する。伝路の道路面を確認するために設定したトレンチである。表土直下に地山が露出し、その他に暗灰黄色土～褐色粘土の堆積も確認できるが、遺構かどうか不明である。出土遺物はない。

#### Tr233 (第117、119図)

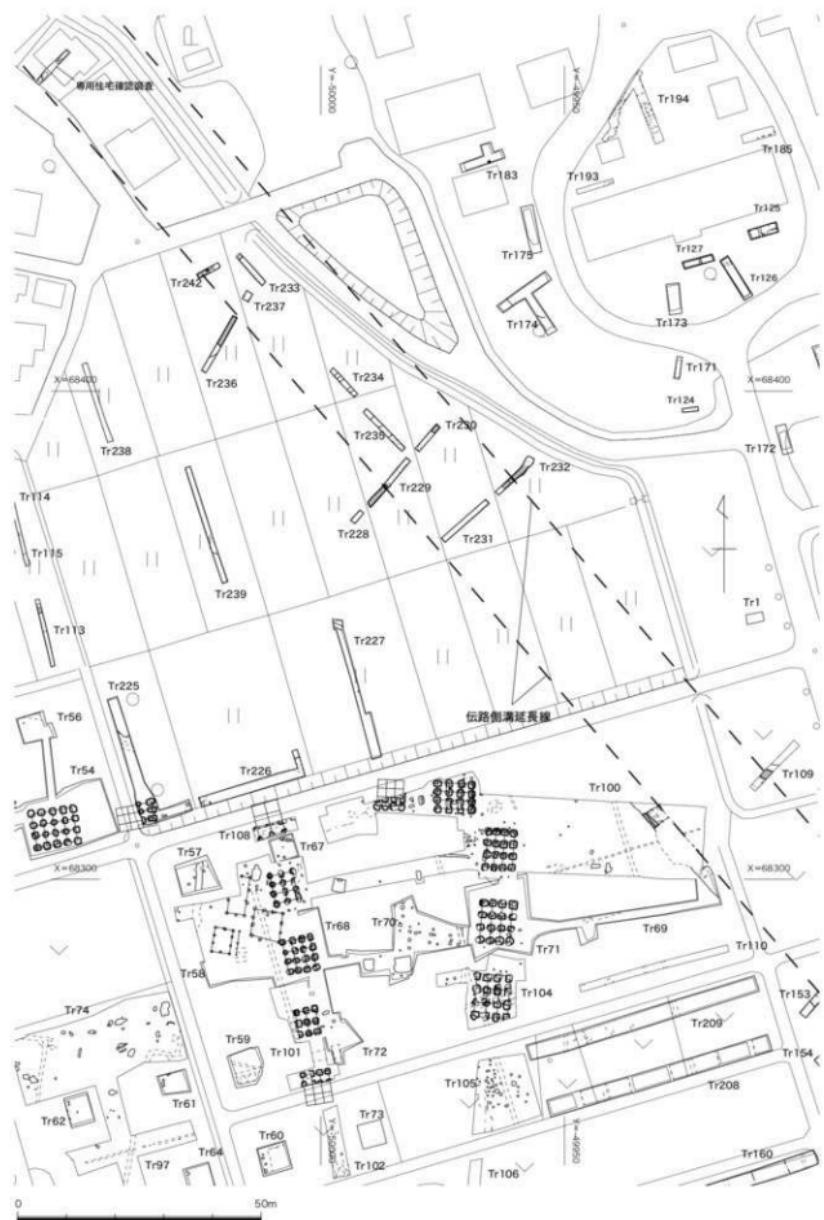
伝路の道路面に設定したトレンチのなかで最も北に位置する。表土を除去後、他の伝路道路面の根柢と異なり、地山ではなく明赤褐色土が堆積する状況を検出した。トレンチの北端を断ち切って堆積状況を確認したところ(第119図左上の土層断面図)、最下層の地山(7層)の上に自然堆積土(6層)が堆積し、その上層に明黄褐色粘土上(4層)と暗灰黄色土(5層)が混ざりあうように相互に堆積していることが判明した。

4層と5層は人為的なものであり、伝路を整備するときの積土と考えられる。Tr233付近は微高地に挟まれた谷部であり、低地に伝路を通すために積土が堆積されたとみられる。積土下層の6層は自然堆積のままであり、敷草などは施されていない。

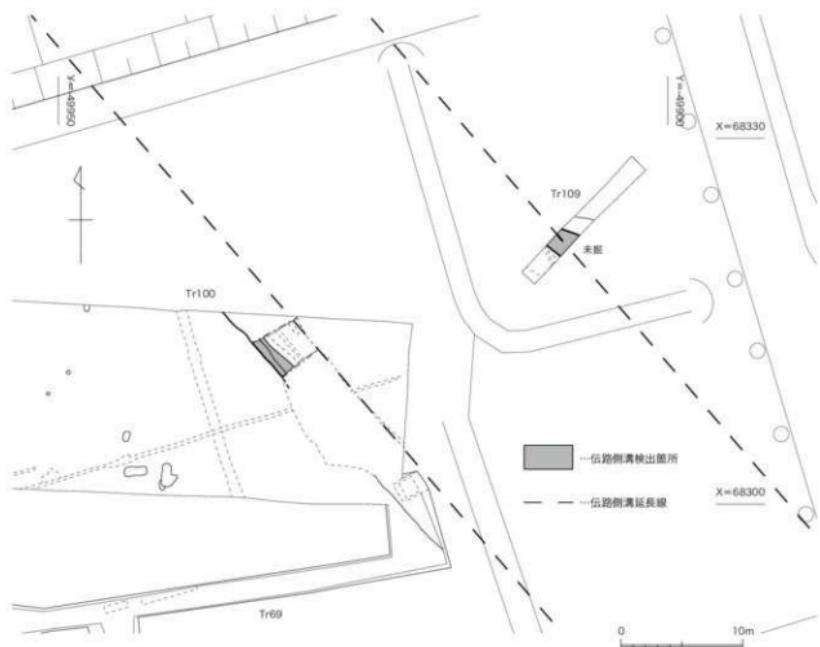
積土の上層にある明赤褐色土(2層)と灰色土(3層)は近代以降の客土である。積土を施したことはいえ周囲よりも低地であるため、農場を整備する際に水田基盤の水平を保つ目的で入れられた土と考えられる。この客土は、Tr234、237にも共通してみられ(第119図の「客土」)、伝路の道路面に重なる。逆にいえば、客土が存在する伝路の部分は、もともと周囲よりも低い土地であり、伝路整備時に積土が施された可能性が高い場所といえる。

#### Tr242 (第113、119図)

Tr233の西に位置し、伝路の西側溝と道路基礎の積土を検出した。土層断面



第113図 古代道路間連造構平面図(1/1,000)



第114図 伝路側溝平面図【Tr100, 109】(1/400)

の観察から（第119図左上）、自然堆積土（6層 [Tr233の自然堆積土と同一]）の上に積土（5層）を施し、西側に伝路の側溝（4層）を掘削していることがわかる。さらに、近世～近代の溝（2・3層）が伝路の積土と側溝の両方を破壊している。

Tr242が伝路の側溝を土削断面で確認できた最も北の場所である。出土遺物はない。

#### Tr237（第117、119図）

Tr233の西に位置し、伝路の積土と客土を検出した。積土はTr242の5層（黄褐色粘質土）と同一で、客土はTr233の2層（明赤褐色土）と同一である。出土遺物はない。

#### Tr236（第117、119図）

Tr237の西に位置し、伝路の西側溝を検出した。一部、近世～近代の溝と重

複している可能性がある。

側溝の西側にある自然堆積土（暗赤灰色粘質土）は、積土の下層で検出した自然堆積土（Tr233の6層・Tr242の6層）と同一とみられる。

#### Tr234（第117、119図）

Tr235の北西に位置し、伝路の道路面を確認するために設定したトレンチである。表土直下に地山が露出し、地山面に遺構とみられるものを検出したが性格や時期は不明である。

Tr233、237と共に通してみられる明赤褐色土の客土をトレンチの北端で検出した。この地点より北は地形が低くなることが推測できる。

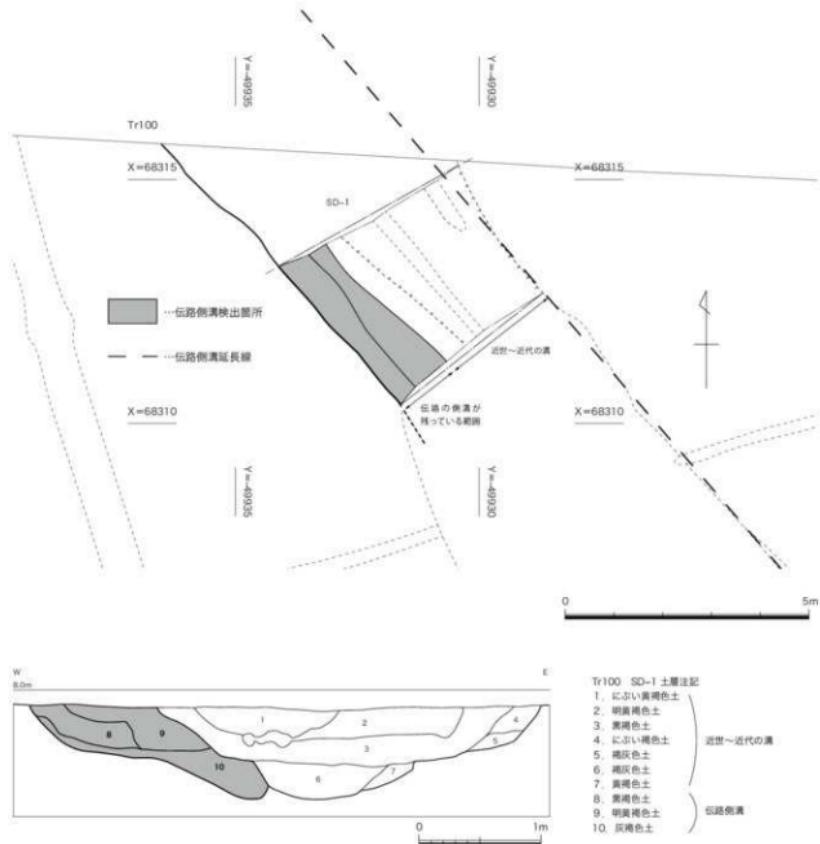
#### 専用住宅確認調査（第113、120図）

阿恵道路の調査とは別件であるが、農場内から続く伝路の側溝を確認した箇所があるのでここで紹介する。

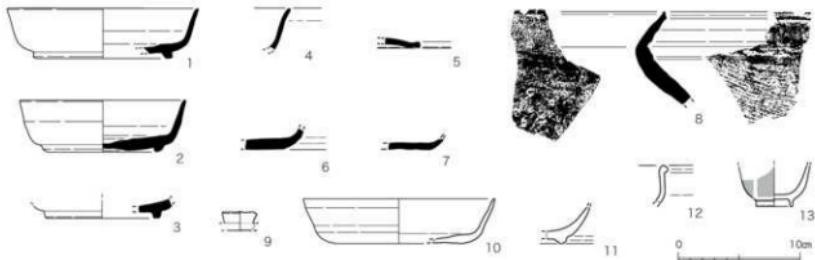
阿恵道路調査中の平成26年度に、Tr242の北西約50mの地点で専用住宅の建築が計画された。伝路側溝の延長線に該当することから、工事着工前に確認調査を実施したこところ、調査トレンチの西端で地山を振り込む遺構を検出した。振り込みは深さ0.25m程度しか確認できなかったが、理上が伝路の側溝と似ることや検出場所が側溝の延長線と重なることから、伝路の側溝と判断できる。出土遺物はない。

#### Tr217～219（第102、121図）

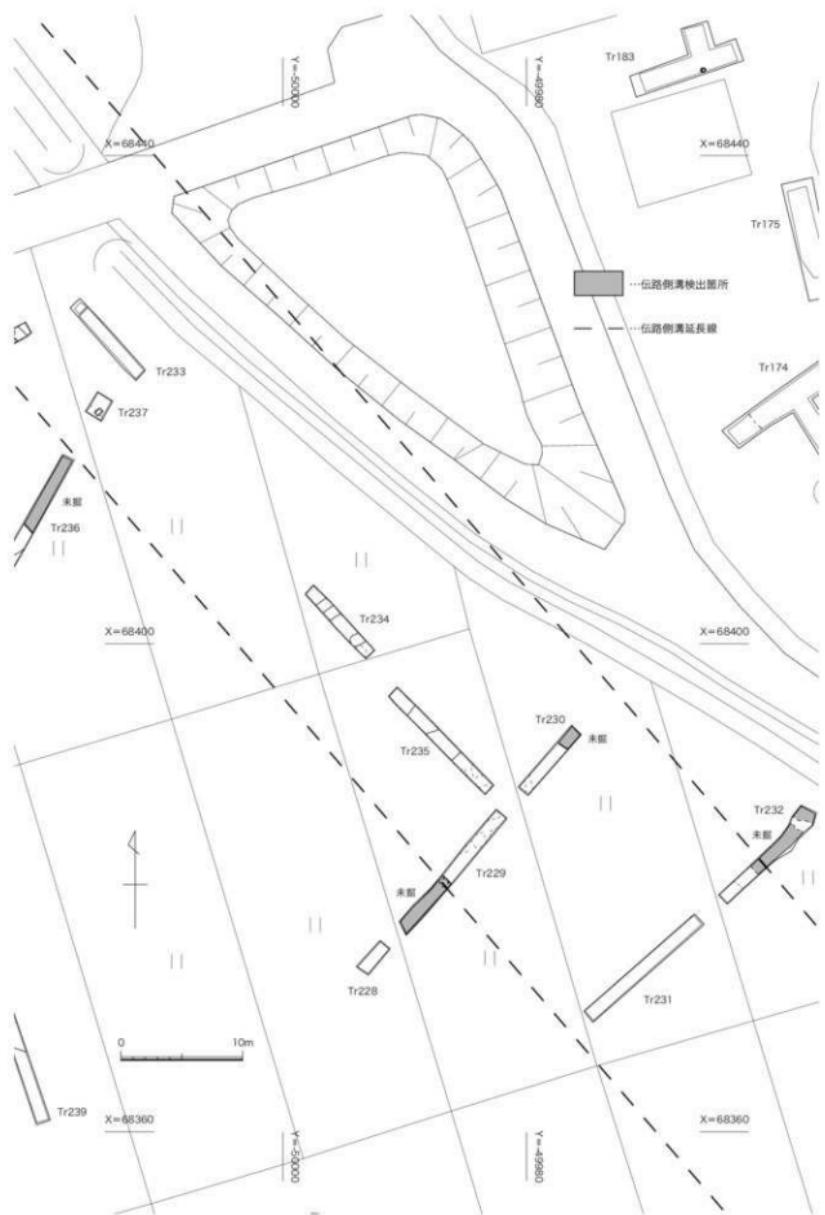
駅路と伝路が交差する近辺に位置する。いずれも伝路の側溝を検出するために設定したトレンチであるが、遺構・遺物の検出には至らなかった。調査箇所は微高地に挟まれた谷部であり、低地に自然堆積した土層を確認している。



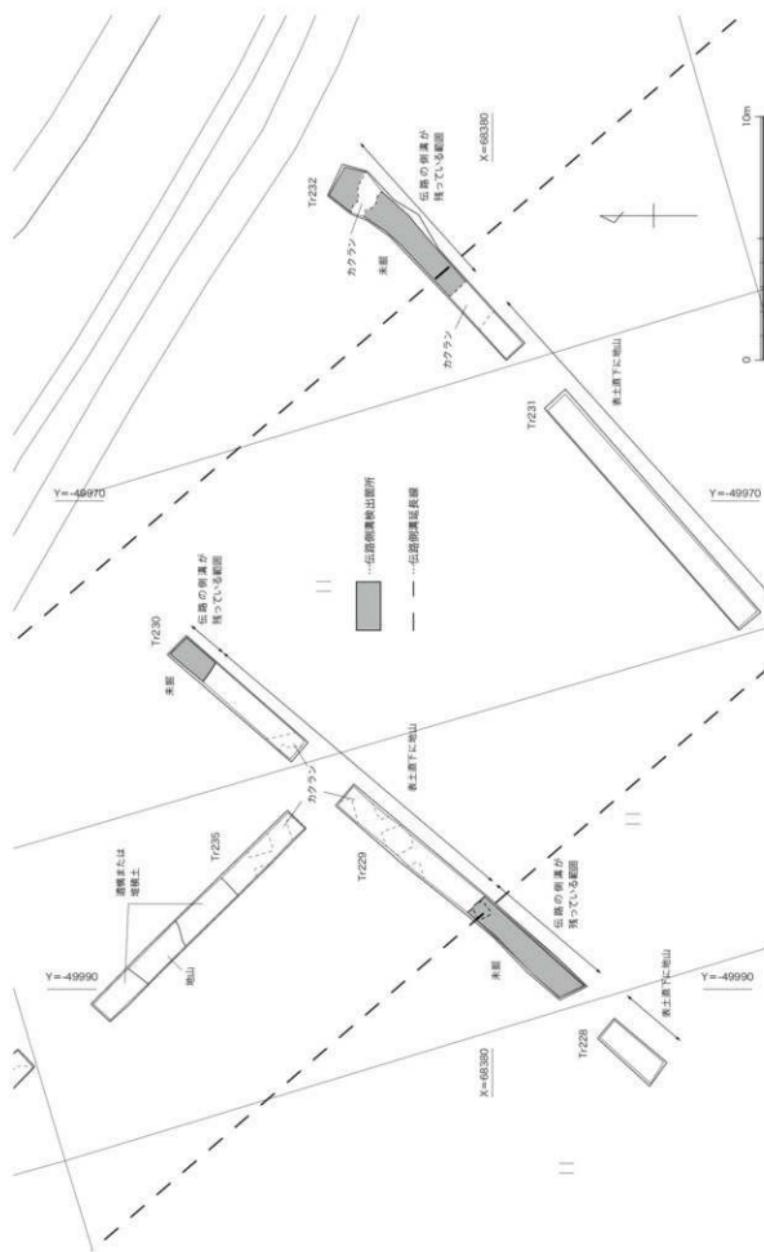
第115図 Tr100 伝路側溝断面図(1/100, 1/40)



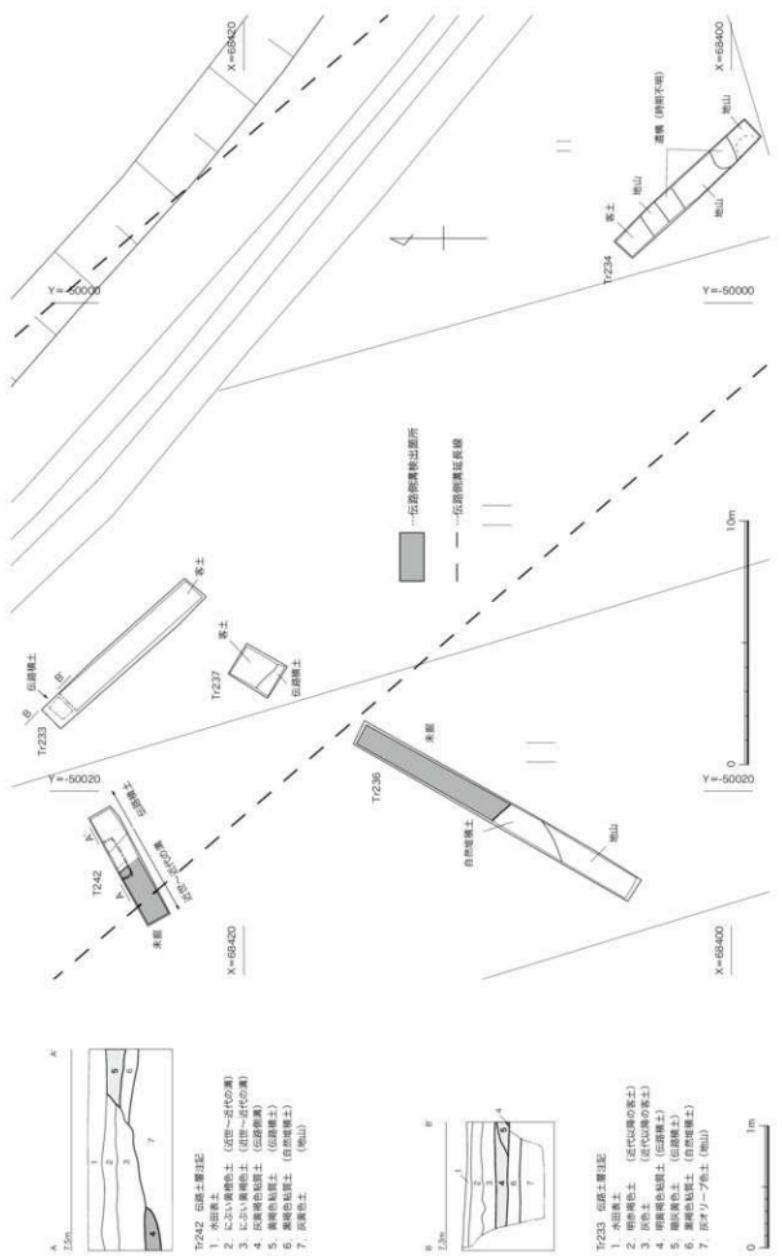
第116図 Tr100 SD-1 出土遺物実測図(1/4)



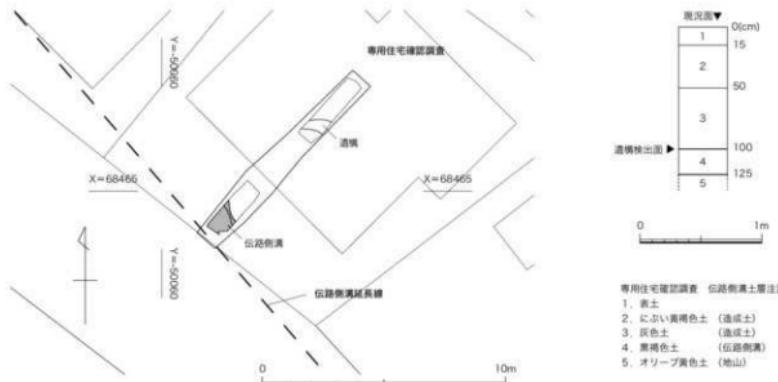
第117図 伝路側溝平面図 [Tr229～236] (1/400)



第118圖 Tr2228～232伝路側溝平面圖(1/200)



第 119 圖 Tr233 ~ 237、242 位路側溝平面圖 (1/200、1/40)



第120図 専用住宅確認調査（伝路）断面図（1/200、1/40）

## 駅路

阿恵遺跡の調査とは別件で、駅路と伝路が交差する箇所で専用住宅の建築が計画された。水域の東門ルートを除くと、九州内において福岡市以北で駅路に隣接する遺構を確認できたのは初めての事例である。駅路が阿恵遺跡の近隣を通っていることが確実となったのは、官衙と古代道路の関係を考える上でも重要であり、ここで触れておく。

### 阿恵茶屋遺跡について(第121、122図)

平成29年度に、駅路と伝路が交差する箇所で専用住宅の建築が計画された。

調査前の現況地形は、北西の駅路側から南東の伝路側へ向けてスロープ状に緩やかに傾斜していた。古代道路の整備にあたり、微高地の上を通る駅路と低地を通る伝路の高低差（約2m）を緩和して両者を接続するために、積土を施してスロープ状の地形を造成したのではないかと想定していた。

建築工事計画を受けて、遺構面に影響が及ぶ擁壁部分の確認調査を実施したところ、スロープ状の地形が積土によるものであることは確認できたものの、古代道路の整備時ではなく、古代道路廃絶後の所産であることが判明した。出土遺物からみて12世紀後半以降とみられる。

駅路整備時にともなうものとしては、調査トレンチ中央付近で人為的に地山を深く掘り込む状況を検出した。掘り込みが溝状の遺構になるか、微高地の端を切り落として道路を形成したものか確認できていないが、いずれにもしても掘り込みが駅路の道路端を示すと考えられる。掘り込みの方位はN-53.8°Eで、駅路の方位N-52.6°Eとほぼ同じである。道路面には、硬化した状況や波板状凹凸面などは認められなかった。

土層断面図（第122図）の2層と3層はともに掘り込みを埋めた土であり、駅路廃絶のものである。2層と3層の層理面は水平ではなく南東に傾斜しているので、3層の粘土質は水田利用の痕跡ではない。3層から遺物が全く出土しないことは、生活面の土を搬入したものではないことを示しており、色味・質感が水田土壤に似ていることから、周辺の水田の土を積土として搬入した可能性が考えられる。3層を平面的に精査したところ、上層の2層が網目状に貫入していることが確認できた。土層断面においても2層が3層の中に貫入している状況がわかる。これは造成後の地盤力維持のため、含水量が多い軟質な粘土質を乾燥させる必要があり、3層が干涸して乾燥した状態の時に砂質土の2層を積んだことによって干涸の隙間に入り込んだものとみられる。2層は積土による造成後の最終的な地表面であり、古い地表図に記された畠地の範囲（第102図の微高地と

同じ）に一致する。駅路廃絶後は、積土で造成した土地を含めて駅路も畠地に転用された可能性を考えておきたい。

出土遺物は細片のみで図示し得ないが、須恵器、土師器、丸瓦、龍泉窯系青磁碗がある。

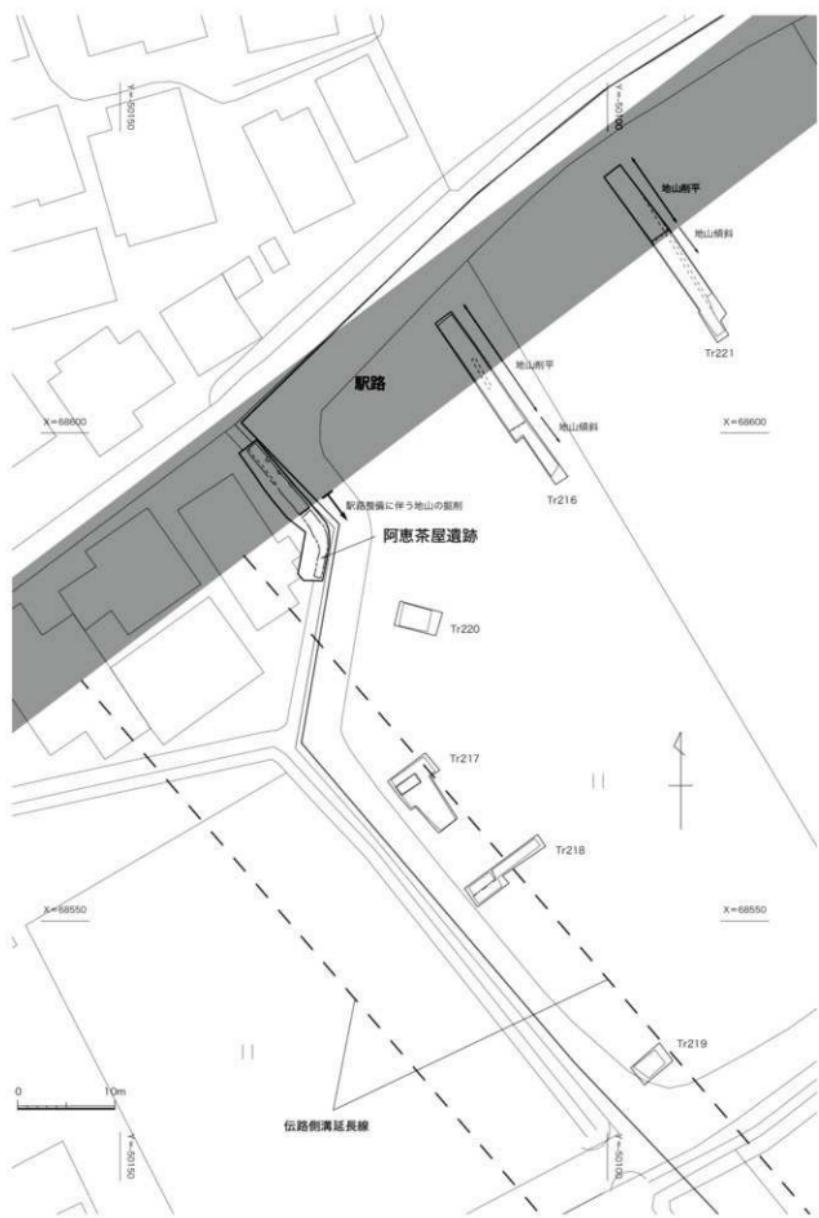
### Tr216 (第102、121図)

阿恵茶屋遺跡の東に位置する。駅路に隣接する遺構を検出するために設定したトレンチである。

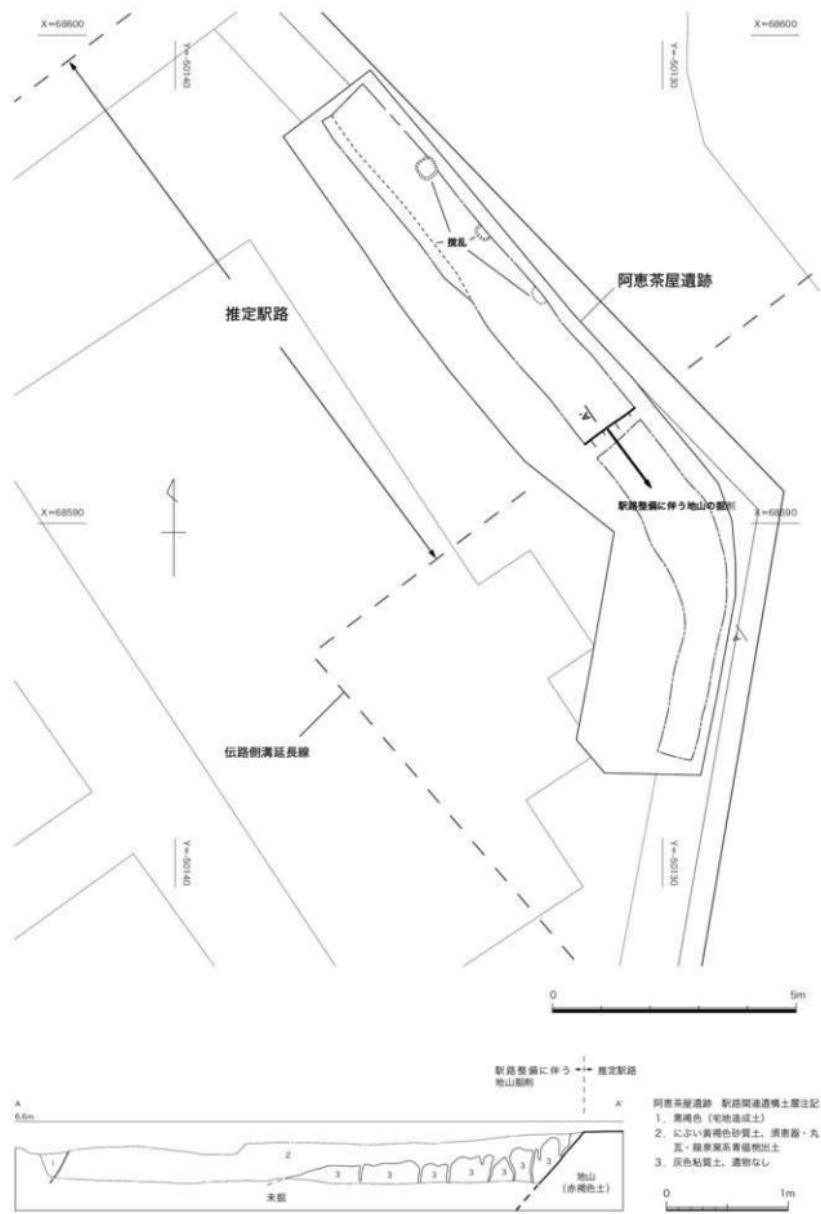
第121図では、Tr216の北側は駅路が通過する微高地に含まれているが、現況の地形は隣接する農場敷地外の宅地より1m以上低く、水田に利用されている。農場整備時に水田を拡張するために畠地を削平したものとみられる。Tr216の地山は阿恵茶屋遺跡で確認した駅路の路面上から約1m下がっており、地山が著しく削平を受けているのはそのためであろう。駅路の痕跡は既に消滅しているとみられる。出土遺物はない。

### Tr221 (第102、121図)

Tr216の東に位置する。駅路が通過する場所であるが、Tr216と同じように旧地形の微高地が削平されて水田に利用されている。地山の削平は著しく、駅路の痕跡は消滅しているとみられる。出土遺物はない。



第 121 図 古代道路関連遺構平面図 (1/500)



第122図 阿恵茶屋遺跡平面面図 (1/100, 1/40)

# 官衙関連地区

正倉城の北東に位置する微高地で官衙関連建物を2棟検出した。建物は直交に配置され、主軸方位は政府建物と同じ方位を向いている。駅路と伝路の交差点の西側に政宁城と正倉城があり、東側にこの官衙関連地区が位置している。

## 官衙関連地区の概要

### 官衙関連遺構について（第123図）

正倉城の北東方向に、鶴見塚古墳の丘陵から派生した微高地が展開する（第102、123図）。このエリアは、現在、九州大学農学部付属原町農場の事務所棟や農業用倉庫などが密集して建ち並んでいる。建物の間にトレーナーを設定して確認調査を実施したが、地中に水道管や送電線などのライフラインが通っているため、限られた範囲しか調査できていない。

検出した遺構は掘立柱建物2棟とピット数基のみである。出土遺物ではなく、時期比定の根拠に乏しいが、建物の主軸方位がN-16°～17°-Eで政府建物と同じであること、柱掘方方が方形・隅丸方形を呈して長軸が0.8m以上あること、柱掘方の埋土が政府建物と類似することから、政府と同時期の官衙関連建物と判断する。

微高地上に設定したその他の調査トレーナーでは遺物や遺構がほとんど検出できなかった。農場の造成による削平の影響もあるが、削平を受けずに地山が残っている箇所も多く、もともと遺構の密度が低いことが考えられる。官衙遺跡であればそのような出土状況も十分想定できる。また、駅路と伝路の交差点の西側に政宁城と正倉城があり、東側にこのエリアにあたる。何らかの官衙施設が存在する可能性が高く、検出した2棟の建物はその施設の一部と推測できる。今後の調

査において注意を要するエリアである。

一方、谷部は微高地から2m以上低くなるところもあり、Tr136～139、144、147、174、202、203では地形変換点を検出している。図示した微高地の範囲は、古い地籍図に記された畠地を参考にしたものであるが、調査で確認した地形変換点と地籍図の畠地の範囲が概ね重なっており、地籍図の測量水準がある程度保証されるといえよう。翻って考えると、伝路の根拠の一つとした帯状の微高地（微高地の間をつなぐ陸稜状の微高地）についてもその正確性を補強するものである。

間隔は、6尺（1.81m）と7尺（2.11m）がある。柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は0.8～0.9m、短軸は0.6～0.7m、柱痕跡は0.3mである。出土遺物はない。

なお、SB-46から東に約17mの地点に柱穴を1基検出している（第123図のTr184）。平面形は方形で、柱掘方の長軸0.9m、短軸0.8mを測る。SB-46と同じ規模であり、官衙に隣接する掘立柱建物の柱穴の可能性が考えられる。

### SB-47（第125図）

SB-46の北東約26mの地点に位置する東西棟の側柱建物で、桁行2間以上（3.62m以上）、梁行3間（4.23m）、主軸方位N-73°-E。建物面積は15m以上を測る。柱間間隔は、桁行が6尺（1.81m）で、梁行が4尺（1.21m）と5尺（1.51m）である。

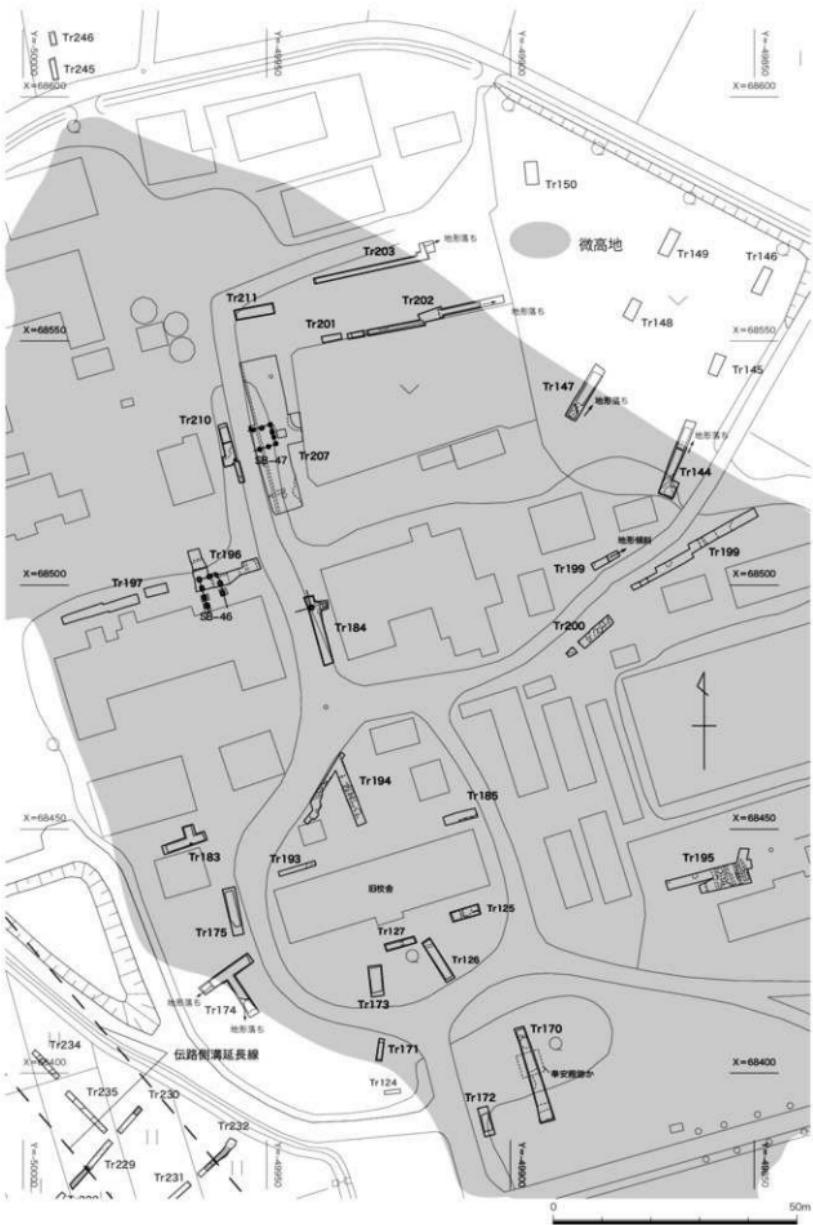
西に隣接するTr210には柱穴が認められないで、桁行は長くても4間程度とみられる。ただし、この付近は削平度合いが大きいため、柱穴が消滅している可能性も否定できない。柱掘方の平面形状は方形と隅丸方形で、長軸は0.6～0.7m、短軸は0.5～0.6mである。SB-46の柱掘方と比較して一回り小さく、官衙関連建物としても小規模なものとみられる。出土遺物はない。

建物の主軸方位がSB-46と直交する配置になっており、同時に存在した可能性が考えられる。

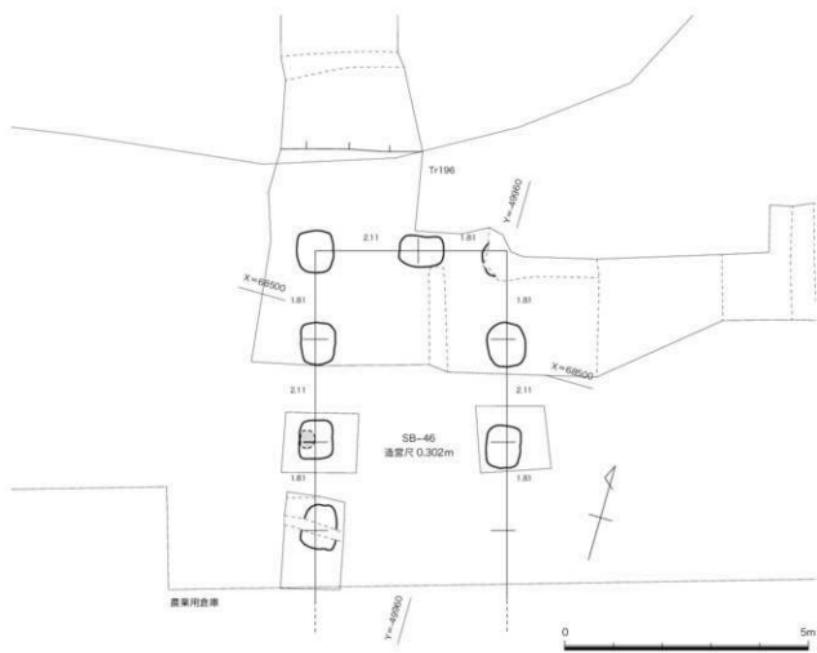
## 掘立柱建物

### SB-46（第124図）

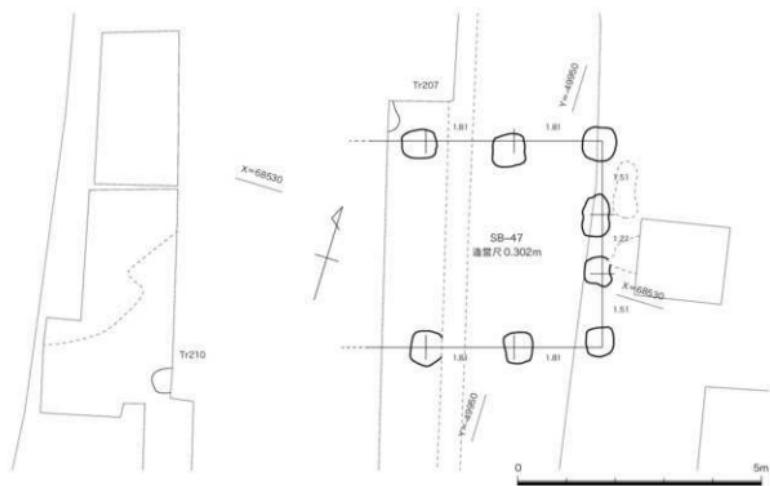
微高地の中心付近に位置する南北棟の側柱建物で、南側は既存の農業用倉庫の下へ伸びている。農業用倉庫の基礎の根入れは深くないと思われるが、SB-46のその他の柱穴は残っている可能性が高い。桁行3間以上（5.73m以上）、梁行2間（3.92m）、主軸方位N-16°-W、建物面積は22m以上を測る。柱間



第123図 宮衛同連遺構平面図(1/1,000)



第124図 SB-46平面図(1/100)



第125圖 SB-47 平面圖(1/100)

# 鶴見塚古墳

正倉城の東約200mに6世紀後半の前方円墳である鶴見塚古墳が位置する。後円部は宅地化が進んで原形をとどめておらず、前方部も一部埴丘を失っている。くびれ部附近は古墳を切り通して道路が通り、古墳の遺存状況は必ずしも良いものではない。

## 鶴見塚古墳の概要

### 鶴見塚古墳の立地について

正倉城の東約200mの地点に位置する。鶴見塚古墳が立地する丘陵は、乙太丘陵から博多湾へ向かって西に伸びる舌状丘陵の一つであり、沖積地へ突き出した先端に鶴見塚古墳が造営されている。くびれ部付近の地山の標高は15~16mで、その上に3mほどの盛土と削り出しによる整形を施して埴丘を築造している。丘陵の先端に位置する前方部前面の標高が11~12mであることから、地

形の高低差を利用して、盛土の土木量以上に埴丘が大きくなる視覚的効果を最大限に活かしている。

鶴見塚古墳は、阿恵遺跡に官衙が造営されたときも前時代の権力者の墓としてシンボル的に認識されていたことは想像に難くない。また、律令国家の権威を象徴する正倉と前時代の首長塚である鶴見塚古墳の間を、大規模な公共事業として整備された伝路が通過するという位置関係は、官衙の全体計画を考えるうえで非常に示唆的である。

### 近世地誌の記述にみる古墳の規模

鶴見塚古墳は、宅地化による影響で後

円部が原形をとどめておらず、埴丘とともに石室も消滅しているとみられる。前方部の一部も埴丘を失い、くびれ部附近には切り通しの道が通っている。過去に発掘調査がおこなわれたことはなく、現時点では埴丘規模の復元は困難な状況である。

破壊が進む以前の鶴見塚古墳の状況を知る手掛かりとして、19世紀前半に青柳種信が編纂した近世地誌『筑前国続風土記拾遺』(以下「拾遺」とする)の記述が参考になる。

「鶴見塚とて大なる塚有。高さ武間半上に古松立。中に小径ありて両山の如し。其東方丸き山の南の方に窓口開たり。口の高式尺五寸巾弐尺有。其前に廊

	埴丘	周溝 <sup>※1</sup>	開口部	差道	石室	石屋形	蓋石(石屋形)
鶴見塚古墳	記述値 高 2 間半	東西長 48 间	高 2 尺 5 寸	高 2 尺 5 寸	高 6 尺 8 寸	高 4 尺	長 6 尺 1 尺餘
	換算値 4.5m	86.4m	0.75m	0.75m	2.04m	1.2m	約 1.83m
	記述値 長 17 间半 <sup>※2</sup>	南北長 40 间	巾 2 尺	巾 4 尺 7 寸	巾 1 間半	長 6 尺 3 寸	巾 4 尺
	換算値 31.5m	72m	0.6m	1.41m	2.7m	1.89m	1.2m
	記述値 巾 5 间 <sup>※2</sup>	巾 3 ~ 8 间		奥 1 间	奥 3 间	巾 4 尺	
東光寺剣塚古墳	記述値 9m	5.4 ~ 14.4m		1.8m	5.4m	1.2m	
	記述値 高 記述なし	東西長 40 间	方 3 尺	高 記述なし	高 1 間半	高 記述なし	長 記述なし
	換算値	72m	0.9m		2.7m		
	測量値 5.5m (2段段のみ)	88m	巾 0.8m 前後	1.11m	2.8 ~ 3.0m	1.96m	2.46m
			高 1.0m 前後				
東光寺剣塚古墳	記述値 長 記述なし	南北長 47 间		巾 記述なし	巾 1 間半	長 記述なし	巾 記述なし
	換算値	84.6m			2.7m		
	測量値 約 75m (全長)	92m			2.78m	2.37m	1.28m
	記述値 巾 記述なし	巾 記述なし		奥 3 间 <sup>※3</sup>	奥 記述なし	巾 記述なし	
	換算値			5.4m			
東光寺剣塚古墳	測量値 約 59m (前方部幅)	9 ~ 10m		4.97m	4.18m	1.11m	

換算値は、記述内容をもとに換算した数値。

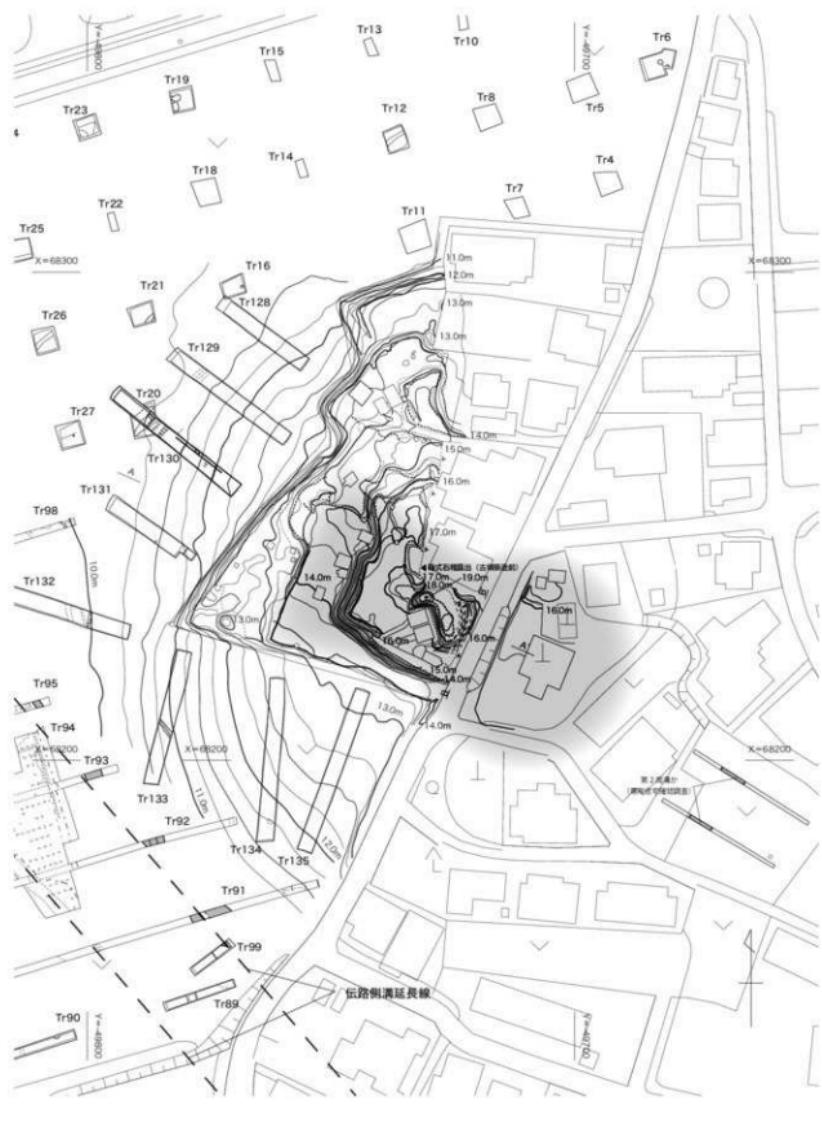
測量値は、「東光寺剣塚古墳」福岡市埋蔵文化財調査報告書第267集 福岡市教育委員会 1991による数値。

※1 第1周溝の外縁の長度

※2 前方部頂部の平面面を計測した数値とみられる

※3 巾と前庭を合わせた数値

表1 「筑前国続風土記拾遺」の記述にみる埴丘規模の比較



第126圖 鶴見塚古墳平斷面圖(1/1,000)



第 127 図 鶴見塚古墳平面図 (1/500)

の如き所高尺四寸半中四尺七寸八毫間、窟中高六尺八寸巾壇間半入三間奥に石櫛あり。前の櫛なし。人の発きしものなるへし。石櫛高四尺長六尺三寸口の中四尺、蓋石長六尺七寸餘横中四尺壹枚石也。西の方の山東西に長し。高同じ程也。長さ十七間半南北五間山上平か也。廻りに松立り。両塚の廻りに植切有。塚の廣さ東西にて四拾八間南北四拾間、中廣き所八間狭き所は五間或は三間有。那同郡中村の御塚に似たり。帝陵の状也。古への高貴の人の墓也へし。」

以上が鶴見塚古墳の記述である。文中にある「那珂郡中村の御塚」とは、那珂道跡群の中に位置し、被葬者は那津官家の管掌者と目される東光寺剣塚古墳のことを指す。以下は東光寺剣塚古墳に関する記述である。

「小山の如し。冢上西の方高し。周囲に掘あり。掘より掘の間東西四十間南北四十七間南方に窟開けり。入口方三尺奥に入こと三間高窓間半横壹間半奥の間は疊六枚を敷へし。奥の方石壁に添て石棺あり。前方の脚なし。發きし時に取捨しなるへし。依て其形體を構へたる如し。」

—略— 上古に高貴の人を葬りし墳家なり。廻りに塚をほり廻せり。」

鶴見塚古墳と東光寺剣塚古墳の記述内容をまとめて比較したものを表1に示した。

周満の規模がほとんど変わらないことから、墳丘規模も同程度と推測することができる。東光寺剣塚古墳は複室の横穴式石室であるため、開口部から後室まで3間と長いが、鶴見塚古墳は1間しかない。石室の平面規模に大差はないが、高さはやや異なるようである。両者とも主体部は石屋形で、鶴見塚古墳が一回り小さい。

これは19世紀前半の計測値であるので、そのまま使用することはできないが、石室内部など狭い範囲の計測値はほとんど誤差がなく、古墳の様相を類推するデータとして充分に参考となる。なお、「拾遺」の記述から、鶴見塚古墳の横穴式石室は後部の南側に開口部があつたことがわかるが、現況を見る限り既に消滅していることは確実である。

## 墳丘測量の調査成果

墳丘の規格について（第126、127図）

平成26年度に前方部を中心として墳丘測量をおこなった。前方部は墳丘が残っているとはいえ、共同墓地に利用されていることもあり、改変を受けている部分も多い。

前方部の最高所は標高19mにピークがあるが、そこだけ周辺よりも高いめや違和感がある。すぐ南に墳丘を削り取って臺が建てられているところがあり、臺地を造成する際に掘削した土の一部を墳頂に積み上げた可能性も考えられる。比較的等高線が緩やかな標高18.5m付近を墳頂に想定しておく。

上記を墳丘の上段とすると、その下の標高17m付近に存在するテラスを中段の平坦面とする考え方ができるかもしれない。ただし、平坦面が前方部の北側へ広がり、墳丘としての形状をかなり逸脱してしまうため、判断には慎重を要する。前方部の北側は、標高17m付近から緩やかに北に傾斜する等高線が表れていて、自然地形を示しているとみられる。標高17mを墳丘の中段テラスにすると自然地形と同じレベルになり、墳丘と周辺地形の境目がなくなってしまう。「拾遺」が前方部墳頂の平坦面を、長さ31.5m、幅9mと記述していることから考えて、一見してわかる程度に墳丘は自然地形から独立しているはずである。この平坦面は墓地として利用するために造成した可能性もあり、判断は保留したい。また、「拾遺」の記述によると、墳丘の高さは4.5mほどであり、標高14m付近にあらん平坦面から測れば前方部の墳頂（標高18.5m）までの高さに一致する（「拾遺」は1段目の墳丘を認識していないとみられる）。以上のことから、標高14mから墳頂部までを2段目の墳丘とすることも充分考えられるだろう。

最下段となる1段目の墳丘は、前方部前面の標高13.25m～14mにみられる段を考えておきたい。1段目と2段目の前方部前面が平行することから、本来の墳形を表しているとみられる。

なお、前方部前面側の標高12m付近にも段がみられる。調査前はこの段を墳頂と想定していたが、調査結果から古墳

とは無関係と考えている。古墳は農場の敷地外に位置し、この段は農場と古墳の敷地境界に沿っている。農場職員の方からの聞き取りによると、低地に位置する耕作地をかさ上げするため、過去に鶴見塚古墳周辺の農場の土を削り取った経緯があるとのことである。後述するが、その状況を示すように、古墳周囲に設定した調査トレントは地山が著しく削平されていた。敷地境界に沿う段は、農場の土取りによるものであり、古墳とは無関係と判断する。

鶴見塚古墳は、東光寺剣塚古墳と同様に、2段築成の墳丘を想定しておきたい。後内部の規模は判断不可能でないの、「拾遺」で同規模に認識されている東光寺剣塚古墳を参考にして、第126図に墳丘規模の推定を網掛けで示した。全長は東光寺剣塚古墳と同じ75mとしている。

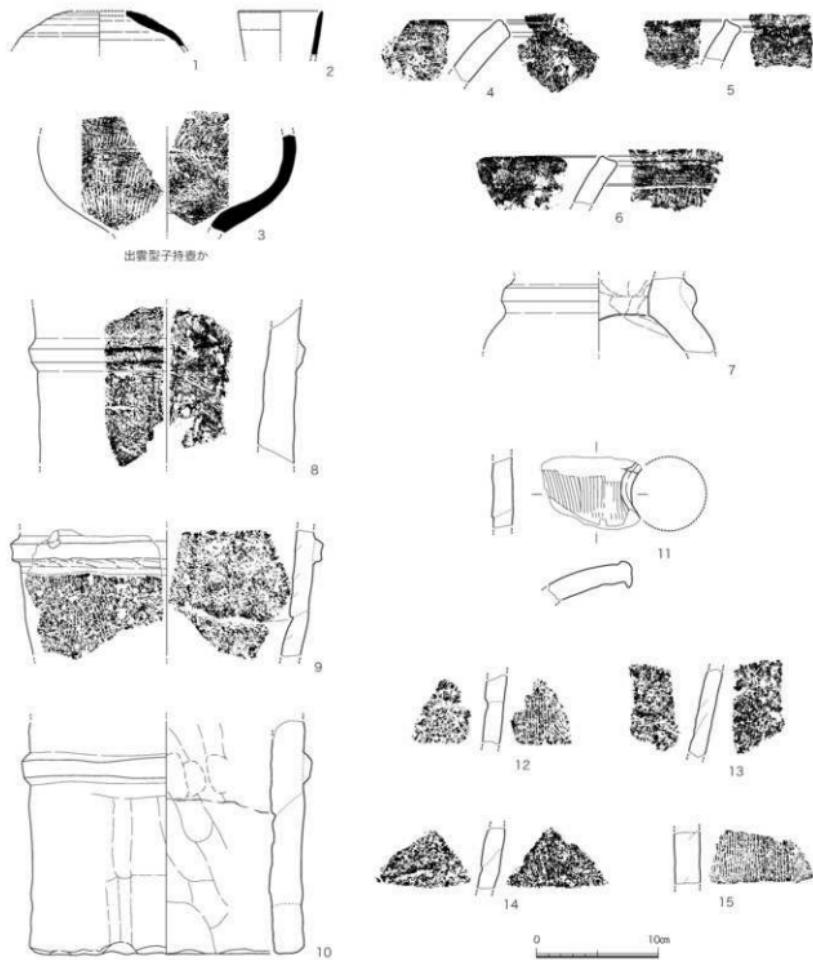
ただし断っておくが、この推定図はおよよその主軸方位や規模を認識しやすくするためにある。今回の調査では墳丘に調査トレントを設定していないので、規模や墳形の確たる根拠は乏しく、この推定図をもって鶴見塚古墳の規格を論じることはできない。取り扱いには注意されたい。

鶴見塚古墳表探遺物（第128図）

前方部の墳丘で表探した遺物を報告する。

1～3は須恵器。1は杯蓋で、天井部に回転ヘラケツリを施す。肩部は明顯ではなく、浅い沈模様の段が付ぐのみである。6世紀後半。2は長頸壺の口縁部。復元口径6.8cm。3は出雲型子持壺か、底のない親貝の底部で、破損部付近から脚部につながるとみられる。外面は平行タクキの後、カキムモを施す。内面は同心円状の当て具キヌが吸る。内面の脚部付け根はヨコナデである。器壁は1.0～1.5cmと厚手のつくりである。胸部最大径は22cm前後を測る。胎土は、一部荒い石英粒を含むものの精良で、全体に灰黄褐色を呈し、ガラス状の光沢があり良質。近隣ではみない質感である。色調は、外面が暗赤灰色で内面は青灰色。

4～15は埴輪。7のみ朝顔形埴輪で、他は円筒埴輪である。4～6は口縁部で、色調は明赤褐色を呈する。4はや丸みをもった方形で、端部に沈模が1条ある。内面ヨコハケ、外側タテハケで



第128図 鶴見塚古墳表採遺物実測図(1/4)

一部にヨコナデ。5はナデにより端部が凹面状になる。内外面ともヨコナデ。6は5と同様に端部が凹む。口縁部下の外面に沈線がある。内面ヨコハケ、外面タテハケ、口唇部はヨコナデ。7は朝顔形埴輪の頭部。内面は指ナデ後に指オサエで、肩部の内面は斜位のナデ。外面は剥離のため調整不明。頭部突帯の復元最大径は16.0cm。色調は橙色、焼成はや

や甘く軟質気味。8は外面に荒いタテハケが残る。突帶は低平面M字状になる。復元最大径22.7cm。色調は明赤褐色。9はM字状の突帶で、下側のみ連續的な指オサエが残る。1.5cmほどの間隔で粘土の繼ぎ目がある。復元最大径24.0cm。色調は明赤褐色。やや軟質。10は基底部で、低い台形の突帯が付く。外面は縦位のナデ、内面は斜位のナデで

ある。復元底径22.4cm。色調は橙色、焼成はやや甘く軟質気味。11は円形透孔で、推定孔径6.2cm。外側から孔を開ける。外面はタテハケ、内面は指オサエとナデ。色調は明赤褐色、焼成やや甘く軟質気味。12～15は外面タテハケで、内面は調整不明。

## 墳丘の断面測量

町道拡幅工事に係る調査(第129図)

鶴見塚古墳のくびれ部には、古くから切り通しの道が通っており、平成22年度におこなわれた道路の拡幅工事とともにあって、墳丘断面の調査を実施した。

第129図はくびれ部から前方部側を見た土断面図である。古墳が共同墓地に利用されていることや、切り通しにより法面が風化している影響で墳丘の遺存状態は悪い。前節で想定した墳頂の標高値は約18.5mであり、土断面測量箇所は2m以上墳丘が消滅していることになる。

旧地形の地山は標高15.75m付近にあり、一部旧表土を薄く残したまま墳丘が積み上げられる。4・7・8層はブロック状に硬化した橙色土であり、人為的な盛土を示す。このブロック状の土層は土壌積みのように規則的な配置にはならない。

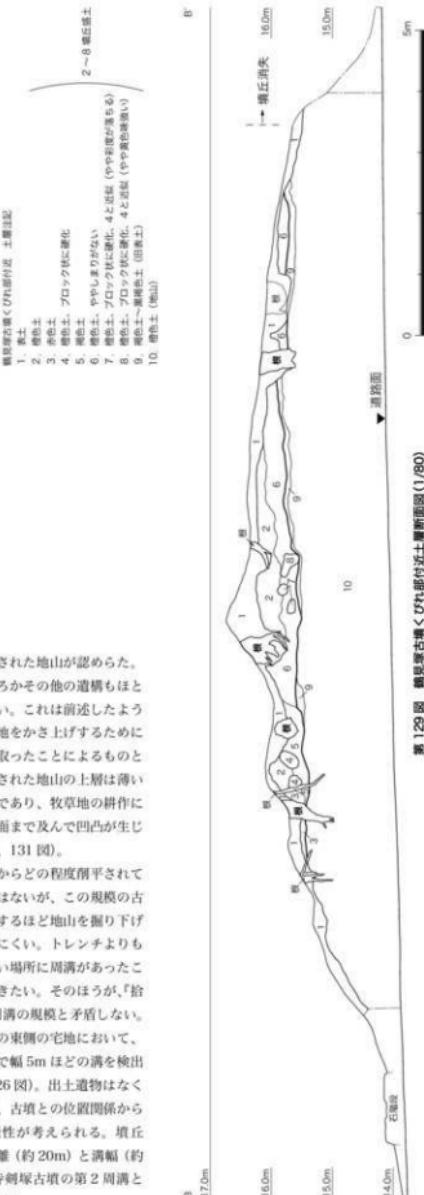
後円部側の土断面図は図示していないが、後円部は既に宅地化されて低平な地形になっており、現地における断面調査においても墳丘が消滅して削平された地山しか残っていないことを確認している。

なお、前方部の北側は、一部宅地により古墳が隠れている箇所がある。その隠れた法面に、箱式石棺の小口側の石材が露出している(第126図)。箱式石棺は地山面から掘り込まれ、石棺の上層に墳丘が築造されているとみられることから、鶴見塚古墳築造前のものと考えられる。

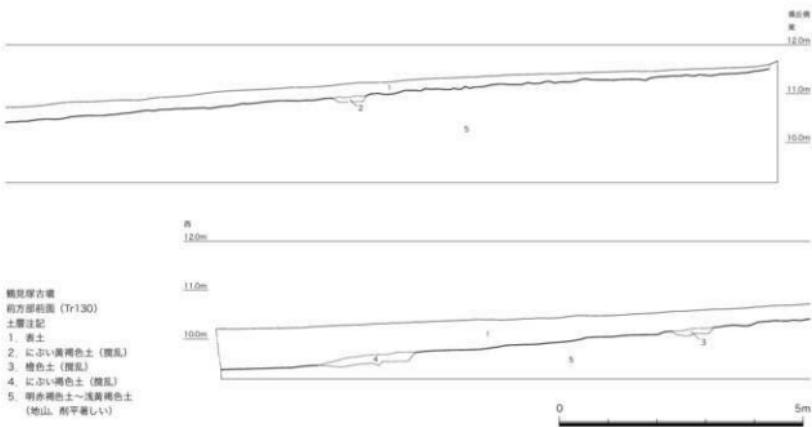
## 古墳周辺のトレーニング

前方部周辺トレーニング(第126、130、131図)

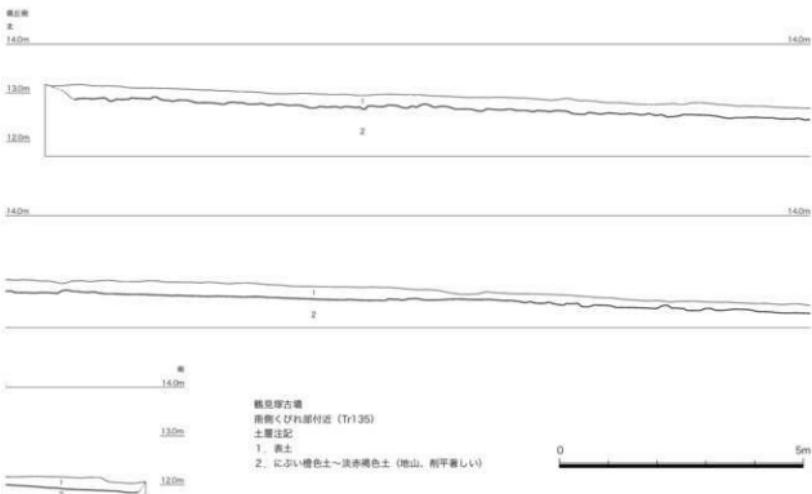
周溝の検出を目的として、前方部の周辺に8本のトレーニング(Tr128~Tr135)を設定して確認調査をおこなった。すべてのトレーニングにおいて、表土直



第129図 鶴見塚古墳くびれ部付近断面図(1/800)



第130図 鶴見塚古墳前方部前面 (Tr130) 土層断面図 (1/100)



第131図 鶴見塚古墳前方部前面 (Tr135) 土層断面図 (1/100)

# その他の調査箇所

政府城、正倉城、古代道路、官衛関連地区、鶴見塚古墳のほかにも確認調査トレンチを設定している。その他の調査箇所を「鶴見塚古墳周辺」、「官衛関連地区北側低地」、「正倉城北側低地」、「正倉城南側低地」、「政府城南側低地」に区分して報告する。各調査トレンチの土層断面図は末尾にまとめて掲載している。

## 鶴見塚古墳周辺

### 鶴見塚古墳周辺トレンチ

鶴見塚古墳の周囲に設定したTr128～Tr135については、既述のとおり削平が著しく遺構がほとんど存在しない。古墳から離れた場所においても遺構は乏しく、遺物も須恵器や土師器の細片がわずかに出土する程度である。これはもともと遺構が存在しないのではなく、農場として利用されてきた間に、地形の変更がかなりおこなわれたことが明らかになった。

丘陵の先端にある鶴見塚古墳を頂点として、などらかな斜面に牧草地が広がるエリアであり、調査前は古代の景観を残しているかにみえた。しかし、北西部は微高地の間の谷状の地形であり、それを埋め戻してかさ上げしていることがわかった。北東部の微高地にいたってはかつてため池がつくられていて、ため池を2m以上埋め戻して現況の農地を造成している状況である。ため池をつくったときも旧地形の変更がおこなわれた可能性がある。

このエリアは鶴見塚古墳に隣接するという好条件の場所であるが、残念ながら旧地形の残りが悪く、遺構・遺物ともに多くを期待することはできない。

## 官衛関連地区北側低地

### 官衛関連地区が位置する微高地に沿っ

て北側に広がる低地である。低地のさらに北側は駁路が通る微高地があり、微高地に挟まれた谷状の地形を呈する。東端に設定したTr136～Tr139では微高地と谷の地形変換点を検出しており、その変換点が古い地籍図の「畠」と「田」の境界に対応することを確認している。

主な遺構は見当たらず、遺物も土師器や陶器器の細片が数点出土するのみである。

を検出している。Tr88では遺物を出土していないものの、溝、土坑、ビットなどを確認している（第134図）。同じ微高地であっても、水田に利用されているTr83、Tr151、Tr152、Tr162、Tr198、Tr204～206においては、微高地が削平され、遺構・遺物とも検出していない。

## 政府城南側低地

### Tr215（第135図）

正倉城の南側と同様に須恵川の後背湿地が広がる。木製品などの遺物が出土した政府城南側地形落ち（第53～57図）の南約20mの場所に調査トレンチを設定した。

現況面から0.5～0.8mの深さに遺物包含層が堆積している。トレンチの中央付近は包含層の上面を確認ただけで掘り下げていない。南北の両端のみ掘り下げたところ、出土量はないながらも政府城と同時期の遺物を検出した。図示していないが、部材らしき木製品の小片なども出土している。遺物を含む粘質土は含水率が高く、政府付近では木簡などの文字資料が遺存している可能性も考えられ、今後の調査においては注意を要するエリアである。

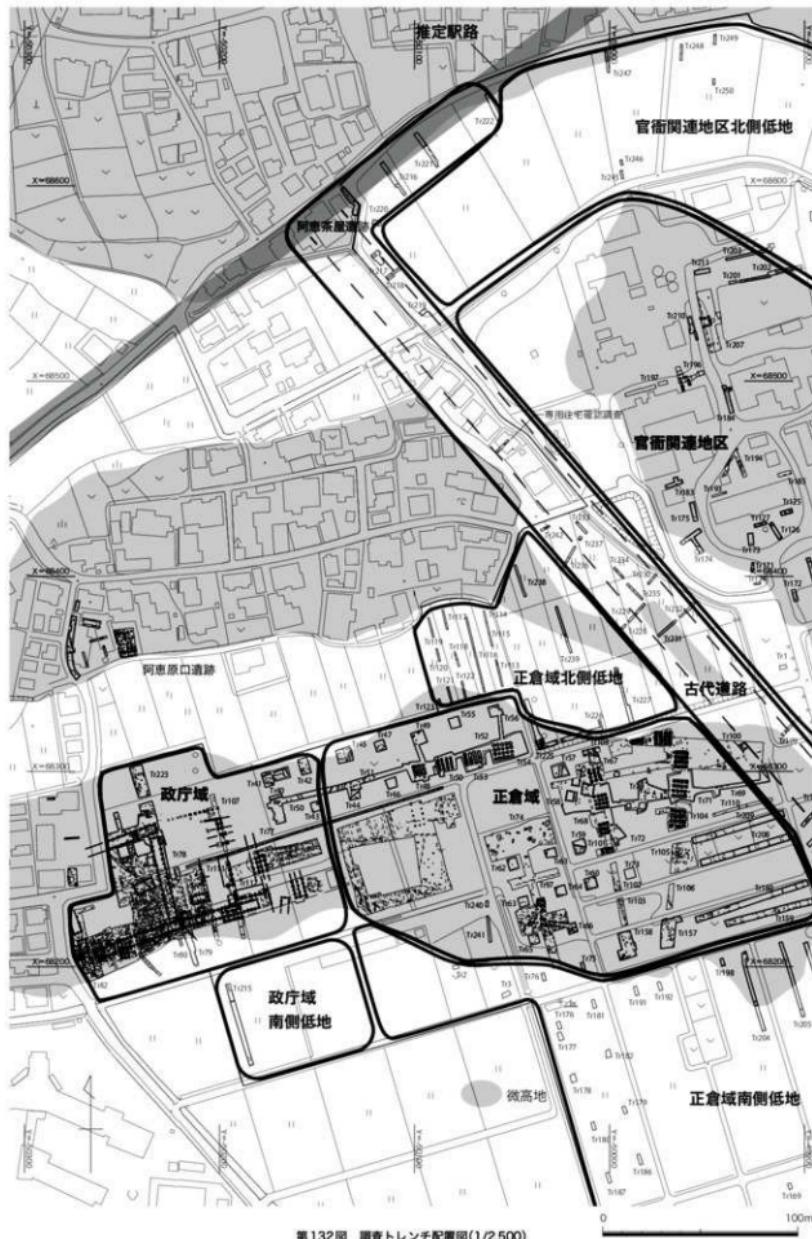
包含層の下層は細かい砂を含む粘質土であることから、水流のある環境を示しており、須恵川の氾濫域であったことが考えられる。最下層の地山は、政府城南側地形落ちからTr215にかけて2段前の

## 正倉城北側低地

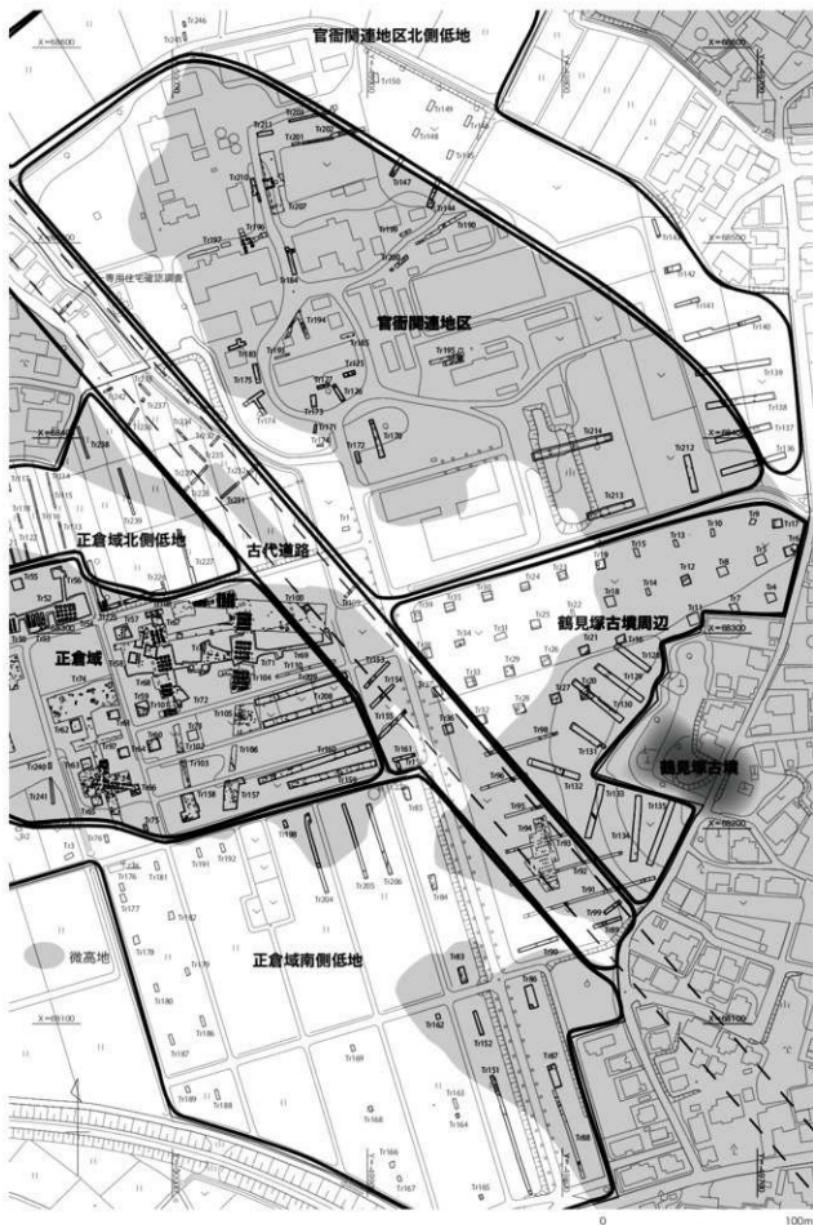
## 正倉城南側低地

正倉城の南側約300mを流れる須恵川の後背湿地にあたり、ほとんどのトレンチにおいて粘質土が2m以上堆積する状況を確認した。場所によってはバックホーが届かないほど深いところもあり、広範囲に渡って遺構・遺物がみられないエリアである。

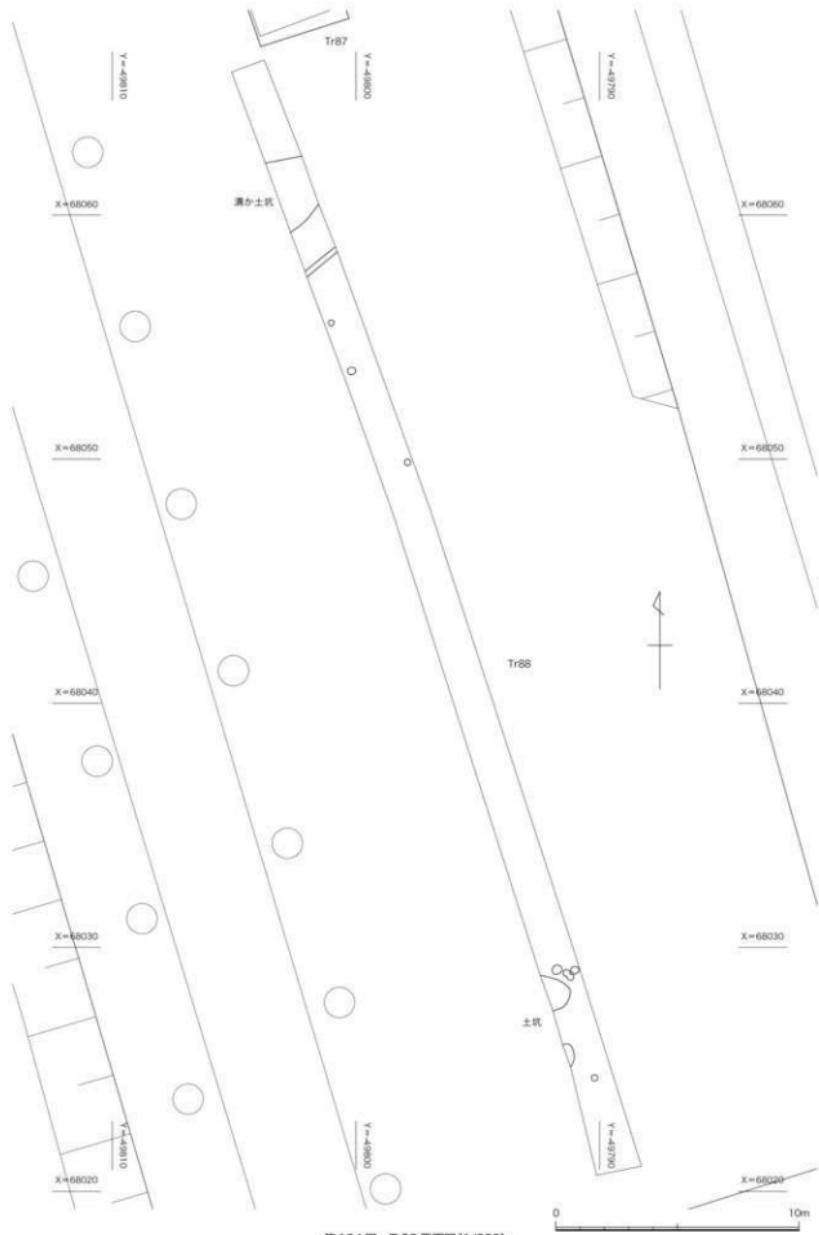
ただし、第133図で微高地として示した範囲に粘質土の堆積はなく、遺構



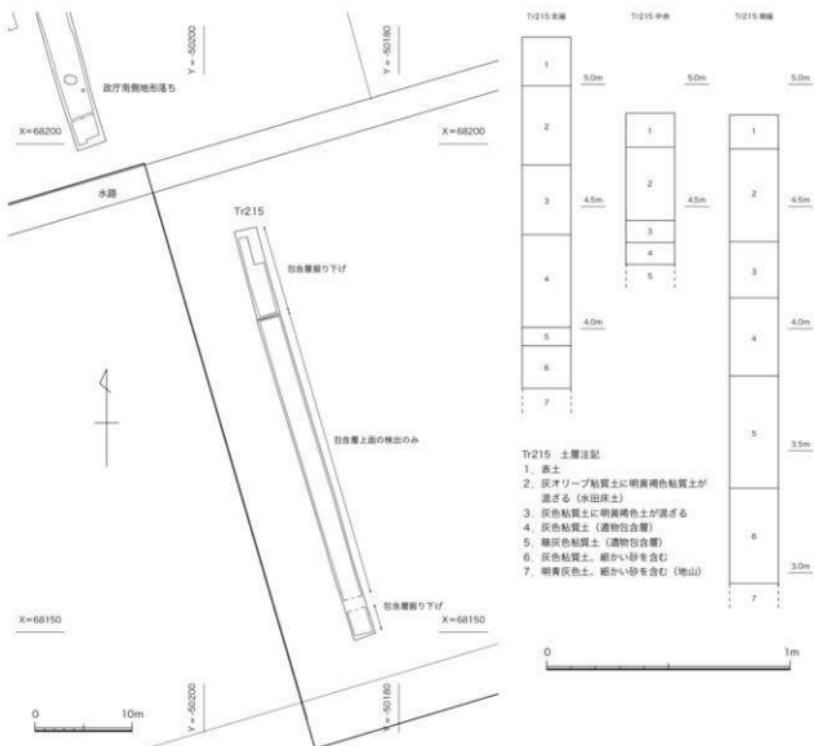
第132図 調査トレンチ配置図(1/2,500)



第133図 調査トレンチ配図(1/2,500)



第134図 Tr88 平面図(1/200)

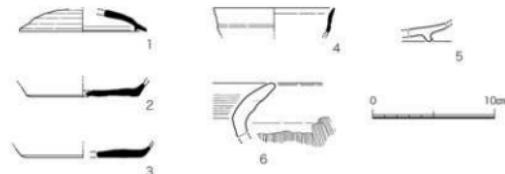


第135図 Tr215平面図、土層断面柱状図(1/500, 1/20)

勾配で緩やかに傾斜している。その後、湿地状の地形が形成され、官衙とともに遺物が流れ込んだものとみられる。

#### Tr215出土遺物実測図(第136図)

遺物は4層と5層から出土しているが、層ごとの取り上げはできない。1～4は須恵器。1は杯蓋で、天井部の2/3に回転ヘラケズリを施す。復元口径10.4cm。7世紀後半。2、3は杯身でいずれも底部は平盤である。8世紀中頃か。2の底部はヘラ切りで、復元底径10.0cm。3は磨減のため断続不明。体部との境は明瞭に屈曲する。復元底径9.3cm。4は高杯の杯部。口縁部は外傾

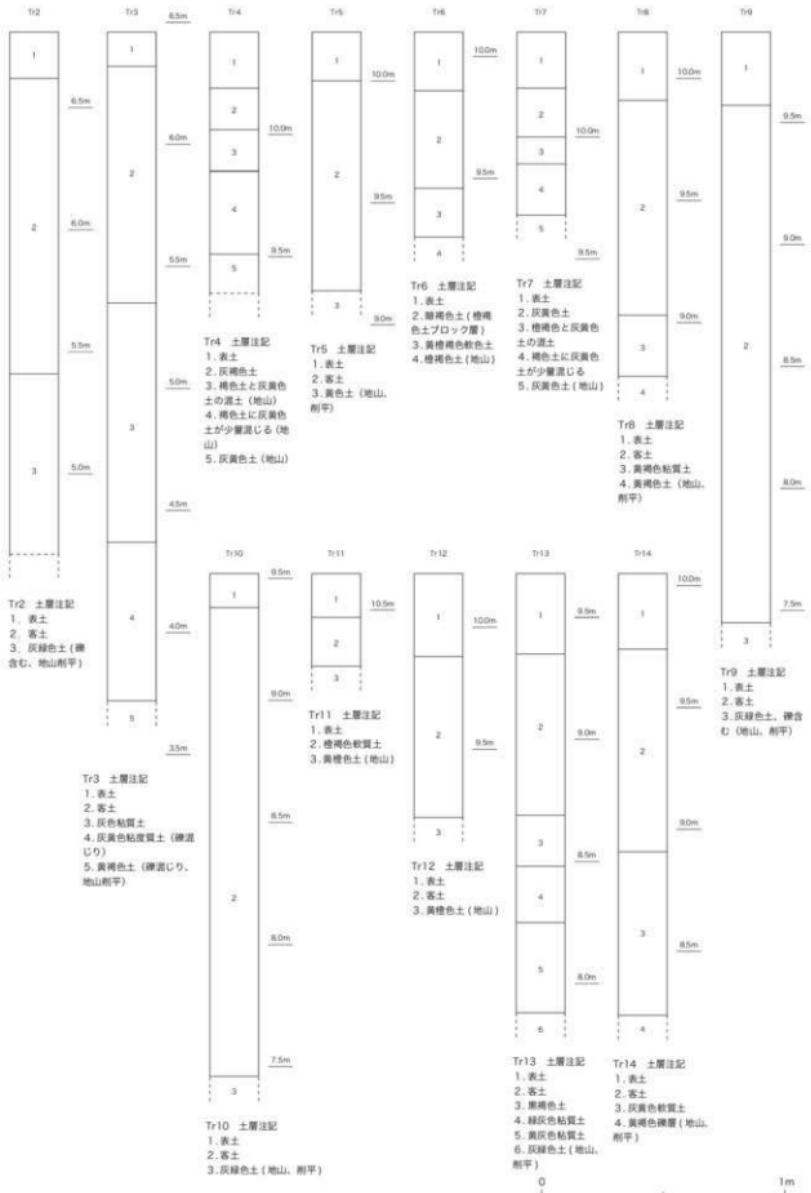


第136図 Tr215出土遺物実測図(1/4)

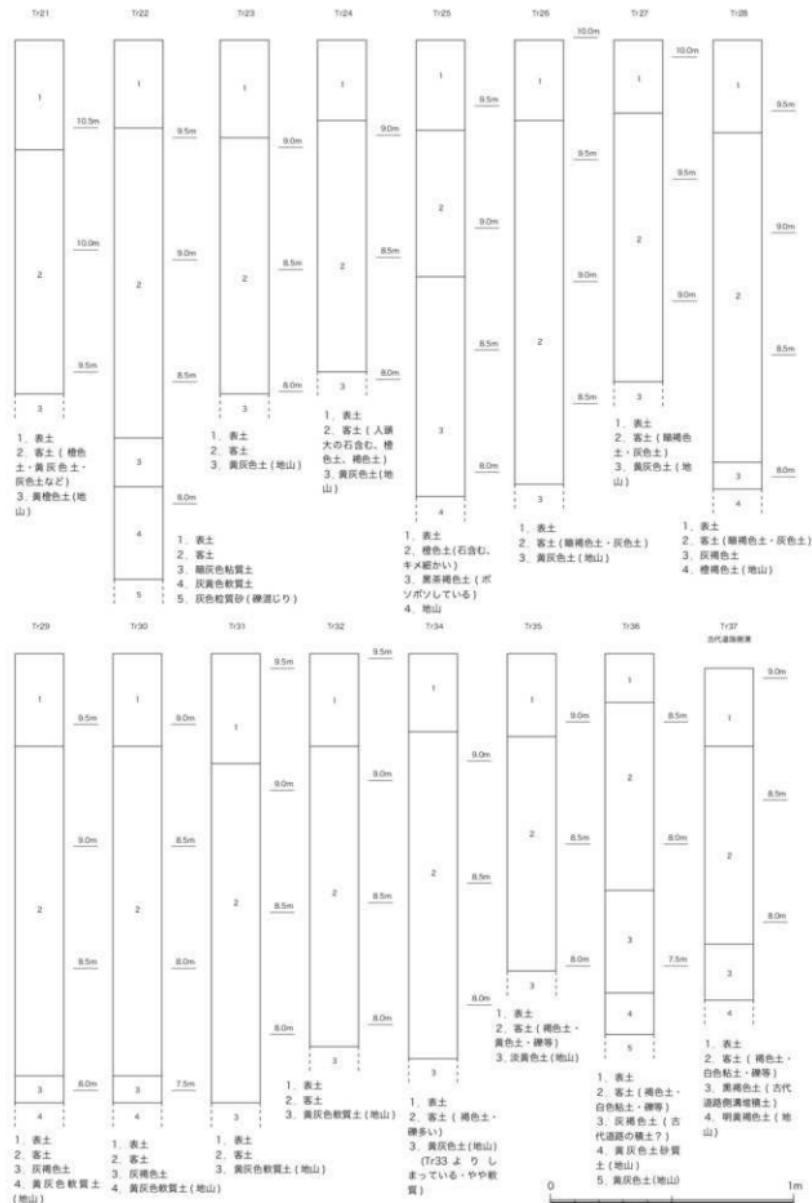
し、体部の中ほどに凹線状の段がいくつ。官衙以前の7世紀前半。5、6は土師器。5は高台杯の底部。外方向に踏ん張る高台をもち、底部から体部にかけて丸みをもつ。7世紀後半。6は甕の口縁部。頸部は縁をもって屈曲する。口縁部内面

はヨコハケ。体部内面はヘラケズリで、体部外側はタテハケを施す。8世紀代。

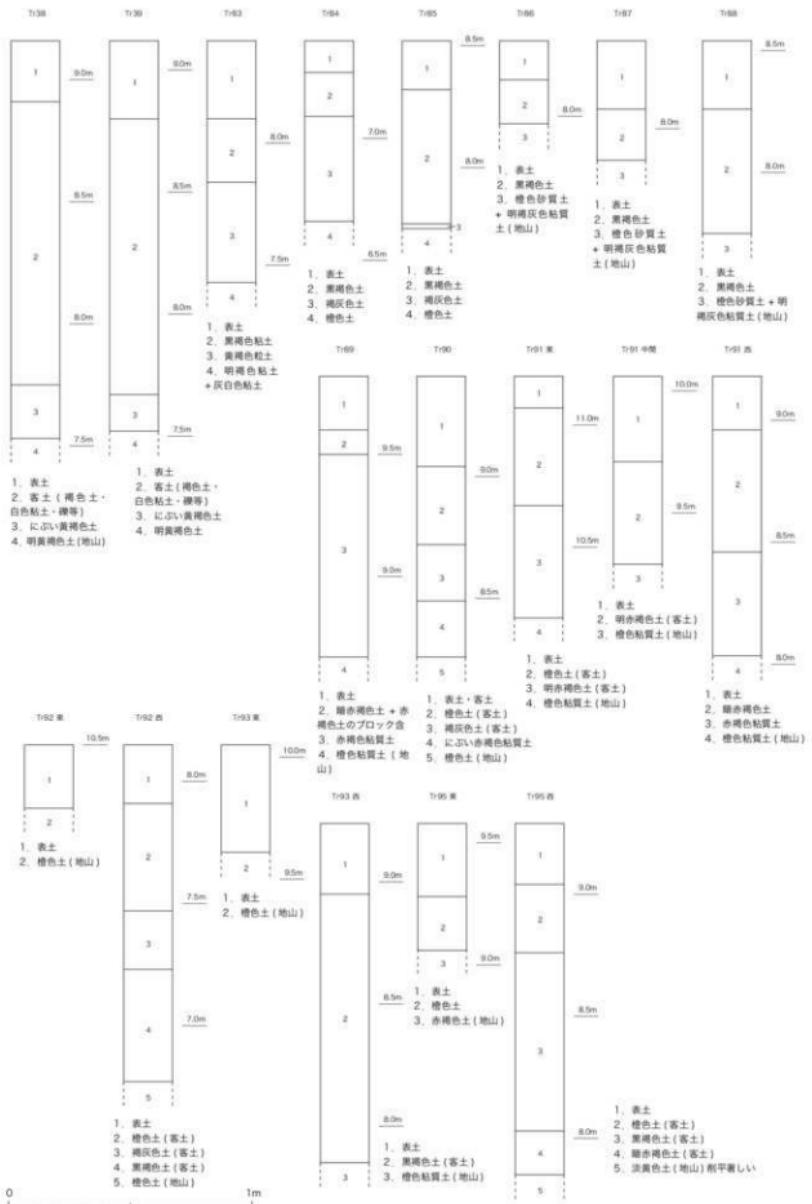
時期は7世紀後半から8世紀代までを含み、4は政庁城にある官衙以前の堅穴建物の時期にともなうものである。政庁城の出土遺物と同じ様相を示すといえる。



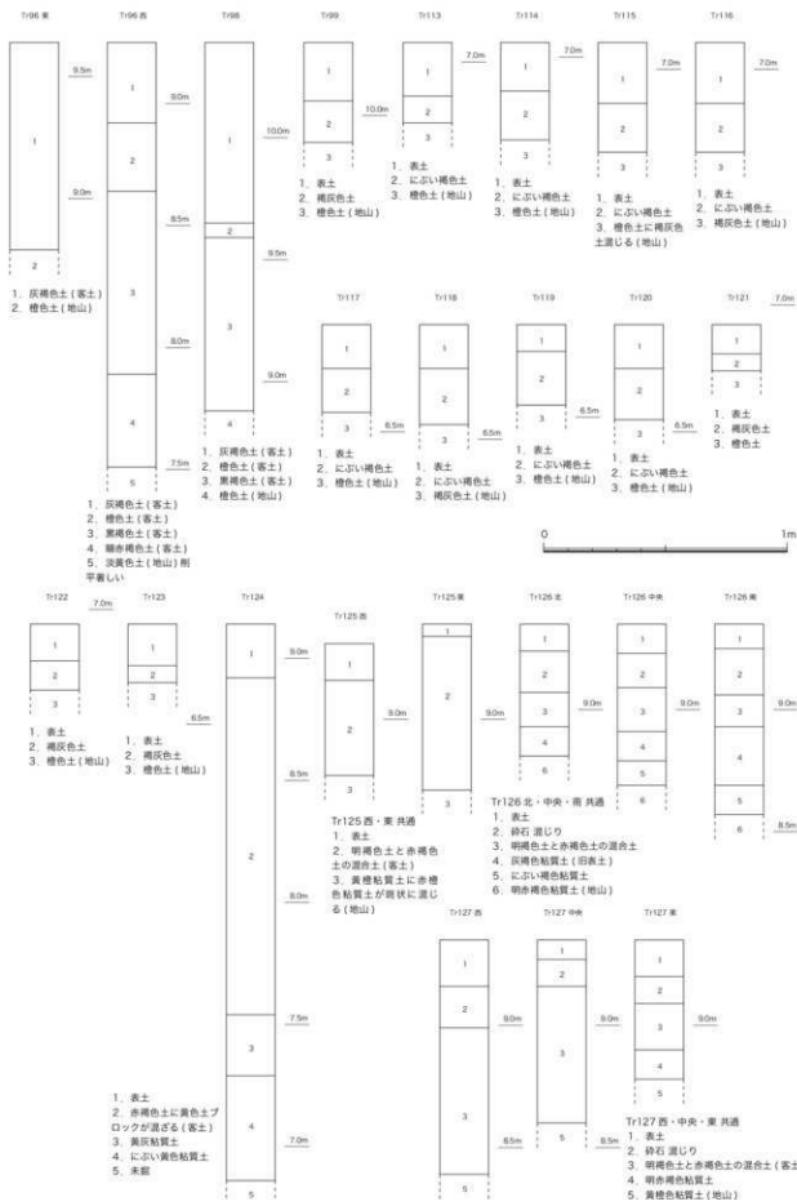
第137図 Tr2～Tr14 土層断面柱状図(1/20)



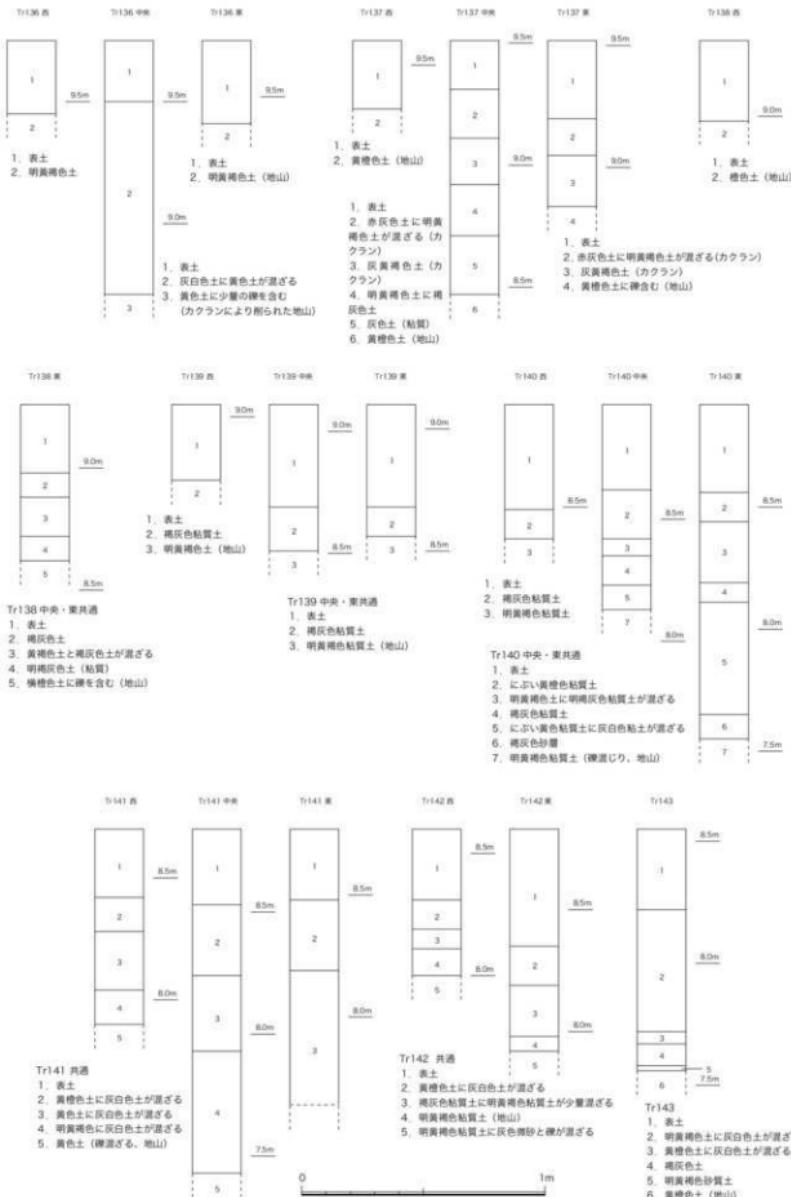
第138図 Tr21～Tr37 土層断面柱状図(1/20)



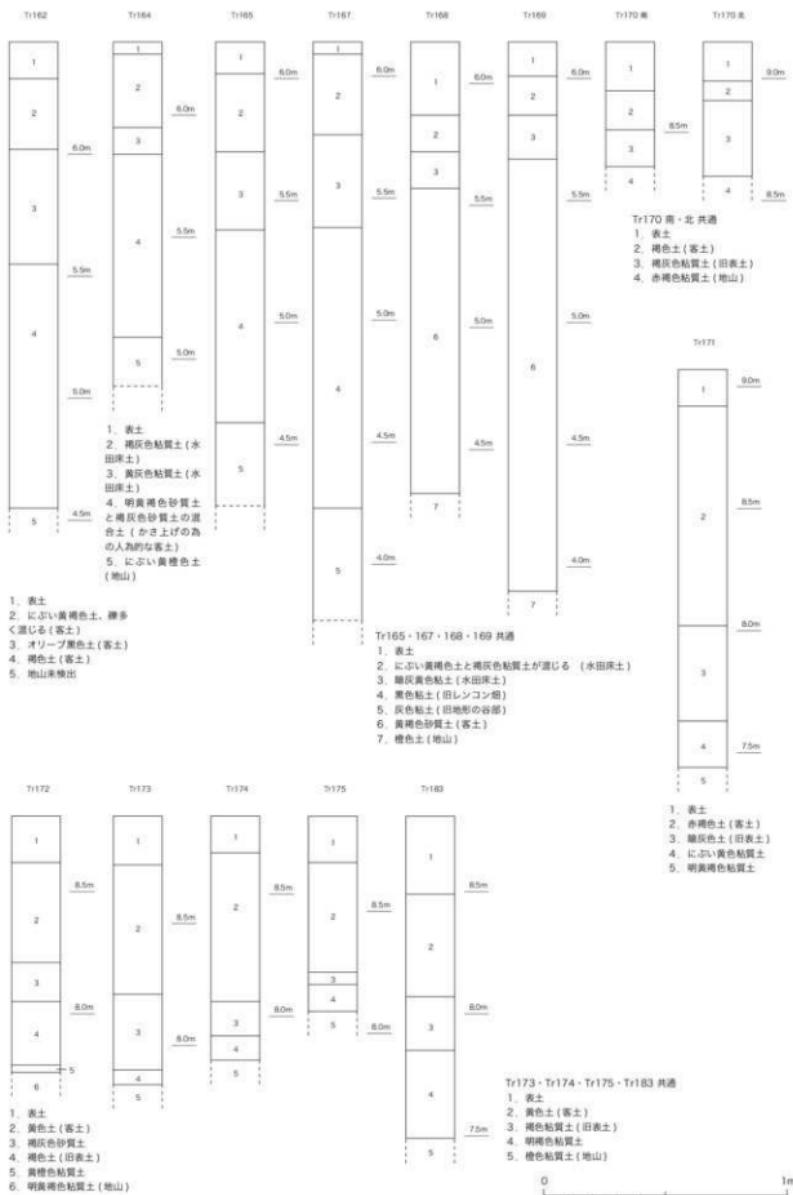
第139図 Tr38, 39, 83~93, 95 土層断面柱状図 (1/20)



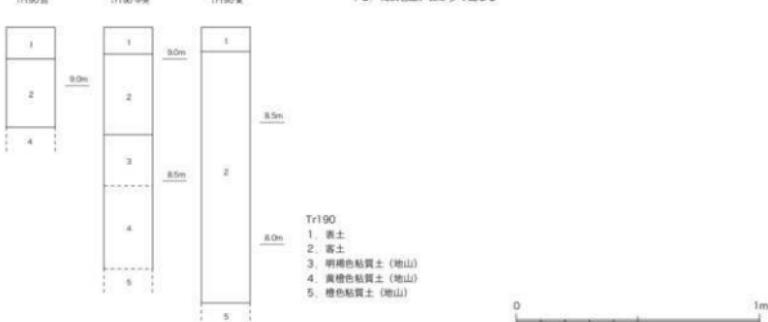
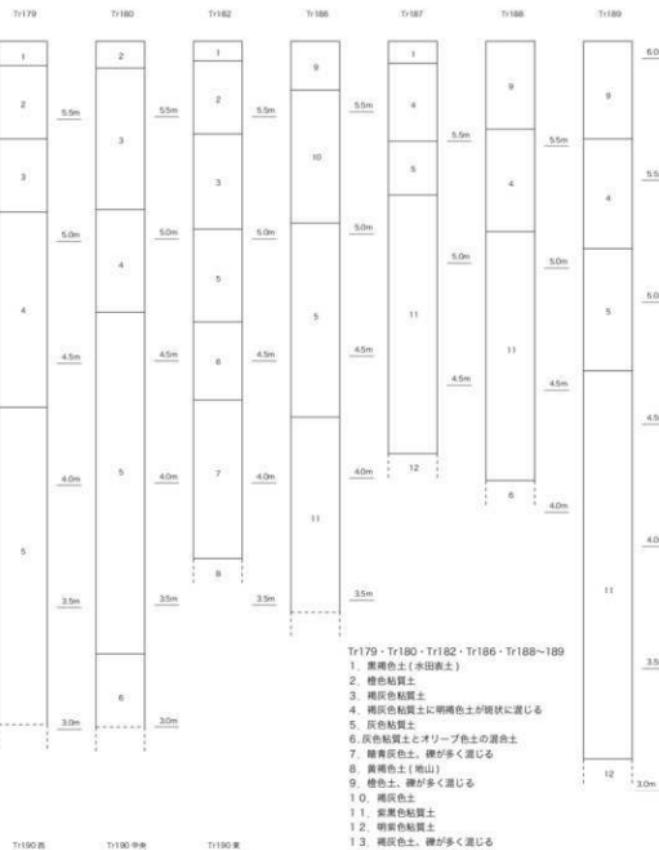
第140図 Tr96～99、113～127土層断面柱状図(1/20)



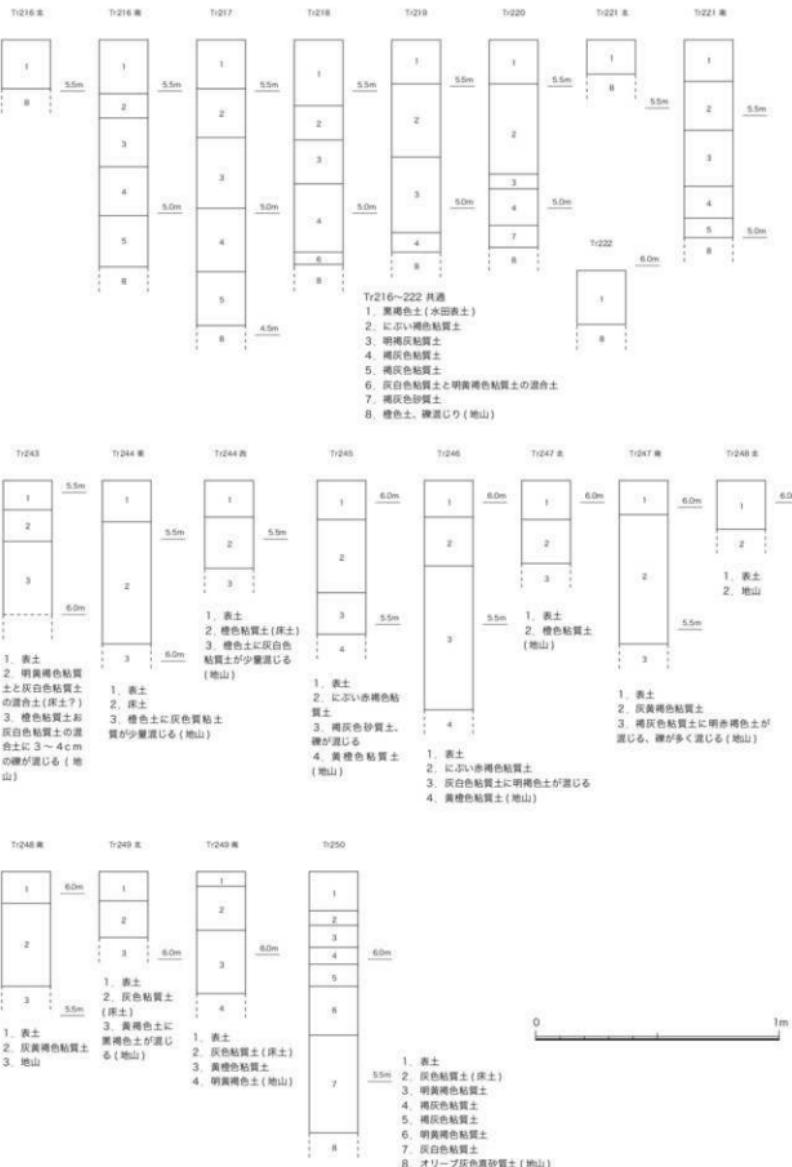
第141図 Tr136～143 土層断面柱状図 (1/20)



第142図 Tr162, 164, 165, 167~175, 183 土層断面柱状図 (1/20)



第143図 Tr179、180、182、186～190 土層断面柱状図(1/20)



第144図 Tr216～221, 243～250 土層断面柱状図 (1/20)



### 3. 阿恵遺跡の歴史的特質

# 阿恵遺跡の歴史的特質

博多湾沿岸に位置する阿恵遺跡において、贋屋評から櫛屋郡へ移行する段階の官衙遺跡が発見された。大宰府に近接する特殊な地域であり、律令国家形成過程における地方支配体制を考えるうえで重要な遺跡である。

## 阿恵遺跡の変遷について

調査で確認した主な遺構の分布は、政府域、正倉域、古代道路、官衙開連地区に分けられる。

遺跡の西端に位置する政府域では、政 府を構成する長舎などの建物群、政府移転後の建物群などがある。政府域と同じ微高地の東方約80mに位置し、政府域よりも約2m高縱となる正倉域では、15棟の範柱建物を検出した。正倉のなかには柱掘方が布振りとなるものも2棟認められる。正倉域の東には道幅約21mの伝路が通り、伝路を挟んだ向かい側にも官衙開連建物を検出した。広範間にわたって官衙開連遺構が展開し、官衙の全体像を把握することができる遺跡である。なお、今回の調査では、館や厨などの施設は検出していない。遺跡周辺の未調査地に存在すると推測される。

阿恵遺跡の官衙遺構については、発掘調査の状況から、7世紀後半から8世紀後半の時期で1期～5期の変遷が想定される（表2）。長舎早い政府は、2期から3期へと替わるごとに、4期

には調査区外へ移転してしまう。正倉は2期頃から建築が開始され、5期には建物の主軸方位が正方位に変化する。古代道路は2期頃には整備されていたと思われる。官衙遺構の方位は条里や伝路には沿わず、正方位の時期を除いて、立地する微高地の形状に規制を受けている。

時期設定の根拠は、出土遺物のほかに、建物の重複関係、建物の主軸方位、造営尺が0.302mから0.294mに変わること（後述する）などを踏まえて検討した。ただし、全面的な発掘調査を行っていないため、各時期の建物配置が確定しているわけではない。特に、正倉の成立時期は前後する可能性もある。各時期の年代観についてもある程度幅を持って設定した。

### 1期（7世紀第3四半期～第4四半期）

政府域に官衙建物が出現する時期である。遺構にともなう時期比定可能な遺物がなく、2期の建物との重複関係から想定している。正倉域については、出土遺物がさらに少なく、この時期まで遺構の出現が遡るか現段階では判断は難しい。

### 【政府域】（第146図）

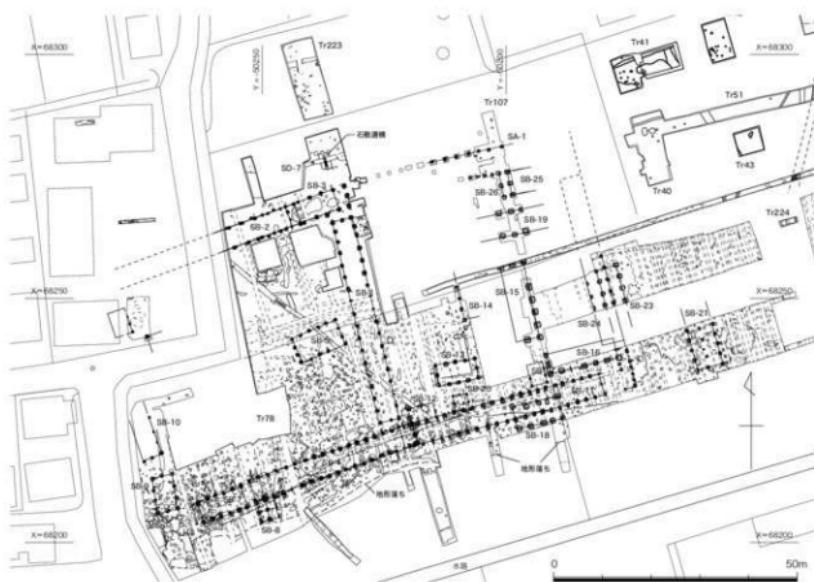
政府域における出現期の官衙建物は、2棟の建物が東妻を揃えて対相する。2期のSB-3に切られるSB-2と、SB-2に東妻を揃えるSB-5である。建物の主軸方位は20°～23°西偏し、これは2期も同様である（表3）。SB-2は、柱間間隔が9尺（2.72m）～10尺（3.02m）で、政府変遷の建物のなかでもっとも長い間隔になる。桁行は5間以上で、おそらく長舎建物になるとと思われる。

長舎建物のSB-2と、政府域で唯一の梁行3間となるSB-5の組みあわせである。建物配置から、それぞれの建物の前面が儀式のための広場と考えられるが、遮蔽施設はなく開かれた空間となり、官衙域の範囲が明確ではない。ただし、SB-2が次の2期においてSB-3へ同じ場所で建て替えられているが、このよる同一場所の建替は全時期を通して唯一である。建物の機能や性格を継承していく連続性が認められる点は重要である。後述するように、2期でSB-3は正殿を兼ねるとみられ、その前身となるSB-2が1期においては中央建物と考えられる。建物面積が約53m<sup>2</sup>で中規模クラスのSB-5は、SB-2に付属する建物と位置付けられる。1期は遮蔽施設が明確ではないが、旗制的建物構造から脱却し、官衙的性格の萌芽がうかがわれる段階と考ええる。

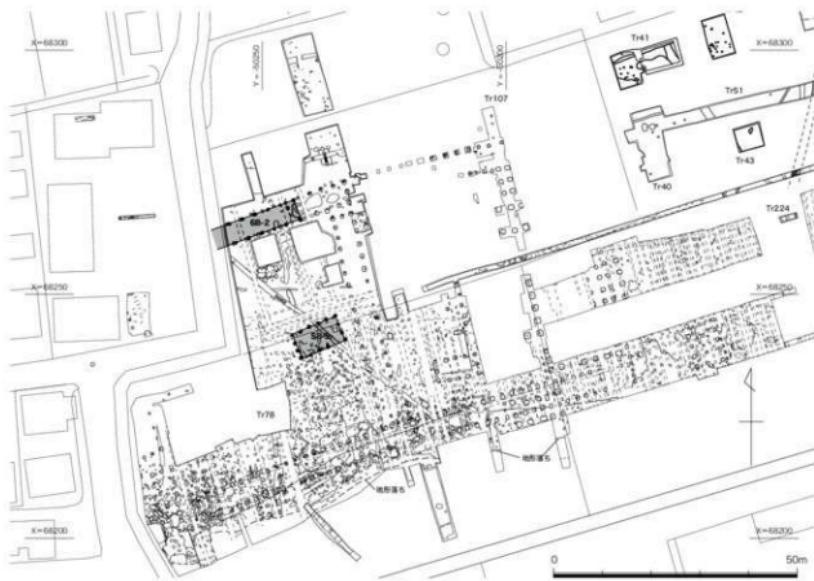
政府域の出土遺物のなかに、身にかえりをもつ7世紀代の杯が一定量出土している。未調査の堅穴建物にともなうものかかもしれないが、7世紀前半の他の器種に乏しいことや、この杯は7世紀中頃まで共伴することを考えると、1期が7世紀第3四半期に遡る可能性も残しておき

時期	概要
1期（7世紀第3四半期～第4四半期）	官衙建物出現。
2期（7世紀第4四半期）	長舎早いの政府成立。正倉の建築開始。伝路の整備。
3期（7世紀第4四半期～8世紀第1四半期）	長舎早いの政府を建て替え。
4期（8世紀第1四半期～第2四半期）	正倉を残して政府が移転。政府の跡地には官衙建物。造営尺が0.302mから0.294mに変化。
5期（8世紀中頃～後半）	主な建物は正倉のみ。建物の主軸方位が正方位に変化。

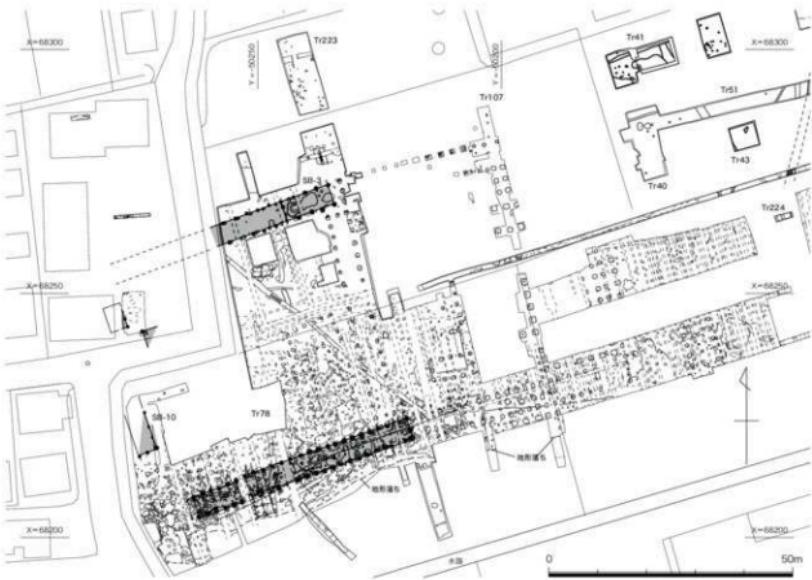
表2 阿恵遺跡の遺構変遷



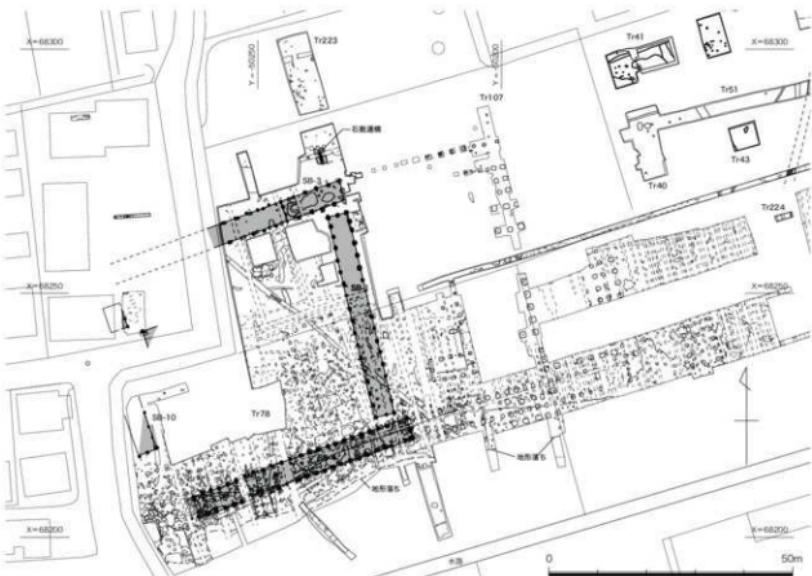
第145図 阿恵遺跡政府域平面図(1/1,000)



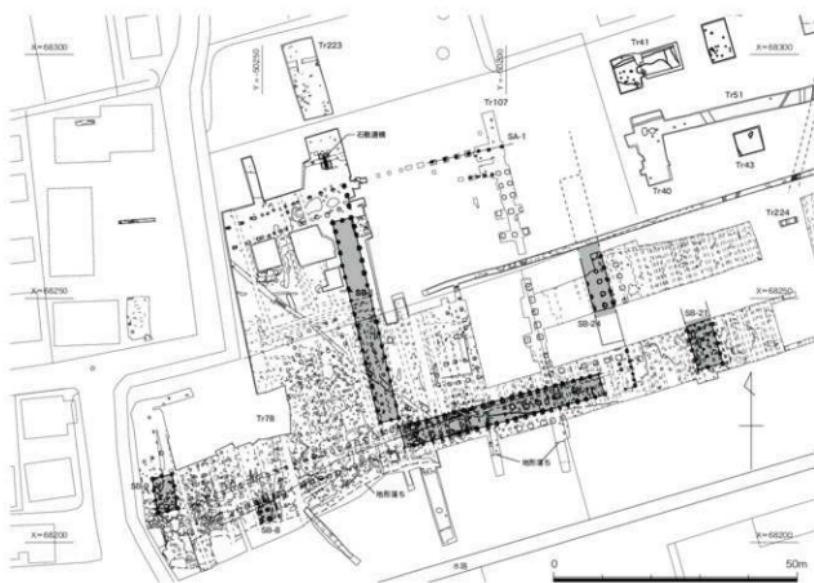
第146図 阿恵遺跡1期政府域平面図(1/1,000)



第147図 阿恵遺跡2期政府変遷案①平面図 (1/1,000) ※本文中に示した政庁案



第148図 阿恵遺跡2期政府変遷案②平面図 (1/1,000) ※註1で示した政庁案



たい。口径10cm程の小型の杯が存在することも古い要素としてあげられる。ただし、これらの遺物は1期の建物にともなっていないため、時期比定は慎重にならざるを得ない。

なお、政府域で検出した堅穴建物はほとんど掘り下げていないため出土遺物は限られているが、5世紀後半から6世紀代とみられ、官衙以前のものである。

## 2期（7世紀第4四半期）

遺構にともなう出土遺物からみて、この時期に長舍囲いの政府が成立し、正倉の建築、伝路の整備がおこなわれたと考える。官衙の造営が本格的に進められた時期とみられる。ただし、政府域における2期から3期への変遷については、岐別の難しい部分が多く、変遷をいくつかの可能性を残しておきたい（第148図、註1）。

## 【政府域】（第147図）

SB-2を切るSB-3と、それに東妻を揃えるSB-4、SB-5と連なって配置されるSB-7、直交に配置されるSB-10を設定する。東側が開口コの字配置で、門に相当する遺構は確認できない。また、前庭に建物は見当たらず、長舍建物が正殿の役割を果たしたと考えている。なお、西側は未調査地や削平の影響で建物配置が不明確な部分がある。

SB-3は、前段階からの建替による建物で、間仕切りが建替前のSB-2東妻と近い位置にある。SB-3そのものがSB-2の性格を継承しているとみられ、特に間仕切りにより機能分化されたSB-2とはば重なる箇所（間仕切り以西）が機能的にも同様の性格を有していたと考えられるだろうか。柱間は8尺（2.42m）～10尺（3.02m）で依然として長く、SB-3だけの特徴である。また、政府の北辺に位置するSB-3と南辺に位置するSB-4の柱穴基底部の標高を比較すると、北辺側が南辺側よりも約1.2m高くな

る。このようなことから、SB-3が正殿を兼ねる構造であることを想定する。同時に、1期の中心建物が長舍のSB-2であることも確認できる。

政府の南辺はSB-4とSB-7の2棟の建物を直列配置することで構成している。SB-4とSB-7の柱間は6尺（1.81m）～7尺（2.11m）で、SB-3とは対照的に政府内でもっとも狭くなる。梁行は15尺（4.53m）で、他の建物より1尺長いことも特徴的である。

おそらく政府の西辺もSB-10を中心として複数の建物で構成されるとみられる。ただし、SB-9については1棟だけ建物の主軸方位が異なることと出土遺物の時期からみて、次の3期にともなう建物と判断している。

長舍建物が中央の儀式空間である広場を開んで配置されており、官衙としての機能が整った時期といえるだろう。

2期は、政府の南北範囲を確実に抑えられたので、SB-3の北側柱とSB-4の南側柱のうち、断面で確認できる確実な柱痕跡を基準にして造営尺を割り出し

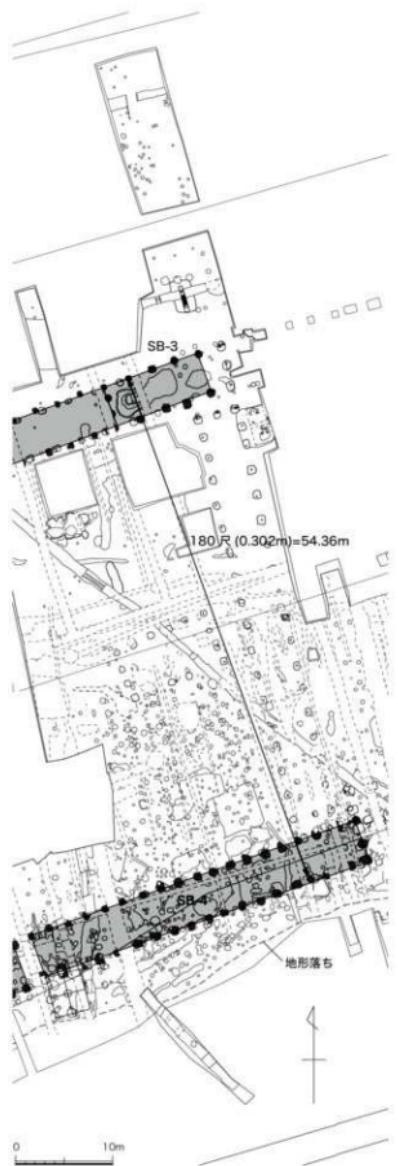
	政府域	正倉域	伝路
1期			
675年			
2期			
700年			
3期			
725年			
4期			
750年			
5期			

第151図 各時期の遺構出土遺物変遷図(1/8)

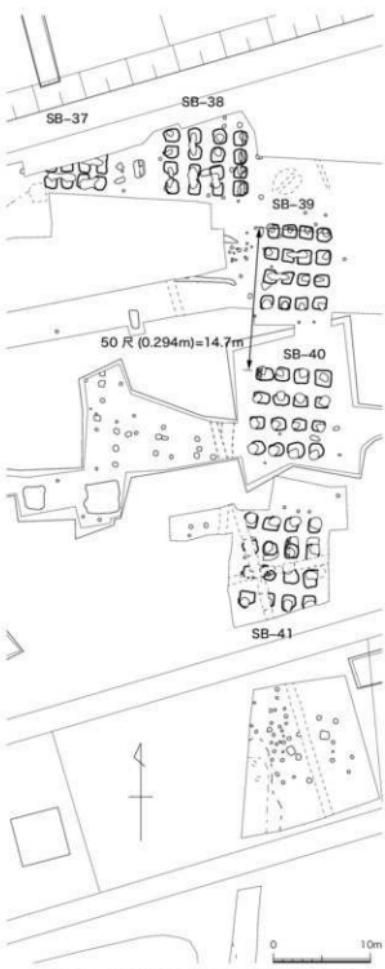
遺構番号	時期	柱行		梁行		面積 (m)	方位	建物形式	備考
		間数	総長 (m)	間数	総長 (m)				
SB-1	3期	17	42.28	2	4.22	178	13.2°西偏	側柱建物	長舎
SB-2	1期	5+	14.19+	2	4.22	60+	20.3°西偏	側柱建物	長舎
SB-3	2期	9+	22.95+	2	4.22	97+	20.3°西偏	側柱建物	長舎、建替、間仕切り
SB-4	2期	16	39.86	2	4.53	181	19.5°西偏	側柱建物	長舎
SB-5	1期	5	9.66	3	5.44	53	23.8°西偏	側柱建物	
SB-6	欠番								
SB-7	2期	5	9.36	2	4.53	42	19.9°西偏	側柱建物	
SB-8	3期	2	4.22	2	3.62	15	14°西偏	総柱建物	
SB-9	3期	3	7.26	2	4.22	31	11.1°西偏	側柱建物	
SB-10	2期	3+	7.85+	2	3.93	31+	20.7°西偏	側柱建物	
SB-11	3期	22	42.28	2	4.53	192	14.8°西偏	側柱建物	長舎
SB-12	4期	2	4.70	2	4.12	19	14.4°西偏	側柱建物	
SB-13	4期	4	8.23	2	4.12	34	10.3°西偏	側柱建物	
SB-14	4期	3+	7.05+	—	—	—	12°西偏	側柱建物	
SB-15	4期	6	15.9	2	4.7	75	12.2°西偏	側柱建物	
SB-16	4期	6	14.1	2	4.12	58	13.6°西偏	側柱建物	
SB-17	4期	3	4.41	2	3.23	14	13.9°西偏	側柱建物	
SB-18	4期	4	9.71	2	4.7	46	13.3°西偏	側柱建物	
SB-19	4期	2+	4.7+	—	—	—	12°西偏	側柱建物	
SB-20	4期	2	3.24	2	2.94	10	10.9°西偏	側柱建物	
SB-21	3期	4+	8.44+	2	5.43	46+	14.5°西偏	側柱建物	床東
SB-22	5期	2+	5.29+	2	3.82	20+	4°東偏	側柱建物	
SB-23	4期	3+	7.35+	2	4.12	30+	14°西偏	側柱建物	
SB-24	3期	3+	9.98+	2	4.22	42+	14°西偏	側柱建物	
SB-25	4期	—	—	2	4.7	—	11.5°西偏	側柱建物	
SB-26	4期	—	—	2	4.7	—	11.5°西偏	側柱建物	
SA-1	3期	—	—	—	—	—	12.7°西偏	—	
SB-27	2～3期	3	5.13	2	3.92	20	16.5°西偏	総柱建物	
SB-28	2～3期	3	6.64	2	4.54	30	11.4°西偏	総柱建物	布団り
SB-29	2～3期	3	7.56	3	5.13	39	11°西偏	総柱建物	布団り
SB-30	2～3期	4	8.44	3	6.95	59	11°西偏	総柱建物	
SB-31	2～4期	(3)	(7.5)	(3)	(4.8)	(36)	11°西偏	総柱建物	
SB-32	3～4期	(3)	(7.2)	2	5.4	(39)	—	総柱建物	
SB-33	3～4期	3	5.7	2	4.8	27	12.5°西偏	総柱建物	
SB-34	3～4期	3	6.3	3	5.7	36	11.7°西偏	総柱建物	
SB-35	3～4期	2	4.8	2	4.2	20	9°西偏	総柱建物	
SB-36	3～4期	(3)	(6.3)	3	5.4	(34)	9°西偏	総柱建物	
SB-37	5期	3	5.28	(3)	(5.28)	(28)	3°東偏	総柱建物	
SB-38	5期	3	7.35	3	5.28	39	3°東偏	総柱建物	
SB-39	5期	3	7.35	3	5.56	41	4°東偏	総柱建物	
SB-40	5期	3	7.95	3	6.18	49	4°東偏	総柱建物	
SB-41	5期	3	8.82	3	7.05	62	4°東偏	総柱建物	
SB-42	2～3期	4+	11.18+	2	4.84	54+	12°西偏	側柱建物	
SB-43	対象外	3	7.5	2	3.6	27	7°東偏	側柱建物	
SB-44	対象外	3	6.3	3	6.0	38	9°東偏	側柱建物	
SB-45	対象外	3	5.1	2	3.9	20	9°東偏	側柱建物	
SA-2	5期	—	—	—	—	—	5°東偏	—	
SB-46	2～3期	3+	5.73+	2	3.92	22+	16°西偏	側柱建物	
SB-47	2～3期	2+	3.62+	3	4.23	15+	17°西偏	側柱建物	

\*正倉は存続期間ではなく出現期を示す。+は全体像が不明なため増加する項目。( )は推定。

表3 阿志遺跡の総柱建物・幅計測一覧



第152図 阿惠遺跡造営尺(0.302m)計測平面図(1/500)



第153図 阿惠遺跡造営尺(0.294m)計測平面図(1/500)

た（第152図）。柱穴間の南北距離は約54.4mであり、この数値をもとに、完数となる近似値1尺=0.302mを算出した（ $0.302\text{ m} \times 180\text{ 尺} = 54.36\text{ m}$ ）。政府の東西幅も54.36mであり、半町四方に設計されている。この0.302mの造営尺は、1期～3期を通して使用される。

遺物をみると、SB-4の上限を示す柱掘方出土遺物（第13図）は7世紀第3四半期頃の特徴を示す。一方、SB-4の柱穴を切るSD-3（第43図）、SX-2（第48図）、ピット（第13図）及びSB-7の柱穴を切るピット（第17図）からは7世紀後半～8世紀第1四半期頃の遺物が出土し、下限を補強する資料となる。

その他の建物は出土遺物がないため、SB-4とSB-7の出土遺物からみると、7世紀第3四半期～8世紀第1四半期までの時期幅がある。総体的に判断すると、政府城全体の出土遺物のピークは7世紀第4四半期から8世紀前半にあり、政府が成立する2期に出土量が増加する7世紀第4四半期と考える。

### 【正倉院】

正倉院において遺物が確認できるのは、2期の7世紀第4四半期頃からである。ただし、絶対量が少ないため、遺物だけで建物の時期を求めるのは難しい。建物の主軸方位、構造、配置なども含めて総体的に推定する。

正倉院は、建物の主軸方位が政府建物と同じA群（SB-27～SB-36）と正方位を向くB群（SB-37～SB-41）に区分できる。A群が順次建築されていく、5期にB群が建築されたとみられる。

正倉の出現期は、A群の西端に位置するSB-27～29を想定する。SB-27は、正倉のなかで最も規模が柱穴の平面形は規格性に乏しく、他の正倉に比べて稚拙な印象を受ける。造営初期の所産と考えられるだろう。またSB-28とSB-29は布掘りの柱掘方をもつ。博多湾沿岸では、ミヤケ関連施設が所在する比恵遺跡や有田遺跡に限られていた建築技法であり、それゆえ正倉群のなかでも古くみることができるだろう。後述するように、布掘りの正倉が博多湾東岸の柏屋平野で発見されたことや、それが長岡開いの政府にともなうことが明らかになつたのは重要である。

建物の主軸方位をみると（表3）、SB-27が16.5°西偏、その他のA群の建物は9°～12.5°西偏に集中している。一方、政府建物の主軸方位は1期と2期が20°～23°西偏し、3期と4期は11°～14.8°西偏する。SB-27は、政府の1・2期と3・4期の中間値で、その他のA群の建物は3・4期と同じである。主軸方位だけを見ると、2期の政府に対応する可能性があるのはSB-27だけになるが、あまりに偏りすぎて現実的ではない。また、正倉院の北東に位置する官衙関連地区的建物は、主軸方位がSB-27と同じ16°～17°西偏する。このようにも、必ずしも政府建物の主軸方位とその他のすべての建物が厳密に呼応しているとはいえない。離れた位置にある施設同士はある程度の誤差を考慮しておく必要がある。主軸方位による区分は、正方位への変化を基準としたA群とB群の差だけにとどめる。

造営尺でみると、1～3期に政府城の建物で使用された1尺=0.302mは、SB-27～30、42にも使われているとみられる。後述の4～5期に使用された1尺=0.294mでは、柱の通りが悪くなる。SB-31～36については、両方の造営尺が当たる。これは建物範長が短いため、2つの造営尺の違いが区別できないことによる。

遺物、建物の主軸方位、造営尺を総合的にみても正倉の時期設定を細分することは難しい。表3に示したように、正倉が出現する時期は、造営尺で区別できるSB-27～30、42を2期～3期とする。その他のA群の建物は、東西方向に並ぶ正倉のうち東端に位置するSB-31を、幅をもたせ2期～4期とする。南北方向に並ぶSB-32～36も2期に遡る可能性がないわけではないが、A群の出現期は4期まで時期幅があることを踏まえて、3期～4期に位置付けておく。

### 【伝路】

伝路の側溝より、7世紀第4四半期から9世紀頃までの遺物が出土している。第106図の金属器模倣の須恵器杯は優品で、官人や貴賓用に供されたものであろう。7世紀第4四半期の遺物で、2期には伝路が整備されていたとみられる。また、Tr155の道路面で検出された溝状遺構から綠釉陶器が出土している（第12図）。

112図）、下限は9世紀頃までの遺物がある。

阿志遺跡から駅路沿いに北へ約1kmの地点に位置する内橋坪見遺跡は、夷守駅の可能性が高い遺跡であり、7世紀末から9世紀初頭頃までの存続期間を想定している。夷守駅は和名抄に記載があるので9世紀以降も存在した駅であるが、9世紀初頭に駅場の変更があり、それともなって駅家の施設も何らかの影響を受けたとみられる。時期が同じことから、駅路の動向が伝路へも影響を及ぼしていることがうかがわれる。

### 【官衙関連地区】

正倉院から伝路を挟んで北東に位置し、小規模な建物2棟が直角に配置される。調査範囲狭いためその他にも建物群が隠されていることが十分に考えられる。遺物が出土していないので詳細な時期は不明であるが、正倉院の項目で述べたように、SB-46、SB-47の主軸方位が16°～17°西偏していることや、1尺=0.302mの造営尺が当てはまることが、2～3期に該当するとみられる。

### 3期（7世紀第4四半期～8世紀第1四半期）

3期に政府の建て替えがおこなわれる。2期と3期は評制から郡制へ移り変わる時期にある。698年の京都妙心寺梵鐘の銘にある「槽屋評造春米唐廣國」が政務をおこなっていた場所がまさにこれらの政府である。

正倉は3期においても必要に応じてA群のなかで増築されたと考えられる。

政府の建て替えが行われるが、それ以外に大きな変革はなく、2期から継続して官衙経営が進められたことがうかがわれる。

### 【政府城】（第149図）

2期の政府の東側に、新たに政府が建て替えられる。つまり2つ存在する政府のうち、西側の政府が2期で、東側の政府が3期に建て替えたものである。この新旧関係は、南辺に位置するSB-4とSB-11の柱穴の切り合いによって確定している（第12図）。

3期の政府は、SB-1、SB-11、SB-24、SA-1などで構成される。西辺に位

置する長倉建物のSB-1は、桁行17間(42.28m)、梁行2間(4.22m)を測る。南辺に位置する長倉建物のSB-11は桁行22間(42.28m)、梁行2間(4.53m)を測る。長倉建物の桁行長が同じ長さで設計されている。南辺に位置するSB-11は、2期で南辺に位置したSB-4・SB-7と同様に、柱間が6尺(1.81m)～7尺(2.11m)と短く、梁行は15尺(4.53m)を維持している。南辺の建物の機能や性格を継承していることが考えられる。

東辺に位置するSB-24は、東側柱に欄が取り付くとみられ、建物と欄の組み合合わせで配置されている可能性がある。

北辺は調査範囲が少なく、柱穴列のSA-Iしか検出できていない。SA-Iの南側にある柱穴は、SA-Iと対向しないため別の造構とみられる。北辺も東辺と同じように、欄と建物の組み合合わせで配置されるのが現段階では判断が難しい。

政府の南北距離は2期と同じ54.36mであるが、東西距離は52.55mと短くなる。建物群の方位は、次の4期を通じて10.9°～14.8°西偏に変化している。

北辺と東辺の建物配置が不明であるものの、長方形を基本とし、欄を併用しながら政府内部に廣空間を確保した構造と判断したい(註2)。正殿と門については、未調査部分が多く、その有無が確認できていない。

政府の外側に位置する建物は、東側のSB-21が南妻をSB-11に備えていることから3期に含めている。西側のSB-8・SB-9は出土遺物、建物の主軸方位、造営尺から3期と判断できる。3期の建物にともなう遺物は極めて少なく、しかもほとんどが柱穴・柱頭跡のものである。確実に建物にともなうものは、SB-9の柱掘方から出土した須恵器の高台付怀1点である(第22図)。低平な高台は端部のつくり出しが丁寧であり、8世紀第1四半期頃を想定しておく。掘方出土遺物なので建物の上限を示す資料ではあるが、SB-9は政府を構成する建物ではなく、政府の外側に位置する建物である。政府の建て替えと同時に廃止され、建築時期が遅れる可能性も考えられるので、3期の時期は幅をもたせておきたい。

政府の選地に目を向けると、北から南に傾斜する微高地の緩斜面上に立地し、政府の南北で約1.2mの高低差がある。つまり、政府を微高地の南端に寄せてい

て、2期・3期ともに南辺建物の外側には平坦地が幅3～7mほどしかなく、その先は地形が落ちて湿地状になることを確認している。政府の正面となるはずの南側に十分なスペースが確保されていない。

それでは、このような選地をおこなった理由はどこにあるのだろうか。注目したいのは、微高地北側の高所にある石敷造構である。南北3.3m、東西2.1m、深さ0.37mの土坑状の掘り込みの底に石を敷いている。出土遺物はないものの、SB-1の延長線上に位置し、方位を同じくすることから、3期にともなうものと考える。具体的な性格は不明だが、儀礼行為に関連する可能性が考えられ、政府北側の空閑地が意図を持って設計されていたことを考慮すべきであろう。この空閑地を遷ると、1期の段階から計画されていた可能性もある。1期から2期の変化は、SB-2からSB-3へ北辺の建物を廃し、その位置を動かすことなく方形の政府区画を設計している。2期から3期の変化は、政府の南北位置を固定したまま東へ平行移動したものである。この期間、政府の北側は一貫して空閑地であった。1期にSB-2を設置したのは、単純に微高地の中央を遷しただけかもしれないが、少なくともそれ以降は、北辺建物の位置、つまり政府と政府北側の空閑地を確保する設計基準が継承されていたのではなかろうか。

#### 4期(8世紀第1四半期～第2四半期)

4期になると政府が調査地外に移転し、政府の跡地には新たに官衙建物が建築されて別の機能を担った施設になる。そして、造営尺が1尺=0.294mに変化する。また、柱穴規模が大きくなり、柱掘方の平面形も規格性が高まる。

正倉は3期から大きな変化はなく継続的に増築がおこなわれたとみられる。

官衙関連地区はこの時期に該当する造構が検出できていない。これは調査範囲が限られているため、造構の有無が不明ということであって、造構が存在しないと確定したわけではない。

#### 【政府城】(第150回)

長倉建物はなくなり、桁行4間～6間程度の建物群で構成される。巡査施設

もなくなり、儀礼空間と呼べるものも認められない。建物群は直列・並列を基本とし、政府とは別の機能をもつ施設に変わっている。また、SD-7が3期の石敷造構を切り、儀礼的機能を必要としなくなっている状況も、4期の建物群が政府ではないことを示している。

建物群の柱掘方は方形に規格化され、規格も大型化する。3期までの柱掘方の大部分が1m未満だったことに比べて、4期では6種の建物においてすべての柱掘方が1mを超えており、また、ばらつきのある柱間も等間隔に据えられる。さらに、造営尺が0.294mに変わるという大きな画期がある。

4期の建物群はそれまでの造営尺(1尺=0.302m)が合致せず、造営尺の変化が想定されたが、政府城には柱痕跡を断面で確認できる建物がないことから(造構検出のみのため)、正倉建物のうち、柱のアクリや断面観察で柱痕跡が確認できるSB-39の北側妻とSB-40の北側妻の距離を用いて求めた(第153図)。柱穴間の南北距離は約14.7mであり、この数値をもとに完数となる近似値1尺=0.294mを算出した(50尺×0.294m=14.7m)。検討対象としたSB-39とSB-40は5期の建物であるが、この造営尺が4期の建物群にも合致することを確認している。

3期以前の政府に比べて建物規模は規格化や大型化が進むが、建物配置をみると、4期の建物群は政府の条件を満たすものではなく曹司・館の官衙域と考える。谷を挟んだ北側の微高地には、2棟の建物が直交に配置された阿原口遺跡があり、これらの建物も0.294m尺とみられ、4期に該当する可能性がある。阿原口遺跡が位置する微高地、あるいは、東方約1kmの丘陵上に長者屋敷伝説がある1期四方の区画地を政府移転の候補地に想定する。

4期の時期については、建物にともなう遺物がないため、包含層や落ちに堆積した遺物の状況から判断せざるをえない。遺物の中心は8世紀前半までをピークとしているので、官衙が機能していた4期も概ねこのなかにおさまることが想定できる。4期も建物の建て替えはなく、実働時期はあまり長くないと考えられる。5期の上限を8世紀中頃とみるので、4期は8世紀第2四半期を中心とし、上記を8世紀第1四半期まで含めておく。

## 【正倉域】

A群のうち南北に並ぶSB-32～SB-36が3期～4期に該当すると考える。SC-12、SC-13は遺構の位置関係からみて、B群の前面広場を掘削することは考えにくいので、B群が成立する前のSB-32～SB-36の建築作業にともなうとみられる。遺構からは8世紀前半の遺物が出土している。

## 5期（8世紀中頃～後半）

主な建物は正倉城だけになり、建物の方位は正方位に変わる。正確には $3^{\circ} \sim 5^{\circ}$ 東偏する。この変化は広域的な現象であり、夷守駅とみられる内柵坪見遺跡では、8世紀の中頃に瓦葺きの建物に建て替えられる同時に、施設の区画がそれ以前の条里に沿った方位から $5^{\circ} \sim 6^{\circ}$ 東偏する方位へ変化する。その他にも、多々良川河口の港湾施設と考えられる多々良込田遺跡や、多々良川中流に位置する末端官衙の江辻遺跡第6地点など、8世紀後半の官衙は建物配置が正方位である。

## 【政庁域】

4期にみられた官衙建物はなくなり、SB-22のみになる。小規模で柱穴も小さく、官衙建物とは見なし難い。

主な遺構は確認できなくなるが、8世紀後半の軒平瓦（第55図72）が出土しているので、周辺に何らかの官衙建物があったとみられる。この軒平瓦は大宰府分類642Aであり、古代精屋都域の官衙施設に集中して出土する。そのほかにも綠釉陶器や灰釉陶器などの遺物や、下限が9世紀代の井戸（SX-7）もある。政府は移転しても正引きは引き継ぎ維持されていることから、管理施設が付近に存在していたことが想定される。

## 【正倉域】

建物と欄の主軸方位が $3^{\circ} \sim 5^{\circ}$ 東偏するB群が5期にあたる。3期～4期の正倉建築にともなうとみられるSC-12、SC-13以降にB群が建築される。また、B群に位置するSK-1から8世紀中頃の遺物が出土している。

A群に比べ、柱穴規模がやや大きくな

り、柱穴の平面形や柱筋の通り具合も規格性が高くなる。建物面積は40～60m<sup>2</sup>になり、A群に30m<sup>2</sup>前後の建物が多い状況とは異なる。

2mの2段振りの柱振りを持つ建物がある。いずれも東西棟の側柱建物で、主軸方位は5期と同じ $2^{\circ} \sim 4^{\circ}$ 東偏する。特に2段振りの柱穴は規模が大きく、深さも検出面から約1.3mあり、大規模な建物が存在したことがわかる。郡衙の中核に位置する建物の可能性がある。

出土遺物はないが、このように柱振りや建物の規模が大型化している郡衙が盛期に向かえる8世紀中頃以降の特徴であり（註5）、建物の主軸方位が5期と同じであることもそれを強調する。4期に阿恵遺跡で政府が移転したとも、短期間で場所を変えていることが想定される。一方、正倉は当初の位置から変わらずに継続して管理されている。

## 【政庁の移転先について】

### 4期の政庁候補地（第154図）

阿恵遺跡の政庁は3期を最後に移転する。4期の政庁の候補地は2カ所が想定される。一つは、阿恵遺跡と小さな谷を挟んで北側に位置する微高地である。この微高地に立地する阿恵原口遺跡では官衙建物を検出している。出土遺物は乏しいが、1尺 = 0.294mの造営尺が合致することや、建物の主軸方位が $14^{\circ}$ 西偏することから、4期の可能性が高い。阿恵原口遺跡の周囲に官衙建物が痕跡しているとみられ、政庁の候補地として考えられる。

もう一つは、阿恵遺跡の東方約0.9kmの丘陵に位置する長者の屋敷跡推定地である。阿恵遺跡は、近世の阿恵村と原町村にまたがっている。原町村の付近は、中世においては「長者原」という地名の一部であった（註3）。「長者原」の地名は「長者の屋敷跡」に由来し、近世地誌の「筑前国続風土記」に記されている。「村の東方一町斗に古への長者の屋敷跡有。方壇町斗周りに廻切有。北の方に馬場址有。長五十五町巾東にて八間西にて五間有。今ハ此屋敷の跡を通柵して、諸人住まし。長者原の名是より起れり。」

この記述が指す場所は、現在も1町四方の区画が残り、官衙開闢施設が存在する可能性が高い。官衙開闢遺構は確認されていないが、方形区画は $9^{\circ} \sim 10^{\circ}$ 西偏しており、4期の方位と同じである。

### 5期の政庁候補地（第154、155図）

上記の長者の屋敷跡推定地から南に約100mに位置する原町平原遺跡で、大規模な柱穴をもつ官衙建物が見つかっている（註4）。

1.3m四方の柱振りをもつ建物があり、それを切って、幅1m以上、長さ約

## 【西海道の郡衙について】

阿恵遺跡の変遷や特徴について、西海道の主な郡衙遺跡と比較して検討する。

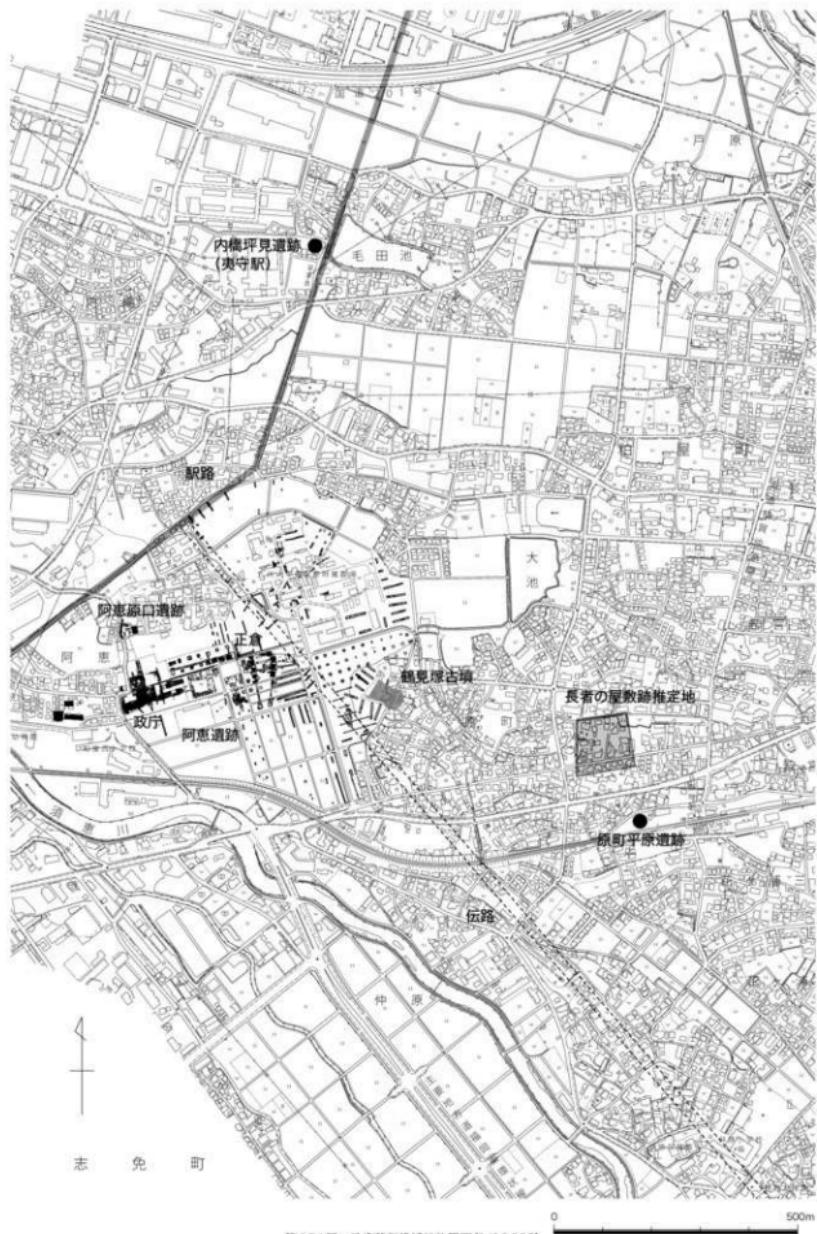
### （1）有田遺跡【福岡県福岡市】（第156、157図）

早良平野を貫流する室見川下流の低丘陵上に立地する。遺跡は田部郷に位置し、ミヤケに関わる地名と遺構が存在している。古墳時代後期から古代にかけて、A群～D群の遺構変遷が検討されている。

A群（6世紀中頃～）は、一本柱櫛で区画した内部に蛇柱建物を配置する。複数の区画が併設されていた可能性が考えられている。

B群（6世紀後半～7世紀前半）は、区画施設が一本柱櫛から三本柱櫛に変わる。比恵遺跡にも見られる特徴的な柵状遺構である。ただし、比恵遺跡では区画が散在的で、有田遺跡のように併設されることはない。区画規模や内部構造などの類似性や、位置を同じくしていることから、A群からの連続性が指摘されている。

C群（7世紀末～8世紀前半）は、B群廃絶後に空白期が存在するとみられる。郡守の北側を東西方向に西海道駿路が通過し、郡守との間に官衙城が展開する。硬化面等の道路状構造は検出されていないが、両脇に幅6mの溝が2条並行し、隣接する原遺跡でも延長した溝が



第154図 政府移転候補地位置図(1/10,000)

確認されている。溝間が25mと広いのは、官衙の前面部分だけに限ったものとも考えられる。官衙と古代道路の関係は阿恵遺跡と同様の立地環境にある。

駅路の側溝に直交する溝が南北方向に270mほど確認されている。この溝の西1町の場所にも並行する溝が存在することから、官衙ブロックを形成していたことがわかる。官衙ブロックの一つに都府の正倉群が配置され、その東側には側柱建物が拡がり、南側に都府が位置する。

都府は、長倉建物が四方を開いて遮蔽する配置で、正殿となる桁行8間、梁行4間の四面廻建物の前面に空闊地が作られる。全体像がわかる都府の東辺の長倉建物は桁行21間(42.6m)、梁行2間(4.2m)で、阿恵遺跡のSB-Iは桁行17

間(42.28m)、梁行2間(4.23m)と近似する。都府の西半分は未調査であるが、正殿の中心で反転すると、東西40.2m、南北約55mになる。

確認されている都府は1時期の短期間のみで、阿恵遺跡1期のような政府成立前段階の過渡的な建物構成はみられない。ただし、A群・B群のミヤケ関連施設以降、C群の都府成立までの空白期間については、未調査地区に遺構が存在する可能性が考えられていて、そこに都府の前身施設を想定することもできる。

D群(8世紀中頃～)は、官衙ブロックが正方位となる。新たな区画溝(東西約82m、南北約96m)の内部には側柱建物が配置され、正倉も引き続き存続したとみられている。C群の都府は廃絶す

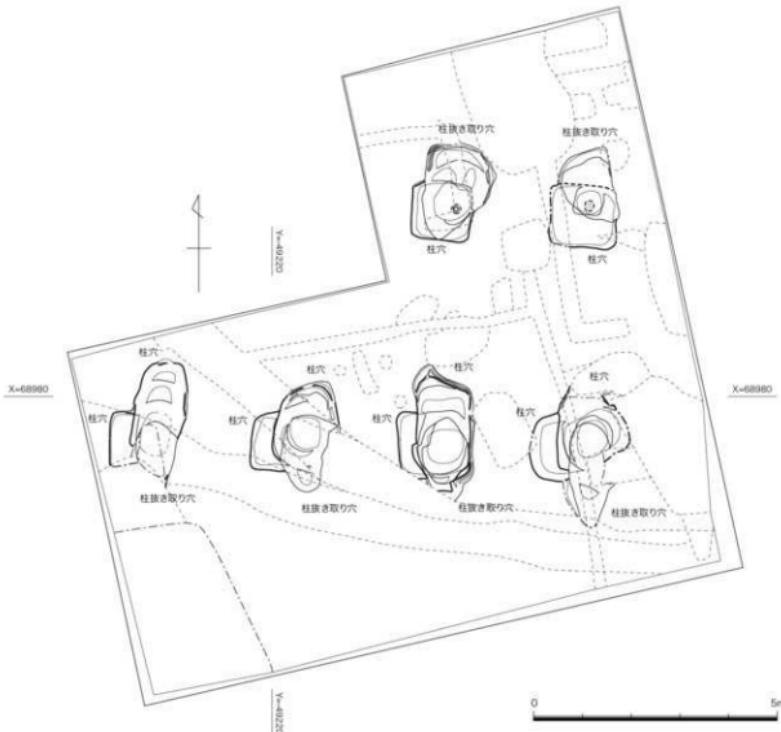
るが、未調査部分に該期の都府が移転して存在する可能性が想定されている。

なお、阿恵遺跡1期～3期で使用された造営尺である1尺=0.302mに近い値のものが有田遺跡でも使用されている可能性があり(註6)、博多湾沿岸の官衙における特徴の一端を示すものかもしれない。

## (2) 小都遺跡【福岡県小郡市】(第158回)

筑後国御原郡に属し、上岩田遺跡(註7)から官衙機能が移転されて成立する。その後、8世紀中頃には再び官衙が下高橋遺跡に移転すると考えられている。

遺構変遷は、7世紀後半から8世紀に



第155図 原町平原遺跡平面図(1/100)

かけて、Ⅰ期（7世紀後半）、Ⅱ期（7世紀末～8世紀中頃）、Ⅲ期（8世紀中頃～8世紀後半）に区分される。Ⅰ期は数棟の倉のみで、その他の官衙関連建物は確認されていない。

Ⅱ期に上岩田遺跡から官衙が移転する。方2町の区画（柵と溝）の内部に、正倉群、口（コ）の字配置の郡庁、その他の官衙群が形成され、郡衙の典型例として学史上著名な遺跡である。郡庁の構造は、連結した長舎建物で囲って、内部に正殿と前庭空間をもつ。門は、正倉が位置する北東側と、正門の可能性がある南東側にある。

Ⅲ期になると、設計軸が方位に変わり、直列・並列配置の建物群に建て替えられる。郡庁が存在した場所には、二面廻建物や四面廻（？）建物などがある。これらの建物群を区画する施設は存在しない。この初期に、南東3.4kmの下高橋官衙遺跡へ郡庁が移転する。また、建物群の北側に、2条の溝と築地で囲まれる南北180m・東西125mの区画が出現する。この長方形区画の内部に建物は未発見であり、区画の性格については諸説あって結論は出でていない。

御原評価・郡衙の成立については、古墳の動向などから、突出した在地勢力が存在せず、文献上も評造らしき人物を確認できない地域であり、空白地ともいえる場所に一線を画するような評価と、整然とした建物配置の郡衙が造営される特異な状況にある。この背景には諸説ある

が、郡庁の各建物の規格性や建物相互の整然とした配置に加え、方2町に区画された内部の構造をみても、曹司・館などの官衙や正倉を、郡庁を中心とした周囲四面に区分けするように集約している。このような空間構成は、造営当初の区画整備の段階から、郡衙・郡庁として必要となる機能が明確に想定されていたことを示すのではないだろうか。一円的な領域支配の確立を前提として、要求される儀礼的・職務的機能を体現する形で造営された郡衙という印象を受ける。

### （3）下高橋官衙遺跡【福岡県大刀洗町】 (第159図)

8世紀中頃に小郡遺跡から御原郡衙が移転して成立する。二重の区画溝で囲まれた正倉院と郡庁・曹司院が東西に並んで造営される。郡庁・曹司院の大きさは約170m四方で、内部には区画に沿うように建物群が配置されている。これらは曹司の建物とみられ、その多くは同じ場所で1～3回の建替が行われており、執務機能の継続性が認められる。郡庁の建物は確認されておらず、未調査部分に存在するとみられる。

### （4）井出野遺跡【福岡県朝倉市】

筑前国上座郡に属する。郡庁の変遷はⅠ期～Ⅲ期に区分されて、8世紀後半を下限とするが、上限は不明なところがある。

り、8世紀前半に遡る可能性も考えられる。

Ⅰ期は、両脇殿が長舎で、正殿が桁行5間程度の建物を配置し、南北約42m、東西約54mの大きさになる。区画設置は存在しないようである。

Ⅱ期は、Ⅰ期郡庁の東約90mに移設され、東西幅59mの長舎回いの郡庁が造営される。北側および郡庁の内部は不明だが、確認できる建物はすべて梁行が3間という特徴がある。

Ⅲ期は、郡庁の西に隣接して、溝で囲まれた南北約75m、東西約78mの区画が出現する。内部に数棟の倉はあるが、正倉とするには区画内に位置する数が少なすぎる。区画の性格が不明であるため、下高橋官衙遺跡のような正倉院を想定すべきか判断は難しい。

郡庁の空間構成としては、Ⅰ期の区画を持たない配置から、Ⅱ期には長舎回いの郡庁に変わり、門と遮蔽施設が付加される。Ⅲ期には郡庁の横に新たな区画が造営され、郡衙の機能や隔離性が段階的に拡大されている状況を読み取れる。

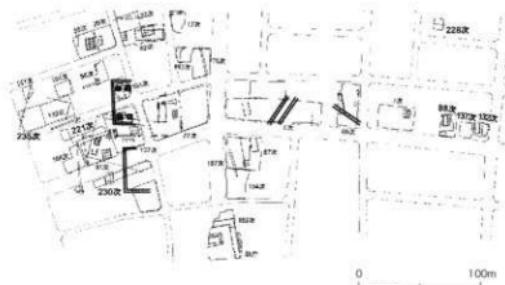
### （4）大ノ瀬官衙遺跡【福岡県上毛町】

瀬戸内海に面する豊前国上毛郡に属する。8世紀第2四半期から9世紀初頭までの存続時期が想定されている。柵と溝で囲まれた150m四方の区画の中に、柵で囲まれた東西53.4m・南北58.5m

A群（6c中～）

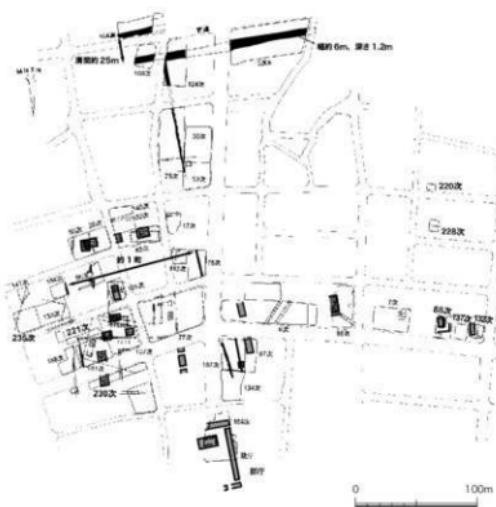


B群（6c後～7c前）

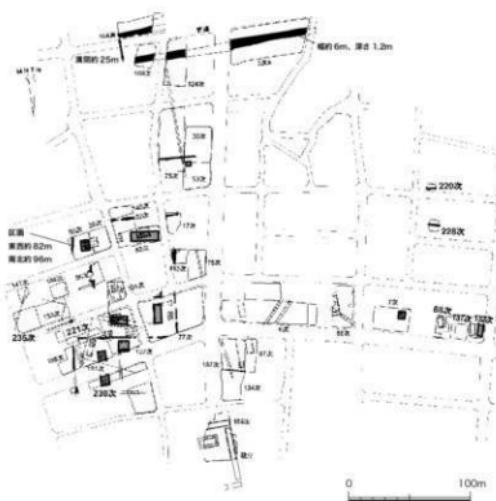


第156図 有田遺跡A群・B群平面図（1/4,000）【福岡市教育委員会2010bを参考に、2010aに加筆】

## C群(7c末～8c前)



## D群(8c中～)



第157図 有田遺跡C群・D群変遷図(1/4,000)【福岡市教育委員会2010bを参考に、2010aに加筆】

の都庁があり、南に四脚門が設置される。正殿は四面廻建物であるが、その東西に翼廊状の側柱建物を取り付く。東側のほうが梁行が長く、床束とみられるビットもあり、建物の性格が異なるようである。正殿は建替がおこなわれており、建替後は規模が大きくなると同時に、翼廊状の建物がなくなる。脇殿は西側を欠いて東臨殿1棟のみである。都庁の方位は正方位とならず、隣接する官道に沿った方位を向く。

(5) 城原・里遺跡【大分県大分市】(第160図)

豐後国海部郡に属する。城原地区と里地区に分かれ、里地区2期～3期の評衡から、約400m離れた城原地区4期の都衙へ移転すると考えられている。

里地区1期(7世紀後半)は、鉤形に建物を配置するのみである。このうち北側の東西棟2棟は、次の2期(7世紀第4四半期)になると同じ場所で長倉建物に建替が行われており、基準にならざると思われる。

里地区2期(7世紀第4四半期)は、長倉を含む複数の建物を連結することで、南北約45m、東西70m以上の方形区画を形成する。内部には正殿とみられる南北棟の中心的な建物があり、その前面(西側)は空地となる。門施設はあきらかではないが、南正面にはならない可能性がある。

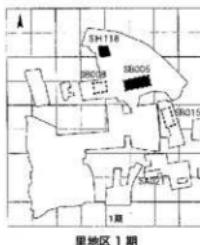
里地区3期(7世紀第4四半期)は、方形区画を構成している建物の並びがやや崩れるが、北辺の建物は1期から引き続き同じ場所で建て替えられていて、建物の性格や機能を引き継いでいると思われる。内部空間には正殿とそれに対偶する建物があり、いずれも廻付附加される。正殿の位置は内部空間の中央寄りに移動していることも、2期に比べて正殿の役割が重視されていることを示すだろう。このような正殿の配置は、城原地区4期に政府が移転しても継承されている。

里地区4期(8世紀前半)になると、政庁は移転し、跡地には倉が造営されて正倉院に変わる可能性も考えられている。

城原地区4期(8世紀前半)に、里地区から政庁が移転する。櫓を併用しながら複数の建物を連結して、東西55m、南北55m以上の区画を構成し、南側に四脚門が設置される。内部空間の中央付



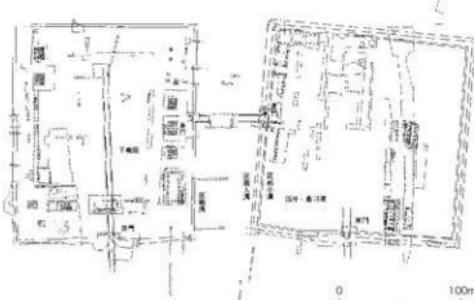
第158図 小都遺跡遺構変遷図(1/5,000)



里地区 1期



里地区 2期



第159図 下高橋官衙遺跡平面図(1/4,000)



里地区 3期



第160図 城原・里遺跡遺構変遷図(1/2,000)

近に四面廟とみられる正殿が位置する。このような政府構造は、里地区2期・3期の方形区画を構成する建物群や、内部空間の中央に位置する正殿を踏襲したものといえる。評段階との違いは、四脚門の設置と、建物の規格性が統一されて整然とした建物配列が設計されている点を指摘できる。

城原・里遺跡の政府変遷は、建物による方形区画を形成することで内部空間を作り出し、中心となる正殿が次第に隔離していく状況を、評かく都にかけて段階的に確認することができる。基本的な構

造は維持したまま、儀礼・執務機能の変化に対応した様子がみられる。

#### (6) 阿恵遺跡とその他の都衙の特徴

阿恵遺跡と各都衙の比較から、官衙の変遷についてその特徴を検討する。

都府が出現する以前の萌芽期ともいえる7世紀後半は、阿恵遺跡1期、城原・里遺跡「里地区1期」がこれにあたる。中心となる長舎建物と付属する数棟の建物で構成される。周囲施設は認められず、前庭は開放的な空間となる。

7世紀末は郡庁としての形が整ってくる。阿恵遺跡2期、有田遺跡、小郡遺跡、城原・里遺跡〔里地区2期・3期〕が該当する。複数の建物を配置することで方形の区画を形成し、隠蔽された空閑地を作り出す。このとき前段階の建物を郡庁の位置基準にしている状況がみられ（阿恵遺跡、城原・里遺跡）、建物の機能や性格が繼承されている可能性がある。なお、内部空間に独立した正殿を置くものと、阿恵遺跡のように長舎建物が正殿を兼ねる場合がある。

8世紀に入ると、7世紀代の構造を概ね繼承しながら建て替えられるもの（阿恵遺跡3期、城原・里遺跡〔城原地区4期〕）も存在する。有田遺跡の郡庁はI形態しかないが、官衙城のその他の遺構変遷を考慮すると、未調査地区に前後期の郡庁が存在する可能性が考えられる。

8世紀中頃になると、それまでの郡庁は姿を消し、新たな場所に設置される（下高橋遺跡、井出野遺跡、大ノ瀬官衙遺跡）。7世紀代あるいは8世紀初頭から引き続い同じ場所に造営される例はなく、この時期に画期が想定できる。郡庁が移転した後も、跡地には官衙建物が一時期残り、官衙としての機能がある程度残される（阿恵遺跡4期、小郡遺跡Ⅲ期）。新造された郡庁をみると、大ノ瀬官衙跡は建替によって正殿が拡大し、下高橋官衙跡は郡庁が不明であるものの、周囲の曹司建物の継続的な建替から、安定した郡衙経営がうかがわれる。井出野遺跡では、郡庁を構成する建物の大型化と区画施設の増設から、郡庁の隔離化が進むことが考えられる。この傾向は8世紀後半まで続き、郡衙の盛期と位置付けられる。また、この時期にほとんどの郡衙が正方位に配置される。阿恵遺跡においても正倉が正方位に変遷する時期であり、移転先候補地の原町平原遺跡も正方位を向き、大型の建物が建築されるなど同じ傾向にある。

以上のように変遷過程を比較してみると、阿恵遺跡で確認できた変遷は、7世紀後半から8世紀後半における西海道の郡衙の特徴を下記のように具体的に示しており、一つの指標となり得る。

7世紀後半の官衙萌芽期は、中心となる長舎建物とそれに付属する数棟の建物だけで構成され、隠蔽施設はない。7世紀末の評衛の段階で、長舎を置いて、阿恵遺跡の価値について述べたい。

空閑地を創出し、職務執行機関の建物と儀礼空間を備えた政府が成立する。8世紀前半の評衛から郡衙への移行期は、建物構造の大きな変化が比較的小ない。建替がおこなわっても、7世紀代の建物配置を概ね繼承している。しかし、8世紀中頃までの間に郡衙は移転して新たな場所に造営され、跡地には別の官衙施設が一時的に設けられる。8世紀中頃以降は官衙施設が正方位を向き、建物の大型化が進んで郡衙の盛期を迎える。

このように、阿恵遺跡は、評衛の出現から郡衙の最盛期に至るまで、政庁と正倉を含む官衙城のほぼ全容を把握しながら、地方官衙の主要な期間の変遷過程を追うことができる国内でも極めて稀な遺跡である。

## (1) 評の成立

最初に、7世紀から8世紀にかけての地方行政組織の編成について、現在の通説と思われるところを、簡単に述べておきたい。「隋書」卷81 東夷伝・倭国(倭国伝)(653年の成立)には、

内官に十二等あり。(中略) 単尼一百二十人あり、なお中国の牧宰のごとし。八十戸に一伊尼置く。今の里長の如きなり。十伊尼異は一單尼に屬す。

とあり、冠位十二階と同時期のものとして、倭国内にクニが120人あるという情報が記されている。ここで120人という数字は、「先代旧事本紀」卷10 国造本紀(9世紀?)の序文に144の国造の存在を述べ、また同書本文には120人の国造が列記されていることと照らし合わせれば、7世紀に入ったばかりの倭國には120程度のクニがあり、それぞれに国造いたことを述べたものというよう理解できる。

その国造のクニは、「常陸國風土記」(8世紀前半の成立)によれば、7世紀の半ば頃に、後の常陸國の領域では、以下のように分削ないし再編成されていったようである(註8)。

クニ	評	郡
新治	新治	新治
	白壁	真壁
筑波	筑波	筑波
	河内	河内
	信太	信太
茨城	茨城	茨城
	行方	行方
那珂	那珂	那珂
(下総の海上)	香島	香島
久慈	久慈	久慈
多珂	多珂	多珂
	石城	(陸奥の石城)

この時の「評」(コホリ)の設定は、孝德朝の「天下立評」(『皇大神宮儀式帳』での表現、804年)と後に言われるほど、全国的なものであった。

孝德朝におかれた「評」には、国造の一族など、現地の有力者から選ばれた役人が置かれたが、役職名については、永昌元年(持統3年、689年)の年記を

持つ那須国造碑には「評督」が、和氣氏系団や先述した妙心寺鐘銘などには「評造」が見え、史料によって異なっているため、評造から評督・督助に分化したという説、評造は評督・督助の総称であるという説、評造は國造出身でない評の役人の地位的呼称とする説など、いくつもの考え方があり、いずれとも決めがたい。

「評」は孝徳天皇の立評後、所によっては分離されたり統合されたりしながら(註9)、701年の大宝令の施行に伴って「郡」(コヒリ)と改称された。8世紀前半の『律書残篇』(721~737年の間の成立)に「国六十七 郡五百五十五 郡四千十二 里万二千三百六十」とあるように、奈良時代には555年後の郡が置かれ、それぞれの郡では、その郡の前身となる評の成立時に評の役人に取り立てられた人(立部の人)の子孫をはじめとするその郡の有力者の家系から、ほぼ世襲的に、大領(長官)・少領(次官)以下の都司が任命されていた。この間の和銅6年(713)5月2日に「畿内七道諸国郡の名に好き字を着けよ」(『続日本紀』)という命令が出され、これを承けた郡名表記が、多くの場合、近現代に至るまで用い続けられることになった。

以上のように、一般的には国造のタケが分離されていくつかの評が生まれ、更にその評が分離・統合されたりしつつ郡と改称されたということになるのであるが、実は北部九州においては、以上の説明では完全とは言えない。

## (2) 筑紫国造と糟屋屯倉

「はじめに」で触れたように、「糟屋」という地名が初めて見えるのは、『日本書紀』體化22年(528)12月条の、

筑紫君葛子、父に坐して誅せられんことを恐れ、糟屋屯倉を獻じ、死罪を謝はむことを求む。

という、筑紫国造磐井の息子の葛子が、父親に連坐して殺されるのを免れるために、「糟屋屯倉」を献上したという記事である。そもそも筑紫国造は、『日本書紀』孝元天皇7年2月2日条に、

脣舌諂ひて皇后と為す。后、二男一女を生む。第一を曰く大彦命と。第二を曰く稚日本祖子彦大日天皇(のちの開化天皇)と。第三を曰く後述述天皇と。〈一に云く。天皇の母第、少彦命心命なりと。〉妃

伊香色諂ひ、彦太忍信命を生む。次紀河内内青玉繁の女殖安麻、武埴安彦命を生む。兄の大彦命は、是れ阿信臣、膳臣、阿閼臣、狹狭城山君、筑紫国造、越国造、伊賀臣、凡そ七族の始祖なり。彦太忍信命は、是れ武埴毛利。

とあるように、孝元天皇の第一皇子大彦命の子孫とされている。大彦命は埼玉県船橋市古墳出土鉄劍頭の「意富比塙」と同じと見てよく、多くの国造クラスの地方有力者の始祖を天皇家に結びつける結節点の役割を持たれていることになる。もとより年代も含めて後世の仮託であることは間違いないが、天皇に繋がる出自を持つということで、国造としての地方支配の正当性が説明されているのである。

こうした国造が全国に置かれていたというのが、7世紀初めの状況であることは先に述べたが、果たしてそれがいつからかということは、史料的に確めにくいものがある。ただ、『日本書紀』に従えば、筑紫君磐井は国造として認められており(註10)、その磐井の支配は、八女地方を本拠地とし、筑紫(後の筑前・筑後の両国)地域をはじめ、北部九州一带に及んでいたものと思われる。

先の記事に出てくる「屯倉」とは、田地とそれを耕作する人(田部)及び倉・屋を伴う収取システムのうち、王権に帰属してその支配拠点となったものを指しており(註11)、筑紫君の支配下の特定の田地、田部、倉・屋を、葛子が528年に王権に献上した結果、それは「糟屋屯倉」と呼ばれるようになったわけである。

糟屋屯倉が設定されて7年のうち、『日本書紀』安閼天皇2年(535)5月9日条には、

筑紫に糟屋屯倉(飯塚市)・鎌倉(嘉麻市鶴生)を、豊國に駒崎屯倉(北九州市門司区、または大分県東半島)・桑原屯倉(八女市黒木町、または築上郡築上町、田川郡大任町)・肝等(音を取りて読め)屯倉(京都郡刈田町)・大坂屯倉(北九州市小倉北区貫)・我鹿屯倉(我鹿)。これ、阿何と云へ(田川郡赤村)を、火国に春日屯倉(熊本県府)を、播磨国に越郡屯倉・牛鹿屯倉を、備後国に後城屯倉・多浦屯倉・米屯倉・葉鹿屯倉、阿賀屯倉を、荆郷国に

磨頭屯倉・磨牛部屯倉を、阿波国に春日屯倉を、紀国に經畠屯倉(經瀬)。これ、備世と云へ、河辺屯倉を、丹波国に蘇岐屯倉(皆、音を取り)を、近江国に草浦屯倉を、尾張国に問敷屯倉・入鹿屯倉を、上毛野国に緑野屯倉を、駿河国に稚賀屯倉を置く。

と、全国各地に「屯倉」を設定する記事が見えている(丸カッコ内は比定地)。更に、その翌年の宣化天皇元年(536)5月1日条には、

詔して曰く。食は天下の本なり。黄金万貫も、飢を療すべからず。白玉千箱も、何ぞ能く治を救はむ。夫れ筑紫の国は、過遠の朝雇るところ、去來の閑門にするところなり。是を以て海表の国、海水を候ひて来資し、天雲を望み奉貢す。胎中之帝より朕が身に泊ぶまで、穀稼を收藏し、儲蓄を蓄積し、遙かに四年に設け、厚く良實に賜す。國を安んずるの方、更に此に過ぐるは無し。故に朕、阿蘇仍君を遣はして(未詳なり)、河内国の茨田郡の屯倉の穀を加へ運ばし。蘇我大臣宿目宿祢は、尾張連を遣はして尾張國の屯倉の穀を運ばしむべし。物部連龜鹿火は、新家連を遣はして新家屯倉(伊勢国に所在か)の穀を運ばしむべし。阿倍臣は、伊賀臣を遣はして伊賀國の屯倉の穀を運ばしむべし。官家を那津之口に修造せよ。また其の筑紫・肥・豐三国の屯倉は、散じて縣隅に在り、運輸通かに附づ。もし須要ならば、以て卒かに備へむこと難からむ。また諸郡に課せて分移せしめ、那津之口に聚め建て、以て非常に備へ、永く民命と為せ。早く郡縣に下し、朕が心を知らしめよ。

とあり、難波津のほとりへの稻穀の移送記事が混入している可能性があるが、那津のほとりに「官家」を修造し、前年に置かれた筑紫・肥・豐三国の「屯倉」の倉の一部を内容物ごと移し建てるよう命じられていることが分かる(註12)。那津官家の遺跡の有力候補に、国史跡「比志遺跡」「那珂遺跡」があるが、ただ、現在までのところ、両遺跡の発掘で検出されているのは、6世紀後半から7世紀にかけての倉・屋・布振りの三本柱列であり、『日本書紀』に記す年代とはややずれるという問題がある。

こうして設定された屯倉の中には、『日本書紀』欽明天皇 16 年（555）7 月 4 日条に、

蘇我大臣稻目宿祢・總領磐乃臣らを吉備五郡に使し、白猪屯倉を置かしむ。

また、欽明天皇 30 年（569）正月 1 日条に、

詔して日はく、田部を量り置く、其の來たるや尚し。年甫十余にして籍を脱れ、課を免る者衆矣。宜しく鷦鷯（鷦鷯は、王辰辰の甥なり）を遣はし、白猪の田部の丁籍を検定せしむべし。

更に、同年 4 月条に、

鷦鷯、白猪の田部の丁者を検査し、詔に依りて籍を定め、果たして田戸と成す。天皇、鷦鷯の定籍の功を嘉したまひて、姓を鷦鷯に白猪史と為し、尋で田令に辯し、瑞の子を之の嗣と為す。

最後に、敏達天皇 3 年（574）10 月 9 日条に、

蘇我馬子大臣を吉備国に遣はして白猪屯倉と田部とを増益せしむ。即ち田部の名籍を以て白猪史鷦鷯に授く。

とあるように、王権の方から使者を派遣して田部の丁（壯年男子）の名簿を作らせたりするところもあった。

しかし、筑紫・豊・肥の三国に置かれた屯倉に王権の方から使者が送られたという史料は見出せない。そこで、三国の屯倉の経営は、三国の国に委託されていたのではないかという考え方が出てくる。これは、他波や鎌など、安閑朝に置かれたとされている屯倉のみならず、それ以前の繼体朝に設定された精屋屯倉についても同様で、精屋屯倉は設定されたものの、実際の経営の現地での最高責任者は筑紫君のまま変わらず、ただそこから上がる収益が王権に帰属する、というように変化しただけではないかといふ考え方もありうるのである。

ただ、ここで問題になるのは、磐井の乱の後、筑紫・豊・肥三国の国造の姿が、史料上には殆ど現れないということであろう。筑紫君について言えば、八女古墳群は連続して営まれるもの、史料には有力豪族として現れず、豊國造も極めて影が薄い（註 13）。肥前（火君）については、その本拠地とされる八代都豊福郷・肥伊郷あたりを中心として肥前・肥

後地域を支配する豪族（註 14）の姿ではなく、むしろ、朝鮮諸国との間の外交・軍事の面で活躍した。大宝 2 年の筑前国島郡川辺里戸籍に見える鳴郡大領肥君猪手へと繋がる支脈の活動の方が著名であると言える（註 15）。

その一方で、筑紫に置かれた精屋屯倉は後の精屋評、そして精屋郡に、他波屯倉は他波郡に、錦屯倉は嘉麻郡にと、あくまでも名称の上ではあるが、後世の郡に繋がっていくという特徴が顕著である。郡官家が那珂郡に、有田道路が早良郡にという例も加えて良いだろう。つまり、前節で常陸國の場合を例として挙げたように、國のタケを分派して評（郡）が作られていったというよりは、屯倉を拠点として評が編成されていったという状況を想定すべきではないかということになる。もっとも、筑紫国に満遍なく屯倉が設定されていたとも考えにくいか、ともあれ精屋評は、經營・支配システムとしての精屋屯倉を引き継いだものであり、やがて精屋郡へと改称されたものであることは間違いあるまい。

念のために付言しておくが、阿恵遺跡は 7 世紀後半～8 世紀前半の官衙遺跡なので、6 世紀前半の設立とされる「精屋屯倉」の拠点施設そのものではない。古賀市の大隅田跡遺跡で検出された 6 世紀半ばの大型掘立柱建物群など（註 16）、旧精屋郡内（註 17）には、「精屋屯倉」と精屋評家たる阿恵遺跡との間を繋ぐ遺跡が、いくつも眠っていると考えなければならない。

### （3）精屋評造春米連廣園

精屋郡（評）の前身として精屋屯倉があることにこだわったのは、冒頭に挙げたように妙心寺の鏡銘に、鏡の铸造者として精屋評造の春米連廣園という名前が陽銘されていることによる。春米連（鶴米連とも）は、穀（穀殼つきの稲粒）を春いて玄米や白米の状態にすることを務めとする部民（春米部）を掌管する伴造氏族であり、『新撰姓氏錄』左京神明に「春米宿祢・石上の同祖、神龍連日命の後なり」とあるので、物部連（後の石上朝）や他波臣らとともに、純連日命の後裔とされていることになる。カバネは初めて連であったが、『日本書紀』天武 13 年（684）12 月 2 日条に、宿祢を賜ったことが記されているので、中央で出仕

していた春米連の宗家は、カバネが連から宿祢に上がったが、精屋評にいた春米連は、この時の胸に隠れたらしい。

春米連が管掌する春米部は、『日本書紀』仁德天皇 13 年 9 月条に「始めて茨田屯倉を立つ。因りて春米部を定む」とあるように、屯倉に田部が置かれるのと同時に、春米作業に從事する部民として設定されることがあった。史料上は、美濃・越中・周防・筑前等の諸国に分布している。春米部がいる以上、そこには春米連がいると考えるのが自然であると考えるならば、筑紫君葛子がその支配地・支配民の一部を割き、王權に帰属する精屋屯倉が設定されるのと同時に春米部が、そしてその管掌者としての春米連が置かれたと考えられることになる。こうした場合、その春米連は、すべてが中央の春米連から派遣されたというわけではなく、むしろ現地の有力者に春米連の姓を与え、中央の春米連との間に系譜関係（擬制の血縁関係）を設定するのが一般的な方法だったと思われる。つまり、精屋評造の春米連廣園は、天武朝の胸で宿祢が与えられた中央の春米連とは実際の血縁関係・系譜関係は無く、ともとも現地の有力者の出自だったと考えることになる。

ただ、精屋屯倉の春米連については、中央の春米連の一派から派遣されてきた者の流れをくんでいる可能性も無いではない。その場合、派遣される機会としては、大きく分けて二つの可能性があげられる。一つは、磐井の乱の直後、すなわち精屋屯倉の成立時点であり、もう一つは、推古朝である（註 18）。

初めに前者について述べるならば、これは、磐井の乱の前に当たったのが物部危鹿火と大伴金村、特に物部危鹿火であったことに着目するものである。先に触れたように春米連は物部連と同祖關係が設定されているので、物部連の主導によって、その同族たる春米連の中から、いわば戦利品として王権に帰属することになった精屋屯倉の春米部の管掌者を派遣したのではないかという考え方である。

つぎに後者について述べるならば、これは、推古天皇 10（602）年 2 月に、<sup>アサヒガハシ</sup>丹戸皇子（聖德太子）の同母弟の<sup>アサヒガハシ</sup>来目皇子が擊新羅將軍に任じられ、4 月には鳴鶴（糸島半島）に駐屯したが、翌年 2 月に皇子は急死したという事件に着目するものである。丹戸皇子には

春米女と呼ばれる皇女がおり、これは春米連に養育させたことに由来する命名であることが確実なので、物部守屋の討滅に功績があった厩戸皇子の上宮主家に、それまで物部氏の支配下にあった糟屋屯倉の支配権が帰属したと仮定し、来目皇子の駐屯の機会に、中央から春米連を下向させ、糟屋屯倉の管理に当たらせたのではないかと想定するものである。

このように、春米連襲國の出自がどうなるのかについては、少なくとも三つの仮説が成立立つわけだ、現時点では決め手がない。ただ、中央の春米連から派遣にせよ、現地の有力者に春米連を名乗らせたにせよ、実際の、あるいは擬制的な血縁関係が、糟屋屯倉・糟屋評の春米連と中央の春米連との間には存在するわけであるから、糟屋屯倉にいた春米連が、上宮王家との結びつきをある程度持っていたことは間違いない。このことは、妙心寺の鐘の由来を説明する鍵ともなりうる。

#### (4) 妙心寺と觀世音寺の鐘

冒頭で紹介したように、現在は京都の妙心寺にある一つの鐘に、  
戊戌年四月十三日壬寅貢糟屋評造春  
米連廣國謹

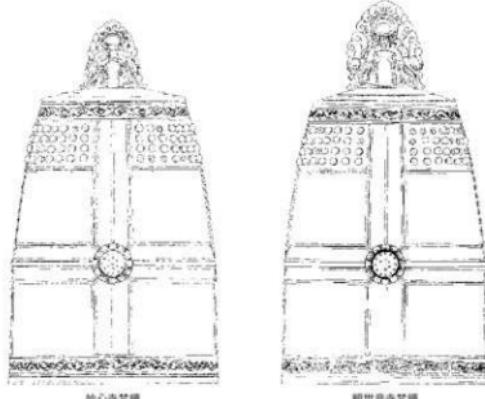
という銘文が陽鋲されている。この鐘銘について問題となるのは、第一に、この鐘と同じ型（鋲型作成時の原型）で造られた鐘が筑前觀世音寺に残されていることをどう解釈するか、という点であり、第二に、そもそも何故に糟屋評造春米連廣國が铸った鐘が、花園上皇を開基として建武4年（1337）に創建された臨済宗の妙心寺（京都市右京区花園）に現在あるのか、という点である。

はじめに第一の問題について検討してみたい。「日本書紀」天武11年（6824年21日条に、

筑紫大宰丹比真人鳴ら、大鐘を貢す。  
という記事がある。妙心寺の鐘銘には戊戌年、すなわち698年（文武2）に铸たと明記されているので、それより16年も古い記事に見える鐘が妙心寺の鐘であるはずはない。では、丹比（多治比）真人鳴らは鐘をどこに貢上し、それはその後どうなったのか、ここで注目されるのは、妙心寺の鐘と本体部分はほぼ同型でありながら、竜頭が大ぶりで、豪快ではあるが洗練度に劣るぶん古いのではないかとされている。筑前觀世音寺の鐘の存在である。今は失われた同様の鐘がほかに無かったとは言い切れないが、天武11年に丹比鳴らが貢上したのが現存する筑前觀世音寺の鐘であった可能性は大

きい。筑紫大宰が貢いだのが筑前にあるというのはやや違和感を覚えないではないが、母である齐明天皇の菩提を弔うために天智天皇が発願した寺であれば、貢上の対象として不自然ではあるまい。

ただ、筑紫大宰にせよ糟屋評造にせ



第161図 妙心寺梵鐘と觀世音寺梵鐘(1/20)



第162図 妙心寺梵鐘銘

よ、元来、鐘を掛けることを職掌とした役職ではないので、実際にはどういう工人がこれら二つの鐘を鍛えたのかということが問題になる。ここで注目されるのが、觀世音寺の鐘の口縁下端に「上三毛」、鐘身上面に「天満宮」「天明七年」の線刻があることで、後二者は、この鐘が一時安楽寺天満宮に置かれていたときのものであろうが（註 19）、前者は豊前国上毛郡の和銅 6 年以前の表記であり、おそらくこの鐘の製造後間に刻み込まれたのではないかと思われる。

豊前国上三毛郡については、幸いに正倉院に残された大宝 2 年（702）「*『和名類聚抄』の多布郷、現在の篠山市大平村）の戸籍断簡と、「豊前国上三毛郡加久自久也里」（*『和名類聚抄』の焼江郷、現在の豊前市大村・八屋）の戸籍断簡とが参考になり、いずれにも泰氏が多数登載されていることが注目される。のことと、二つの鐘の上下唇の店唐模様が、新羅系の古瓦のそれに似てていることとを考え合わせるならば、これらの鐘の鑄造に新羅系波来人が深く関わっていた可能性が出てくる（註 20）。すなわち、廣國は豊前の新羅系の工人に依頼し、鐘を鍛させたのではないかと考えられるのである。**

その泰氏の畿内の拠点は、山背国の葛野郡であり、7 世纪に入る頃の泰氏の代表として有名なのが、既戸皇子に仕えた伝承を持つ泰寺が弘隆寺である。そして彼らの氏寺が弘隆寺であり、その所在地は、現在では妙心寺から南西に少し離れた太秦である（註 21）。糟屋評造春米連廣國と妙心寺とを結びつけるのは容易ではないが、中央の春米連は上宮王家と、上宮王家は泰氏と極めて親密な関係にあり、これと対応して糟屋の春米連と豊前の上三毛の泰氏とも密接な関係が築かれており、643 年の上宮王家の滅亡後にも、残された人々は交流関係を維持していたとするならば、豊前の泰氏の工人が鍛た鐘の一つが觀世音寺に納入された一方で、糟屋の春米連廣國が依頼して同じ工人集団が鍛たもう一つの鐘が、その泰氏集団の宗家が氏寺として、また既戸皇子の追善の意を込めて建立した弘隆寺に運び込まれ、その後に転化を経て（註 22）妙心寺の所有となったという想定も、成り立つ余地があるのでなかろうか。

## おわりに

最後に、以上述べたことを踏まえて、あらためて阿恵遺跡の価値についてまとめておきたい。

第一に、官衙遺跡としての古さを挙げなければならない。長倉で岡まれる建物配置をもつ政府は、比較的古いものであり、8 世纪前半からは、都御・国衙でのコの字型（朝堂院型）配置が普通になる。つまり、阿恵遺跡は、7 世纪後半の評家から 8 世纪半ばの都郡までの地方官衙の変遷が遺る貴重な事例ということになる。

第二に、大学の農場用地として残されてきたおかげで、旧地形が比較的よく保存された結果、ひとまとめの微高地に営まれた評・都御の全体像が残されている点である。政厅城と倉庫群、それに駆路から分岐した伝路遺構との関係までセッテで、かつ 1 世纪近くの変遷が追える状態で残しているのは、全国的に見ても希有な事例といえるだろう。これまで似たような例が全くなかったわけではないが、部分的にしか保存・活用されずにきたという経緯を考えれば、今後の本遺跡の取り扱いに一層の慎重さが求められることになる。

第三に、本遺跡は文献資料との対応が確実であるという点が挙げられる。筑紫君齊井の息子の葛子が歴上して成立した「糟屋屯倉」は、阿恵遺跡そのものではないが、鶴見塚古墳の存在を考慮すれば、この近辺が糟屋屯倉の比定地の一部であることは疑いようなく、その糟屋屯倉のシステムとしての後継が阿恵遺跡であることは確実である。更に、妙心寺の鐘銘「貞观四年四月十三日壬寅取糟屋評造春米連廣國銘鐘」に登場する春米連廣國は、間違いなく阿恵遺跡の長倉を執務場所としていた。評・都レベルの地方官衙遺跡において、まさに遺跡の年代に執務していた役人の固有名が判明する事例は、ここを指して無いという点で、本遺跡は古代の地方行政を復原・検討していくための貴重な事例と言える。

## 阿恵遺跡の成立背景

阿恵遺跡は、古代において筑前国糟屋郡に属する。その郡衙である阿恵遺跡の歴史的特質を考えるうえでは、阿恵遺跡の成立背景を検討することが不可欠であり、そのことは北部九州の古代史と深く関わる。

### （1）阿恵遺跡成立前の歴史的環境

阿恵遺跡が位置する博多湾沿岸は、海を隔てて大陸と接続し、国防の最前線として拠点的な役割を担った大宰府、水城、大野城などが設置される。古代史のなかで重要な位置を占める地域であり、それは律令制成立前においても対外交渉の拠点であったことから同様である。

『日本書紀』體化 22 年（528）に、筑紫君齊井の乱に因連して糟屋屯倉を献上する記事がある。さらに、『同』宣化元年（536）には那津官家の設置記事があるなど、博多湾沿岸へ中央政権の直接的な介入が進められた。比恵遺跡・那珂遺跡で確認された 6 世纪後半から 7 世纪のミヤケ関連遺構は、那津官家の関わると思定されている。布振りの掘方による 3 本の柱を組んで一組とした棚状遺構によって区画され、その内部には鰐柱建物（布振りの掘方も含む）が郡衙正倉のような配置で発見されている。

これら特殊な倉庫群は、同じ博多湾沿岸部で、比恵遺跡・那珂遺跡から西に約 10km の有田遺跡でも見つかっている。同時期の 6 世纪後半から 7 世纪にかけて、特殊な棚状遺構の内部に複数の倉庫群が配置される。そしてこれらの遺跡群には、律令制立即に官衙が設置される。比恵遺跡・那珂遺跡は、筑紫大宰に関わる施設や那珂郡の存在が想定される付近であり、有田遺跡には早良郡衙が置かれる。

これらミヤケから官衙への移行が想定される遺跡群において共通する要素として、布振りの柱掘方をもつ倉庫があげられ、6 世纪後半のミヤケ関連遺構から 8 世纪代の官衙において確認されている。そして布振りの柱掘方をもつ倉庫は、博多湾沿岸では比恵遺跡・有田遺跡と今回明らかになった阿恵遺跡だけに限られるものである（註 23）。

阿恵遺跡では布振りの倉庫が 7 世纪後

半の長合戦の攻防にもなったことが明らかになり、博多湾沿岸におけるミヤケから評。都への施設構造のあり方を具体的に示す重要な遺跡と位置付けられる。

阿恵遺跡ではミヤケ関連遺構は確認されていないが、隣接する鶴見塚古墳の存在は重要である。報告のなかで詳しく述べたように、6世紀後半の前方後円墳で、全長75m前後、主体部は石室形と推定される。同時期の東光寺剣塚古墳と埴丘規模・主体部構造が同じであり、博多湾沿岸で最上位クラスの古墳である。東光寺剣塚古墳は比恵遺跡の近くにあり、被葬者は那津官家管掌者と目されている。それと同規模の鶴見塚古墳は、当然同じランクの被葬者像を推測することができ、槽屋屯倉との関わりが注目されるところである。それに加えて、阿恵遺跡でも布振りの貯蔵庫が存在することは、博多湾の東岸である柏原平野においても、比恵遺跡・那珂遺跡・有田遺跡と同じような歴史背景をもっていたことが想像できる。博多湾沿岸部の主要遺跡と同様に、阿恵遺跡周辺も対外交渉の拠点の一つとして重要視された地域だったこと推察される。

阿恵遺跡が所在する博多湾東岸の柏原平野の位置付けについて次項で検討する。

## (2) 博多湾沿岸の官衙（第163図）

博多湾沿岸部は、水系ごとに小さな平野が形成され、それぞれに官衙が配置されている。

東岸は、多々良川・須恵川・宇美川が流れる柏原平野があり、そのうちの須恵川の下流域に糟屋郡衙である阿恵遺跡が位置する。糟屋郡衙は古代道路が交差する要衝にあり、近くには鬼守駅とみられる内橋坪見遺跡もある。さらに、古代道路と多々良川が交差する付近には、港湾施設の多々良込田遺跡がある。

柏原平野の西に福岡平野が広がり、御笠川・那珂川が流れ、那津官家の比定地とされる比恵遺跡や、那珂郡衙の存在が想定される那珂遺跡をはじめ、大宰府・鴻臚館が位置する福岡平野は詳しく述べるまでもなく博多湾沿岸部の中心地である。水域東門ルートと水域西門ルートの2つの古代道路が走り、湾岸には那津・荒津を擁する。

福岡平野の西には早良平野が位置する。金屑川・室見川が流れ、両河川の間に早良郡衙である有田遺跡が立地する。阿恵遺跡と同様に、古代道路の交差点に位置し、額田駅も近傍に想定されるなど、非常に近似した立地環境にある。そして、

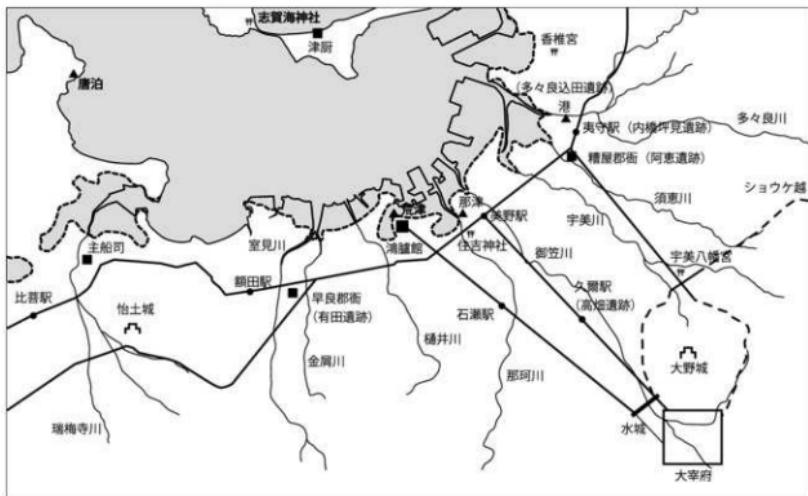
都衙成立前にミヤケ関連遺構が存在していることは、比恵・那珂遺跡とも共通する。

博多湾沿岸の西端が糸島平野である。所在地は不詳ながら怡土郡衙が想定される瑞梅寺川流域では、古代道路が2本併行する可能性が考えられている。この地域は、602年に来日皇子が新羅出兵のため渡航の準備をおこなった場所であり、大宰府成立後は主船司が設置されたように、港湾施設の存在も十分に想定できる。

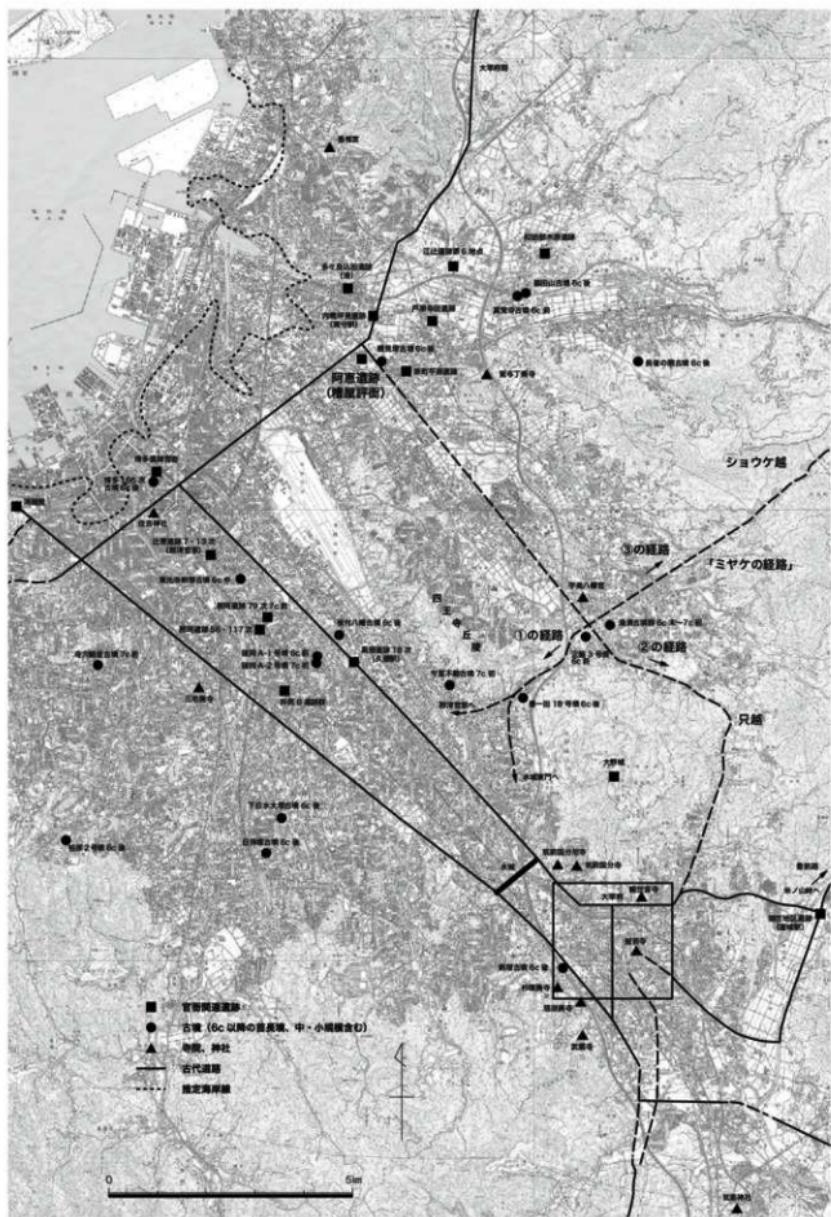
各平野・水系ごとに、河川・陸上・海上交通の結節点に官衙施設を設置しているのは、国防の最前線である博多湾沿岸を一的に統治することを重視したものと考えられるだろう。阿恵遺跡を中心とした博多湾東岸もその一翼を担うエリアであり、ミヤケの時代からの歴史的背景も含め、一般的な郡衙とは成立環境が異なる特殊な官衙遺跡と評価する。

## (3) 阿恵遺跡周辺の古代交通（第164図）

阿恵遺跡で検出した古代道路は堅路と交差し、その交差点に阿恵遺跡が立地する。古代道路を周囲の条里に沿いながら南東方向に延長すると、「日本書紀」の



第163図 博多湾沿岸の官衙関連遺跡



第164図 阿志遺跡周辺古代道路と関連遺跡分布図(1/10,000)

神功皇后伝承に関わる云われをもち、古い歴史を残す宇美八幡宮の前面を通る。筑前国風土記逸文「糟屋郡、瀬牛能泉。在郡東南。」(植垣編 1997)にある「瀬牛能泉」は宇美八幡宮のことと指している。東南に宇美八幡宮が位置するという意味である。この文献資料は、糟屋郡である阿恵遺跡とそこから伸びる古代道路の整合性を示している。

宇美八幡宮を通過すると古代山城である大野城の麓に到達し、この付近で三方に分岐することを想定している。①四王寺丘陵を越えて福岡平野側に出水城東門へ向かう道、②大野城を回り込んで大宰府の東側へ向かう道(現在の峠道「只越」:元来は「直越」として大宰府へ直接通ずる意味か)、③ショウケ越を越えて稚波郡へ向かう道である。①・②は、大宰府や大野城へ連絡するルートであり、③は伝路としての役割を果たしていくことが想定される。

ここで重視したいのが、③の伝路である。これは峠を超えて稚波郡に至る道だけにはとどまらず、途中で豊前路に合流して、豊前国の瀬戸内海へ繋がっている。このルート上には、7世紀末から8世紀初頭にかけて大宰府に匹敵する大規模な国家的官衙施設として運営された福原長原遺跡がある。西海道の統治を進めようとする中央政権は、瀬戸内の海路を介して九州の玄関口に置かれた福原長原遺跡を一つの拠点とし、大宰府に至る豊前路を重要な幹線道路として位置付けていることが考えられる。阿恵遺跡はその豊前路から③のルートへ分岐し、博多湾沿岸に至る場所に立地するという位置関係にある。

#### (4) ミヤケと新羅系瓦出土寺院と妙心寺梵鐘(第165図)

ここで、③の経路の歴史的背景を考えると、九州の新羅系瓦を用いる古代寺院が③の経路上に集中している点が重要となる。瀬戸内側の上毛都重水廃寺(福岡県宇土市)・下毛都塔・熊鹿寺(大分県中津市)・宇佐郡虚空藏寺跡(大分県宇佐市)・京都都椿市廃寺(福岡県行橋市)、内陸部の田河郡天台寺跡(福岡県田川市)・稚波郡大分廃寺(福岡県飯塚市)が挙げられる。そして、糟屋評造春来連廣園が製作した妙心寺梵鐘について

も、糟屋の蓮弁文や上、下帯の唐草文は、天台寺跡・大分廃寺出土新羅系瓦の文様と共通性が指摘されている(小田1993)。妙心寺梵鐘の兄弟鐘とされる大宰府觀世音寺の梵鐘も同様の文様で飾られ。そのうえ「上三毛」の線刻があることから豊前との関係が窺いものもある。

この地域の新羅文化の受容は、採掘で知られる香春岳の香春神社が新羅神を祭り、正倉院文書の大宝2年(702) 豊前国戸籍帳に「秦部」が大勢を占めることなどからもうかがわれるが、その契機となったのは、「日本書紀」安閏2年(535)にみえる筑紫・肥・豊の屯倉設置にともなって渡来系技術者集団が入植したことにより、半島文化の素地がこの地域に醸成されていたことが大きな要因としてあげられる(小田2006)。安閏2年の記述によると、博多湾岸の那津官家と瀬戸内海を結ぶルート上に7つの屯倉が設置されている。また、宣化元年(536)の那津官家修造記事では、西日本の屯倉から那津官家に穀が運ばれること、筑紫・肥・豊の屯倉を那津官家が統轄したことなどがわから、ミヤケは交通を強く意識した場所に配置されているといえよう。

このように、ミヤケと新羅文化との関連性をみると、ショウケ越を通じて瀬戸内海側に繋がるルートは、大宰府路が整備される以前のミヤケの時代から継承されてきた可能性が高いと考える。次項で具体的なルートについて検証する。

#### (5) ミヤケの経路と首長墳の動向

瀬戸内海側からショウケ越を通じて那津官家へ向かう経路は、③だけではなく①の経路と最もなっている。ミヤケの時代の首長墳の動向をみると、これらの経路との関連が注目される。

①・②・③の経路が分岐する宇美川流域の首長墳は、6世紀になると、古墳時代前期・中期を通して築造されていた丘陵から場所を移し、①の経路上の四王寺丘陵東側が分布の中心に変わる。6世紀前半の前方後円墳である正龍3号墳、装饰大刀が出土した6世紀末~7世紀初頭の湯湧古墳などがある。

一方、①の経路上の四王寺丘陵西側、つまり福岡平野側には、6世紀後半に直径約25mの大型円墳である善一田18号墳が築造される。さらに、7世紀初頭前後には、福岡平野最大級となる全長

11mの横穴式石室をもち、福岡平野全体に影響力を及ぼした首長墳とみられる今里不動古墳が存在する。前代の福岡平野の首長墳といえば、那津官家の管掌者とされる東光寺剣塚古墳がある。今里不動古墳は、これに連なる政治的背景が想定されよう。

①の経路は、阿恵遺跡が官衙として機能していた頃は、四王寺丘陵を越えて福岡平野へ入った後に水城東門へ向かうことを推定している。ただし、元をたどってミヤケの時代に遡ると、四王寺丘陵を越えて那津官家へと向かうルートだったのではないかと考える。

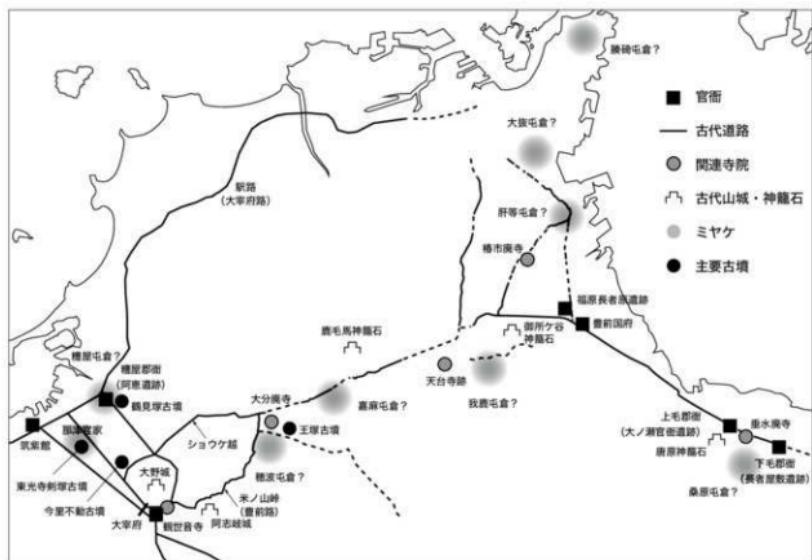
つまり、那津官家から四王寺丘陵とショウケ越を越えて、北部九州の屯倉を経由しながら瀬戸内海まで至るという、いわば「ミヤケのルート」とも呼べるもののが既に成立していた可能性を想定したい。四王寺丘陵の西側に、福岡平野全体の首長墳とされる今里不動古墳が築かれたのも、「ミヤケのルート」の福岡平野側出入り口を仰えているということがわかる。善一田古墳、正龍古墳、湯湧古墳などの中小首長墳とともに、「ミヤケのルート」と関わることが重要な政治的関心事であったのだろう。

ここまで述べてきた①・③の経路の元になった「ミヤケのルート」上には、おそらく糟屋屯倉は存在しない。筑紫君磐井の乱後、息子の葛子が贖罪のために差し出した糟屋屯倉は、①・②・③の経路の分岐点がある山間の狭い平野部ではなく、その分岐点から博多湾側へ向かった地域を候補とすべきである。そして、分岐点から糟屋屯倉へ至るルートとは、まさしく阿恵遺跡で発見された古代道路と重なってくる。

このとき、阿恵遺跡の古代道路の横に、那津官家の管掌者とされる東光寺剣塚古墳と同規模の前方後円墳である鶴見塚古墳が存在することは、極めて重要な意味をもつ。

#### (6) 阿恵遺跡にみる博多湾周辺の官衙と古代交通

以上のように、阿恵遺跡の古代道路をもとに検討したところ、ミヤケの時代まで遡って、博多湾と瀬戸内海を結ぶ陸路と深く関わり、ミヤケの設置から立派に至る歴史的背景についても、阿恵遺跡は重要な鍵を握っていることを導いた。こ



第165図 北部九州の6~8世紀の関連遺跡

こでは、博多湾周辺の官衙と官道の関係について、阿恵遺跡の状況を踏まえながら考えてみたい。

阿恵道路から駅場沿いを北へ約1kmの場所に夷守駅と考える内橋坪見遺跡がある。7世紀末から9世紀初頭にかけて營まれ、阿恵遺跡と同時並存していた。8世紀前半の状況は、区画溝に開かれた1町四方の敷地の内部に、さらに柵で開かれた範囲があり、その中に大型の掘立柱建物が配置されている。この時期は、駅場は駅路と同じ里方位を向いている。

ところが8世紀中頃になると、駅家の区画は方位に変更され、建物は龜瓦葺きの礎石建物に変わる。駅家の改変と時期を同じくして、近くを流れる多々良川の河口には港湾施設である多々良込田遺跡が整備される。多々良込田遺跡では、多量の輸入陶磁器や建物群とともに、大宰府関連施設に分布が限られる大宰府式鬼瓦が出土している。單なる郡の港ではなく、大宰府が開港する港と考えられ、博多湾東岸における主要な港湾施設と評価できる。また内橋坪見遺跡も大宰府式鬼瓦が出土していて、駅場の改変と津の整備は大宰府が開港する広域的な事象と

捉えることができる。

また、8世紀中頃は阿恵遺跡の変遷では5期にあたり、正倉が正方位を向く時期である。さらに、正方位を向く大型の掘立柱建物が発見された原町平原遺跡付近に政府が移転する時期でもある。8世紀中頃のこのような変化は、西海道の都御を比較して明らかになったように、広域的に認められる傾向である。古代交通網の整備と都御の再編が同じ政策のもとで進められた可能性をうかがうことができる。

また別の視点からみると、この地域の港湾機能は、ミヤケの時代からの背景を意識しておくことが必要と考える。磐井の乱の禍坐たり得た轟屋屯倉は、博多湾沿岸という立地環境や、亂の要因が半島交流に関わることなどから、港湾施設としての機能も屯倉の構成要素の1つに含まれていた可能性が想定できるだろう。また、前項までに述べたように、阿恵遺跡の周辺は「ミヤケのルート」の一端に位置することをあわせて考えると、この地域はミヤケの時代から陸上交通と水上交通の要衝であったと推測される。その整備は大宰府が開港する地域に、官衙

と官道と港湾施設が集中して整備されているのである。

#### (註1)

2期の政府の建物配置は、SB-3の東妻の判定の違いによってもう一つ可能性として考えられるもの（第148図で示した阿恵遺跡2期政府変遷案②）がある。

その違いは、SB-3の東妻を1間分長く想定することで、本文中では3期に設定したSB-1を2期の政府東辺建物とし、ロの字配置の政府とする点である。1間分長くしたSB-3東妻の柱穴は、本文中では3期の建物と判断している柱穴にある。

このSB-3東妻の柱穴をどの建物に帰属させるか判断に苦慮するところである。本文中のように横行を1間分短くすると、梁行を支える柱穴が存在しないという問題が発生する。他の柱穴は深さ60cmほど残っているので、削平の影響で消滅したというのも考えにくく、梁行の柱穴が存在しない明確な理由は提示できないが、この現象は1期のSB-2、2期のSB-4・SB-7、3期のSB-11、4期のSB-18にも共通し、SB-3に限ったものではないことから、阿恵遺跡の建物の特徴の1つとして解釈することも可能であろう。ただし、この柱穴3基を3期の建物にともなうものと想定しても、この柱穴3

基に対応する他の柱穴を確認できておらず、確実に建物として存在するのか不明な点が問題として残る。一方で、柱穴3基をSB-3の東妻とする場合、SB-3桁行の東端の柱間開闊が南北で2尺分(0.6m)異なるといふ。(南側が2尺短い)。つまり、桁行の長さが南北で2尺異なるということで、建物の平面形が長方形ではなく台形になってしまい、建物構造の問題が生じてくる。また、主軸方位が約7°異なるSB-1を東辺建物に置く位置づけるため、東辺建物と南辺建物の間に大きく食い違う結果になる。現在の調査状況では複数の可能性を提示し、今後の調査の課題としたい。

(註2)

2期から3期への変遷について触れておく。

本文中の2期の政府からの変遷は、コの字配置からロの字配置の府政に建替えられたことが想定される。一方、(註1)の政府案の場合、ロの字配置のまま建て替えたことになり、このときSB-1は2期と3期の両方に存続することになる。どちらの変遷案にせよ、3期については政府の北と東辺の状況や、正殿の有無を確認するところが課題である。これらがあきらかになると、政府全体の建物配置について結論を導くことができると考える。

(註3)

現在は「原町」の東方に「長者原」が位置する。

(註4)

平成29年度に発掘調査をおこない、近年中に発掘調査報告書を刊行予定。

(註5)

西鉄久留「九州の都城の空間構成について」『都城町の空間構成』第20回古代官衙・集落研究会報告書、奈良文化財研究所、2017年。

(註6)

報告書掲載図による計測精度であり、厳密な計測ではないが、早良部衙である有田道跡の政厅においても1尺=0.302mの単位が当時はまるため、これに近い値の造営尺が使用されていた可能性がある。

(註7)

御原評詳とされる遺跡であるが、官衙の成立に筑紫大宰の関与が想定されるなど特殊な背景があるため、ここでは取り上げない。

(註8)

鎌田元一「評の成立と国造」『律令公民制の研究』篇書房、2001年。初出1977年。

(註9)

狩野久「額田部連と飽波評—7世紀史研究の一覧」『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、1990年。初出1984年。(財)長野県埋蔵文化財センター「長野県屋代遺跡出土木簡」(1996年)198~199頁などを参照。

(註10)

「古事記」羅体天授説や「筑後國風土記(造文)」では「筑紫君磐井」とのみあり、国造とはされていない。

(註11)

鎌田元一「七世紀の日本列島」『律令公民制の研究』前編、初出1994年。

(註12)

鎌田元一「屯倉制の展開」『律令公民制の研究』前編、初出1993年。

(註13)

新川登鬼男「国と評の成立」『大分県史』古代篇1、大分県、1982年。

(註14)

板橋和子「文献からみた古墳時代の肥後」『新熊本市史 通史編』第1巻、熊本市、1998年。

(註15)

上田康俊「庚寅年銘鉄刀製作の背景」『九州学統合移転用地内埋蔵文化財調査報告書』元岡・桑原遺跡群30~元岡古墳群G-6号墳、庚寅銘大刀の考察』福岡市埋蔵文化財調査報告書第1355集、福岡市教育委員会、2018年。

(註16)

古賀市教育委員会「古賀市文化財調査報告書」第33集 鹿部田園遺跡—第2次・6次・7次調査(一)(2003年)。

(註17)

「和名類聚抄」(10世紀前半、源順撰)の釋名に香椎・志阿(河内)・羽戸・大村・池田・阿雲(播磨)・作原・勢門・敷梨の9郷があり、現在の香椎・志賀・海の中道・船屋・唐原・和白・久山・蘿東あたりが比定地とされている。

(註18)

猪弘道「春米部と丸子郡一聖德太子子女名義雅考」『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、1982年。初出1979年。

(註19)

「太宰府市史 建築・美術工芸 資料編」(太宰府市、1998年)569頁(田辺隆執筆)。

(註20)

横田賢次郎・石丸洋「国宝・觀世音寺鐘と妙心寺鐘」『九州歴史資料館研究論集』20、1995年。

(註21)

創建時の広隆寺は、妙心寺より東北方、北野白梅町あたりにあり、北野庵寺がそれではないか。また延暦14年(795)ころに現在の太秦に移転したのではないかとされている。加藤謙吉「泰氏とその民」(白水社、2009年)187~192頁。

(註22)

承和5年(838)12月15日「広隆寺縁起」(『朝野群載』巻2)、貞觀15年(873)成立の「広隆寺縁起貢財帳」(『平安道文』168号)、寛平2年(890)ころ成立の「広隆寺貢財文書(継続帳)」(『平安道文』175号)には、

この鐘に該当するような鐘は見当たらず、後2者には承和9年(842)鈴造の附録のみが挙げられている。なお、広隆寺は弘仁9年(818)4月に「大奉公寺廻く」、塔堂造ること無し』(『日本紀略』)と焼け落ちたことがある。また『徒然草』220段によれば、現在妙心寺にある鐘は、かつて清金禪院の所有であったらしい。

(註23)

その他の建物を含めても、博多湾沿岸では酒蔵の八脚門しか確認されていない。

## 参考文献

朝倉市教育委員会2009『八並遺跡 井出野遺跡』朝倉市文化財調査報告書第5集

横須賀也編1997『新編日本古典文学全集5 里士記』小学館

大分市教育委員会2010『城原・里遺跡』大分市埋蔵文化財発掘調査報告書第101集

小郡市教育委員会2014『国指定史跡小郡官道跡現地説明会資料』

小田富士雄1993『豈前ににおける新羅系古瓦とその意義』『九州考古学研究』歴史時代篇、学生社

小田富士雄2006『豈前古代瓦の諸問題』『行橋市史』資料編原稿、古代

久住猛雄・宮本香織2010『筑前地方における百長墓系列表の再検討』『九州における百長墓系列表の再検討』第13回九州前後境垣研究会・鹿児島島大会、九州前方後円墳研究会

島方淳一・金田章裕・本下良・立石友男・并村博宜2009『地図でみる西日本の古代』

律令制下の陸海交通・条里・史跡、日本大学文理学部叢書

新吉富村教育委員会1998『大・瀬下大坪遺跡II』新吉富村文化財調査報告書第11集

菅波正人、2013『律令制立前後の福岡』『自然と遺跡からみた福岡の歴史』新修福岡市史特別編、福岡市

大刀洗町教育委員会2010『下高橋遺跡』大刀洗町文化財調査報告書第48集

奈良文化財研究所2017『道旁官府城域の変遷と特質』政序城・道構成 第一分冊 地方官道図版編、第21回古代官衙・集落研究会

日野尚典1982『西海道における大路(山陽道)について』『九州文化史研究会紀要』32

福岡市教育委員会2010a『有田・小田部47』- 第132、137、221、223、228、

229、232次調査の報告-福岡市埋蔵文化財調査報告書第1067集

福岡市教育委員会2010b『有田・小田部48』- 有田道路群第230次調査の報告-福岡市埋蔵文化財調査報告書第1068集

横田賢次郎・石丸洋1995『国宝・觀世音寺鐘と妙心寺鐘』『九州歴史資料館研究論集20』九州歴史資料館

## 図の出典

第156図・第157図 福岡市教育委員会2010bを参考に、2010aに加筆

第158図 小郡市教育委員会2014

第159図 大刀洗町教育委員会2010

第160図 奈良文化財研究所2017

第161図・第162図 横田賢次郎・石丸洋1995

## 4. 総括

# 総括

平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、国庫補助事業により保存目的の確認調査を実施した。調査成果の詳細を報告し、それをもとに阿恵遺跡のもつ歴史的特質について検討した。ここで総括として調査成果を概観し、今後の課題と展望をまとめたい。

## 調査成果のまとめ

### 調査以前の知見

確認調査を実施する以前は、九州大学農学部付属原町農場の敷地内ということもあって過去に調査例がなく、わずかに遺物の散布が知られるだけであった。調査前は、阿恵遺跡が位置する筑前郡轄郷郡は郡衙の所在地が不明であったが、今回の調査成果によって初めて明らかになったところである。

「轄屋」の名称は、文献資料のなかでたびたび登場する。日本書紀雜体 22 年(528)12 月条に、筑紫君葛子が職罪として「轄屋屯毛」を獻上したことで知られている。さらに、国宝である京都妙心寺の梵鐘に記された「戊戌年四月十三日壬寅貢轄屋評造春米須賀國鉢鐘」の銘によって、評の官名が判明している数少ない事例でもある。「轄屋」は屯毛や評の鍵を握る地城として重要な位置を占めることは十分に認識されていた。

### 調査範囲

平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、国庫補助事業による保存目的の確認調査を実施した。対象面積は 228,499 m<sup>2</sup>で、設定した調査トレンチ数は 263 カ所、調査面積は 22,591 m<sup>2</sup>である。

遺跡は九州大学農学部付属原町農場内にあり、大正 10 年(1921)に農場が整備されて以降は、開発の波から離れていた環境を今に残したまま、政府と正倉の全容が把握できる状態にある。このよう

に全国の官衙遺跡のなかにおいても群を抜いて保存状態の良好な官衙遺跡であることは、阿恵遺跡の歴史的価値を高めている要因の一つである。

### 政府の時期について

政府域の出土遺物をみると、一部に 8 世紀後半～9 世纪代の遺物を含むものの、7 世紀後半～8 世纪前半の遺物が大半を占めている。遺構の存続時期もこの期間が中心と考えられ、政府の成立時期は評段階に遡ると判断できる。

具体的に述べると、SB-4・柱穴出土遺物、SB-4・SB-7 を切る SD-3、SX-2、ピット出土遺物からみて、2 期に造営された最初の政府は 7 世紀第 4 四半期と推測される。建て替え後の 3 期の政府は、遺構にともなう遺物が乏しいため、7 世紀末～8 世紀第 1 四半期と幅をもたせている。なお、政府の建物構造をみても、柱筋の通り具合や対向側柱筋の揃い具合が悪いこと、柱間が不等間であることなど、規格性が劣る点は初源期の古い様相を示しているとみられる。

### 政府の変遷について

阿恵遺跡の変遷は、「3. 阿恵遺跡の歴史的特質」で示したとおり、7 世紀第 3 四半期から 8 世紀後半までを 5 期に区分した。1 期（7 世紀第 3 四半期～第 4 四半期）は並列する 2 棟の建物で構成され、政府が成立する前の段階である。

政府は 2 期（7 世紀第 4 四半期）に成立し、3 期（7 世紀第 4 四半期～8 世紀第 1 四半期）に建て替えがおこなわれている。それぞれの政府で建物配置が不明な箇所もあるが、いずれも長方形

物や樋で周囲を囲い、一辺 54.36m の方形区画をなすことが確認できた。政府の方位は、建て替え前の 2 期が 20°～23° 西偏し、建て替え後の 3 期が 11°～14.8° 西偏する。

政府の構成は、その中央に建物が確認できないことから、政府の北辺に位置する SB-3 が正殿の機能を兼ねると推測する。これは、政府の北辺が微高地の高所に建築されていることや、SB-3 が他の建物に比べて柱間が広いことなどをみてその特異性を示している。

門については、有無が不明である。政府は微高地の南縁斜面に立地しており、政府の南側にはわずか數メートルの平坦地しかなく、その先は地形が落ちて湿地状になる。また、南辺に位置する SB-4、SB-11 のなかで特別に柱間が広い箇所や柱穴の大きな箇所は認められず、遺構として確認できる門は見当たらない。これは、政府の建物配置がロの字になるか確定できていないことにも要因がある。四方を遮蔽した場合、開口部としての門を設定する必要が生じるが、コの字配置の場合ではその限りではない。建物配置が確定できないのは、建て替え後の政府が全面的に確認できていないことによる。現時点では、その制約のなかで検討するほかなく、今後の調査によって明らかにしていきたい。

政府の周辺施設としては、北辺建物の北側に石敷遺構が設置される。何らかの儀礼行為に使用されたものとみられる。

政府は比較的短い期間のうちに変遷を重ね、4 期（8 世紀第 1 四半期～第 2 四半期）には調査地外へ移転してしまう。政府の跡地には、政府と異なる性格の官衙建物が造営され、曹司や館などの施設を想定しておく。移転先の候補地は、阿

恵遺跡の北に隣接する阿恵原口遺跡付近と、東方約0.9kmに位置する長者の屋敷跡推定地がある。特に阿恵原口遺跡では、4期と同じ主方位の建物が直交に配置されており、すでに官衙建物を確認している。今後の周辺調査に注意を要する場所である。

5期（8世紀中頃～後半）は遺跡内の建物や柵が正方位に変化する時期である。この変化は西海道の郡都で広域的に認められる。4期の政府候補地の一つである長者の屋敷跡推定地から南へ約100mの場所に、大型の柱掘方をもつ正方位の掘立柱建物が見つかった原町平原遺跡がある。5期の郡都に間違るところとされ、4期の政府からさらに原町平原遺跡付近に移転する可能性が高い。

阿恵遺跡とその周辺では、7世紀の後に政府が成立してから、8世紀に郡都が移転を繰り返す変遷過程を追うことができる。

#### 正倉の変遷について

政府と同じ微高地上で、およそ2m高程の地となる東方約80m地点において15棟の正倉群を検出した。そのうち2棟は布振りの柱掘方をもつ。博多湾沿岸ではミヤケ間連遺構が確認される比恵遺跡と有田遺跡に限られていたものであり、時期はえど博多湾東岸の柏屋平野で発見されたことは、精屋毛倉との関連を含めて重要な発見である。

正倉は鉤形に配置され、西側から建築が始まられたと考えられる。正倉の開始は2期の政府にともなうとみられ、その後4期まで政府と同じ建物の主方位をとり、5期に正方位を向く一群が増築されていく。政府は4期には移転しているので、政府移転後も正倉の機能は引き続き維持されていた。おそらく、正倉を管理するために何らかの施設が存在したはずである。政府域で出土する8世紀後半から9世紀代の遺物には、瓦や輸入陶磁器などの特殊なものも含んでいて、近隣の未調査地に官衙関連建物が想定される。なお、正倉群を回遊する可能性のある溝（SD-8）と柵（SA-2）を検出しているが、全体を回遊するか不明である。

#### 造営尺の算出

政府の北辺に位置するSB-3と南辺に

位置するSB-4の柱痕跡の距離を計測して、造営尺が1尺 = 0.302mであることを算出した。これは1期～3期の建物に用いられている。また、良早郡都である有田遺跡の政府でも阿恵遺跡と近似した造営尺が使用されている可能性があり、博多湾沿岸の官衙遺構における特徴の一端を示すものかもしれない。一方、4期・5期の造営尺は、正倉のSB-39とSB-40の柱痕跡の距離をもとに1尺 = 0.294mを算出した。この変化は郡都の造営体制に関わる事象の一端を示している可能性があり、その背景には大宰府の造営事業など社会的・経済的情勢との関連も想起される。

阿恵遺跡と深く関わる。伝路と交差している駅路は、都と大宰府を繋ぐ大路である。九州内での駅路に開通する道路遺構は水城東門ルートにおいてしか確認されていなかった。水城東門ルートから先是、美野駅で屈曲して北上することが推定されていたが、阿恵茶屋跡地で駅路の端を示す痕跡が確認されたことによって、駅路の経路が確定された。想定上の古代道路ではなく、それぞれ遺構として捉えられる駅路と伝路が交差する地点に阿恵遺跡が立地する。

阿恵遺跡は古代交通と官衙の関係においても重要な遺跡であることがわかる。

#### 鶴見塚古墳について

正倉の東約200mの地点に、推定全長75mほどの6世紀後半の前方後円墳である鶴見塚古墳が存在する。これは当時の博多湾沿岸で最上位クラスの古墳である。古墳墓道から槽屋評塚の遺構までは100年ほどの開きがあるが、前時代の首長墓という認識を官人たちが持っていたことは想像に難くない。さらには鶴見塚古墳は、那波宮家の管轄者と目される東光寺劍塚古墳と埴山規模・主体部構造が同じであることから、それと同等の被葬者像が推測できる。そして、前述の布振りの柱掘方をもつ正倉の存在から、ミヤケ間連遺構が確認される比恵遺跡・那珂遺跡・有田遺跡との共通点もうかがわれる。阿恵遺跡は筑紫君磐井の息子の葛子が歿して成立した「精屋毛倉」ではないが、この近傍の精屋毛倉の比定地の一部であることは疑いようがなく、その精屋毛倉のシステムとしての後継が阿恵遺跡であることは確実である。

#### 槽屋評と春米連廣園

阿恵遺跡が所在するのは、古代の筑前国槽屋郡である。その前身の槽屋評は、694年制作の京都妙心寺の梵鏡銘「槽屋評春米連廣園」より、評造の人物名が明らかになっている。槽屋評の長官として「春米連廣園」が政務をおこなっていた場所は、まさしく阿恵遺跡2期～3期の政府であることが判明した。考古学的調査によって評造の場所が特定され、なかなか評造の人物名が判明するという全国で初めての事例であり、歴史的にも極めて重要な遺跡である。

## 阿恵遺跡の成立背景

阿恵遺跡が位置する博多湾沿岸は、第2の都ともいえる大宰府の近接地であるとともに、国防の最前線でもある。博多湾沿岸に面する主な平野、河川ごとに、那珂都御、早良都御、佐土都御、そして糟屋都御が造営された。博多湾沿岸部の統治を一体的に進めたことがうかがわれ、阿恵遺跡もその一翼を担っていた地域である。

また、博多湾と瀬戸内海をつなぐ内陸部の経路を歴史的に遡れば、安閑間に設置されたとされる筑紫・豊の屯倉の遺跡地が分布する地域であることがわかる。屯倉設置にもなって渡米系技術者集団が入植し、半島文化の素地が醸成されたことは、新羅系瓦出土寺院の分布からも読み取ることができる。新羅系瓦の文様は、「糟屋評造春米連廣國」が跡造した妙心寺梵鐘と共通している。春米氏も屯倉に関わる出自の可能性があることなど、鶴見塚古墳の存在も含めて、糟屋屯倉と阿恵遺跡の関係の一端をうかがうことができる。阿恵遺跡は、ミヤケから立評を經て、律令国家の形成過程における地方支配体制を考えうえで、北部九州のみならず、我が国の古代史のなかで重要な鍵を握る遺跡である。

## 阿恵遺跡の歴史的意義

阿恵遺跡は、7世紀後半から8世紀後半にかけて、政府と正倉という地方官衙の主要施設の全体像を捉えながら、評衛の出現から都御の最盛期に至るまで地方官衙の変遷を追うことができる国内でも稀な遺跡である。さらに、698年の京都妙心寺梵鐘「糟屋評造春米連廣國」により糟屋評の長官の人物名が判明している。7世紀第4四半期に長岡開いの政庁が成立し、また、布振りの柱掘方をもつたものを含めて複数の正倉も建築され、評衛の建物配置や空間構成など、その全容を把握することができる。そしてまさに阿恵遺跡2期～3期の政庁において「春米連廣國」という人物が評造として政務をおこなっていたことが判定できた。文字資料により評の長官名が判明していて、なおかつ発掘調査によって評衛の場所が明らかにされたのは、我が国で阿恵遺跡が唯一であり、その歴史的価値は極めて重要である。

## 今後の課題と展望

### 今後の課題

これまでの調査で、政府、正倉、古代道路など、糟屋評（郡）街に関わる多くの遺構を確認することができた。官衙の全体像を把握することが可能な数少ない貴重な遺跡であるが、またそれ故に調査対象地が広域に渡っており、遺構相互の有機的な関連を復元していくためにも今後の調査の積み重ねが必要である。

政庁については、調査区の制約上、建物配置が一部確認できていない箇所があり、政庁の全体像を確定させるには至っていない。また、曹司や館などの関連施設は調査区内外では検出していない。おそらく、現在は住宅地となっている政庁の北側や西側の微高地に展開していることが想定される。古代道路から政庁への接続も不明であり、今後の周辺調査においては注意を要する点である。

政府の移転先については、政庁北側の微高地の阿恵原口遺跡付近、政庁から東方へ約0.9kmの地点に位置して長者屋敷の伝承が残る1町四方の区画地、長者屋敷伝承地の南側約100mにある原町平原遺跡があげられる。長者屋敷伝承地は、隣接する「長者原」地名の由来となっている。原町平原遺跡は、今年度調査を実施し、1mを越える方形の柱掘方をもち、正面方をとる東西棟建物が見つかっている。建物の全体像やその他の遺構も不明ではあるが、有力な候補地であり、今後の周辺調査に期待を寄せるところである。

正倉は、回廊施設の有無を確認することが課題である。それに関連して、正倉と政庁、古代道路との接続経路も解明していく必要がある。

古代道路は、幅が約21mとかなり広く、これが官衙前面だけに限った道幅なのか、周辺の条里と併せて検討していくなければならない。

鶴見塚古墳は、埴丘規模の復元が必要である。後円部は宅地化しているため、埴丘や主体部が遺存する可能性は低いが、周溝の検出などによって手掛かりを得ることに期待したい。

都御に関連して、都寺の比定も課題である。阿恵遺跡の東約2.5kmに駕輿廐廐

寺が存在する。出土瓦は8世紀後半に限られるものの、出土遺物は阿恵遺跡の政庁と同時期のものが一定量存在する。その時期も寺院であったか不明ではあるが、阿恵遺跡と同時に存在しており、注目すべきところである。

以上の課題は、今後の調査を積み重ねていくことで整理され、新たな知見とともに阿恵遺跡の歴史的価値をさらに高めていくであろう。

### 今後の展望

糟屋評（郡）街の所在地が初めて明らかになったのは、この地域にとって極めて重要なことである。我が国の古代史にたびたび登場する「糟屋」の中心地が阿恵遺跡であったことは重い意味を持つ。

古代国家の地域支配形成期に評（郡）街が存在したということは、その期間この地域の政治的・文化的な中核を成していくことを示すのである。たとえ評（郡）街が移転したとしても、その影響力は残り続け、少なからずその後の地域の歴史にも受け継がれてきたものがあると考える。たとえば、糟屋都御と稚波都御をつなぐ伝路の途上に大分八幡宮が位置する。923年に大分八幡宮から遷座されて、糟屋郡の海岸沿いに菖崎宮が成立したこと全く無縁なことではあるまい。

現在においても、柏原町は全国的に人口増加率が著しく、急速に発展を続けていた町である。都市化が進む柏原町の中心部で、今まで続く糟屋郡の発祥の地である阿恵遺跡が見つかったことは、地域住民にとって、郷土愛を醸成し、地域に対する誇りを育むためにも極めて大切である。阿恵遺跡に隣接して小学校もあり、学校と連携した歴史教育の場としても欠かすことのできないものがある。

古代史のなかで重要な位置付けがさされる阿恵遺跡については、今後もその調査成果を地元に還元しながら、遺跡の保存と活用を図ることが町の責務と考えている。周辺住民の方々をはじめとして、多くの町民に阿恵遺跡の歴史的価値や重要性を理解してもらいたい、阿恵遺跡を後世に残して地域に愛される遺跡になるよう努めていきたい。そのためにも、土地の所有者である九州大学ならびに関係機関、文化庁、福岡県教育委員会、阿恵遺跡調査指導委員会と協議を重ねて国史跡の指定を目指していきたい。

# 図 版



政府空撮（南上方から）



SB-1、SB-4（南から）



SB-1 (南から)



SB-1 柱穴 P1 (北から)



SB-2 柱穴 P14, SB-3 柱穴 P15 (北から)



SB-2, SB-3 (東から)



SB-3 柱穴 P6 (北から)



SB-4 柱穴 P3 (西から)



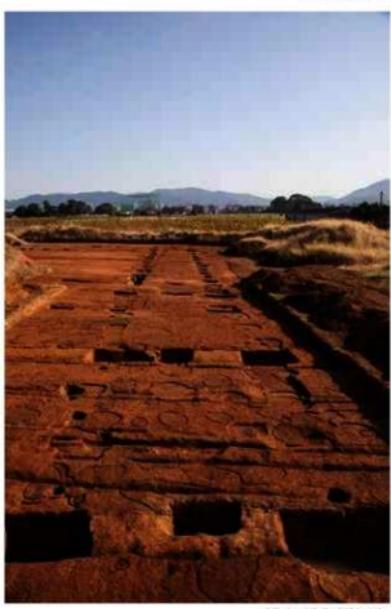
SB-4 (東から)



SB-4 柱穴 P6 (南から)



SB-4、SB-11、SB-12 切り合い箇所 (南西から)



SB-4、SB-7 (西から)



SB-4、SB-11、SB-12 切り合い箇所 (北東から)



SB-4 (左)、SB-11 (右) 切り合い土層断面 (北から)



SB-5 (東から)



SB-9 (北から)



SB-11 (東から)



SB-13（西から）



SB-15（北から）



SB-15（南から）



SB-16（東から）



SB-18 (東から)



SB-19 (北から)

図版  
（政府域）



SB-21 (南から)



SB-23, SB-24 (北から)



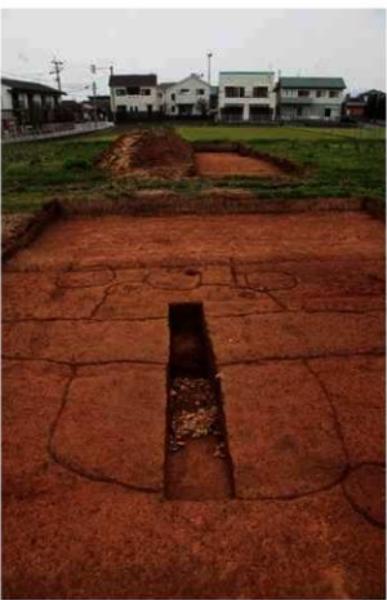
SB-25, SB-26 (北から)



SA-1 (西から)



石敷き遺構 (北から)



石敷き遺構 (南から)



石敷き道橋と SD-7 切り合 (北から)



SD-2 (南東から)



井戸 (北東から)



政府南側地形落ち（北から）



Tr40、51（北東から）



Tr41（北東から）



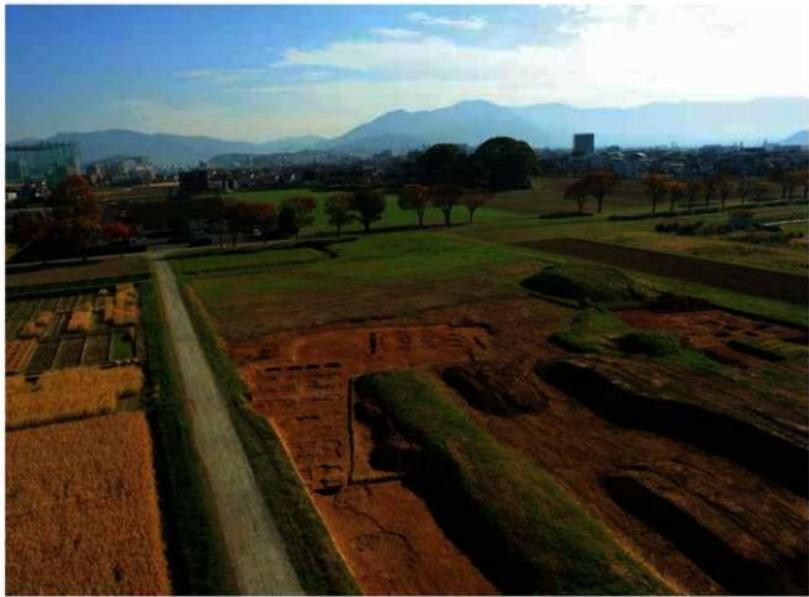
Tr42（北東から）



Tr43（北東から）



正倉空撮（西上方から）



正倉空撮（西上方から）【奥の林が鴟見原古墳】



SB-27 (西から)



SB-28 (西から)



SB-29 (西から)



SB-30 (西から)



SB-31 (南から)



SB-32 (東から)



SB-33 (北から)



SB-34 (北から)



SB-35 (北から)



SB-36 (北から)



SB-37 (東から)



SB-38 (東から)



SB-39 (北から)



SB-40 (北から)



SB-41 (北から)



SB-34 柱穴（北から）



SB-35 柱穴 P3（西から）



SB-39 柱穴 P1（北から）



SB-40 柱穴（西から）



SB-42（北から）



SB-43（北から）



SB-44（北から）



SB-45 (北から)



SC-12 (北から)



SA-2 (南から)



SC-15, 16, 17 (南から)



SA-2 (東から)



SC-18 (南から)



SD-8 (北から)



Tr44 (北東から)



Tr45 (北東から)



Tr46 (北西から)



Tr47 (北西から)



Tr49 (東から)



Tr56 (北東から)



Tr57 (東から)



Tr59 (北から)



Tr60 (東から)



Tr61 (北から)



Tr62 (南西から)



Tr63 (南西から)



Tr64 (北西から)



Tr65 (北西から)



Tr66 (北西から)



Tr70 (北から)



Tr72 (北東から)



Tr70 (北から)



Tr73 (北東から)



Tr81 地形落ち (北西から)



Tr81 (北西から)



Tr105 (北から)



Tr106 (北から)



Tr157 (北から)



Tr158 (西北から)



Tr159 (東から)



Tr160 (東から)



Tr208 (東から)



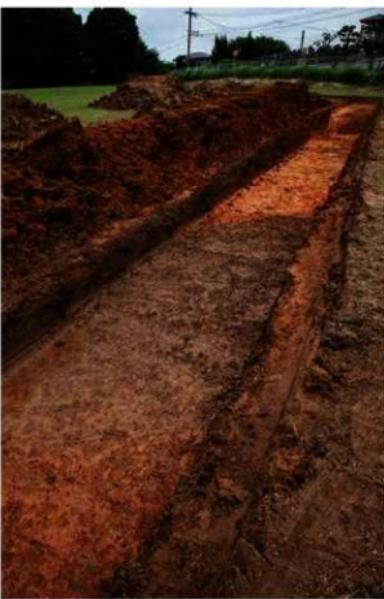
Tr36 (北東から)



Tr37 伝路側溝 (北西から)



Tr89 (西から)



Tr91 伝路側溝 (南西から)



Tr92 伝路側溝（南西から）



Tr93 伝路側溝（南西から）



Tr92 伝路側溝土層断面（南から）



Tr94 近世～近代の溝（北から）



Tr95 伝路側溝（南西から）



Tr96 伝路側溝（南西から）



Tr98 伝路側溝（南西から）



Tr99 伝路側溝（南西から）



Tr100 伝路側溝（北西から）



Tr100 伝路側溝（南西から）



Tr100 伝路側溝土層断面 (南東から)



Tr153 伝路側溝 (南西から)



Tr154 伝路側溝 (南西から)



Tr153 伝路側溝土層断面（北から）



Tr154 伝路側溝土層断面（南から）



Tr155 伝路側溝完掘（西から）



Tr155 伝路側溝伏道構（西から）



Tr155 伝路側溝土刷断面（北西から）



Tr228【手前】、Tr229【奥】伝路側溝（南西から）



Tr229 伝路側溝（南西から）



Tr230 伝路側溝（南西から）



Tr231 伝路道路面（南西から）



Tr232 伝路掘溝（南西から）



Tr234 伝路道路面（南東から）



Tr235 伝路道路面（南東から）



Tr236 伝路掘溝（東から）



Ty237【左】、Ty233【右】伝路積土（南東から）



Ty233 伝路積土（西から）



Tr233 伝路積土層断面（西から）



Tr242 伝路積土（南から）



Tr242 伝路積土・近世～近代溝・伝路側溝上断面（南西から）



専用住宅確認調査 伝路側溝（北西から）



T216 伝路削平（南東から）



Tr218 (南西から)



Tr217 (南西から)



Tr219 (南西から)



Tr220 (北西から)



Ty221 駅路削平（北西から）



Ty222（北から）



阿忠茶屋遺跡確認調査（南東から）



阿忠茶屋遺跡確認調査 駅路（南東から）



阿恵茶屋遺跡確認調査 駅路道路面（南東から）



阿恵茶屋遺跡確認調査 駅路（南東から）



阿恵茶屋遺跡確認調査 駅路端上層断面（北東から）



Tr124（東から）



Tr125（東から）



Tr126（南から）



Tr127（東から）



Tr170 (南東から)



Tr171 (北から)



Tr172 (北から)



Tr173 (北から)



Tr174 (西から)



Tr175 (北から)



Tr183 (北から)



Tr184 柱穴 (北から)



Tr185 (東から)



Tr190 (西から)



Tr193 (東から)



Tr194 (北から)



Tr195 (南東から)



Tr196 SB-46 (北から)



Tr197 (西から)



Tr199 (西から)



Tr200 (東から)



Tr201 (南西から)



Tr202 (西から)



Tr203 (西から)



Tr207 SB-47 (西から)



Tr210 (南から)



Tr211 (西から)



Tr212 (西北から)



Tr213 (東から)



Tr214 (西から)



鶴見塚古墳空撮 (西上方から)



鶴見塚古墳空撮（西上方から）



鶴見塚古墳前方部（南から）



鶴見塚古墳前方部埴丘（北から）



鶴見塚古墳前方部埴丘（西から）



鶴見塚古墳前方部墳丘（西から）



鶴見塚古墳前方部墳頭（西から）



鶴見塚古墳切り通し前方部側面断面写真(南東から)



鶴見塚古墳切り通し後円部側面断面(北西から)



鶴見塚古墳 箱式石棺露出状況(東から)



Tr128 (北西から)



Tr129 (北西から)



Tr130（北西から）



Tr131（北西から）



Tr132（北西から）



Tr133（南から）



Tr134 (南西から)



Tr135 (南西から)



Tr3 (北東から)



Tr5 (北から)



Tr6 (北から)



Tr7 (北から)



Tr8 (北から)



Tr9 (北から)



Tr10 (北から)



Tr11 (西から)



Tr12 (北東から)



Tr13 (北東から)



Tr14（北から）



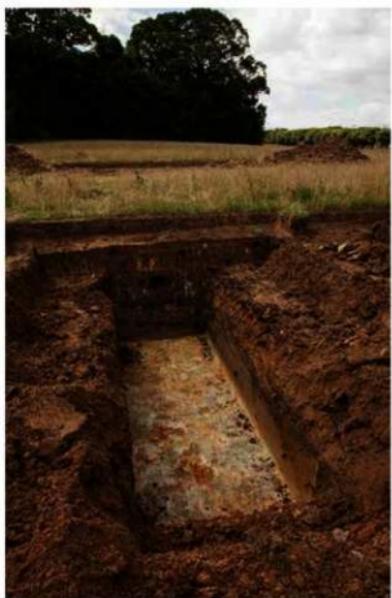
Tr15（北から）



Tr16（北から）



Tr17（北東から）



Tr18 (北から)



Tr19 (北から)



Tr21 (北から)



Tr22 (北から)



Tr23（北から）



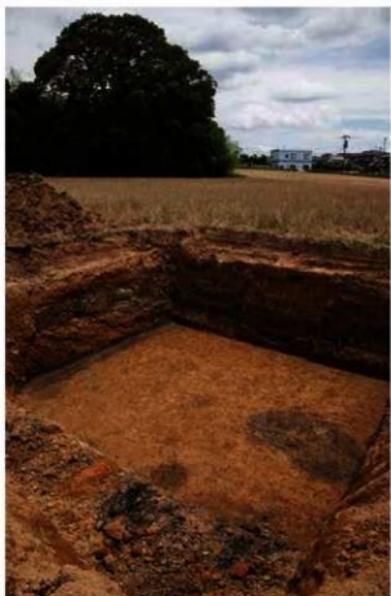
Tr24（北から）



Tr25（北から）



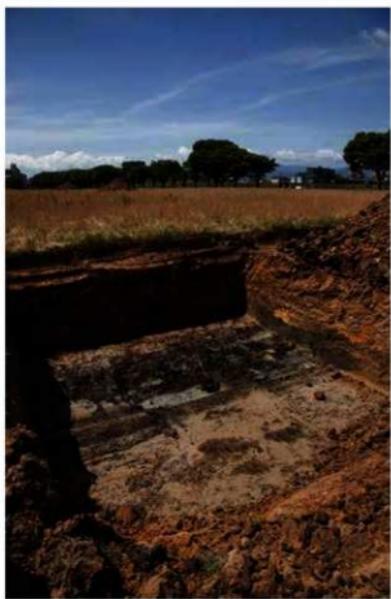
Tr26（北から）



Tr28 (北西から)



Tr29 (北西から)



Tr30 (北から)



Tr31 (北西から)



Tr32（北西から）



Tr33（北西から）



Tr34（北東から）



Tr35（北東から）



Tr38 (北から)



Tr39 (北から)



Tr136 (東から)



Tr137 (東から)



Tr138 (東から)



Tr139 (東から)



Tr140 (東から)



Tr141 (西から)



Tr142 (西から)



Tr143 (南から)



Tr144 (北東から)



Tr145 (北東から)



Tr146（北から）



Tr147（北から）



Tr148（南から）



Tr149（南から）



Tr150 (北西から)



Tr243 (北から)



Tr244 (北から)



Tr245 (北から)



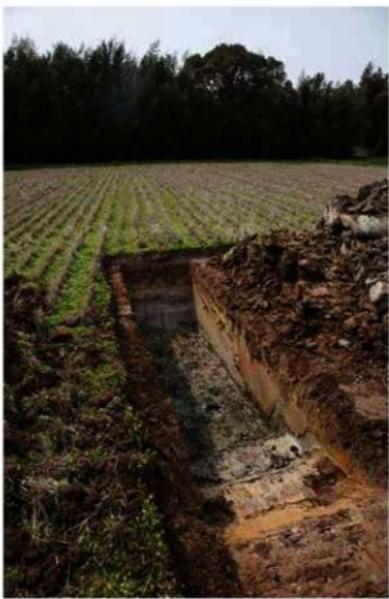
Tr247（北から）



Tr248（北から）



Tr249（北から）



Tr250（北から）



Tr113 (南から)



Tr114 (南から)



Tr116 (南から)



Tr117 (南から)



Tr118 (南から)



Tr119 (南から)



Tr120 (南から)



Tr121 (北から)



Tr122 (北から)



Tr123 (南から)



Tr226 (南西から)



Tr238 (南から)



Tr239 (南東から)



Tr83 (北から)



Tr84 (北から)



Tr85 (北から)



Tr87 (北から)



Tr88 (北西から)



Tr90 (西から)



Tr151 (南から)



Tr152 (北から)



Tr162 (北から)



Tr164 (南東から)



Tr165 (西から)



Tr167 (北東から)



Tr168 (北東から)



Tr169 (北から)



Tr176 (西北から)



Tr180 (北東から)



Tr188 (北から)



Tr204 (北西から)



Tr205 (北から)



Tr206 (北西から)



Tr215 (北から)



Tr215 (北西から)



Tr215 土層断面 (西から)



政寧城 SX-2 (第 48 図 4)



政寧城 SX-8 (第 50 図 1)



政寧城包含層 (第 58 図 52)



政寧城包含層 (第 58 図 53)



政寧城包含層 (第 59 図 122)



政寧城南側地形落ち 6 層 (第 55 図 65, 66, 67, 69)



政寧城南側地形落ち 6 層 (第 55 図 44, 70, 71)



政寧城 SB-7 を切るビット (第 17 図 1)、南側地形落ち 5 層 (第 57 図 8)・6 層 (第 55 図 62)、包含層 (第 59 図 136)



政府城南側地形落ち 6 層（第 56 図 74）



政府城南側地形落ち 6 層（第 56 図 76）



政府城南側地形落ち 6 層（第 56 図 77）



政府城南側地形落ち 6 層（第 56 図 75）



政府城南側地形落ち 6 層（第 55 図 73）



政府城 SD-4（第 44 図 8）



正倉城 SC-12（第 92 図左 1）



正倉城 SC-12 (第 92 圖左 2)



正倉城 SC-13 (第 92 圖右 2)



正倉城 SK-1 (第 90 圖 4)



正倉城檢出面 (第 100 圖 11)



古代道路側溝 Tr92 (第 106 圖 1)

## 報告書抄録

ふりがな	あえいせき						
書名	阿恵遺跡						
シリーズ名	柏屋町文化財調査報告書						
シリーズ番号	第43集						
編著者名	西垣彰博、坂上康俊						
編集機関	柏屋町教育委員会						
所在地	〒811-2314 福岡県糟屋郡柏屋町若宮一丁目1番1号						
発行年月日	2018年3月31日						
所収遺跡名	所在地	コード 市町村	北緯 遺跡番号	東経	調査期間	調査面積	調査原因
阿恵遺跡 <small>ふくやまちく</small> 大字原町 111他	福岡県糟屋郡柏屋町 <small>ふくやまちく</small> 大字原町 111他	403491	280080	33°36'50" 130°27'31"	2013.7.1～ 2013.10.1 2014.2.17～ 2015.3.31 2015.4.13～ 2016.3.31 2016.11.15～ 2016.12.28	22.591m <sup>2</sup>	保存目的の確認調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項		
阿恵遺跡	官衙	飛鳥時代・奈良時代	掘立柱建物・櫛・土坑・溝・土師器・須恵器・輸入陶磁器・木器等	槽屋評衝・都衝・古代道路を発見。京都妙心寺梵鐘跡にみえる「槽屋評造春米達廣園」が政務をおこなった場所。	槽屋評衝・都衝・古代道路を発見。京都妙心寺梵鐘跡にみえる「槽屋評造春米達廣園」が政務をおこなった場所。		
所収遺跡名	所在地	コード 市町村	北緯 遺跡番号	東経	調査期間	調査面積	調査原因
鶴見塚古墳 <small>つるみづかこふん</small> 4丁目 182-1他	福岡県糟屋郡柏屋町原町 <small>ふくやまちく</small> 4丁目 182-1他	403491	280120	33°36'50" 130°27'50"	2014.11.1～ 2015.1.7	2.386m <sup>2</sup>	保存目的の確認調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項		
鶴見塚古墳	古墳	古墳時代	前方後円墳	須恵器、埴輪	6世紀後半の前方後円墳。		
要約	阿恵遺跡は博多湾沿岸に位置し、槽屋評衝・都衝が発見された。広範囲に渡って古代の旧地形を残したまま、政府と正倉をはじめとした官衙のはば全体像を把握できる重要な遺跡である。また、古代道路の発見にも至り、駿路と伝路の交差箇所に官衙が立地することが明らかになった。官衙と古代交通の関係においても貴重な事例となる。官衙と200mの至近距離に6世紀後半の前方後円墳である鶴見塚古墳があり、博多湾沿岸における律令制成立以前の様相についても鋭くなる遺跡といえる。さらに、698年制作の京都妙心寺梵鐘の銘「槽屋評造春米達廣園」から槽屋評の評造名が判明していて、「春米達廣園」が政務をおこなった場所こそが阿恵遺跡の政府である。文字資料により評造名が明らかで、なおかつ、その人物が政務をおこなった評衝を発見調査によって特定できた遺跡は全国に例がなく、歴史的価値が極めて高い重要な遺跡である。						

## 阿恵遺跡 柏屋町文化財調査報告書第43集

平成30年3月31日 発行

発行 柏屋町教育委員会  
〒811-2314 福岡県糟屋郡柏屋町若宮一丁目1番1号（柏屋町立歴史資料館）  
TEL：092-939-2984 FAX：092-938-0733

印刷・製本 株式会社 九州カスタム印刷  
〒812-0007 福岡市博多区東比恵3丁目16-15